

連 合 総 研

JAPANESE TRADE UNION CONFEDERATION
RESEARCH INSTITUTE FOR
ADVANCEMENT OF LIVING STANDARDS

産業別労働組合の機能・役割の現状と 課題に関する調査研究報告書

2020年3月

公益財団法人
連合総合生活開発研究所

まえがき

連合総研は、2001年5月に報告書『労働組合の未来をさぐる－変革と停滞の90年代をこえて－』（労働組合の未来研究会：主査 中村圭介教授）を発行しました。同報告書では、①労働組合の経営参加、労使協議制の現状と課題、②産別組織・ナショナルセンターの組織と機能などについての現状と課題等について取りまとめています。

また、2016年4月には、職場の基礎的単位組織（一企業単位組合、事業場単位組合、支部、エリア分会等）の実態と課題等を分析した「労働組合の基礎的な活動実態に関する調査研究」（主査：仁田道夫教授）報告書を発行するとともに、2016年度には「地方連合会・地域協議会の活動の組織と活動に関する調査研究」を実施し、近年の労働運動の現状・課題等を単組・地方連合の面から明らかにしてまいりました。

今回設置した「産業別労働組合の機能・役割の現状と課題に関する調査研究委員会」では、産業別労働組合の機能・役割に焦点をあて、2001年の報告書『労働組合の未来をさぐる』のなかで、1989年に実施された調査（全日本民間労働組合連合会『産業別組織の機能の現状調査報告書』）の調査結果と比較し明らかにされた、①組織拡大、②財政、③最低規制等の産別交渉機能、④産業政策、⑤共済制度、⑥政治活動、⑦中小企業組合の意見反映・活動参加—などに関する課題提起等が、現在、どのように活かされているか等を検証することとしました。

さらに、現在、労働組合を取り巻く環境は、①非正規労働者と低賃金・不安定雇用の増大、②個人請負型やクラウドワーク等の企業等の組織に所属しない就労者の増加、③労働組合の組織率の低下、④少子・人口減少（労働力減少）の進行、④I o T・A Iに代表される更なる技術革新の進展やそれに付随する産業構造の変革—などにより、大きく変化しています。このような環境変化をふまえ、改めて、産業別労働組合に対するヒアリングやアンケート調査を通じて活動の実態を把握し、これからの産業別労働組合に期待される、機能・役割についての課題整理・提起を行うことをめざしました。2018年からは、連合との共同研究としてその作業を進めました。

この報告書が産業別労働組合の一層の発展と運動の活性化に資するものとなっていれば幸いです。

最後にアンケート調査とヒアリングにご協力くださいました連合加盟の各産別労働組合の方々に感謝申し上げます、また報告書をご執筆いただいた中村圭介主査をはじめ、各委員の皆様、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

2020年3月

公益財団法人 連合総合生活開発研究所
所 長 藤 本 一 郎

連合総研「産業別労働組合の機能・役割の現状と課題に関する 調査研究委員会」 研究体制と開催経過

1. 研究委員会の体制

| | | |
|-----|---------|--------------------------|
| 主査 | 中村 圭介 | 法政大学大学院連帯社会インスティテュート 教授 |
| 委員 | 李 旼珍 | 立教大学 社会学部・社会学科 教授 |
| | 前浦 穂高 | JILPT副主任研究員 |
| | 西村 純 | JILPT副主任研究員 |
| | 扇谷 浩彰 | 連合 総合組織局 局長 |
| 連合 | 山根木 春久 | 連合 総合組織局 総合局長（研究委員会開催当時） |
| 事務局 | 新谷 信幸 | 事務局長 |
| | 杉山 豊治 | 副所長 |
| | 浦野 高宏 | 主任研究員 |
| | 金沢 紀和子 | 主任研究員 |
| | 小川 士郎 | 主任研究員（主担当・研究委員会開催当時） |
| 協力 | 労働調査協議会 | |
| | 西村 博史 | 特別研究員 |
| | 後藤 嘉代 | 主任調査研究員 |

2. 研究委員会の開催経過

| | | |
|-----------|------------|---------------------------|
| 第1回研究委員会 | 2018年1月18日 | 主査報告 |
| 第2回研究委員会 | 2018年2月7日 | 産別組織へのヒアリング内容およびアンケート項目検討 |
| 第3回研究委員会 | 2018年3月20日 | 情報労連へのヒアリング結果報告 |
| 第4回研究委員会 | 2018年4月26日 | 電力総連へのヒアリング結果報告 |
| 第5回研究委員会 | 2018年5月31日 | 電機連合へのヒアリング結果報告 |
| 第6回研究委員会 | 2018年6月15日 | 連合からの報告 |
| 第7回研究委員会 | 2018年8月2日 | 連合の追加アンケート項目について |
| 第8回研究委員会 | 2018年10月5日 | JAMへのヒアリング結果報告 |
| 第9回研究委員会 | 2019年4月5日 | 報告書の構成（案）について |
| 第10回研究委員会 | 2019年5月28日 | ヒアリング結果報告（基幹労連・UAゼンセン） |
| 第11回研究委員会 | 2019年6月4日 | ヒアリング結果報告（基幹労連・UAゼンセン） |
| 第12回研究委員会 | 2019年7月29日 | 研究委員会報告書各パート（案）および構成について |

3. アンケート調査

調査期間 2018年9月～2019年1月

調査方法 連合に加盟する(オブザーバー加盟も含む)産業別組織48組織に3種類の調査票を送付。

回答組織数 40組織

4. ヒアリング日程

2018年9月10日 JAM

12月5日 基幹労連

2019年1月12日 UAゼンセン

2月19日 情報労連

3月26日 電力総連

4月25日 電機連合

5月7日 自動車総連

産業別労働組合の機能・役割の現状と課題に関する調査研究報告書

目 次

まえがき

研究委員会の構成と経過

目次

| | |
|-----------------------|-----|
| 序章（要約） | 1 |
| 第1章 | 37 |
| 1. 組織体制 | 39 |
| 2. 組織構造 | 55 |
| 3. 本部体制と財政 | 75 |
| 4. 組織拡大活動 | 100 |
| 第2章 | 113 |
| 1. 交渉・協議と闘争指導 | 115 |
| 2. 労働条件の産業別最低規制 | 155 |
| 第3章 | 163 |
| 1. 雇用・合理化対策 | 165 |
| 2. 産業政策活動 | 171 |
| 3. 連帯・共済活動 | 174 |
| 4. 教育活動 | 176 |
| 5. 調査活動、広報・宣伝活動 | 177 |
| 6. 政治活動 | 179 |
| 7. 国際活動 | 182 |
| 8. 組織強化活動 | 183 |
| 9. 今後の活動課題 | 185 |
| 10. まとめ | 186 |

< 序 章 >

序章 要約

法政大学大学院連帯社会インスティテュート教授 中村 圭介

1. 目的と方法

本研究の目的は、連合に加盟する産業別組織の組織構造、組織体制、活動内容を明らかにすることである。1989年調査（全日本民間労働組合連合会『産業別組織の機能の現状調査報告書』1989年10月）、1999年調査（連合総合生活開発研究所『労働組合の未来を探る：変革と停滞の90年代をこえて』2001年5月所収の第4章）に続く産業別組織に関する調査である。前2回の調査とほぼ同じ調査票を用意し（調査票A、調査票B、調査票C）、連合結成30年後の産業別組織の現状と課題を探ることとした。

連合に加盟する（オブザーバー加盟も含む）産業別組織48組織に3種類の調査票を送付し、記入してもらった。回答組織数は40組織となった。回答に対する疑問点や不明点がある場合には、直接、担当者に連絡をし、修正を行った。

アンケート調査を補完するため、UAゼンセン、自動車総連、電機連合、JAM、基幹労連、電力総連、情報労連の7つの産業別組織にインタビュー調査も行った。

2. 諸類型

前2回の調査と同様に、組織範囲、市場支配力、組織人員によって産業別組織の類型化を行い、これを一つの重要な説明変数として、産業別組織の組織構造、組織体制、活動内容の違いを見ていくこととした。組織範囲については、個々の組織ごとに、産業分類でいう産業別中分類を組織範囲とするのか、産業別大分類を組織範囲とするのか、あるいは特に組織範囲を定めていないのかを私たちが判断して分類した。市場支配力については、組織範囲とする産業あるいは業種の製品市場で支配力を有する複数の企業を組織していると回答した場合を「有」にし、それ以外を「無」にした¹。組織人員については、産業中分類を組織範囲とし、市場支配力を有する組織に関してのみ10万人を基準とした。

表序-1はこの方法にしたがって調査対象の40組織を類型化した結果を示している。

タイプⅠは組織範囲を産業中分類とし、市場支配力を有し、組織人員10万人以上の10組織である。基幹労連は鉄鋼、造船重機、非鉄金属など複数の産業中分類にまたがっているが、JAMやJEC連合のような産業大分類を組織範囲としているとはいえないため、このタイプとしている。

タイプⅡはタイプⅠと同様に、組織範囲を産業中分類とし、市場支配力も有しているが、組織人員が10万人に満たない組織である。損保労連以下、6組織となる。

タイプⅢには2つのタイプが混在している。1つは産業中分類を組織範囲とする企業別組合の連合体であるが、市場支配力を持たない産業別組織である。もう1つは公共企業体が民営化され、あるい

は国営企業が独立法人化された事業体の労働組合である。後者のタイプに属するのが J P 労組、全印刷、全造幣である。全部で20組織となる。なお、日建協と日高協は組織人員が33,594人、8,342人と全造幣や自治労連などよりも多いが、オブザーバー加盟であるためにタイプⅢの下位に置いている。

タイプⅣは大産別主義を組織方針とする J A M、J E C 連合、事実上の一般組合主義の組織となっている U A ゼンセン、一般組合主義のコミュニティ・ユニオンの連合体である全国ユニオンの4組織である。

表序－1 産業別組織の諸類型

| タイプ | 組織名 | 組織範囲 | 市場支配力 | 組織人員 |
|-----|------------------------|------|-------|-----------|
| Ⅰ | 自治労 | 中産別 | 有 | 791,360 |
| | 自動車総連 | 中産別 | 有 | 779,821 |
| | 電機連合 | 中産別 | 有 | 562,440 |
| | 基幹労連 | 複合産別 | 有 | 254,486 |
| | 生保労連 | 中産別 | 有 | 243,799 |
| | 電力総連 | 中産別 | 有 | 209,266 |
| | 情報労連 | 中産別 | 有 | 199,135 |
| | 運輸労連 | 中産別 | 有 | 144,016 |
| | 私鉄総連 ¹⁾ | 中産別 | 有 | 99,210 |
| | フード連合 | 中産別 | 有 | 106,150 |
| Ⅱ | 損保労連 | 中産別 | 有 | 93,707 |
| | サービス連合 | 中産別 | 有 | 46,280 |
| | ゴム連合 | 中産別 | 有 | 43,310 |
| | 航空連合 | 中産別 | 有 | 41,419 |
| | 紙パ連合 | 中産別 | 有 | 25,453 |
| | 全電線 ²⁾ | 中産別 | 有 | 24,765 |
| Ⅲ | J P 労組 | 中産別 | 無 | 243,692 |
| | 日教組 | 中産別 | 無 | 235,712 |
| | 国公連合 | 中産別 | 無 | 77,064 |
| | J R 連合 | 中産別 | 無 | 82,704 |
| | J R 総連 | 中産別 | 無 | 30,656 |
| | 交通労連 | 中産別 | 無 | 46,822 |
| | 全国ガス | 中産別 | 無 | 23,248 |
| | 印刷労連 | 中産別 | 無 | 21,350 |
| | 全銀連合 | 中産別 | 無 | 19,909 |
| | 全水道 | 中産別 | 無 | 16,272 |
| | メディア労連 | 中産別 | 無 | 9,577 |
| | 全労金 | 中産別 | 無 | 8,769 |
| | 森林労連 | 中産別 | 無 | 5,596 |
| | 労供労連 | 中産別 | 無 | 4,405 |
| | 全印刷 | 中産別 | 無 | 4,073 |
| | 労済労連 | 中産別 | 無 | 4,296 |
| | 自治労連 | 中産別 | 無 | 3,008 |
| | 全造幣 | 中産別 | 無 | 802 |
| | 日建協 | 中産別 | 無 | 33,594 |
| | 日高協 | 中産別 | 無 | 8,342 |
| Ⅳ | U A ゼンセン | 一般 | 有 | 1,783,856 |
| | J A M | 大産別 | 有 | 340,543 |
| | J E C 連合 ³⁾ | 大産別 | 有 | 106,430 |
| | 全国ユニオン | 一般 | 無 | 2,800 |

- 1) 私鉄総連は調査票には99,210人と回答しているが、厚生労働省『労働組合基礎調査（平成30年）』によると、単一組合ベースで115,713人であるためにタイプⅠとした
- 2) 全電線は組織人員は無回答であるが、厚生労働省『労働組合基礎調査（平成30年）』によると、単一組合ベースで24,765人である。
- 3) JEC連合は組織人員は無回答であるが、厚生労働省『労働組合基礎調査（平成30年）』によると、単一組合ベースで106,430人である。

3. 組織再編

日本労働組合総連合会（連合）が結成されたのは1989年11月であるが、結成当時の構成組織は78組織（うち4組織はオブザーバー加盟）であった²。現在は48組織（うち2組織がオブザーバー加盟）であり、30年間の間に組織再編が進んだことがうかがえる。

30年間で組織統合が14事例あり、この他に8組織の新規加盟があった。他方、5組織が解散し、2組織が脱退した。組織統合と新規加盟についてやや詳しくみていこう。

（1）組織統合

最も目立つ組織統合はU Aゼンセンである。時系列的に追うと、まず1996年10月に連合加盟の全化同盟と一般同盟、連合オブ加盟の化労研（化学・薬粧労組研究協議会）が組織統合してC S G連合が結成される³。6年後の2002年9月に、このC S G連合、連合加盟の繊維生活労連とゼンセン同盟が統合してU Iゼンセンが誕生する⁴。これらの動きとは別に連合加盟の商業労連とチェーン労協、連合未加盟の百貨店7労組連絡協議会（西武、三越、大丸、小田急、名鉄、阪急、近鉄）が2001年7月に統合してサービス流通連合が発足する⁵。そして2002年11月にはU Iゼンセン、サービス流通連合がそれぞれ解散し、新たな組織、U Aゼンセンが誕生する⁶。実に8組織が統合して、巨大な1組織＝U Aゼンセンを作り上げた。

J A Mは3組織が統合した組織である。1989年11月に全国金属と全機金が統一して金属機械を結成する。1991年9月には全金同盟がゼンキン連合と改称し、その8年後の1999年9月に金属機械とゼンキン連合が統合してJ A Mが誕生する⁷。それまで総評、新産別、同盟に分かれていた金属3組織がナショナル・センターの枠を越えて統合した。

基幹労連は鉄鋼労連、造船重機労連、非鉄連合が2003年9月に統合して発足した組織である。このうち非鉄連合は1996年8月に連合加盟の非鉄金属総連と資源労連、産別未加盟の三井金属労連の3組織が統合して誕生した組織である⁸。2014年9月には連合加盟の建設連合が加わる。5産業別組織と1企業別組合が1組織に統合された。

大産別のJ E C連合も組織統合によって誕生した産業別組織である。1998年10月に連合加盟の全化労連と未加盟の全国化学が解散して、新たに化学リーグ21を結成し、同時に上部団体未加盟の全日塗との協議会として化学リーグ21連合を結成する（2000年12月に連合体に改組し、化学リーグ21となる）⁹。2002年10月には化学リーグ21、新化学、全国セメント、石油労連の4組織が解散し、J E C連合が発足する。6組織が業種を超えて集まり、1つの大産別組織を作った。

1991年11月に連合加盟の全食品同盟（同盟）、全たばこ（総評）、食品労連（総評）が統合して食品連合が結成される。この動きとは別に、1989年12月に味の素労組を中心とした上部団体未加盟の食品労協が発足し、1995年に連合に正式加盟する。その5年後の2000年12月に食品連合と食品労協によって食品連盟が誕生し、連合の加盟単位とする（食品連合と食品労協は存続）。その後、食品連盟は産別未加盟組合に参加を呼びかけるとともに、食品連合、食品労協を解散させ、2002年11月、フード連合となる。翌2003年9月には甘味労協が加わる。総評、同盟、純中立の5組織がナショナル・センターの枠を越えて、1つの食品関係の産業別組織を作った¹⁰。

連合加盟のゴム労連は1992年10月に産別未加盟のブリヂストン労組とブリッジ組織としてゴム連合を結成し、ゴム連合として連合に加盟する（加盟単位の変更）。その後、2005年9月にゴム労連は解散し、ゴム連合が単一の連合体に移行する。産業別組織が1つの有力な企業別組合を取り込む形で再編された¹¹。

サービス連合の前身であるレジャー・サービス労連は連合結成前の1988年12月に観光労連、ホテル労連、食労協¹²によって連合への窓口組織として結成されている（観光労連、ホテル労連は存続）。1992年にはレジャー・サービス連合へと名称を変更し、1999年11月には2つの産業別組織を解散し、名実とともに1つの産業別組織となる。この間、ホテル労連、CSG連合傘下にあったホテル・レストラン労協は、連合結成以前より産別未加盟のホテルの労働組合に参加を呼びかけている。その努力が実り、2001年7月に全日本ホテルズ労連、リーガ労連などの企業別組合の参加を得て、サービス連合が新たに発足する。4組織と産別未加盟の複数の企業別組合が集まって観光産業の産業別組織を作り上げた¹³。

全窯連は1995年12月に組織を発展的に解消し、産別未加盟の複数の企業別組合（東陶機器労組等）を加えてセラミックス連合を結成した¹⁴。

労供労連は2001年4月に新産別運転者労働組合（新運転）と日本自動車運転士労働組合（自運労）がそれぞれの組織を存続したまま結成された組織である。2004年には神奈川人材供給労働組合が加盟している¹⁵。

連合加盟の航空同盟と純中立の全日空グループ労組連絡会が1999年10月に統合して誕生したのが航空連合である。結成後、航空連合は連合に加盟した¹⁶。

自治労は2002年9月に連合加盟の全国競争労働組合¹⁷と、2006年1月には同じく連合加盟の全国一般と組織統合する。さらに2013年6月には連合加盟の都市交とも組織統合している。連合加盟の4組織が1つになった¹⁸。

日本郵便公社が民営化され、4事業会社を有する日本郵政グループになったのは2007年である。同年10月、共に連合加盟のJPU（全通）と全郵政が解散し、JP労組を結成した¹⁹。

総評系の国公労協（全農林、全開発、全財務、国税中国、大蔵職組、建職労）は1989年10月に連合体組織である国公総連へと改組して、連合に加盟する。同盟系の国税労組、統計労組（その後解散）、建職組（現、国交職組）も単組として連合結成時に加盟する。他方、純中立だった税関労組、政労連、全駐労も連合に加盟する。こうして国家公務員、特殊法人、独立行政法人、在日米軍基地で働く労働

者の組合がばらばらに連合に加盟しているという状況が生まれた。大同団結と連合加盟一本化を目指し、2001年10月に国公連合が誕生する。なお、産業別組織の1つであった国公総連は2011年10月に解散し、傘下の各省庁別労働組合は国公連合に直接加盟することとなった。総評、純中立の2つの産業別組織、同盟、純中立の5つの省庁別組織（1つは解散）がナショナル・センターの枠を越えて1つの産業別組織を作り上げた²⁰。

組織統合の最後は2017年10月に発足したメディア労連である。共に連合加盟のNHK労連と全映演が統合して誕生した。

（2）新規加盟

新規加盟は8組織ある（フード連合に参加した食品労協、自治労に統合された全国競争労働組合を除く）。時系列的に見ていこう。

中央競馬および地方競馬の厩務員の労働組合の連合体である全国競馬連合（全国競馬産業労働組合連合会）は1992年に全国競馬労組、日本中央競馬関東労組が統合して発足した組織であり、同じ年に連合に加盟する²¹。

農協、漁協の職員の労働組合の連合体である全国農団労（全国農林漁業団体職員労働組合連合）は1989年に発足し、1993年に連合に正式加盟する²²。

労働金庫職員の労働組合の連合体である全労金（全国労働金庫労働組合連合会）の結成は1960年と古いですが、上部団体には未加盟であったが、1993年に連合に加盟する²³。

全労済職員の労働組合の連合体である労済労連は、その前身の協議会が1964年に発足し、1989年に連合体へと改組している。連合加盟は1994年である²⁴。

損保労連は全損保の運動方針に批判的な企業別組合が1967年に作った産業別組織であるが、以来、上部団体に所属せずに活動していた。金融業界をめぐる厳しい状況にあって産業政策課題の取り組みを進めることを目的として、1997年に連合に加盟する²⁵。

信用金庫、信用組合職員の労働組合の集まりである全信労連（全国信用金庫信用組合労働組合連絡会議）の結成は1979年であるが、以来、上部団体未加盟のまま活動をしていた。連合に2001年に加盟するが、2018年には脱退した²⁶。

日本赤十字労働組合、全済生会労働組合、北海道社会事業業協会病院労働組合が2002年にヘルスケア労協（保健医療福祉労働組合協議会）を結成し、同年に連合に加盟する²⁷。

新加盟組合の最後は全国ユニオン（全国コミュニティ・ユニオン連合会）である。2002年に結成と同時に連合に加盟する²⁸。

4. 組織と財政

以下では、タイプ別の分析を軸として、この調査で明らかになった点を簡潔に論じる。詳細な分析については本論を参照されたい。

(1) 範囲

表序－2は産業別組織がカバーする業種の数を見たものである。タイプIは中産別でありながら、組織する範囲が広い。他組織との合併や民間分野の組織化にも乗り出した自治労が7業種である。他の5組織－自動車総連(14業種)、電機連合(5業種)、基幹労連(9業種)、電力総連(11業種)、情報労連(12業種)－は資本系列、取引関係にある企業の労働組合を組織メンバーとしているために、結果として組織範囲が広がっていると考えられる。タイプIVの10業種以上は事実上の一般組合主義であるUAゼンセンと全国ユニオンである。

表序－2 業種の範囲

| タイプ | 計 | 1～4業種 | 5～9業種 | 10業種以上 |
|-----|----|-------|-------|--------|
| I | 10 | 4 | 3 | 3 |
| II | 6 | 5 | 1 | 0 |
| III | 20 | 17 | 3 | 0 |
| IV | 4 | 2 | 0 | 2 |

(2) 加盟単位

産業別組織の多くは基本的には企業別組合や事業所別組合の企業単位の連合体(いわゆる企業連)を加盟単位としている(もちろん、他の加盟単位もある)。やや異なる加盟方式を取っている産業別組織がある。タイプIIIの日教組の中心は都道府県単位に組織された公立小中学校の教職員組合である。JP労組、全印刷、全造幣は連合体ではなく、単一組合である。自動車総連は最終組立メーカーの労働組合を中心に、主として当該メーカーの資本系列下にある企業の労働組合からなる企業グループ労連から構成される。電機連合は企業別組合、企業連だけでなく、このタイプの企業グループ労連も一定の比重を占めている。電力総連は電力会社の労働組合を中心に、資本系列だけではなく、取引関係にある企業の労働組合を1つのグループにまとめ、そのグループ労連が加盟単位となっている(調査票では加盟単位として地域別・職域別組織と書かれている)。地域別組合を加盟単位としているのはタイプIIIの労供労連とタイプIVの全国ユニオンである。

(3) 有期契約労働者や短時間労働者の加盟状況

有期契約労働者や短時間労働者の加盟状況を表序－3に示した。

表序－3 有期契約労働者・短時間労働者の加盟状況

| | 計 | 加盟有り |
|-----|----|------|
| I | 10 | 9 |
| II | 6 | 4 |
| III | 20 | 15 |
| IV | 4 | 3 |

これらの労働者を組合員としている組織は31組織と意外に多い。しかもタイプに関わらない。31組織全体では約120万人を数える。とはいえ、タイプⅣのU Aゼンセンが1,038,760人と大半を占める。1万人以上を組織している産業別組織はU Aゼンセンを除けば31組織中6組織である。タイプⅠでは自治労(35,588人)、生保労連(15,585人)、フード連合(10,460人)、タイプⅡでは損保労連(23,611人)、タイプⅢではJ P労組(72,236人)、J R連合(21,500人)である。

(4) 組織構造

地方組織を持つ産業別組織は30組織である。活動内容として「統一行動の組織化」「闘争指導」「組織拡大活動」「世話活動」のうちどれか1つを挙げているケースを、地方組織が積極的な役割を果たしていると見なして集計すると表序-4が得られる。

表序-4 積極的役割を果たす地方組織

| タイプ | 計 | 都道府県単位の地方組織 | | ブロック単位の地方組織 | |
|-----|----|-------------|-------|-------------|-------|
| | | 積極的役割 | 専従者有り | 積極的役割 | 専従者有り |
| Ⅰ | 10 | 5 | 4 | 3 | 2 |
| Ⅱ | 6 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| Ⅲ | 20 | 4 | 1 | 9 | 4 |
| Ⅳ | 4 | 2 | 2 | 0 | 0 |

タイプⅠの産業別組織のうち7組織が積極的役割を果たす地方組織を有する。都道府県単位が5組織(電機連合、基幹労連、情報労連、運輸労連、フード連合)、ブロック単位が3組織(自治労、運輸労連、私鉄総連)となる。運輸労連はいずれの地方組織も持っている。なお、自治労には都道府県単位の地方本部があり、地方自治体単位の労働組合に対して「統一行動の組織化」「闘争指導」「組織拡大活動」「世話活動」のいずれも行っていると回答されているが、地方本部は自治労の地方組織という位置づけではないため、この表には掲載していない(自治労中央本部が地方本部の人と資金を支え、その指揮命令下に置いているわけではない)。

地方組織が積極的役割を十分にこなすためには専従者が必要となる。7組織のうち専従者を持つのは5組織となる。専従者を配置していないのは情報労連と自治労であるが、情報労連はN T T労組の県組織に配属された専従者がその役割を担っていると考えられる。自治労は本部の指揮命令下にはないが、都道府県単位の地方本部が専従者を持ち、積極的な役割を果たす。

タイプⅡはわずかに2組織、サービス連合と紙パ連合である。ブロック単位の地方組織が積極的役割を果たすとされているが、いずれも専従者は配置されていない。

タイプⅢには積極的役割を果たす地方組織を持つ組織が10組織と多い。都道府県単位が4組織(J R連合、J R総連、交通労連、印刷労連)、ブロック単位が9組織(全水道、国公連合、J R連合、J R総連、交通労連、全国ガス、メディア労連、森林労連、自治労連)である。J R連合、J R総連、

交通労連は県、ブロックのいずれの組織も持つ。ただ、専従者を配置しているのは10組織のうち4組織である（交通労連、全水道、全国ガス、メディア労連）。

タイプⅣはU AゼンセンとJ AMが積極的役割を担う都道府県単位の地方組織を持ち、専従者も数多く抱えている。U Aゼンセンは215名、J AMは120名である。

業種別組織を有する産業別組織は14組織である。

表序－5 積極的役割を果たす業種別組織

| タイプ | 計 | 積極的役割 | 専従者有り |
|-----|----|-------|-------|
| I | 10 | 4 | 0 |
| II | 6 | 0 | 0 |
| III | 20 | 3 | 2 |
| IV | 4 | 3 | 1 |

地方組織と同じ基準で積極的役割を果たす業種別組織かどうかを表序－5で見ている。タイプⅠでは積極的役割を果たす業種別組織を有するのは10組織のうち4組織（自治労、電機連合、私鉄総連、フード連合）である。基幹労連には15の業種別委員会があるが、決議機関も執行機関も持たないため、この表からは落ちているが、この業種別委員会は調査票では「情報収集・伝達」「統一行動の組織化」「闘争指導」「組織拡大活動」「世話活動」の全てを行うと回答されているため、積極的な役割を担う業種別組織のある組織に含める。ただ業種別組織の専従者はいずれもない。本部書記局の担当職員がその役割を担っていると考えられる。

タイプⅡはゼロである。タイプⅢは積極的役割を果たす業種別組織を持つ産業別組織は3組織（J P労組、日教組、J R総連）である。このうち企業別組合であるJ P労組を除く2組織には専従者が置かれている。

タイプⅣで積極的役割を果たす業種別組織を持つのは3組織（U Aゼンセン、J AM、J E C連合）と多い。専従者を有するのはU Aゼンセンの45名だけである。J AM、J E C連合ともに本部書記局の職員が担当している。

組織構造について次の諸点を指摘できる。専従者を配置し（あるいはそれに代わる措置がある）、積極的な役割を果たす地方組織と、本部書記局の支援を受けながら積極的な役割を果たす業種別組織の双方を持つ産業別組織は、タイプⅠの自治労、電機連合、基幹労連、私鉄総連、フード連合の5組織、タイプⅣのU Aゼンセン、J AMの2組織である。

本部と積極的役割を果たす地方組織からなるのはタイプⅠの情報労連、運輸労連の2組織、タイプⅢの交通労連、全水道、全国ガス、メディア労連の4組織である。

本部と積極的役割を担う業種別組織からなるのはタイプⅢのJ P労組、日教組、J R総連の3組織である。

これら以外の24組織は本部中心の産業別組織である。ただ、タイプⅠの自動車総連と電力総連は、

産業別組織を構成するグループ労連、電力会社の労働組合を中心とする地域別・職域別グループ組織が地方組織、業種別組織の役割を担っている。

(5) 本部体制

次に本部体制をみよう。表序－6は専従の組合三役がいるかどうかを示す。

表序－6 専従三役の有無 ()内は在籍専従

| タイプ | 計 | 専従会長 (委員長) | 専従副会長 (副委員長) | 専従事務局長 (書記長) |
|-----|----|---------------|-----------------|-----------------|
| I | 10 | 10(9) | 8(7) | 10(9) |
| II | 6 | 6(6) | 2(2) | 6(6) |
| III | 20 | 14(5) | 12(5) | 15(5) |
| IV | 4 | 3(2) | 4(1) | 3(1) |

タイプIの10組織はいずれも専従の会長(委員長)、事務局長(書記長)がいる。9組織が企業籍を持つ専従である。企業籍のない会長(委員長)、事務局長(書記長)を擁するのは自治労である。副会長(副委員長)は複数配置されていることもあるが、表に示された数値は専従の副会長(副委員長)を持つ産業別組織数であり、タイプIは8組織となる。7組織は在籍専従であるが、企業籍を持たない副会長(委員長)を有するのは自治労である。専従の副会長を配置していない組織は自動車総連とフード連合である。

タイプIIの6組織の全組織が在籍専従の会長(委員長)、事務局長(書記長)を持つ。専従の副会長を持つのは損保労連と航空連合の2組織であり、いずれも在籍専従である。

タイプIIIでは専従の三役を有する組織はやや少ない。専従会長(委員長)を有するのは20組織中14組織、専従事務局長(書記長)は15組織となる。専従会長(委員長)と専従事務局長(書記長)の両方を持つのはJP労組、日教組、JR連合、JR総連、全国ガス、印刷労連、全水道、全労金、森林労連、労供労連、全印刷、日建協、日高協の13組織である。メディア労連は専従の会長(委員長)と専従の副会長(副委員長)を持つ。

専従副会長(副委員長)は12組織となる。在籍専従の比重が少ないのも特徴である。専従の三役がゼロという組織も3組織ある。

タイプIVでは専従の会長(委員長)、事務局長(書記長)を持つのがUAゼンセン、JAM、JEC連合の3組織である。全国ユニオンは専従の会長(委員長)、事務局長(書記長)はいないが、専従の副会長(副委員長)が2名いる。他の3組織はいずれも複数の専従副会長(副委員長)を持つ。

表序－7は専門部局の有無、部局長数、部局員数の平均を示す。タイプIの10組織はすべて専門部局を有し、平均7.7名の部局長(うち中執メンバーが5.4名)、平均21.2名の部局員(うちプロパーが16.4名)を抱える。専門部局体制は充実している。

タイプIIのうち部局を有するのは5組織である。専門部局を持たないのは全電線である。部局長数

は平均5.4名（うち中執メンバーが5.2名）とタイプⅠの間に大きな差はない。ただ、部局員数は平均1.6名（うちプロパーが0.6名）と大きく異なる。

表序－7 部局体制

| タイプ | 計 | 部局有り | 部局長（平均） | | 部局員（平均） | |
|-----|----|------|---------|------|---------|--------|
| | | | 計 | うち中執 | 計 | うちプロパー |
| Ⅰ | 10 | 10 | 7.7 | 5.4 | 21.2 | 16.4 |
| Ⅱ | 6 | 5 | 5.4 | 5.2 | 1.6 | 0.6 |
| Ⅲ | 20 | 13 | 4.1 | 3.1 | 7.7 | 5.1 |
| Ⅳ | 4 | 3 | 7.0 | 4.3 | 44.3 | 37.7 |

タイプⅢでは専門部局を有する組織はJ P 労組、日教組、J R 連合、J R 総連、交通労連、全国ガス、全銀連合、全水道、全印刷、自治労連、全造幣、日建協、日高協の13組織と、他のタイプに比べて少ない。部局長数の平均は4.1名（うち中執メンバーが3.1名）、部局員の平均は7.7名（うちプロパーが5.1名）で専門部局体制に関してはタイプⅡよりも充実しているかに見える。ただタイプⅢに属するJ P 労組、日教組の部局員数は44名（うちプロパーが27名）、36名（うちプロパーが24名）であり、この2組織の存在が平均を大きく上げている。これらを除く11組織の平均部局員数は1.8名と大きく減る。

タイプⅣでは全国ユニオン以外の3組織、U A ゼンセン、J A M、J E C 連合は専門部局を持つ。部局長数は平均で7.0名（うち中執メンバーが4.3名）、部局員数は平均で44.3名（うちプロパーが37.7名）を擁し、4つのタイプの中で最も充実している。とりわけU A ゼンセンとJ A Mの充実ぶりが目立つ（部局員数はそれぞれ74名、52名である）。

本部体制の全体像を見るために、専従役職員数の一覧を表序－8に示す。

表序－8 本部の専従役職員数

| タイプ | 組織名 | 会長 (委員長) | 副会長 (副委員長) | 事務局長 (書記長) | 専従中執 | 専従役員 数の小計 | 部局長 (非中執) | 部員 | 中執以外 の職員の 小計 | 合計 |
|-----|-------|-------------|---------------|---------------|------|--------------|--------------|----|--------------------|----|
| Ⅰ | 自治労 | 1 | 3 | 1 | 24 | 29 | 0 | 69 | 69 | 98 |
| | 自動車総連 | 1 | 0 | 1 | 12 | 14 | 15 | 10 | 25 | 39 |
| | 電機連合 | 1 | 1 | 1 | 13 | 16 | 0 | 48 | 48 | 64 |
| | 基幹労連 | 1 | 3 | 1 | 19 | 24 | 0 | 15 | 15 | 39 |
| | 生保労連 | 1 | 5 | 1 | 0 | 7 | 4 | 7 | 11 | 18 |
| | 電力総連 | 1 | 2 | 1 | 17 | 21 | 0 | 11 | 11 | 32 |
| | 情報労連 | 1 | 3 | 1 | 14 | 19 | 2 | 21 | 23 | 42 |
| | 運輸労連 | 1 | 3 | 1 | 8 | 13 | 0 | 9 | 9 | 22 |
| | 私鉄総連 | 1 | 1 | 1 | 5 | 8 | 2 | 14 | 16 | 24 |
| | フード連合 | 1 | 0 | 1 | 10 | 12 | 0 | 8 | 8 | 20 |

| | | | | | | | | | | |
|-----|----------|---|---|---|----|----|---|----|----|-----|
| II | 損保労連 | 1 | 2 | 1 | 8 | 12 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| | サービス連合 | 1 | 0 | 1 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| | ゴム連合 | 1 | 0 | 1 | 3 | 5 | 0 | 3 | 3 | 8 |
| | 航空連合 | 1 | 4 | 1 | 0 | 6 | 1 | 3 | 4 | 10 |
| | 紙パ連合 | 1 | 0 | 1 | 1 | 3 | 0 | 2 | 2 | 5 |
| | 全電線 | 1 | 0 | 1 | 5 | 7 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| III | J P 労組 | 1 | 2 | 1 | 26 | 30 | 0 | 44 | 44 | 74 |
| | 日教組 | 1 | 1 | 1 | 17 | 20 | 2 | 36 | 38 | 58 |
| | 国公連合 | 0 | 0 | 1 | 11 | 12 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| | J R 連合 | 1 | 0 | 1 | 4 | 6 | 0 | 3 | 3 | 9 |
| | J R 総連 | 1 | 1 | 1 | 7 | 10 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| | 交通労連 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 | 0 | 4 | 5 |
| | 全国ガス | 1 | 1 | 1 | 7 | 10 | 0 | 5 | 5 | 15 |
| | 印刷労連 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 全銀連合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 | 6 | 6 |
| | 全水道 | 1 | 1 | 1 | 2 | 5 | 0 | 4 | 4 | 9 |
| | メディア労連 | 1 | 1 | 0 | 3 | 5 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| | 全労金 | 1 | 2 | 1 | 2 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| | 森林労連 | 1 | 1 | 1 | 3 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| | 労供労連 | 1 | 0 | 1 | 9 | 11 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| | 全印刷 | 1 | 0 | 1 | 5 | 7 | 0 | 3 | 3 | 10 |
| | 労済労連 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 自治労連 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 全造幣 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 日建協 | 1 | 4 | 1 | 5 | 11 | 0 | 3 | 3 | 14 | |
| 日高協 | 1 | 2 | 1 | 4 | 8 | 3 | 0 | 3 | 11 | |
| IV | UAゼンセン | 1 | 4 | 1 | 37 | 43 | 0 | 74 | 74 | 117 |
| | J AM | 1 | 1 | 1 | 2 | 5 | 6 | 52 | 58 | 63 |
| | J E C 連合 | 1 | 1 | 1 | 11 | 14 | 2 | 7 | 9 | 23 |
| | 全国ユニオン | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |

専従役員数の合計はタイプごとに大きく異なる。タイプⅠは生保労連の18名が最少で、それ以外の産業別組織は20名強、40名前後、60名以上、100名近い専従役員を抱える。平均すれば39.8名となる。タイプⅡは最大が損保労連の12名で、10名あるいはそれ以下となる。平均専従役員数は7.7名である。タイプⅢはJ P 労組（74名）と日教組（58名）が例外的で、ほとんどの組織が10名あるいはそれ以下になる。J P 労組、日教組を除いて平均を求めれば7.6名となる。タイプⅣは全国ユニオンの2名を除くと、専従役員数は多い。とりわけUAゼンセン、J AMは本部に117名、63名の専従役員を抱えている。全国ユニオンを除く平均は67.7名である。

本部体制の最後にプロパー職員の被選挙権を表序－9で見よう。

表序－9 プロパー職員の被選挙権

| | 計 | 執行委員 | 三役 |
|-----|----|------|----|
| I | 10 | 6 | 5 |
| II | 6 | 2 | 3 |
| III | 20 | 6 | 6 |
| IV | 4 | 1 | 2 |

タイプIでプロパー職員に執行委員に選出される権利を与えているのは自治労、電機連合、基幹労連、情報労連、私鉄総連、フード連合の6組織、三役の被選挙権を与えているのは電機連合を除く5組織となる。他のタイプと比べて多い。タイプIIは執行委員がゴム連合と紙パ連合の2組織、三役はそれらに全電線を加えた3組織となる。タイプIIIはいずれの被選挙権を与えているのは全水道、日教組、JR総連、交通労連、全印刷、全造幣の6組織である。タイプIVではUAゼンセンが執行委員、三役の被選挙権を与え、JAMが三役の被選挙権を与えている。

産業別組織の本部体制について専従三役（とりわけ会長（委員長）の存在、事務局長（書記長））、専門部局の配置、本部に常駐する専従役職員数（たとえば10人以上）を基準に見ると、次のようにまとめることができよう。

本部体制が充実している産業別組織はタイプIの10組織すべて、タイプIVのUAゼンセン、JAM、JEC連合の3組織である。タイプII、IIIでは充実した本部体制を持つ産業別組織は少なくなり、タイプIIでは損保労連、航空連合の2組織、タイプIIIではJP労組、日教組、JR総連、全国ガス、全印刷、日建協、日高協の6組織である。このうちJP労組、全印刷は単一組織である。

（6）財政

会費の徴収方法を示す表序－10によるとつぎのことがわかる。

表序－10 会費徴収方法

| タイプ | 計 | 本部へ直接納入 | 地方組織經由で本部へ一部納入 | 業種別組織經由で本部へ一部納入 | グループ労連經由で本部へ納入 | 個人が直接納入 | その他 |
|-----|----|---------|----------------|-----------------|----------------|---------|-----|
| I | 10 | 6 | 3 | 0 | 5 | 0 | 1 |
| II | 6 | 6 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| III | 20 | 17 | 2 | 0 | 1 | 3 | 0 |
| IV | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

加盟単組が本部に直接納入する方法がいずれのタイプでも基本である。タイプIは本部直接納入が6組織である。本部直接納入がないのは4組織ある。自動車総連は資本系列のグループ労連經由で会

費を徴収し、自治労は都道府県単位の地方本部経由で、私鉄総連はブロック単位の地方組織経由で会費を徴収している。電力総連は「地域別・職域別組織」である構成総連経由（表ではその他）で会費を徴収している。タイプⅢで「個人が直接納入」が3組織あるのは、単一組合であるJ P労組、全印刷、全造幣のことである。

表序-11は罷業資金の有無を示す。産業別組織として罷業資金を積み立てているのは14組織である。タイプ別にはⅠとⅢがやや多い。タイプⅠでは自動車総連、電機連合、基幹労連、生保労連、私鉄総連が罷業資金を持ち、タイプⅡではサービス連合、タイプⅢではJ P労組、日教組、J R連合、全国ガス、全印刷、全水道、日建協、タイプⅣではU Aゼンセンがそれぞれ罷業資金を持っている。

表序-11 罷業資金の有無

| タイプ | 計 | 罷業資金有り |
|-----|----|--------|
| Ⅰ | 10 | 5 |
| Ⅱ | 6 | 1 |
| Ⅲ | 20 | 7 |
| Ⅳ | 4 | 1 |

5. 交渉協議と闘争指導

(1) 経営者団体との意見交換

中央レベルの産業別・業種別の経営者団体と定期的に意見交換を行っている産業別組織数およびそのテーマを示すのが表序-12である。

表序-12 経営者団体との意見交換

| タイプ | 計 | 有 | 産業 動向 | 産業 政策 | 労働 政策 | 春季生 活闘争 | 安全 衛生 | 労働 環境 | WLB | 人事 制度 | 人材 育成 | その 他 |
|-----|----|---|----------|----------|----------|------------|----------|----------|-----|----------|----------|---------|
| Ⅰ | 10 | 8 | 7 | 8 | 7 | 5 | 4 | 6 | 5 | 2 | 6 | 1 |
| Ⅱ | 6 | 5 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 0 |
| Ⅲ | 20 | 6 | 4 | 5 | 3 | 1 | 2 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 |
| Ⅳ | 4 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 |

タイプⅠ、タイプⅡは経営者団体と定期的に意見交換している組織は多い。タイプⅠでは自動車総連、電機連合、基幹労連、生保労連、電力総連、運輸労連、私鉄総連、フード連合の8組織である。自治労、情報労連はそもそも対応する中央レベルの経営者団体がない。タイプⅡでは損保労連、ゴム連合、航空連合、紙パ連合、全電線の5組織である。

タイプⅢで経営者団体と定期的に意見交換しているのは、全水道、交通労連、印刷労連、全銀連合、

全労金、日建協の6組織と少ない。タイプⅣはU AゼンセンとJ E C連合の2組織となる。

意見交換のテーマは、タイプⅠ、Ⅱが広範にわたっている。

(2) 春季生活闘争

表序-13は春季生活闘争時に経営者団体あるいは特定の企業集団に闘争方針を説明しているかどうかを見たものである。

表序-13 経営者団体への春闘方針の説明

| タイプ | 計 | 説明 | 産別本部 | 業種別組織 | 地方組織 |
|-----|----|----|------|-------|------|
| Ⅰ | 10 | 6 | 6 | 0 | 2 |
| Ⅱ | 6 | 5 | 4 | 1 | 0 |
| Ⅲ | 20 | 4 | 3 | 0 | 2 |
| Ⅳ | 4 | 2 | 0 | 2 | 1 |

タイプⅠは自動車総連、電機連合、基幹労連、生保労連、私鉄総連、運輸労連の6組織であり、タイプⅡは損保労連、サービス連合、ゴム連合、紙パ連合、全電線の5組織と多い。タイプⅢになると20組織中、J P労組、国公連合、全労金、労供労連の4組織と少なくなる。J P労組は日本郵政グループ4社への説明、全労金は13労働金庫が構成する全国労働金庫協会（労金協会）への説明である。国公連合は政府、人事委員会、人事委員会の地方事務局への説明であり、やや特殊である。タイプⅣはU AゼンセンとJ A Mの2組織である。

タイプⅠでは6組織いずれも産業別組織本部が闘争方針を説明するが、運輸労連と私鉄総連は地方組織も当事者として説明する。タイプⅡは損保労連以外の4組織で本部が説明し、損保労連では業種別組織が説明する。タイプⅢはJ P労組、全労金が本部が当事者となり、国公連合は本部と地方組織が、労供労連は地方組織が説明する。タイプⅣで方針を説明するのはU Aゼンセンは業種別組織、J A Mは業種別組織と地方組織である。

次に経営者団体、特定の企業集団に対して春闘要求をめぐって交渉、協議、懇談を行っているかどうかを表序-14で見よう。

表序-14 経営者団体、特定の企業集団との話し合い

| タイプ | 計 | 行う | 話し合い | | | 産別本部 | 業種別組織 | 地方組織 |
|-----|----|----|------|------|------|------|-------|------|
| | | | 団体交渉 | 労使協議 | 労使懇談 | | | |
| Ⅰ | 10 | 6 | 1 | 2 | 4 | 6 | 0 | 2 |
| Ⅱ | 6 | 3 | 0 | 0 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| Ⅲ | 20 | 4 | 2 | 2 | 4 | 3 | 0 | 2 |
| Ⅳ | 4 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 1 |

タイプⅠではなんらかの話し合いを行っている組織は6組織と多い。団体交渉は私鉄総連の1組織だけである。大手私鉄の中央集団交渉は1997年以降行われなくなったが、北海道では依然として集団交渉が行われている。私鉄北海道地方労働組合が北海道地方の特定の鉄道、バス会社と集団交渉を行っている。

労使協議を行っているのは電機連合と私鉄総連の2組織である。電機連合は電経連（電機・電子・情報通信産業経営者連盟。日立、東芝、三菱電機、パナソニック、NEC、富士通の大手6社代表が出席）と春闘時に産業別の労使協議を行っている。私鉄総連は日本民営鉄道協会、日本バス協会と産業別最低賃金に関する労使協議を行っている。

労使懇談の場を設けているのは自動車総連、基幹労連、生保労連、運輸労連の4組織である。自動車総連は日本自動車工業会など4つの経営者団体に春闘方針の説明を行った後、労使間の話し合いを行っている。基幹労連も業種別の労使懇談会の場に各企業の社長を呼び春闘方針を説明するとともに、労使懇談の場を持っている。生保労連は生命保険協会と、運輸労連は全日本トラック協会との間で同様の労使懇談を行っている。

タイプⅡでなんらかの話し合いを行っているのは損保労連、紙パ連合、全電線の3組織であり、いずれも経営者団体と労使懇談を行っている。

タイプⅢで話し合いを行うのはJP労組、国公連合、全労金、労供労連の4組織である。団体交渉を行うのは2組織である。JP労組は日本郵政グループ4社と団体交渉を行う。全労金は労金協会と間で、全国13の労働金庫に共通する労働条件についての中央協定を締結しており、その改廃、新設が行われる場合であれば、労金協会との間で団体交渉が行われる。労使協議を行うのはJP労組と労供労連の2組織である。労使懇談は4組織すべてが行っている。このうち全労金は中央協定の改廃、新設がなければ、労金協会に春闘方針を説明し、その後、労使懇談をしている。国公連合は政府、人事委員会、人事委員会地方事務局と労使懇談している。なお、国公連合は交渉、協議をしていると回答しているが、法律上、政府や人事院が交渉、協議をすることはないので、労使懇談とした。

表序-15 話し合う事項

| タイプ | 計 | 行う | 賃金 | 初任給 | 産別最賃 | 一時金 | 退職金 | 定年制 | 労働時間 | 人材育成 | その他 |
|-----|----|----|----|-----|------|-----|-----|-----|------|------|-----|
| I | 10 | 6 | 4 | 2 | 3 | 4 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| II | 6 | 3 | 3 | 1 | 1 | 2 | 1 | 0 | 3 | 1 | 2 |
| III | 20 | 4 | 4 | 1 | 2 | 3 | 3 | 3 | 4 | 3 | 1 |
| IV | 4 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |

表序-15は話し合う事項である。賃金の引き上げがテーマにならない組織は自動車総連と基幹労連の2組織である。全体をみてタイプⅠ、タイプⅢの組織が比較的多くの事項を話し合っている。

次に産業別組織が特定の個別企業を訪問し、春闘方針の説明、折衝、協議、交渉などを行うのかどうかを表序-16で見よう。

表序－16 個別企業訪問

| タイプ | 計 | 訪問する | 説明 | 説明・折衝 | 説明・協議 | 説明・交渉 | 産別本部 | 業種別組織 | 地方組織 |
|-----|----|------|----|-------|-------|-------|------|-------|------|
| I | 10 | 5 | 3 | 1 | 2 | 3 | 5 | 0 | 4 |
| II | 6 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| III | 20 | 3 | 3 | 2 | 1 | 1 | 3 | 0 | 1 |
| IV | 4 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 0 | 1 | 2 |

タイプ I では個別企業訪問をする組織は自動車総連、基幹労連、情報労連、フード連合、運輸労連の 5 組織と多い。自動車総連では個別訪問は「経営者オルグ」と呼ばれている。自動車メーカー 11 社と部品労連代表 1 社を自動車総連三役、当該企業の労組委員長等が訪問し、会社側（社長、労団役員）に春闘方針を説明するとともに、協力を要請している。基幹労連でも同様の行動が以前より行われている。「大手巡回折衝」と呼ばれている。鉄鋼大手 4 社を基幹労連委員長と事務局長、4 つの鉄鋼大手労連の委員長が一緒になって訪問し、会社側（労団役員）に春闘方針を説明している。造船大手でも同様の巡回折衝が行われている。これ以外にも基幹労連の役員（地方組織）や親組合の役員が加盟単組に依頼されて、基幹労連の要請書を持って個別企業を訪問することも行われている。「経営要請行動」と呼ばれている。2018 年度では 162 社訪問したという。情報労連は本部、地方組織の役員が個別の中小企業の交渉に参加して、春闘方針を説明の後、協議あるいは交渉している。運輸労連もまた本部、地方組織が個別の中小企業の交渉に参加して、春闘方針を説明し、折衝、協議、交渉を行っている。フード連合は 3 社に対して、本部、地方組織の役員が春闘方針を説明し、交渉を行っている。

タイプ II では個別訪問をする組織は航空連合ただ 1 つである。本部役員が約 40 社に対して春闘方針を説明している。航空連合の加盟組合数は 56 組合²⁹だから、組織している企業の 7 割弱を個別訪問していることになる。

タイプ III は J P 労組、J R 連合、全国ガスの 3 組合である。J P 労組は日本郵政グループ 4 社に対し、J P 労組本部役員が春闘方針を説明し、折衝、協議、交渉を行っている。おそらく審議事項に応じて発言権の程度が異なるのであろう。J R 連合は 20 社を訪問し、春闘方針を説明している。全国ガスは 5 社を訪問し、春闘方針を説明するとともに、折衝を行う。

タイプ IV は U A ゼンセンと J A M の 2 組織である。U A ゼンセンでは業種別組織の役員および地方組織の役員が個別企業を訪問し、春闘方針を説明し、折衝、協議、交渉する。J A M は地方組織役員が個別企業を訪問し、春闘方針を説明し、折衝、協議、交渉する。

（3）産業別統一闘争

産業別統一闘争の性格、組織的な位置づけについて、規約等で明確に規定しているかどうか、あるいは慣行として産業別統一闘争を組織しているのかどうかをたずねた結果が表序－17 である。

表序-17 産業別統一闘争の規定

| タイプ | 計 | 規定あり | 慣行として | 組織して いない | その他 |
|-----|----|------|-------|-------------|-----|
| I | 10 | 3 | 4 | 1 | 2 |
| II | 6 | 3 | 0 | 2 | 1 |
| III | 20 | 5 | 3 | 10 | 0 |
| IV | 4 | 1 | 2 | 1 | 0 |

規約等で産業別統一闘争を定めている組織は多くはない。タイプ I では電機連合、基幹労連、私鉄総連の 3 組織、タイプ II では損保労連、紙パ連合、全電線の 3 組織、タイプ III では全水道、J P 労組、J R 連合、全国ガス、森林労連の 5 組織、タイプ IV では U A ゼンセン 1 組織となっている。慣行として産業別統一闘争を組織していると回答したのはタイプ I では生保労連、電力総連、情報労連、運輸労連の 4 組織である。タイプ II はゼロ、タイプ III は国公連合、J R 総連、交通労連の 3 組織である。タイプ IV では J E C 連合と全国ユニオンの 2 組織である。

「規約で規定」と「慣行」を合わせるとタイプ I が 7 組織、タイプ IV が 3 組織と相対的に多く、タイプ II が半数の 3 組織、タイプ III が半数以下の 8 組織となる。

次に「月例賃金」を例にとって、産業別統一闘争における要求水準、闘争範囲、妥結条件を表序-18で見よう。

表序-18 産業別統一闘争における要求水準、闘争範囲、妥結条件

| タイプ | 計 | 要求水準 | | | | | | 闘争の範囲 | | | 妥結条件 | | |
|-----|----|------|--------|--------|------|------|----------|-------|---------|---------|-------|--------|-----|
| | | 統一要求 | 統一要求基準 | 統一要求目標 | 要求基準 | 要求目標 | 取り組んでいない | 全加盟組織 | 特定の加盟組織 | 加盟組織に一任 | 承認が必要 | 承認は不必要 | その他 |
| I | 10 | 1 | 8 | 0 | 1 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 1 | 6 | 3 |
| II | 6 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 |
| III | 20 | 4 | 1 | 2 | 4 | 4 | 1 | 6 | 0 | 4 | 1 | 13 | 0 |
| IV | 4 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1 | 3 | 0 |

要求水準では、最も統制力の強いと考えられる「統一要求」を使用している組織はタイプ I では私鉄総連だけである。また比較的緩やかと考えられる「要求基準」は自動車総連である。あとの 8 組織は統制力の強いと思われる「統一要求基準」である。この 2 つが占める割合はタイプ I が最も多い。タイプ II では「統一要求基準」は損保労連と紙パ連合の 2 組織だけである。タイプ III は「統一要求」が 4 組織と多いが、うち 3 組織は J P 労組、J R 連合、J R 総連であり、あとの 1 組織は全労金であ

る。「統一要求基準」は森林労連である。タイプⅣでは「統一要求基準」はU Aゼンセンの1組織だけである。

闘争範囲は、タイプⅠの10組織はすべて全加盟組織である。タイプⅡでは全加盟組織は損保労連、紙パ連合の2組織と少ない。タイプⅢで全加盟組織は上記の4組織に交通労連、全国ガスを加えた6組織となる。タイプⅣで全加盟組織はU Aゼンセンだけである。

妥結条件として産業別組織の承認が必要なのは全体でも4組織と少ない。タイプⅠでは私鉄総連、タイプⅡでは損保労連、タイプⅢではJ P労組、タイプⅣではU Aゼンセンである。

(4) ストライキ権の確立

表序-19はストライキ権の確立方法を示す。

表序-19 ストライキ権の確立方法

| タイプ | 計 | 本部責任で統一的に全組合員の直接無記名投票を行う | 大会・中央委員会などで出席代議員の直接無記名投票を行う | 大会・中央委員会等で確立したスト権を加盟組織が批准投票を行う | 加盟組織がスト権を個々に確立した後、そのスト権を本部に委譲する、 | 本部の指令に基づき加盟組織が個々にスト権を確立する | 加盟組織の自主的判断と責任でスト権を確立する | その他 |
|-----|----|--------------------------|-----------------------------|--------------------------------|----------------------------------|---------------------------|------------------------|-----|
| I | 10 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 5 | 0 |
| II | 6 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| III | 20 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 7 | 4 |
| IV | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 |

タイプにかかわらず、「加盟組織の自主的判断と責任でスト権を確立する」が多い。その他は「ストライキ権はない」「ストライキ権を確立しない」「実力行使を規定しない」などである。無回答はタイプⅡのサービス連合、ゴム連合、タイプⅢの日教組、印刷労連、森林労連、労供労連、全印刷、全造幣の8組織である。法律とは関係なく、「本部責任で統一的に全組合員の直接無記名投票を行う」のは自治労である。組合員の団結を促し、闘争心を高めるための重要な戦術なのであろう。「出席代議員の直接無記名投票を行う」のは損保労連とJ P労組である。スト権の本部委譲は電機連合、基幹労連とU Aゼンセンの3組織である。本部の指令に基づき加盟組織がスト権を確立するはタイプⅠの私鉄総連と運輸労連、タイプⅢの全水道と全労金の4組織である。

(5) 産業別組織のイニシアチブ

産業別統一闘争について「A. 産業別組織のイニシアチブの下、統一闘争を展開していくべきか」

あるいは「B. 加盟組織の自主性に任せるべきか」を要求項目別に見たものが表序-20である。「産業別組織のイニシアチブ」と回答した（Aに近い+ややAに近い）組織数を示している。

表序-20 産業別組織のイニシアチブ

| タイプ | 計 | 月例賃金の水準 | 総労働時間 | 女性の働き方の環境整備 | 高齢者の働き方の環境整備 | 障がい者の働き方の環境整備 | 直接雇用の非正規労働者対策 | 派遣労働者対策 | 請負労働者対策 |
|-----|----|---------|-------|-------------|--------------|---------------|---------------|---------|---------|
| I | 10 | 8 | 8 | 7 | 7 | 6 | 6 | 4 | 4 |
| II | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| III | 20 | 6 | 5 | 6 | 4 | 4 | 5 | 1 | 0 |
| IV | 4 | 2 | 2 | 1 | 0 | 2 | 2 | 1 | 1 |

タイプによって大きく異なる。タイプIは賃金、労働時間という基礎的な労働条件に関して産業別組織のイニシアチブを挙げる組織が8組織と多い。加盟組織の自主性を挙げるのは自動車総連とフード連合の2組織である。タイプIIで産業別組織のイニシアチブを挙げるのは賃金については損保労連と全水道、労働時間が全水道である。タイプIIIは賃金がJP労組、JR連合、JR総連、全国ガス、印刷労連、全労金の6組織、労働時間は印刷労連を除く5組織である。タイプIVは賃金、労働時間で産業別組織のイニシアチブを挙げるのはUAゼンセンとJAMである。

(6) 産業別最低規制

産業別組織として経営者団体、特定の企業グループあるいは個別企業との間で、労働条件の最低規制に関して協定を締結しているのは4組織である。情報労連、私鉄総連は最低賃金について特定の個別企業と協定を結んでいる。私鉄総連は上述したように、日本民営鉄道協会、日本バス協会と産業別最低賃金についての労使協議を行い、労使協定を締結しているが、両協会に協議を委任しない会社もあるため、「特定の個別企業が対象となる」との回答となっている。JP労組は日本郵政グループ4社との間で最低賃金と労働時間、その他について最低規制に関する協定を締結している。全労金は13の労働金庫との間で最低賃金、その他の労働諸条件に関して最低規制協定を締結している。

表序-21は加盟組織を通じる最低規制について見たものである。

表序-21 加盟組織を通じる最低規制

| タイプ | 計 | 指導・要請 | 項目 | | |
|-----|----|-------|------|------|----------|
| | | | 最低賃金 | 労働時間 | その他の労働条件 |
| I | 10 | 8 | 8 | 4 | 0 |
| II | 6 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| III | 20 | 4 | 3 | 3 | 1 |
| IV | 4 | 3 | 3 | 2 | 0 |

タイプによる違いが大きい。タイプ I は自動車総連、電機連合、基幹労連、自治労、電力総連、私鉄総連、フード連合、運輸労連の 8 組織が加盟組織に対して最低規制に取り組むよう指導、要請している。情報労連は上述したように自らが最低規制協定を締結している。タイプ II は全電線だけである。タイプ III は J R 連合、交通労連、全国ガス、全労金の 4 組織である。全労金は上述するように産業別組織として最低規制に関する協定を締結しているが、一方で労働時間については加盟単組に対して最低規制に取り組むよう指導、要請をしている。タイプ IV は U A ゼンセン、J A M、J E C 連合の 3 組織である。

(7) まとめ

産業別組織の交渉協議、闘争指導について簡単にまとめておこう。

この調査が対象としている 40 の産業別組織のうち、J P 労組、全印刷、全造幣は単一組合であり、例外的な存在である。労供労連は個人加盟の地方組織の連合体であり、全国ユニオンはコミュニティ・ユニオン（個人加盟も企業別組合加盟もある）の連合体である。残りの 35 組織は企業別組合（あるいは企業連）の連合体、あるいはグループ労連、地域別・職域別組合の連合体である。したがって、3 つの単一組織を除く、37 の産業別組織が交渉協議、闘争指導において、強い指導力、統制力を発揮するのは容易なことではない。

ストライキ権の確立で、タイプに関わらず最も多いのは「加盟組織の自主的判断と責任でスト権を確立する」であった。組合員の士気を高め、団結を促すために全組合員の直接無記名投票を行う自治労は別としても、産業別組織の影響力が少しでもあると思われる組織は、出席代議員の直接無記名投票を行う損保労連と J P 労組、加盟組織でスト権を確立した後に本部に委譲する電機連合と基幹労連、U A ゼンセン、本部指令に基づき加盟組織がスト権を確立する私鉄総連と運輸労連、全水道と全労金の計 9 組織である。J P 労組を除けば 8 組織中 4 組織がタイプ I である。

産業別統一闘争で「産業別組織のイニシアチブの下、統一闘争を展開していくべき」という考え方

に近い立場を取る産業別組織は、月例賃金の水準に限れば、合計で18組織となり、タイプ別にはタイプⅠの8組織、タイプⅣの2組織が多い。

実態はどうか。産業別統一闘争の性格、組織的な位置付けについて規約などで明確に定めている産業別組織は12組織である。慣行として産業別統一闘争の組織しているのは9組織である。合わせて21組織の中で、タイプⅠは7組織を占め、タイプⅣは3組織を占める。タイプⅡは6組織中3組織、タイプⅢは20組織中8組織となる。

月例賃金だけであるが、統制力の強いと考えられる「統一要求」「統一要求基準」を使っている産業別組織はタイプⅠで9組織と多い。タイプⅡは2組織、タイプⅢは3組織、タイプⅣは1組織である。とはいえ、妥結に本部の承認が必要なのは40組織中、私鉄総連、損保労連、J P 労組、U A ゼンセンの4組織であり、タイプに関わらず少ない。

春闘において、経営者団体、特定の企業集団に春闘方針を説明している産業別組織はタイプⅠでは6組織、タイプⅡが5組織、タイプⅢが4組織、タイプⅣが2組織であり、タイプⅢを除けば、比較的行われている。タイプⅢはJ P 労組が日本郵政グループ4社、国公連合が政府、人事委員会などへの説明で、正確には経営者団体、特定の企業集団ではない。

方針の説明だけではなく、なんらかの話し合いをしている組織は、タイプⅠで6組織、タイプⅡで3組織、タイプⅢで4組織（J P 労組と国公連合を含む）、タイプⅣで2組織となり、タイプⅢを除けば、比較的行われている。ただ、その内容をみると、交渉は私鉄総連、全労金、J P 労組、協議は私鉄総連、電機連合、J P 労組、労供労連とわずかになる。単一組合で日本郵政グループ4社と交渉、協議を行っているJ P 労組を除けば、合わせて4組織しかない。

他方、産業別組織が個別企業を訪問し、方針を説明し、さらには交渉、協議に関与するケースはタイプⅠで5組織、タイプⅣで2組織と意外と多い。タイプⅠでは、これを経営者オルグ（自動車総連）、巡回折衝（基幹労連）、経営要請行動（基幹労連）などと呼んでいる組織がある。タイプⅡでは1組織だけ、タイプⅢではJ P 労組を含む3組織と少ない。

産業別組織として経営者団体、特定の企業グループあるいは個別企業との間で、労働条件の最低規制に関する協定を締結しているのは、情報労連、私鉄総連、J P 労組、全労金の4組織だけである。他方、加盟組織を通じて最低規制を指導、要請している組織は、タイプⅠで8組織、タイプⅣで3組織と多い。タイプⅡは1組織、タイプⅢはJ P 労組を含む4組織だけである。

6. 組織拡大

（1）組織化方針

表序-22で各組織の組織化方針を見よう。すぐに気づくのがタイプⅢの少なさである。組織範囲分野の未組織企業の組織化を挙げたのが20組織中12組織に過ぎない。組織範囲とする未組織企業という概念が適切ではないJ P 労組、全印刷、全造幣、労済労連、労供労連などがタイプⅢにいることも関係していよう。

タイプⅠでは10組織すべてが組織範囲分野の未組織企業と有期契約労働者・短時間労働者の組織化を挙げている。また資本系列の未組織企業の組織化は自治労を除く9組織、未加盟組織の加盟は自動車総連、電力総連を除く8組織が挙げている。

表序－22 組織化方針

| タイプ | 計 | 未加盟組織の加盟 | 組織範囲分野の未組織企業の労働者の組織化 | 資本系列企業の労働者の組織化 | 組織範囲分野以外の未組織企業の労働者の組織化 | 有期契約労働者・短時間労働者の組織化 | 派遣労働者の組織化 | 非雇用労働者の組織化 | その他 | 平均の方針数 |
|-----|----|----------|----------------------|----------------|------------------------|--------------------|-----------|------------|-----|--------|
| I | 10 | 8 | 10 | 9 | 2 | 10 | 3 | 1 | 0 | 4.5 |
| II | 6 | 6 | 5 | 4 | 3 | 3 | 1 | 0 | 1 | 3.8 |
| III | 20 | 11 | 12 | 5 | 3 | 12 | 4 | 0 | 1 | 2.4 |
| IV | 4 | 3 | 3 | 3 | 2 | 4 | 3 | 2 | 1 | 5.3 |

タイプⅡは6組織すべてが未加盟組織の加盟を揚げ、ついで組織範囲分野の未組織企業の組織化を全電線を除く5組織、資本系列の未組織企業の組織化を紙パ連合、全電線を除く4組織が挙げている。

タイプⅢは組織範囲分野の未組織企業と有期契約労働者・短時間労働者の組織化が12組織、未加盟組織の加盟が11組織である。有期契約労働者・短時間労働者の組織化を挙げたのはJ P 労組、日教組、国公連合、J R 連合、J R 総連、交通労連、印刷労連、全水道、全労金、労供労連、労済労連の12組織である。

タイプⅣのU A ゼンセン、J A M、J E C 連合の3組織は未加盟組織の加盟、組織範囲分野の未組織企業、資本系列の未組織企業、有期契約労働者・短時間労働者を組織化対象としている。U A ゼンセンはさらに派遣労働者、非雇用労働者の組織化、J A M も派遣労働者の組織化を挙げている。全国ユニオンは組織範囲分野以外の未組織企業、有期契約労働者・短時間労働者、派遣労働者、非雇用労働者を組織化対象としている。

掲げた組織化方針の数の平均を取ると（一番右の欄）、タイプⅣが最も多く、次いでタイプⅠ、タイプⅡ、タイプⅢの順となる。

（2）担当組織

どの組織が組織化を担当しているのかを表序－23で見よう。

表序-23 組織化担当組織

| タイプ | 計 | 本部担当部局 | 地方組織 | 業種別組織 | 加盟組織 | その他 | 担当組織の平均 |
|-----|----|--------|------|-------|------|-----|---------|
| I | 10 | 10 | 8 | 2 | 10 | 0 | 3.0 |
| II | 6 | 6 | 2 | 0 | 3 | 0 | 1.8 |
| III | 20 | 13 | 7 | 2 | 12 | 0 | 1.7 |
| IV | 4 | 3 | 3 | 3 | 1 | 0 | 3.3 |

タイプI、タイプIIはいずれの組織も本部に組織拡大担当部局がある。タイプIVでも全国ユニオンを除くUAゼンセン、JAM、JEC連合に組織拡大担当部局がある。これに対しタイプIIIでは組織拡大担当部局を持つのは13組織である。地方組織が組織拡大を担当する組織もタイプII以外のタイプでは多い。タイプIでは自治労、電機連合、基幹労連、電力総連、情報労連、運輸労連、私鉄総連、フード連合の8組織、タイプIIIではJP労組、日教組、JR総連、交通労連、全水道、森林労連、自治労連の7組織、タイプIVではUAゼンセン、JAM、JEC連合の3組織である。なお、タイプIIではサービス連合と紙パ連合の2組織が地方組織も組織拡大を担当する。

担当組織の数の平均をとってみると（一番右の欄）、タイプIV、タイプIが多いことがわかる。

(3) オルグと財政措置

表序-24で組織拡大のための専従オルグの配置、財政措置があるかどうかを見よう。

表序-24 専任オルグと財政措置

| タイプ | 計 | 専従オルグ＋財政措置 | 専従オルグ | 財政措置 |
|-----|----|------------|-------|------|
| I | 10 | 5 | 1 | 3 |
| II | 6 | 0 | 0 | 2 |
| III | 20 | 2 | 0 | 2 |
| IV | 4 | 2 | 0 | 0 |

タイプIとタイプIVが組織拡大のための人的・資金的バックアップを取ることが多いことがわかる。タイプIで組織拡大専従オルグを配置し、かつ財政措置を設けているのは自治労、自動車総連、電機

連合、フード連合、運輸労連の5組織であり、専従オルグを配置しているのは情報労連、財政措置だけを設けているのは基幹労連、電力総連、私鉄総連である。10組織中9組織が組織拡大を支援する体制を整えている。タイプⅣではU AゼンセンとJ A Mの2組織が人、資金の面で組織拡大を支援している。タイプⅡで財政措置と設けているのはサービス連合と全電線、タイプⅢで専従オルグと財政措置は日教組と森林労連、財政措置がJ P 労組と交通労連である。

(4) 組織拡大の成果

最後に2017年10月から1年間の組織拡大の成果を表序-25で見よう。

表序-25 組織拡大の成果

| 計 | 組織拡大 有り | 正社員 | 有期・短時 間労働者 | 計 | 平均 |
|----|------------|--------|---------------|--------|----------|
| 10 | 9 | 21,981 | 7,423 | 29,404 | 2,940.4 |
| 6 | 3 | 1,541 | 207 | 1,748 | 291.3 |
| 20 | 13 | 21,604 | 16,206 | 37,810 | 1,890.5 |
| 4 | 3 | 14,493 | 52,375 | 66,868 | 16,717.0 |

2017年10月からの1年間で組織拡大の成果があったのはタイプⅠでは9組織、タイプⅡでは3組織、タイプⅢでは13組織、タイプⅣでは3組織であった。タイプⅠとタイプⅣの活躍が目立つ。

タイプⅠは未記入の自治労を除く9組織の合計で正社員21,981人、有期・短時間労働者7,423人の合計29,404人である。単純に1組織当たりの平均を取ると2,940.4人となる。新たに組織化した組合員数が3,000人を超えているのは情報労連（正社員7,242人、有期・短時間労働者3,849人、計11,091人）、電機連合（正社員のみ5,615人）、自動車総連（正社員3,264人、有期・短時間労働者445人、計3,709人）、基幹労連（正社員のみ3,258人）、生保労連（有期・短時間労働者のみ3,028人）の5組織である。

タイプⅡは損保労連、ゴム連合、紙パ連合の3組織で合計1,748人、6組織平均で291.3人と少ない。

タイプⅢは13組織で正社員21,604人、有期・短時間労働者16,206人の合計37,810人を組織化している。もっとも、そのほとんどがJ P 労組（正社員5,195人、有期・短時間労働者8,845人、計14,040人）と日教組（正社員9,724人、有期・短時間労働者6,522人、計16,246人）、国交連合（正社員だけ4,081人）の3組織によるものである。あとの10組織はJ R 連合の正社員1,824人が最多で、三桁、二桁にとどまる。単純に20組織で平均すると1,890.5人となる。

タイプⅣはU Aゼンセン、J A M、全国ユニオンの3組織で組織拡大があり、正社員14,493人、有期・短時間労働者52,375人の合計66,868人を組織化している。そのほとんどがU Aゼンセン（正社員11,123人、有期・短時間労働者52,058人、計63,181人）によるものである。とはいえJ A Mも3,000人を超えている（正社員3,270人、有期・短時間労働者267人、計3,537人）。

組織化方針の多様性、担当部局の存在、支援措置、実績を総合的に見て、組織拡大に積極的に取り組んでいると考えられるのは、タイプⅠの自動車総連、電機連合、基幹労連、情報労連の4組織、タ

タイプⅢの J P 労組と日教組の 2 組織、タイプⅣの U A ゼンセンと J A M の 2 組織である。タイプⅠとタイプⅣが目立つ。

7. 合理化対策

(1) 合理化対策指針

産業別組織の合理化対策指針を表序-26で見よう。

表序-26 合理化対策指針

| タイプ | 計 | 対策指針有り | 倒産 | 企業・事業所閉鎖 | 企業合併 | 組織再編・分社化 | 希望退職募集 | 一時帰休・一時休業 | 出向 | 配置転換・転勤 | その他 | 報告義務有り |
|-----|----|--------|----|----------|------|----------|--------|-----------|----|---------|-----|--------|
| I | 10 | 5 | 4 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 | 3 | 3 | 0 | 3 |
| II | 6 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 0 | 2 |
| III | 20 | 4 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 |
| IV | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 1 | 2 |

タイプⅢ以外は産業別組織として合理化対策指針を持つことが多い。タイプⅠでは10組織中、自治労、自動車総連、電機連合、基幹労連、フード連合の5組織が合理化対策指針を持つ。タイプⅡでは6組織中、サービス連合、ゴム連合、紙パ連合、全電線の4組織が指針を持つ。タイプⅢでは20組織中、全水道、J P 労組、全銀連合、日建協の4組織である。タイプⅣではU A ゼンセン、J A M、全国ユニオンの3組織が指針を持つ。

対象とする問題はタイプⅠ、Ⅱ、Ⅳでは各組織とも同様に広範にわたっている。これに対しタイプⅢでは J P 労組が倒産、組織再編・分社化、希望退職募集、配置転換・出向と4種類の事案を対象としているが、他の3組織は1つか2つとなる。

会社側から合理化提案があった場合、加盟組織から産業別組織への報告義務を課す組織は少ない。タイプⅠでは自動車総連、電機連合、基幹労連の3組織、タイプⅡでは紙パ連合と全電線の2組織、タイプⅣではU A ゼンセン、J A Mの2組織である。タイプⅢでは J P 労組となるが、単一組織であるので、当然のことである。

(2) 合理化対策資金

産業別組織として合理化対策資金を持つのはタイプⅠでは電機連合、基幹労連、情報労連の3組織、タイプⅣのU A ゼンセンと J A Mの2組織である。

(3) 離職者対策

表序-27で離職者対策を見よう。

表序-27 離職者対策

| タイプ | 計 | 就職あつせん | 離職者数の把握 | 無料職業紹介事業、 労働者供給事業 |
|-----|----|--------|---------|----------------------|
| I | 10 | 3 | 3 | 0 |
| II | 6 | 0 | 1 | 0 |
| III | 20 | 2 | 1 | 1 |
| IV | 4 | 2 | 2 | 1 |

合理化で離職者が発生した場合、産業別組織として就職あつせんする仕組みを持つのはタイプ I では自動車総連、基幹労連、フード連合の 3 組織、タイプ II ではゼロ、タイプ III では J P 労組と J R 総連の 2 組織、タイプ IV では U A ゼンセンと J A M の 2 組織である。

離職者数を把握する仕組みを持つのはタイプ I では自動車総連、電機連合、基幹労連の 3 組織、タイプ II では損保労連、タイプ III では J P 労組、タイプ IV では U A ゼンセンと J A M の 2 組織である。

無料職業紹介事業、労働者供給事業を行っているのは 40 組織中、タイプ III の労供労連、タイプ IV の U A ゼンセンの 2 組織だけである。

以上、対策指針の存在、合理化問題の範囲、産業別組織への報告義務、離職者対策を総合的に見たときに、合理化対策が充実していると言える産業別組織は総じて少ない。その中であって、タイプ I の自動車総連、電機連合、基幹労連の 3 組織、タイプ IV の U A ゼンセン、J A M の 2 組織はやや充実している。タイプ III の J P 労組も合理化対策が充実しているが、単一組織である。

8. 産業政策

(1) 策定

表序-28は産業政策への対応を示す。

表序-28 産業政策への対応

| タイプ | 計 | 策定 | 労使協議・懇談会 |
|-----|----|----|----------|
| I | 10 | 10 | 8 |
| II | 6 | 5 | 3 |
| III | 20 | 12 | 8 |
| IV | 4 | 3 | 2 |

タイプⅠではすべての組織が産業政策を策定し、8組織が産業政策をめぐる労使協議・懇談会を持っている。労使協議・懇談がないのは自治労と情報労連の2組織である。自治労、情報労連には対応する経営者団体がない。

タイプⅡでは損保労連、サービス連合、航空連合、紙パ連合、全電線の5組織が産業政策を策定し、損保労連、紙パ連合、全電線の3組織が労使協議・懇談会を持っている。

タイプⅢでは産業政策を策定している産業別組織はやや少なく、JP労組、日教組、JR連合、交通労連、全国ガス、印刷労連、全銀連合、全水道、労供労連、労済労連、日建協、日高協の12組織となる。産業政策をめぐる労使協議・懇談会があるのはJP労組、国公連合、JR連合、交通労連、全国ガス、印刷労連、森林労連、日建協の8組織である。

タイプⅣではUAゼンセン、JAM、JEC連合が産業政策を策定し、産業政策をめぐる労使協議・懇談会があるのはUAゼンセンとJAMの2組織である。

(2) 実現活動

表序-29は産業政策を実現するために行っている活動を示す。

表序-29 産業政策実現活動

| タイプ | 計 | 審議会へ参加 | 関係省庁に申し入れ | 政党との折衝 | 経営者団体と協議 | 他の産別組織と共同行動 | 経営者団体と共同行動 | その他 | 平均活動数 |
|-----|----|--------|-----------|--------|----------|-------------|------------|-----|-------|
| I | 10 | 7 | 9 | 9 | 6 | 8 | 5 | 0 | 4.4 |
| II | 6 | 1 | 3 | 4 | 2 | 3 | 3 | 0 | 2.7 |
| III | 20 | 4 | 13 | 13 | 6 | 6 | 4 | 1 | 2.4 |
| IV | 4 | 2 | 3 | 3 | 3 | 2 | 1 | 0 | 3.5 |

タイプⅠではさまざまなルートを通じて産業政策を実現しようとする組織が多い。1組織あたりの平均活動数は4.4となる。関係省庁への申し入れ、政党との折衝は9組織が挙げている。4つ以上のルートを利用しているのが自治労、自動車総連、電機連合、基幹労連、生保労連、電力総連、私鉄労連の7組織である。

タイプⅡは平均活動数が2.7であり、タイプⅠと比べると少ない。最も利用されているのは政党との折衝であり、4組織がこれを挙げている。4つ以上のルートを利用しているのは損保労連、航空連合、紙パ連合の3組織である。

タイプⅢは平均活動数が2.4と最も少ない。20組織のうち13組織が利用しているのが関係省庁への申

し入れと政党との折衝である。4つ以上のルートを利用しているのはJ P 労組、日教組、交通労連、森林労連、自治労連の5組織である。

タイプⅣは平均活動数が3.5とタイプⅠについて多い。4組織中3組織が関係省庁への申し入れ、政党との折衝、経営者団体との協議を挙げている。4つ以上のルートを利用しているのはU Aゼンセン、J A M、J E C連合の3組織である。

産業政策の策定、産業政策をめぐる労使協議・懇談会の開催、利用するルート数などからみて、産業政策を実現していくための活動が整っていると見られる組織は、タイプⅠでは自動車総連、電機連合、基幹労連、生保労連、電力総連、私鉄総連の6組織となる。これに対応する経営者団体が存在しないために労使協議・懇談会を設けられないが、それ以外では充実している自治労を含めて7組織となる。タイプⅡでは損保労連と紙パ連合の2組織、タイプⅢではJ P 労組と交通労連の2組織となる。タイプⅣではU AゼンセンとJ A Mの2組織が産業政策実現活動が充実している。

9. 教育活動

表序-30は教育体系の有無とその種類を示す。

表序-30 教育体系

| タイプ | 計 | 教育体系有り | 新人組合員 | 中堅組合員 | 中高年組合員 (退職前) | 新加盟組織幹部 | 加盟組織中堅幹部 (基礎) | 加盟組織中堅幹部 (専門) | 産業別組織役員 | その他 | 3種類以上 |
|-----|----|--------|-------|-------|-----------------|---------|------------------|------------------|---------|-----|-------|
| I | 10 | 10 | 0 | 4 | 0 | 3 | 7 | 5 | 4 | 2 | 5 |
| II | 6 | 4 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 |
| III | 20 | 8 | 4 | 3 | 0 | 0 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| IV | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 |

タイプⅠの10組織はすべて教育体系を有する。加盟組織中堅幹部教育(基礎)、同(専門)が多い。3種類以上の講座を持つのは電機連合、基幹労連、生保労連、情報労連、フード連合の5組織である。

タイプⅡも教育体系をもつ組織が多い。損保労連、サービス連合、ゴム連合、航空連合の4組織である。加盟組織中堅幹部(基礎)、産業別組織役員への教育が多い。3種類以上の講座を持つのは損保労連とゴム連合の2組織である。

タイプⅢは教育体系を有するのは半分以下の8組織である。J P 労組、国公連合、J R連合、交通労連、全国ガス、森林労連、全印刷、労済労連である。新入組合員、中堅組合員、加盟組織中堅幹部

(基礎)が比較的多い。3種類以上の講座を持つのは全国ガスと全印刷の2組織である。

タイプⅣではU Aゼンセンだけが教育体系を持ち、5種類の講座を提供している。

教育体系の存在と講座の種類から見ると、教育活動が充実していると言えるのはタイプⅠでは電機連合、基幹労連、生保労連、情報労連、フード連合の5組織、タイプⅡでは損保労連とゴム連合の2組織、タイプⅢでは全国ガスと全印刷の2組織、タイプⅣではU Aゼンセンの1組織である。

10. 調査活動

表序-31で調査活動の内容について見よう。

表序-31 調査活動

| タイプ | 計 | 調査活動実施 | 組織実勢 | 財政状況 | 賃金制度 | 賃金実態 | 労働時間・休日 | 生活実態 | 組合員意識 | 投票行動 | その他 | 4種類以上 |
|-----|----|--------|------|------|------|------|---------|------|-------|------|-----|-------|
| I | 10 | 10 | 9 | 4 | 7 | 10 | 9 | 7 | 4 | 5 | 1 | 9 |
| II | 6 | 6 | 4 | 0 | 1 | 5 | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| III | 20 | 20 | 9 | 4 | 5 | 13 | 11 | 7 | 8 | 2 | 0 | 7 |
| IV | 4 | 3 | 1 | 0 | 2 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 |

40組織中39の産業別組織は調査活動を行っている。行っていないのはタイプⅣの全国ユニオンだけである。組織実勢、賃金実態、労働時間・休日が多い。

タイプⅠではいくつかの調査を行っている組織が多く、4種類以上の調査を行っているのは電力総連を除く9組織になる。

タイプⅡでは上述の調査以外はあまり行われていない。4種類以上の調査を行っているのはゴム連合と全電線の2組織である。

タイプⅢでは20組織すべてが行っている調査はない。賃金実態調査が最も多いが、それでも20組織中13組織が行っているに過ぎない。バラツキが大きい。4種類以上の調査を行っているのはJ P労組、日教組、全銀連合、全労金、自治労連、日建協、日高協の7組織である。

タイプⅣではU Aゼンセンが上述の3種類の調査以外、賃金制度、組合員意識、投票行動についての調査を行っている。J AMは調査票では賃金実態、労働時間・休日、生活実態の3種類を回答しているだけだが、インタビュー調査によると、これら以外に、組合活動調査(4年に1回)、雇用動向調査(毎月)、景況調査(半年に1回)を行っている。したがってJ AMも4種類以上の調査を行っている。タイプⅣでは4種類以上は2組織となる。

11. 政治活動

表序－32は各級に組織内の議員、首長を持っているかどうかを示す。

表序－32 組織内議員・首長

| タイプ | 計 | 衆議院議員 | 参議院議員 | 都道府県 議会議員 | 市町村 議会議員 | 首長 |
|-----|----|-------|-------|--------------|-------------|----|
| I | 10 | 5 | 5 | 7 | 7 | 1 |
| II | 6 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| III | 20 | 3 | 2 | 6 | 6 | 2 |
| IV | 4 | 0 | 1 | 2 | 2 | 0 |

タイプ I で組織内の国会議員を抱えているのは自治労、自動車総連、電機連合、電力総連、情報労連、運輸労連の 6 組織である。組織内の都道府県議を持つのは自治労、自動車総連、電機連合、基幹労連、電力総連、運輸労連、フード連合の 7 組織である。組織内の市町村議員を持つのは同じ 7 組織である。首長を抱えるのは自治労である。以上からもわかるように、タイプ I は他のタイプと比べて政治力が強い組織が多い。

タイプ II はわずかに紙パ連合が市町村議員（1 人）を持つだけである。

タイプ III で組織内の国会議員を抱えているのは J P 労組、日教組、全水道の 3 組織である。都道府県議を持つのは J P 労組、日教組、J R 連合、J R 総連、交通労連、全水道の 6 組織である。市町村議員も同じ 6 組織である。日教組、J R 連合は首長も抱えている。タイプ III の（旧）官公労系の組合は政治力も強く、議員を多く抱えている。

タイプ IV で国会議員を抱えるのは U A ゼンセンだけで、都道府県議、市町村議は U A ゼンセンと J A M の 2 組織が持っている。

12. 組織強化活動

表序－33で産業別組織として組織を強化するために行っている活動を見よう。

表序－33 組織強化活動

| タイプ | 計 | 組織強化活動有り | 加盟組織訪問 | 未加盟組織訪問 | 本部と加盟組織の地域レベルでの交流 | 本部と加盟組織の業種単位での交流 | 本部・地域組織による加盟組織役員学習会・研修会 | その他 | 3つ以上 |
|-----|----|----------|--------|---------|-------------------|------------------|-------------------------|-----|------|
| I | 10 | 9 | 9 | 5 | 5 | 7 | 8 | 0 | 7 |
| II | 6 | 6 | 6 | 1 | 2 | 3 | 4 | 0 | 3 |
| III | 20 | 17 | 12 | 6 | 10 | 4 | 12 | 1 | 11 |
| IV | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 0 | 3 |

ほとんどの組織が何らかの組織強化活動を行っている。行っていないのはタイプ I の自動車総連とタイプ III の労供労連、全印刷、全造幣の 4 組織である。

タイプ I は加盟組織訪問、加盟組織役員学習会・研修会、本部との交流を挙げる組織が多い。3 種類以上の組織強化活動を行っているタイプ I の組織は、自治労、基幹労連、電力総連、情報労連、運輸労連、私鉄総連、フード連合の 7 組織と多い。

タイプ II は加盟組織訪問、加盟組織役員学習会・研修会を挙げる組織が多い。3 種類以上の組織強化活動を行っているのはサービス連合、航空連合、紙パ連合の 3 組織である。

タイプ III の組織強化活動はややばらついている。加盟組織訪問、加盟組織役員学習会・研修会、本部との地域での交流が多い。3 種類以上の組織強化活動を行っているのは日教組、J R 連合、交通労連、全国ガス、印刷労連、メディア労連、全水道、全労金、自治労連、日建協、日高協の 11 組織である。

タイプ IV では U A ゼンセン、J A M、全国ユニオンが 4 種類、あるいは 5 種類の組織強化活動を行っている。タイプ I と同様に組織強化活動に力を注ぐ組織が多い。J E C 連合は加盟組織訪問と未加盟組織訪問の 2 種類だけである。

13. 結び

以上、産業別組織の組織と活動についてタイプごとの違いに着目しながら見てきた。簡単にまとめよう。

産業別組織の組織範囲はタイプⅠ、タイプⅣでは広がりつつある。タイプⅠは産業分類でいう中分類を基本としながら、資本系列、取引先の企業を組織化して、加盟させることなどを通して、結果として組織範囲が広がっている。タイプⅣには大産別組織と、事実として一般組合化している組織がある。タイプⅡ、タイプⅢはそうした広がりがあり見られない。

本部、充実した地方組織と業種別組織を持つ産業別組織はタイプⅠ（5組織）、タイプⅣ（2組織）が多い。地方の中小労働組合の世話活動、闘争指導を行うのと共に、業種の広がりに対応するためだと考えられる。

専従役員数を多く抱え、本部体制が充実していると考えられる産業別組織はタイプⅠの10組織すべて、タイプⅣの3組織である。充実した本部を持つ組織はタイプⅡでは2組織、タイプⅢでは6組織（うち2組織は単一組織）と少ない。

調査対象とした40の組織のうち、3つの単一組織を除く37組織は、企業別組合（企業連）の連合体、グループ労連あるいは地域別・職域別組合の連合体、地域別組合の連合体である。そうした連合体が交渉協議、闘争指導において、強い指導力、統制力を発揮するのは容易ではない。ストライキ権の確立に関して、産業別組織の影響力が少しでも及ぶと考えられるのは10組織に過ぎない。うち2組織は組合員の士気を高めるため全組合員による無記名投票を行う自治労と単一組織であるJP労組である。残りの8組織中4組織はタイプⅠである。また月例賃金に限ってはあながち、妥結に本部の承認が必要となるのは各タイプ1組織、計4組織しかない。

こうした制約があるなかで、産業別統一闘争を組織しているのは21組織であり、タイプⅠは10組織中7組織、タイプⅣは4組織中3組織と多い。タイプⅡは6組織中3組織、タイプⅢは20組織中8組織である。春闘において経営者団体、あるいは特定の企業集団となんらかの話し合いをしている産業別組織はタイプⅠで6組織、タイプⅡで3組織、タイプⅣで2組織と比較的多い。タイプⅢは4組織であるが、日本郵政グループ4社と話し合うJP労組、政府、人事院と話し合う国公連合が含まれている。経営者団体や特定の企業集団と春闘時に話し合う組織は過半数の21組織であるが、そのほとんどは労使懇談である。交渉、協議を行っている組織はJP労組を除けば、私鉄総連、電機連合、全労金、労供労連のわずか4組織に過ぎない。

また、春闘時に、個別企業を訪問し、方針を説明し、交渉、協議に関与している組織はタイプⅠで5組織、タイプⅣで2組織と意外と多い。タイプⅡでは1組織、タイプⅢではJP労組を含む3組織と少ない。

産業別組織として経営者団体、特定の企業グループ、個別企業との間で、労働条件の最低規制についての協定を締結している組織は4組織と少ない。だが、加盟組織を通じる最低規制はタイプⅠが8組織、タイプⅣが3組織と多い。タイプⅡは2組織、タイプⅢはJP労組を含む4組織である。

以上を要するに、ほとんどの組織では交渉協議、闘争指導では強い指導力、統制力を発揮できていない。しかし、加盟組織になんとか影響力を及ぼそうとしている組織もある。そうした組織が比較的多いのはタイプⅠとタイプⅣである。ただ、タイプⅡ、タイプⅢでも一定の影響力を持つ組織も存在している。

組織化方針の多様性、担当部局の存在、支援措置、実績を総合的に見て、組織拡大に積極的に取り組んでいると思われるのは、タイプⅠが4組織、タイプⅣが2組織と比較的に多い。タイプⅢは2組織、タイプⅡはゼロである。

合理化対策指針の存在、合理化問題の範囲、産業別組織への報告義務、離職者対策を総合的に見たときに、合理化対策が充実していると言えるのは、タイプⅠの3組織、タイプⅣの2組織である。タイプⅢのJ P労組も合理化対策が充実しているが、単一組織である。タイプⅡはゼロである。

産業政策の策定、産業政策をめぐる労使協議・懇談会の開催、利用するルート数などから見て、産業政策を実現していくための活動が整っていると思われる組織は、タイプⅠが7組織、タイプⅣが2組織と比較的に多い。他方、タイプⅡでは2組織、タイプⅢでは2組織となる。

教育体系の存在、講座の種類から見て、教育活動が充実していると思われる組織はタイプⅠで5組織と多い。他のタイプは、タイプⅡが2組織、タイプⅢが2組織、タイプⅣが1組織と少ない。

調査活動は40組織中39組織が行っており、タイプごとには違いが見られない。ただ、4種類以上の調査を行っている組織は、タイプⅠが9組織、タイプⅣが2組織と多い。タイプⅡは2組織、タイプⅢは7組織となる。

議員数から見て政治力が強いと考えられるのは、タイプⅠが7組織、タイプⅣが2組織と多い。ただ、タイプⅢでも6組織が組織内議員を抱えている。

以上、タイプごとに違いが見られた。タイプⅠでは指導力、統制力をあまりもたず、緩やかなつながりを志向している産業別組織もあるが、労働条件闘争、組織拡大から政治活動までにおいて、一定程度の影響力を行使して、相応の成果を収めている産業別組織が多い。タイプⅣのU AゼンセンとJ AMもそうした産業別組織である。タイプⅡ、タイプⅢにも、加盟組織に対して一定程度の影響力を持つ産業別組織も存在しているが、相対的には少数派である（単一組織であるJ P労組はタイプⅢにあって例外的存在である）。

¹ 印刷労連は調査票には「有」と回答しているが、印刷業最大手の1つである大日本印刷の労働組合が未加盟であり、「無」とした。

² 厚生労働省労使関係担当参事官室編『第2版 日本の労働組合－歴史と組織』（日本労働研究機構、2002年）p. 124。

³ 同上書p. 163。

⁴ 厚生労働省労使関係担当参事官室編『平成26年 日本の労働組合』pp. 13-14。

-
- ⁵ 同上書p. 14。
- ⁶ 同上書pp. 14-15。
- ⁷ 厚生労働省労使関係担当参事官室編『第2版 日本の労働組合－歴史と組織』(日本労働研究機構、2002年)pp. 147-148。
- ⁸ 厚生労働省労使関係担当参事官室編『平成26年 日本の労働組合』 p. 37。
- ⁹ 厚生労働省労使関係担当参事官室編『第2版 日本の労働組合－歴史と組織』(日本労働研究機構、2002年)pp. 189-190。
- ¹⁰ 厚生労働省労使関係担当参事官室編『平成26年 日本の労働組合』 pp. 66-67。
- ¹¹ 同上書p. 84。
- ¹² 食労協の正式名称、加盟する単組の業種や性格などについては不明である。
- ¹³ 厚生労働省労使関係担当参事官室編『第2版 日本の労働組合－歴史と組織』 (日本労働研究機構、2002年) pp. 224-225。
- ¹⁴ 同上書p. 241。
- ¹⁵ 厚生労働省労使関係担当参事官室編『平成26年 日本の労働組合』 p. 130。
- ¹⁶ 同上書p.
- ¹⁷ 地方競馬、競輪、競艇、オートレース場など公営競技場で働く労働者の組合である。1991年に連合に正式加盟している(厚生労働省労使関係担当参事官室編『第2版 日本の労働組合－歴史と組織』(日本労働研究機構、2002年) p. 248)。
- ¹⁸ 厚生労働省労使関係担当参事官室編『平成26年 日本の労働組合』 pp. 147-148。
- ¹⁹ 同上書p. 46。
- ²⁰ 同上書p. 160。
- ²¹ 同上書p. 134。
- ²² 同上書p. 251。
- ²³ 同上書p. 122。
- ²⁴ 同上書p. 132。
- ²⁵ 厚生労働省労使関係担当参事官室編『第2版 日本の労働組合－歴史と組織』(日本労働研究機構、2002年) p. 221。
- ²⁶ 厚生労働省労使関係担当参事官室編『平成26年 日本の労働組合』 p. 128。
- ²⁷ 同上書 p. 117。
- ²⁸ 同上書 p. 126。
- ²⁹ 同上書 p. 87。

<第 1 章>

第1章

JILPT副主任研究員 前浦 穂高

第1章では、組織体制、組織構造、本部体制と財政、組織拡大活動を取り上げる。本調査では、序章に示されたように、アンケート調査に回答した産業別組織40組織を4つに類型している。4つの類型は、表1-1の通りである。第1章の分析では、基本的に4つの類型に基づいて分析を進めていく。

表1-1 産業別組織の類型

| 類型 | 定義 | 産業別組織 |
|-----|---|---|
| I | 組織範囲を産業中分類とし、市場支配力を有し、組織人員が10万人以上の組織 | 自治労、自動車総連、電機連合、基幹労連、生保労連、電力総連、情報労連、運輸労連、私鉄総連、フード連合の10組織 |
| II | 組織範囲を産業中分類とし、市場支配力を有するが、組織人員が10万人未満の組織 | 損保労連、サービス連合、ゴム連合、航空連合、紙パ連合、全電線の6組織 |
| III | 組織範囲を産業中分類とする企業別組合の連合体であるが、市場支配力を持たない産業別組織、または公共企業体が民営化され、あるいは国営企業が独立法人化された事業体の労働組合 | J P 労組、日教組、国公連合、J R 連合、J R 総連、交通労連、全国ガス、印刷労連、全銀連合、全水道、メディア労連、全労金、森林労連、労供労連、全印刷、労済労連、自治労連、全造幣、日建協、日高教の20組織 |
| IV | 大産別主義を組織方針とする組織か、一般組合主義の組織 | U A ゼンセン、J A M、J E C 連合、全国ユニオンの4組織 |

1. 組織体制

(1) 諸類型

①組織の範囲

産業別組織が組織する範囲がどのくらいかを見ていく(表1-2)。全体を見ると、1~4業種が全体の7割を占めており、これに5~9業種、10業種以上が続く。

類型別に見ると、タイプIは半数以上が5~9業種か10業種以上となっており、全体に比べると、多くの業種を組織範囲とする産業別組織が多い。これに対し、タイプIIとタイプIIIの多くは1~4業種である。どちらも10業種以上はない。タイプIIとIIIが組織する業種の範囲は、タイプIよりも限定的であると言える。タイプIVは1~4業種か10業種以上になっており、多くの業種を組織する産業別組織とそうでない産業別組織に分かれている。

表 1-2 組織している業種数

| | n | 1～4業種 | 5～9業種 | 10業種以上 |
|-----|----|-------|-------|--------|
| 計 | 40 | 28 | 7 | 5 |
| I | 10 | 4 | 3 | 3 |
| II | 6 | 5 | 1 | 0 |
| III | 20 | 17 | 3 | 0 |
| IV | 4 | 2 | 0 | 2 |

表 1-3 の組合員が急増している業種の有無を取り上げる。全体を見ると、組合員が急増している業種があると回答した産業別組織は 3 組織、そうした業種はないと回答した産業別組織は 37 組織になる。組合員数が急増している業種のある産業別組織は、タイプ I の情報労連、タイプ II の航空連合、タイプ IV の U A ゼンセンの 3 組織である。

表 1-3 組合員が急増している業種の有無

| | n | あり | なし |
|-----|----|----|----|
| 計 | 40 | 3 | 37 |
| I | 10 | 1 | 9 |
| II | 6 | 1 | 5 |
| III | 20 | 0 | 20 |
| IV | 4 | 1 | 3 |

②規模別構成

産業別組織の規模構成を見る（表 1-4）。本章が用いる類型の基準には、組織規模（組合員総数）が含まれる。ただし、どの規模の組合や組合員が多いのかはわからない。そこで、5,000人以上、1,000～4,999人、300～999人、299人以下の 4 区分ごとに、組合数と組合員数を見ていく。なお、このデータのサンプルサイズは、この設問に回答した 36 組織になる。組合数から見ると、規模が大きい区分であるほど組合数は少なく、規模が小さい区分であるほど、組合数は多くなる。

類型別に見ると、タイプ I、タイプ III、タイプ IV において、規模が大きくなるほど、組合数は少なくなり、規模が小さいほど、組合数が多くなる。他方で、タイプ II では、5,000人以上よりも 1,000～4,999人の方が組合数は少ない。他方で、組合数の合計を見ると、タイプ IV は 4,000弱、タイプ I は 3,000を超える組合数になるが、タイプ III は 1,000組合、タイプ II は 262組合である。類型によって、組合数に差が見られる。

表 1-4 規模別構成（組合数）

| | n | 5,000人以上 | 1,000～4,999人 | 300～999人 | 299人以下 | 計 |
|-----|----|----------|--------------|----------|--------|-------|
| 計 | 36 | 239 | 634 | 1,244 | 6,139 | 8,296 |
| I | 9 | 80 | 231 | 520 | 2,267 | 3,108 |
| II | 6 | 44 | 21 | 45 | 145 | 262 |
| III | 19 | 35 | 74 | 141 | 731 | 1,000 |
| IV | 2 | 80 | 308 | 538 | 2,996 | 3,926 |

注. この設問に回答していない自治労、J P 労組、J E C 連合、全国ユニオンの4組織を除いている。

表 1-5 の組合員数について見ると、全体では、規模区分が大きいほど、組合員数は多く、規模区分が小さいほど、組合員数は少なくなる。

類型別に見ても、規模区分が大きいほど、組合員数は多く、規模区分が小さいほど、組合員数は少なくなる。他方で、組合員数の合計を見ると、タイプ I と IV は 200 万人を超えている一方で、タイプ III は 230 万人弱となっている。組合数と同様、類型によって組合員数に差が見られる。

表 1-5 規模別構成（組合員数）

| | n | 5,000人以上 | 1,000～4,999人 | 300～999人 | 299人以下 | 計 |
|-----|----|-----------|--------------|----------|---------|-----------|
| 計 | 36 | 3,069,520 | 1,297,381 | 681,781 | 485,716 | 5,534,398 |
| I | 9 | 1,642,840 | 447,664 | 281,272 | 202,555 | 2,574,331 |
| II | 6 | 147,813 | 41,806 | 25,334 | 14,523 | 229,476 |
| III | 19 | 324,234 | 151,597 | 82,298 | 43,237 | 601,366 |
| IV | 2 | 954,633 | 656,314 | 292,877 | 225,401 | 2,129,225 |

注. 表 1-4 に同じ。

次に、実人員数と会費納入人員数を取り上げる。実人員とは、実際に加入している人員数であり、会費納入人員数とは、会費を納入している人員数を指す。表 1-6 は、この2つの人数を回答した36組織のデータである。全体を見ると、実人員より会費納入人員は少ないことがわかる。会費納入人員は実人員の9割に相当する。

次に類型別に見る。どの類型も実人員より会費納入人員が少ないことがわかる。そこで、会費納入人員数／実人員数の数値を見ると、どの類型も1を下回っている。この数値が小さいほど、会費納入人員数と実人員数との差が大きいことを示す。したがって、タイプ IV であるほど、会費納入人員数と実人員数との差が大きいことがわかる。

表 1-6 実人員数と会費納入人員数

| | n | 実人員数 (人) | 会費納入人員数 (人) | 会費納入人員/ 実人員 |
|-----|----|-----------|-------------|-------------|
| 計 | 36 | 5,756,372 | 5,167,906 | 0.90 |
| I | 8 | 2,499,113 | 2,348,581 | 0.92 |
| II | 5 | 250,169 | 228,310 | 0.92 |
| III | 20 | 879,891 | 814,885 | 0.93 |
| IV | 3 | 2,127,199 | 1,875,340 | 0.88 |

注1. 実人員と会費納入人員を回答している産業別組織36組織を対象としている。自治労、私鉄総連、全電線、JEC連合の4組織は、両方を回答していないか、どちらかを回答していない産業別組織であるため除外した。
 注2. 同じ産業別組織であっても、実人員と会費納入人員の調査時期が異なることがある。

次に、表 1-7 の実人員がどのように集計されているのかを見る。なお、このデータは複数回答の設問を基にしているため、全てを足し合わせても40にならないことがある。

全体を見ると、「産業別組織として組織人員調査を毎年実施している」が最も多い。この方法を採用する産業別組織は29組織になる。これ以外は、「その他」の8組織と、「厚生労働省の『労働組合基礎調査』の結果を実人員としている」の4組織、「加盟単位が個人であり、会費納入人員と実人員はまったく同じである」の3組織、「会費納入人員は実人員を下回ると思われるが、一応会費納入人員をもって実人員としている」の1組織が続く。

類型別に見ると、どの類型においても、「産業別組織として組織人員調査を毎年実施している」が最も多い。これ以外に多いのは、「その他」、「厚生労働省の『労働組合基礎調査』の結果を実人員としている」、「加盟単位が個人であり、会費納入人員と実人員はまったく同じである」の3つである。

表 1-7 人員の把握方法 (MA)

| | n | 産業別組織として組織人員調査を毎年実施している。 | 産業別組織として実施する労働条件調査(賃金実態調査等)の結果から、実人員を推計している。 | 産業別独自の共済事業を行っており、その登録人数から実人員を推計している。 | 加盟単位が個人であり、会費納入人員と実人員はまったく同じである。 | 加盟単位が個人であり、会費納入人員は実人員を下回ると思われるが、一応会費納入人員をもって実人員としている。 | 厚生労働省の「労働組合基礎調査」の結果を実人員としている。 | その他(具体的に) |
|-----|----|--------------------------|--|--------------------------------------|----------------------------------|---|-------------------------------|-----------|
| 計 | 40 | 29 | | | 3 | 1 | 4 | 8 |
| I | 10 | 8 | | | | | 1 | 3 |
| II | 6 | 5 | | | | 1 | | |
| III | 20 | 13 | | | 3 | | 3 | 4 |
| IV | 4 | 3 | | | | | | 1 |

③市場支配力の有無

産業別組織が市場支配力を持つ大手企業を組織しているかどうかを見ておく（表 1－8）。全体を見ると、市場支配力を持つ大手企業を組織できている産業別組織は19組織、組織できていない産業別組織は20組織、不明が1組織である。

類型別にみると、タイプⅠとタイプⅡでは、ほぼ全ての産業別組織が市場支配力を持つ大手企業を組織できているが、タイプⅢでは、ほぼ全ての産業別組織が市場支配力を持つ大手企業を組織できていない。タイプⅠ・Ⅱ・Ⅲの類型の基準に、市場支配力の有無を入れているからである。市場支配力を持たないタイプⅢでは、印刷労連が市場支配力を持つ大手企業を組織していると回答している。タイプⅣの4組織のうち、3組織は市場支配力を持つ大手企業を組織しているが、残りの1組織は組織できていない。その1組織は全国ユニオンである。

表 1－8 市場支配力を持つ大手企業の組織状況

| | n | あり | なし | 不明 |
|---|----|----|----|----|
| 計 | 40 | 19 | 20 | 1 |
| Ⅰ | 10 | 10 | 0 | 0 |
| Ⅱ | 6 | 5 | 0 | 1 |
| Ⅲ | 20 | 1 | 19 | 0 |
| Ⅳ | 4 | 3 | 1 | 0 |

（2）構成

①加盟単位

産業別組織に加盟する際に、規約上、どの組織単位で加盟することになっているのか（加盟単位）を見る（表 1－9）。このデータの基になっているのは複数回答の設問であるため、全てを足し合わせても40にならないことがある。

全体的に見ると、最も多いのは企業別組合であり、これにグループ労連、個人、地域別組合が続く。類型別に見ると、タイプⅠでは、企業別組合が最も多い。これにグループ労連、個人が続く。タイプⅡも、タイプⅠと同様、企業別組合が多く、グループ労連、個人、事業所別組合が続く。タイプⅢは、企業別組合が多いが、タイプⅠとⅡに比べると、地域別組合と個人が多い。タイプⅢは、中産別を組織範囲とする企業別組合の連合体の類型であるが、地域別組合、グループ労連、個人などの加盟単位を認めている産業別組織も存在する。タイプⅣは、企業別組合とグループ労連が同数であり、これに地域別組合などが続く。

表 1-9 加盟単位 (MA)

| | n | 事業所別組合 | 企業別組合 | 事業所別組合の 企業別連合体 | グループ労連 | 地域別組合 | 地域別連合体 | 個人 | その他 |
|-----|----|--------|-------|-------------------|--------|-------|--------|----|-----|
| 計 | 40 | 5 | 32 | 4 | 15 | 8 | 3 | 10 | 3 |
| I | 10 | 1 | 9 | 1 | 5 | 1 | 1 | 2 | 1 |
| II | 6 | 2 | 6 | 0 | 3 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| III | 20 | 1 | 14 | 2 | 4 | 5 | 1 | 5 | 2 |
| IV | 4 | 1 | 3 | 1 | 3 | 2 | 1 | 1 | 0 |

加盟単位について、産業別組織別に詳しく見ていく (表 1-10)。このデータも表 1-9 と同様、複数回答の設問を基にしている。

類型別に見ると、タイプ I では、基幹労連が事業所別組合から地域別連合体までの 6 つの加盟単位を認めている。これ以外では、企業別組合とグループ労連という加盟単位の組み合わせが多い。このような加盟単位を採用する産業別組織は自動車総連、電機連合、フード連合の 3 組織である。企業別組合のみを加盟単位とする産業別組織を見ると、生保労連、運輸労連、私鉄総連の 3 組織が該当する。情報労連は、企業別組合、グループ労連、個人という単位で加盟が認められており、自治労は企業別組合と事業所別組合を加盟単位としている。電力総連は、個人とその他 (地域別・職域別組合) となっている。

タイプ II を見ると、最も多い加盟単位を採用しているのは、サービス連合と紙パ連合の 2 組織である。サービス連合は企業別組合、グループ労連、個人を、紙パ連合は事業所別組合、企業別組合、個人を加盟単位としている。ゴム連合と航空連合は企業別組合とグループ労連を加盟単位としており、損保労連と全電線は企業別組合のみとなっている。

タイプ III では、20 組織中 12 組織が企業別組合を加盟単位としている。加盟単位の範囲が広い順に見ていくと、日教組が企業別組合、事業所別組合の企業別連合体、地域別組合、地域別連合体の 4 つ、国公連合が企業別組合、事業所別組合の企業別連合体、グループ労連の 3 つの加盟単位を認めている。また、交通労連、全国ガス、全水道、メディア労連、全労金、森林労連、自治労連の 7 組織は企業別組合ともう 1 つの加盟形態を、労供労連と日高教の 2 組織は地域別組合ともう 1 つの加盟形態を採用している。J P 労組、J R 連合、J R 総連、印刷労連、全銀連合、全印刷、労済労連、全造幣、日建協の 9 組織の加盟単位は 1 つである。

タイプ IV では、U A ゼンセンが企業別組合、グループ労連、地域別組合、地域別連合体の 4 つ、J A M は事業所別組合、企業別組合、事業所別組合の企業別連合体、グループ労連、個人の 5 つの加盟単位を認めており、同一の類型の他の産業別組織よりも多くの加盟単位を持つ。J E C 連合は企業別

組合とグループ労連、全国ユニオンは地域別組合を加盟単位としている。

最後に最も組合数が多い加盟単位を見ると、どの類型においても、最も多いのは企業別組合である。

表 1-10 加盟単位（産業別組織別 MA）

| | | n | 事業所別組合 | 企業別組合 | 事業所別組合の 企業別連合体 | グループ労連 | 地域別組合 | 地域別連合体 | 個人 | その他 | 最も組合数が多い 加盟単位 |
|-----|--------|----|--------|-------|-------------------|--------|-------|--------|----|---------------|------------------|
| 計 | | 40 | 5 | 32 | 4 | 15 | 8 | 3 | 10 | 3 | |
| I | 自治労 | 10 | ○ | ○ | | | | | | | 企業別組合 |
| | 自動車総連 | | | ○ | | ○ | | | | | グループ労連 |
| | 電機連合 | | | ○ | | ○ | | | | | 企業別組合、 グループ労連 |
| | 基幹労連 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 企業別組合、 グループ労連 |
| | 生保労連 | | | ○ | | | | | | | 企業別組合 |
| | 電力総連 | | | | | | | | ○ | 地域別・ 職域別組合 | 地域別・ 職域別組合 |
| | 情報労連 | | | ○ | | ○ | | | ○ | | 企業別組合 |
| | 運輸労連 | | | ○ | | | | | | | 企業別組合 |
| | 私鉄総連 | | | ○ | | | | | | | 企業別組合 |
| | フード連合 | | | ○ | | ○ | | | | | 企業別組合 |
| 小計 | | | 2 | 9 | 1 | 5 | 1 | 1 | 2 | 1 | |
| II | 損保労連 | 6 | | ○ | | | | | | | 企業別組合 |
| | サービス連合 | | | ○ | | ○ | | ○ | | 企業別組合 | |
| | ゴム連合 | | | ○ | | ○ | | | | | 企業別組合 |
| | 航空連合 | | | ○ | | ○ | | | | | 企業別組合 |
| | 紙パ連合 | | ○ | ○ | | | | | ○ | | |
| | 全電線 | | | ○ | | | | | | | 企業別組合 |
| 小計 | | | 1 | 6 | 0 | 3 | 0 | 0 | 2 | 0 | |
| III | J P 労組 | 20 | | | | | | | ○ | | 個人 |
| | 日教組 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | 企業別組合 |

| | | | | | | | | | | |
|----|----------|---|----|---|---|---|---|---|---|--------|
| | 国公連合 | | ○ | ○ | ○ | | | | | 企業別組合 |
| | J R 連合 | | ○ | | | | | | | 企業別組合 |
| | J R 総連 | | ○ | | | | | | | 企業別組合 |
| | 交通労連 | | ○ | | | ○ | | | | 企業別組合 |
| | 全国ガス | | ○ | | ○ | | | | | 企業別組合 |
| | 印刷労連 | | ○ | | | | | | | 企業別組合 |
| | 全銀連合 | | ○ | | | | | | | 企業別組合 |
| | 全水道 | | ○ | | | | | ○ | | 企業別組合 |
| | メディア労連 | | ○ | | ○ | | | | | グループ労連 |
| | 全労金 | | ○ | | | | | | ○ | 企業別組合 |
| | 森林労連 | | ○ | | | ○ | | | | |
| | 労供労連 | | | | | ○ | | ○ | | 地域別組合 |
| | 全印刷 | | | | | | | ○ | | 個人 |
| | 労済労連 | | | | ○ | | | | | グループ労連 |
| | 自治労連 | ○ | ○ | | | | | | | |
| | 全造幣 | | | | | | | ○ | | 個人 |
| | 日建協 | | ○ | | | | | | | 企業別組合 |
| | 日高教 | | | | | ○ | | | ○ | その他 |
| | 小計 | 1 | 14 | 2 | 4 | 5 | 1 | 5 | 2 | |
| IV | U A ゼンセン | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | 企業別組合 |
| | J A M | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | 企業別組合 |
| | J E C 連合 | | ○ | | ○ | | | | | 企業別組合 |
| | 全国ユニオン | | | | | ○ | | | | 地域別組合 |
| | 小計 | 1 | 3 | 1 | 3 | 2 | 1 | 1 | 0 | |

注. 計と小計は不明を含まない。

②有期契約労働者と短時間労働者の加盟状況

表 1-11によると、有期契約労働者と短時間労働者が加盟している産業別組織は31組織、加盟していない産業別組合は9組織になる。加盟していないのは、タイプⅠでは、私鉄総連、タイプⅡでは、ゴム連合と全電線の2組織、タイプⅢでは、J R 総連、印刷労連、全印刷、自治労連、全造幣の5組

織、タイプⅣでは、J E C 連合である。

加盟人数は、全体で127万人強、1産業別組織あたり（平均）、約4,100人を組織化している。類型別に見ると、タイプⅠでは、加盟人数は10万人を、1産業別組織あたりの加盟人員は1.1万人を超える。タイプⅡでは、加盟人数は2.4万人を超え、1産別あたり6,000人強が加盟している。タイプⅢでは、加盟人数は10万人を、1産別あたりの加盟人数は7万人を超えている。タイプⅣでは、加盟人数は104万人を、1産別あたりの加盟人数は約34万人を超えている。

なお、1産別あたりの加盟人数で比較する限りでは、タイプⅣが最も多く、これにタイプⅠが続く形になる。ただし、タイプⅣからU Aゼンセンを除くと、1産別あたりの加盟人数はタイプⅠが最も多く、タイプⅣが最も少なくなる。いかに、U Aゼンセンに多くの非正規労働者が加入していることがわかる。

表 1-11 有期契約労働者と短時間労働者の加盟状況

| | n | 加盟あり | 加盟なし | 加盟人数（人） | 平均（人） |
|---|---------|---------|------|------------------------|--------------------|
| 計 | 40 (39) | 31 (30) | 9 | 1,273,061 (234,301) | 41,066 (7,810) |
| Ⅰ | 10 | 9 | 1 | 104,244 | 11,583 |
| Ⅱ | 6 | 4 | 2 | 24,163 | 6,041 |
| Ⅲ | 20 | 15 | 5 | 103,585 | 7,399 |
| Ⅳ | 4 (3) | 3 (2) | 1 | 1,041,069 (2,309) | 347,023 (1,155) |

注1. 加盟人数と平均については、有期契約労働者および短時間労働者の加盟人数を明確に回答していないサービス連合、航空連合、日建協の3組織を除いている。

注2. 括弧内の数字はタイプⅣからU Aゼンセンを除いた結果である。

表 1-12を基に、有期契約労働者と短時間労働者は全組合員のどのくらいに相当するのかを見ておく。有期契約労働者と短時間労働者の組合員数が組合員の実人員数に占める割合（以下、非正規組合員比率）を見ると、20.1%（U Aゼンセンを除くと5.2%）になる。なお、このデータでは、有期契約労働者および短時間労働者の加盟人数を明確に回答していないサービス連合、航空連合、日建協を除いているため、サンプルサイズは28になる。

類型別に見ると、タイプⅣは有期契約労働者と短時間労働者の組合員も多く、非正規組合員比率は48.9%と最も高い。ただし、タイプⅣからU Aを除くと、非正規組合員比率は0.7%と非常に低くなる。また、タイプⅠは、他の類型に比べて、有期契約労働者と短時間労働者の組合員数は多いものの、非正規組合員比率は3.2%と最も低い。逆に、タイプⅡは有期契約労働者と短時間労働者の組合員数は少ないが、非正規組合員比率は20.3%と比較的高い。タイプⅢには、タイプⅠとほぼ同数の有期契約労働者と短時間労働者の組合員が加盟しており、非正規組合員比率は13.2%になる。

表 1-12 有期契約労働者と短時間労働者の組合員比率

| | n | ①実人員 (人) | ②有期契約労働者と短時間労働者(人) | ②/① |
|-----|--------|-----------------------|---------------------|--------------|
| 計 | 28(27) | 6,323,240 (4,539,384) | 1,273,061 (234,301) | 20.1% (5.2%) |
| I | 9 | 3,290,473 | 104,244 | 3.2% |
| II | 2 | 119,160 | 24,163 | 20.3% |
| III | 14 | 786,408 | 103,585 | 13.2% |
| IV | 3(2) | 2,127,199 (343,343) | 104,106(2,309) | 48.9% (0.7%) |

注1. 括弧内の数値はタイプIVからU Aゼンセンを除いた数値である。

注2. 実人員もしくは有期契約労働者と短時間労働者の人数を回答していない組織を除く。

次に、有期契約労働者と短時間労働者の加盟状況について、産業別組織別に見ていく。表 1-13のサンプルサイズは、表 1-12と同じ28組織である。

表 1-13によると、タイプ I の有期契約労働者と短時間労働者の加盟人数を見ると、自治労、情報労連、生保労連、フード連合が多く、自動車総連、電機連合、基幹労連、電力総連、運輸労連で少ないことがわかる。ただし、非正規組合員比率（有期契約労働者と短時間労働者の組合員数を実人員数で割ったもの）を見ると、情報労連とフード連合は10～18%程度であるが、自治労と生保労連の割合は5～6%程度になる。また、その比率は、自動車総連、電機連合、基幹労連等の製造業を組織範囲とする産業別組織と電力総連と運輸労連で低い。

タイプ II では、損保労連に多くの有期契約労働者と短時間労働者が加盟している一方で、紙パ連合に加盟している有期契約労働者と短時間労働者は少ない。非正規組合員比率を見ると、損保労連は25%を超えているが、紙パ連合は2%程度である。

タイプ III では、J P 労組と J R 連合で有期契約労働者と短時間労働者の加盟人数は多いものの、それ以外の12組織では少ない。非正規組合員比率を見ると、この割合が高いのは J P 労組、J R 連合、労済労連、労供労連、日高教である。

タイプ IV では、U A ゼンセンの有期契約労働者と短時間労働者の加盟人数は約104万人と最も多いが、J AM と全国ユニオンの2組織では少ない。非正規組合員比率を見ると、U A ゼンセンが58.2%、全国ユニオンが15.0%と高い一方で、J AM では低い。

表 1-13 有期契約労働者と短時間労働者の加盟状況（産業別組織別）

| | n | ①実人員 | ②有期契約労働者・短時間労働者 | ②/① |
|-------|----|-----------|-----------------|-------|
| 計 | 28 | 6,323,240 | 1,273,061 | 20.1% |
| I 自治労 | 9 | 791,360 | 35,588 | 4.5% |

| | | | | | |
|-----|----------|---------|-----------|-----------|-------|
| | 自動車総連 | | 779,821 | 2,083 | 0.3% |
| | 電機連合 | | 562,440 | 2,464 | 0.4% |
| | 基幹労連 | | 254,486 | 357 | 0.1% |
| | 生保労連 | | 243,799 | 15,585 | 6.4% |
| | 電力総連 | | 209,266 | 2,092 | 1.0% |
| | 情報労連 | | 199,135 | 35,315 | 17.7% |
| | 運輸労連 | | 144,016 | 300 | 0.2% |
| | フード連合 | | 106,150 | 10,460 | 9.9% |
| | 小計 | | 3,290,473 | 104,244 | 3.2% |
| II | 損保労連 | 2 | 93,707 | 23,611 | 25.2% |
| | 紙パ連合 | | 25,453 | 552 | 2.2% |
| | 小計 | 119,160 | 24,163 | 20.3% | |
| III | J P 労組 | 14 | 243,692 | 72,235 | 29.6% |
| | 日教組 | | 235,712 | 4,500 | 1.9% |
| | 国公連合 | | 77,064 | 695 | 0.9% |
| | J R 連合 | | 82,704 | 21,500 | 26.0% |
| | 交通労連 | | 46,822 | 1,792 | 3.8% |
| | 全国ガス | | 23,248 | 354 | 1.5% |
| | 全銀連合 | | 19,909 | 207 | 1.0% |
| | 全水道 | | 16,272 | 42 | 0.3% |
| | メディア労連 | | 9,577 | 4 | 0.0% |
| | 全労金 | | 8,769 | 250 | 2.9% |
| | 森林労連 | | 5,596 | 218 | 3.9% |
| | 労供労連 | | 4,405 | 417 | 9.5% |
| | 労済労連 | | 4,296 | 614 | 14.3% |
| | 日高教 | | 8,342 | 757 | 9.1% |
| 小計 | 786,408 | 103,585 | 13.2% | | |
| IV | U A ゼンセン | 3 | 1,783,856 | 1,038,760 | 58.2% |

| | | | | | |
|--|--------|--|-----------|-----------|-------|
| | JAM | | 340,543 | 1,889 | 0.6% |
| | 全国ユニオン | | 2,800 | 420 | 15.0% |
| | 小計 | | 2,127,199 | 1,041,069 | 48.9% |

注. 表1-12に同じ。

③有期契約労働者と短時間労働者の権利義務

表1-14の産業別組織に加盟する有期契約労働者と短時間労働者の会費の決定方法について見ていく。なお、表1-14については、この2つの雇用形態のうち、いずれかが加盟している産業別組織が対象となる。したがって、有期契約労働者と短時間労働者が加盟していない産業別組織9組織を除く、31組織が対象となる。

まず有期契約労働者と短時間労働者の会費がどのように決定されているのかを見ていく。有期契約労働者でも短時間労働者でも、最も多いのは「通常の組合員の会費より、低額あるいは低率である」という方法である。この決め方を採用している産業別組織は、有期契約労働者で24組織、短時間労働者で20組織である。それ以外を見ると、「通常の組合員と同額あるいは同率の会費を徴収している」か「通常の組合員と同額あるいは同率の会費を徴収しているが、有期契約労働者や短時間労働者の組合員数に応じた交付金を加盟組織に支給している」かのいずれかになる。前者は、国公連合、全国ユニオン、航空連合（短時間労働者のみ）と日建協（有期契約労働者のみ）で、後者は、基幹労連とU Aゼンセン、電機連合（短時間労働者のみ）で採用されている。

表1-14 有期契約労働者と短時間労働者の会費の決定方法（産業組織別）

| | n | 有期契約労働者 | | | | | 短時間労働者 | | | | |
|---|-------|---------------------------|--------------------------|--|--------------------------|-----|---------------------------|--------------------------|--|--------------------------|-----|
| | | 通常の組合員と同額あるいは同率の会費を徴収している | 組合員数に応じた交付金を加盟組織に支給している。 | 通常の組合員と同額あるいは同率の会費を徴収しているが、有期契約労働者や短時間労働者の組合員数に応じた交付金を加盟組織に支給している。 | 通常の組合員の会費より、低額あるいは低率である。 | その他 | 通常の組合員と同額あるいは同率の会費を徴収している | 組合員数に応じた交付金を加盟組織に支給している。 | 通常の組合員と同額あるいは同率の会費を徴収しているが、有期契約労働者や短時間労働者の組合員数に応じた交付金を加盟組織に支給している。 | 通常の組合員の会費より、低額あるいは低率である。 | その他 |
| 計 | 31 | 3 | 2 | 24 | 0 | 3 | 3 | 20 | 0 | | |
| I | 自治労 | — | — | — | — | — | — | — | — | | |
| | 自動車総連 | — | — | ○ | — | — | — | ○ | — | | |
| | 電機連合 | — | — | — | — | — | ○ | — | — | | |

| | | | | | | | | | | |
|-----|--------|----|----|---|---|---|----|---|---|---|
| | 基幹労連 | | ○ | | | | ○ | | | |
| | 生保労連 | | | ○ | | | | ○ | | |
| | 電力総連 | | | ○ | | | | ○ | | |
| | 情報労連 | | | ○ | | | | ○ | | |
| | 運輸労連 | | | ○ | | — | — | — | — | |
| | フード連合 | | | ○ | | | | ○ | | |
| | 小計 | 0 | 1 | 6 | 0 | 0 | 2 | 5 | 0 | |
| II | 損保労連 | 4 | | ○ | | | | ○ | | |
| | サービス連合 | | | ○ | | | | ○ | | |
| | 航空連合 | | | ○ | | ○ | | | | |
| | 紙パ連合 | | | ○ | | | | ○ | | |
| | 小計 | 0 | 0 | 4 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | |
| III | J P 労組 | 15 | | ○ | | | | ○ | | |
| | 日教組 | | | ○ | | | | ○ | | |
| | 国公連合 | | ○ | | | | ○ | | | |
| | J R 連合 | | | ○ | | | | ○ | | |
| | 交通労連 | | | ○ | | | | ○ | | |
| | 全国ガス | | | ○ | | | | ○ | | |
| | 全銀連合 | | | ○ | | | | ○ | | |
| | 全水道 | | | ○ | | | | ○ | | |
| | メディア労連 | | | ○ | | — | — | — | — | |
| | 全労金 | | | ○ | | | | ○ | | |
| | 森林労連 | | | ○ | | — | — | — | — | |
| | 労供労連 | | | ○ | | | | ○ | | |
| | 労済労連 | | | ○ | | | | ○ | | |
| | 日建協 | | ○ | | | | — | — | — | — |
| | 日高教 | | | ○ | | | | ○ | | |
| 小計 | 2 | 0 | 13 | 0 | 1 | 0 | 11 | 0 | | |

| | | | | | | | | | | |
|----|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| IV | UAゼンセン | 3 | | ○ | | | | ○ | | |
| | JAM | | | | ○ | | | | ○ | |
| | 全国ユニオン | | ○ | | | | ○ | | | |
| | 小計 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | |

注1. 「—」は不明を示している。

注2. 有期契約労働者と短時間労働者のいずれも加盟していない9組織を除いている。

注3. 計と小計は不明を含まない。

次に、通常の組合員と比較した場合、産業別組織に加盟する有期契約労働者と短時間労働者にどの程度権利を認められているのかを見る（表1-15）。

有期契約労働者に、通常の組合員と同等の権利を認めているのは27組織、同じく短時間労働者に認めているのは24組織である。逆に、正社員に比べて、有期契約労働者の権利に制限しているのは電力総連とメディア労連、短時間労働者の権利を制限しているのは電力総連である。表1-14より、有期契約労働者と短時間労働者の会費は、通常の組合員に比べて、低率か低額で決定している組織が多いことから、有期契約労働者と短時間労働者は、通常の組合員よりも会費が安いものの、通常の組合員と同等の権利が与えている産業別組織が多いと言える。

表1-15 有期契約労働者と短時間労働者の権利（産業別組織別）

| | n | 有期契約労働者 | | | 短時間労働者 | | |
|---|-------|---------------------|---------------------------------|------------------------------------|----------------------------|---------------------------------|------------------------------------|
| | | 通常の組合員と同等の権利を認めている。 | 有期契約労働者と短時間労働者は通常の組合員に比べて制限がある。 | 有期契約労働者と短時間労働者は通常の組合員と同等の権利を認めている。 | 短時間労働者は通常の組合員と同等の権利を認めている。 | 有期契約労働者と短時間労働者は通常の組合員に比べて制限がある。 | 有期契約労働者と短時間労働者は通常の組合員と同等の権利を認めている。 |
| 計 | 31 | 27 | 2 | 24 | 1 | | |
| I | 自治労 | — | — | — | — | | |
| | 自動車総連 | ○ | | ○ | | | |
| | 電機連合 | ○ | | ○ | | | |
| | 基幹労連 | ○ | | ○ | | | |
| | 生保労連 | ○ | | ○ | | | |
| | 電力総連 | | ○ | | ○ | | |
| | 情報労連 | ○ | | ○ | | | |
| | 運輸労連 | ○ | | — | | — | |

| | | | | | | |
|-----|----------|----|---|----|---|---|
| | フード連合 | | ○ | | ○ | |
| | 小計 | | 7 | 1 | 6 | 1 |
| II | 損保労連 | 4 | ○ | | ○ | |
| | サービス連合 | | ○ | | ○ | |
| | 航空連合 | | ○ | | ○ | |
| | 紙パ連合 | | ○ | | ○ | |
| | 小計 | | 4 | 0 | 4 | 0 |
| III | J P 労組 | 15 | ○ | | ○ | |
| | 日教組 | | ○ | | ○ | |
| | 国公連合 | | ○ | | ○ | |
| | J R 連合 | | ○ | | ○ | |
| | 交通労連 | | ○ | | ○ | |
| | 全国ガス | | ○ | | ○ | |
| | 全銀連合 | | ○ | | ○ | |
| | 全水道 | | — | | — | |
| | メディア労連 | | | ○ | — | — |
| | 全労金 | | ○ | | ○ | |
| | 森林労連 | | ○ | | — | — |
| | 労供労連 | | ○ | | ○ | |
| | 労済労連 | | ○ | | ○ | |
| | 日建協 | | ○ | | — | — |
| | 日高教 | | ○ | | ○ | |
| 小計 | | 13 | 1 | 11 | 0 | |
| IV | U A ゼンセン | 3 | ○ | | ○ | |
| | J A M | | ○ | | ○ | |
| | 全国ユニオン | | ○ | | ○ | |
| | 小計 | | 3 | 0 | 3 | 0 |

注. 表 1 - 14 に同じ。

産業別組織が、大会や中央委員会の人数を算定する時に、有期契約労働者と短時間労働者の組合員数を含むかどうかを見る（表 1-16）。

有期契約労働者について見ると、全てを含むのは24組織、一定の算式で含むのが4組織、含まないのは2組織である。一定の算式で含む産業別組織は、生保労連、日教組、JR連合、交通労連の4組織であり、含まない産業別組織はメディア労連、日高教である。同様に、短時間労働者について見ると、全てを含むのは21組織、一定の算式で含むのは4組織、含まないのは1組織である。一定の算式で含む産業別組織は、生保労連、日教組、JR連合、交通労連の4組織であり、含まない産業別組織は日高教である。

全てを含む以外の産業別組織は、タイプⅠの生保労連を除けば、全てタイプⅢに属する産業別組織である。タイプⅢは、大会や中央委員会の人数を算定する際に有期契約労働者と短時間労働者を含むかどうかについて、多様な考え方を持つ産業別組織で構成されていると言える。

表 1-16 大会や中央委員会の人数の算定方法（産業別組織別）

| | n | 有期契約労働者 | | | 短時間労働者 | | |
|---|--------|---------|----------|------|--------|----------|------|
| | | 全てを含む | 一定の算式で含む | 含まない | 全てを含む | 一定の算式で含む | 含まない |
| 計 | 31 | 24 | 4 | 2 | 21 | 4 | 1 |
| Ⅰ | 自治労 | ○ | | | ○ | | |
| | 自動車総連 | ○ | | | ○ | | |
| | 電機連合 | ○ | | | ○ | | |
| | 基幹労連 | ○ | | | ○ | | |
| | 生保労連 | | ○ | | | ○ | |
| | 電力総連 | ○ | | | ○ | | |
| | 情報労連 | ○ | | | ○ | | |
| | 運輸労連 | ○ | | | — | — | — |
| | フード連合 | ○ | | | ○ | | |
| | 小計 | | 8 | 1 | 0 | 7 | 1 |
| Ⅱ | 損保労連 | ○ | | | ○ | | |
| | サービス連合 | ○ | | | ○ | | |
| | 航空連合 | ○ | | | ○ | | |
| | 紙パ連合 | ○ | | | ○ | | |

| | | | | | | | | |
|----|--------|----|---|---|---|---|---|---|
| | 小計 | | 4 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| Ⅲ | J P 労組 | 15 | ○ | | | ○ | | |
| | 日教組 | | | ○ | | | ○ | |
| | 国公連合 | | ○ | | | ○ | | |
| | J R 連合 | | | ○ | | | ○ | |
| | 交通労連 | | | ○ | | | ○ | |
| | 全国ガス | | ○ | | | ○ | | |
| | 全銀連合 | | ○ | | | ○ | | |
| | 全水道 | | ○ | | | ○ | | |
| | メディア労連 | | | | ○ | — | — | — |
| | 全労金 | | ○ | | | ○ | | |
| | 森林労連 | | ○ | | | — | — | — |
| | 労供労連 | | ○ | | | ○ | | |
| | 労済労連 | | ○ | | | ○ | | |
| | 日建協 | | ○ | | | — | — | — |
| | 日高教 | | | | ○ | | | ○ |
| 小計 | | 10 | 3 | 2 | 8 | 3 | 1 | |
| Ⅳ | UAゼンセン | 3 | ○ | | | ○ | | |
| | J AM | | — | — | — | — | — | — |
| | 全国ユニオン | | ○ | | | ○ | | |
| | 小計 | | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |

注. 表 1-14に同じ。

2. 組織構造

(1) 地方組織

① 地方組織の有無

表 1-17の地方組織の有無のデータは、複数回答の設問を基にしている。したがって、全てを足し合わせても、40にならないことがある。また、表 1-18から表 1-20も複数回答の設問を基にしており、全てを足し合わせてもサンプルサイズと一致しないことがある。

表1-17によると、40ある産業別組織のうち、地方組織を持つ産業別組織は30組織である。地方組織がどの単位に設置されているのかを見ると、都道府県単位で地方組織を持つ産業別組織は16組織、ブロック単位で地方組織を持つ産業別組織は17組織、その他の単位で地方組織を持つ産業別組織は3組織である。なお、その他の単位で地方組織を持つ産業別組織は3組織しかないため、以下では、都道府県単位とブロック単位に限定する。

類型別に見ると、タイプⅠは10組織あるうちの8組織に、タイプⅡは6組織全てに、タイプⅢは20組織あるうちの13組織に、タイプⅣは4組織あるうちの3組織に地方組織がある。地方組織を持たないのは、タイプⅠの生保労連と電力総連の2組織、タイプⅢの全銀連合、全労金、全印刷、労済労連、全造幣、日建協、日高教の7組織、タイプⅣの全国ユニオンである。

都道府県単位の地方組織のある産業別組織数を見ると、タイプⅠでは6組織、タイプⅡでは3組織、タイプⅢでは4組織、タイプⅣでは3組織である。ブロック単位の地方組織のある産業別組織数を見ると、タイプⅠでは4組織、タイプⅡでは3組織、タイプⅢでは9組織、タイプⅣでは1組織となる。

表1-17 地方組織の有無 (MA)

| | n | 地方組織あり | 地方組織あり | | |
|---|----|--------|-----------|-----------|-----------|
| | | | 都道府県単位であり | ブロック単位であり | その他の単位であり |
| 計 | 40 | 30 | 16 | 17 | 3 |
| Ⅰ | 10 | 8 | 6 | 4 | 0 |
| Ⅱ | 6 | 6 | 3 | 3 | 1 |
| Ⅲ | 20 | 13 | 4 | 9 | 2 |
| Ⅳ | 4 | 3 | 3 | 1 | 0 |

表1-18の地方組織数は表1-17と同様、複数回答の設問を基にしている。同表によると、都道府県単位の地方組織は494組織、ブロック単位の地方組織は119組織になる。

類型別に見ると、タイプⅠでは、都道府県単位の地方組織数は257組織、ブロック単位の地方組織は39組織存在する。ブロック単位よりも都道府県単位の地方組織の方が多い。都道府県単位の地方組織を持つ産業別組織は、自動車総連、電機連合、基幹労連、情報労連、運輸労連、フード連合の6組織であり、ブロック単位の地方組織を持つ産業別組織は、自治労、自動車総連、運輸労連、私鉄総連の4組織である。自動車総連と運輸労連は、都道府県単位とブロック単位の両方に地方組織を持つ。

タイプⅡを見ると、都道府県単位の地方組織数は44組織、ブロック単位の地方組織数は22組織になる。タイプⅡは、タイプⅠと同様、ブロック単位よりも都道府県単位の地方組織数の方が多い。都道府県単位の地方組織を持つ産業別組織は、損保労連（ただし、組織数は不明）、ゴム連合、全電線の3組織であり、ブロック単位の地方組織を持つ産業別組織はサービス連合、ゴム連合、紙パ連合の3組織である。

タイプⅢでは、都道府県単位の地方組織数は92組織、ブロック単位の地方組織数は50組織である。タイプⅢにおいても、ブロック単位よりも都道府県単位の地方組織数が多い。都道府県単位で地方組織を持つ産業別組織は、J R 連合、J R 総連、交通労連、印刷労連の4組織であり、ブロック単位で地方組織を持つ産業別組織は、国公連合、J R 連合、J R 総連、交通労連、全国ガス、全水道、メディア労連、森林労連、自治労連の9組織である。ただし、J R 総連、全水道、メディア労連は地方組織の数を回答していない。

タイプⅣでは、都道府県単位の地方組織数が101組織、ブロック単位の地方組織数が8組織である。タイプⅣもブロック単位よりも都道府県単位の地方組織数が多い。都道府県単位で地方組織を持つ産業別組織は、U A ゼンセン、J A M、J E C 連合、ブロック単位で地方組織を持つ産業別組織はU A ゼンセンのみである。

表 1-18 地方組織の数（産業別組織別 MA）

| | | n | 都道府県単位であり | ブロック単位であり | その他の単位であり |
|----|--------|----|-----------|-----------|-----------|
| 計 | | 30 | 494 | 119 | 27 |
| I | 自治労 | 8 | | 9 | |
| | 自動車総連 | | 47 | 8 | |
| | 電機連合 | | 36 | | |
| | 基幹労連 | | 42 | | |
| | 情報労連 | | 47 | | |
| | 運輸労連 | | 44 | 9 | |
| | 私鉄総連 | | | 13 | |
| | フード連合 | | 41 | | |
| 小計 | | | 257 | 39 | 0 |
| II | 損保労連 | 6 | — | | |
| | サービス連合 | | | 6 | |
| | ゴム連合 | | 28 | 7 | |
| | 航空連合 | | | | 7 |
| | 紙パ連合 | | | 9 | |
| | 全電線 | | 16 | | |
| 小計 | | | 44 | 22 | 7 |

| | | | | | |
|----|----------|----|-----|----|----|
| Ⅲ | J P 労組 | 13 | | | 13 |
| | 日教組 | | | | 7 |
| | 国公連合 | | | 7 | |
| | J R 連合 | | 46 | 9 | |
| | J R 総連 | | — | — | |
| | 交通労連 | | 35 | 9 | |
| | 全国ガス | | | 5 | |
| | 印刷労連 | | 11 | | |
| | 全銀連合 | | | | |
| | 全水道 | | | — | |
| | メディア労連 | | | — | |
| | 森林労連 | | | 15 | |
| | 労供労連 | | | | |
| | 自治労連 | | | 5 | |
| 小計 | | 92 | 50 | 20 | |
| Ⅳ | U A ゼンセン | 3 | 47 | 8 | |
| | J A M | | 17 | | |
| | J E C 連合 | | 37 | | |
| | 小計 | | 101 | 8 | 0 |

注1. 「—」は地方組織を持ちながら、組織数を回答していない（不明）産業別組織を示している。

注2. 地方組織を持たない10組織を除く。

注3. 計と小計は不明を含まない。

②都道府県単位の地方組織

都道府県単位の地方組織から見ていく（表1-19）。表1-17の通り、都道府県単位で地方組織を持つ産業別組織は16組織である。都道府県単位の地方組織については、この16組織がサンプルサイズとなる。その地方組織の活動を見ると、最も多い活動は情報収集伝達であり、これに社会貢献活動、闘争指導、世話活動、統一行動組織化、組織拡大活動が続く。

類型別に見ると、タイプⅠでは、6組織のうち、全ての地方組織が情報収集活動と社会貢献活動を行い、半数以上の地方組織が闘争指導、組織拡大活動、世話活動、統一行動組織化を行う。タイプⅡでは、3組織のうち、全ての地方組織が情報収集伝達を行い、2組織が社会貢献活動を行う。タイプⅢでは、4組織のうち、全ての地方組織が闘争指導を行い、半数以上の組織が情報収集伝達、統一行

動組織化、組織拡大活動、世話活動、社会貢献活動を行う。タイプⅣでは、3組織のうち、2組織が情報収集伝達、統一行動組織化、闘争指導、組織拡大活動、世話活動、会献活動の全てを行う。

次に、類型ごとに、地方組織がどの程度活動を行っているのかを見たい。右端の平均とは、類型ごとに、地方組織が行っている活動を集計し、それをサンプルサイズで除したものである。この数値が大きいほど、地方組織の活動の幅が広いことを意味する。平均を見ると、全体は4.1であるが、タイプⅠは5.2、タイプⅡは1.7、タイプⅢは4.5、タイプⅣは4.0である。タイプⅠが最も高く、タイプⅡが他の類型に比べて低いことがわかる。言い換えれば、タイプⅠ、タイプⅢ、タイプⅣの地方組織は活動が充実していると言える。

表 1-19 都道府県単位の地方組織の活動内容 (MA)

| | n | 情報収集伝達 | 統一行動組織化 | 闘争指導 | 組織拡大活動 | 世話活動 | 社会貢献活動 | 平均 |
|---|----|--------|---------|------|--------|------|--------|-----|
| 計 | 16 | 14 | 9 | 11 | 9 | 10 | 13 | 4.1 |
| Ⅰ | 6 | 6 | 4 | 5 | 5 | 5 | 6 | 5.2 |
| Ⅱ | 3 | 3 | | | | | 2 | 1.7 |
| Ⅲ | 4 | 3 | 3 | 4 | 2 | 3 | 3 | 4.5 |
| Ⅳ | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 4.0 |

注. 都道府県単位の地方組織を持たない組織を除く。

次に、地方組織の活動を産業別組織ごとに見ていく (表 1-20)。タイプⅠでは、基幹労連、情報労連、運輸労連、フード連合の4組織で全ての活動が行われ、電機連合で統一行動組織化を除く全ての活動が行われている。自動車総連では、活動内容が情報収集伝達と社会貢献活動に限定されている。タイプⅡでは、損保労連、ゴム連合、全電線の3組織の活動内容は1~2個であり、活動内容は限られている。タイプⅢでは、全ての活動がJR連合と交通労連の2組織で行われ、印刷労連では統一行動組織化を除く全ての活動が行われている。他方で、JR総連では統一行動組織化と闘争指導に活動が限定される。タイプⅣでは、UAゼンセンとJAMの2組織で全ての活動が行われている。

上記の活動のうち、闘争指導、組織拡大活動、世話活動に着目する。これらの活動は、加盟組織(単組)に働きかける活動だと考えられ、加盟組織を束ねる産業別組織にとって、重要な活動だと言える。タイプⅠから見ていくと、電機連合、基幹労連、情報労連、運輸労連、フード連合の地方組織で3つの活動が行われているが、自治労の地方組織はいずれも行っていない。タイプⅡでは、全ての地方組織で3つの活動が行われていない。タイプⅢでは、JR連合と交通労連、タイプⅣでは、UAゼンセンとJAMで3つの活動が行われており、印刷労連では、闘争指導と世話活動、JR総連では闘争指

導が行われている。全体的に見ると、タイプⅡを除く、都道府県単位に設置される地方組織は、特定の活動のみを行うよりも3つの活動を行うことが指摘できる。

表1-20 都道府県単位の地方組織の活動内容（産業別組織別 MA）

| | | n | 情報収集伝達 | 統一行動組織化 | 闘争指導 | 組織拡大活動 | 世話活動 | 社会貢献活動 |
|---|---------|----|--------|---------|------|--------|------|--------|
| 計 | | 16 | 14 | 9 | 11 | 9 | 10 | 13 |
| Ⅰ | 自動車総連 | 6 | ○ | | | | | ○ |
| | 電機連合 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 基幹労連 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 情報労連 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 運輸労連 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | フード連合 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 小計 | | 6 | 4 | 5 | 5 | 5 | 6 |
| Ⅱ | 損保労連 | 3 | ○ | | | | | ○ |
| | ゴム連合 | | ○ | | | | | ○ |
| | 全電線 | | ○ | | | | | |
| | 小計 | | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| Ⅲ | J R連合 | 4 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | J R総連 | | | ○ | ○ | | | |
| | 交通労連 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 印刷労連 | | ○ | | ○ | | ○ | ○ |
| | 小計 | | 3 | 3 | 4 | 2 | 3 | 3 |
| Ⅳ | U Aゼンセン | 3 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | J AM | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | JEC連合 | | | | | | | |
| | 小計 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

注1. 都道府県単位の地方組織を持たない組織を除く。

注2. 計と小計は不明を含まない。

表1-21の機関構成を見ると、16組織の内、8組織には、決議機関と執行機関を持つ地方組織がある。これ以外には、決議機関と執行機関を持たない地方組織を持つ産業別組織が3組織、決議機関のみを持つ地方組織がある産業別組織が2組織、執行機関のみを持つ地方組織がある産業別組織は2組織となる。

類型別に見ると、タイプIでは、6組織中4組織に決議機関と執行機関を持つ地方組織がある。これらの組織は、電機連合、基幹労連、情報労連、フード連合である。残りの2組織には、決議機関のみか、執行機関のみを持つ地方組織がある。タイプIIでは、決議機関のみを持つ地方組織を持つ産業別組織が1組織、残りの2組織の地方組織には、決議機関と執行機関が設置されていない。タイプIIIでは、4組織の内、2組織に決議機関と執行機関を持つ地方組織を持つ産業別組織がある。この組織は、JR連合と交通労連である。残りの2組織には、決議機関のみか、執行機関のみを持つ地方組織がある。タイプIVでは、決議機関と執行機関を持つ地方組織があるのは3組織中2組織である。これに該当するのは、UAゼンセンとJAMである。残りの1組織は不明である。

表1-21 都道府県単位組織の機関構成

| | n | 決議 執行 機関 あり | 決議 機関 のみ | 執行 機関 のみ | 設置 されず | 不明 |
|-----|----|----------------------|----------------|----------------|-----------|----|
| 計 | 16 | 8 | 2 | 2 | 3 | 1 |
| I | 6 | 4 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| II | 3 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 |
| III | 4 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| IV | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 |

注. 表1-19に同じ。

表1-22の都道府県単位の地方組織の財政を見ると、本部交付金だけで運営される組織は7組織と最も多い。これらの組織は、地方組織の活動に対して本部の影響力が強いと考えられる。これに該当するのは、タイプIでは、電機連合と情報労連、タイプIIでは、ゴム連合、タイプIIIでは、JR連合と交通労連、タイプIVでは、UAゼンセンとJAMである。これに、その他の5組織、本部交付金とその他の2組織、不明の2組織が続く。

類型別に見ると、タイプIでは、6組織の内、本部交付金とその他が2組織、本部交付金のみが2組織、その他が2組織となっている。タイプIIを見ると、3組織の内、本部交付金のみが1組織、その他が2組織となる。タイプIIIでは、3組織の内、本部交付金のみが2組織、その他が1組織となる。

タイプⅣでは、本部交付金のみが2組織、不明の1組織となっている。

本部交付金とその他は、本部交付金のみと比較すると、本部の影響力は弱まると考えられるが、他の方法よりは、本部の影響力があると考えられる。これに該当するのは、タイプⅠの基幹連合とフード連合である。また、最も産業別組織本部の影響を受けない独自会計のみに該当する地方組織は存在しない。

表 1-22 都道府県単位の地方組織の財政

| | n | 独自会計のみ | 本部交付金とその他 | 本部交付金のみ | その他 | 不明 |
|---|----|--------|-----------|---------|-----|----|
| 計 | 16 | 0 | 2 | 7 | 5 | 2 |
| Ⅰ | 6 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 |
| Ⅱ | 3 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 |
| Ⅲ | 4 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 |
| Ⅳ | 3 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 |

注. 表 1-19に同じ。

地方組織の事務局人員体制を見る(表 1-23)。専従者を配置している産業別組織は、16組織中7組織、置いていない組織は9組織ある。約半数の産業別組織に専従者が配置されている。類型別に見ると、タイプⅡには専従者が配置されていない。

表 1-23 都道府県単位の地方組織の体制

| | n | 専従者あり | 専従者なし |
|---|----|-------|-------|
| 計 | 16 | 7 | 9 |
| Ⅰ | 6 | 4 | 2 |
| Ⅱ | 3 | 0 | 3 |
| Ⅲ | 4 | 1 | 3 |
| Ⅳ | 3 | 2 | 1 |

注. 表 1-19に同じ。

どの産業別組織が、都道府県単位の地方組織に専従者を配置しているかを見る（表1-24）。タイプⅠでは、電機連合、基幹労連、運輸労連、フード連合の4組織であり、その人数は電機連合と基幹労連が多い。タイプⅡには専従を配置している産業別組織は存在しない。タイプⅢで専従者が配置されているのは交通労連のみで、専従者は5人である。タイプⅣでは、UAゼンセンとJAMの2組織で専従者が配置されており、その人数は他の産業別組織に比べて多い。

表1-24 都道府県単位の地方組織の専従者の人数（産業別組織別）

| | | n | 専従者数（人） |
|---|--------|----|---------|
| 計 | | 16 | 433 |
| Ⅰ | 自動車総連 | 6 | 0 |
| | 電機連合 | | 75 |
| | 基幹労連 | | 17 |
| | 情報労連 | | |
| | 運輸労連 | | 各機関による |
| | フード連合 | | 1 |
| | 小計 | | 93 |
| Ⅱ | 損保労連 | 3 | |
| | ゴム連合 | | |
| | 全電線 | | |
| | 小計 | 0 | |
| Ⅲ | JR連合 | 4 | 0 |
| | JR総連 | | |
| | 交通労連 | | 5 |
| | 印刷労連 | | |
| | 小計 | | 5 |
| Ⅳ | UAゼンセン | 3 | 215 |
| | JAM | | 120 |
| | JEC連合 | | |
| | 小計 | | 335 |

注1. 表1-20に同じ。

注2. 計と小計は不明を含まない。

③ブロック単位の地方組織

次に、ブロック単位の地方組織について見ていく。なお、表 1-25 と 1-26 は複数回答の設問を基にしているため、全てを足し合わせるとサンプルサイズを超えることがある。

ブロック単位の地方組織を持つ産業別組織は、表 1-17 の通り、17 組織である。ブロック単位の地方組織に関するデータのサンプルサイズは 17 となる。ブロック単位の地方組織を持つ産業別組織の内訳を見ると（表 1-25）、タイプ I は 4 組織、タイプ II は 3 組織、タイプ III は 9 組織、タイプ IV は 1 組織となる。全体を見ると、最も多いのは、情報収集伝達の 15 組織であり、これに組織拡大活動と社会貢献活動の 12 組織、統一行動組織化と闘争指導の 11 組織、世話活動の 8 組織が続く。

類型別に見ると、タイプ I は、4 組織中全ての組織が情報収集伝達を行っており、3 組織が組織拡大活動と社会貢献活動を、2 組織が統一行動組織化、闘争指導、世話活動を行っている。タイプ II では、全ての組織が情報収集伝達と社会貢献活動を行っており、3 組織中 2 組織が闘争指導、組織拡大活動、世話活動を、1 組織が統一行動組織化を行っている。タイプ III では、9 組織中 8 組織が情報収集伝達と統一行動組織化を、7 組織が闘争指導と組織拡大活動を、6 組織が社会貢献活動を、4 組織が世話活動を行っている。タイプ IV は機能について回答していないため不明である。

また、ブロック単位の地方組織についても、どのくらい活動を行っているかを類型別に見る。表 1-25 の平均の意味は、表 1-19 と同様、各類型に属する産業別組織が平均してどのくらいの活動を行っているかを示す。表 1-25 によると、全体は 4.1、タイプ I は 4.0、タイプ II は 4.3、タイプ III は 4.4 である。タイプ IV は、活動内容について回答していない。この結果、タイプ III の地方組織が最も多くの活動を行っていることがわかる。

表 1-25 ブロック単位の地方組織の活動内容 (MA)

| | n | 情報収集伝達 | 統一行動組織化 | 闘争指導 | 組織拡大活動 | 世話活動 | 社会貢献活動 | 平均 |
|-----|----|--------|---------|------|--------|------|--------|-----|
| 計 | 17 | 15 | 11 | 11 | 12 | 8 | 12 | 4.1 |
| I | 4 | 4 | 2 | 2 | 3 | 2 | 3 | 4.0 |
| II | 3 | 3 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 | 4.3 |
| III | 9 | 8 | 8 | 7 | 7 | 4 | 6 | 4.4 |
| IV | 1 | | | | | | | — |

注. ブロック単位の地方組織を持たない組織を除く。

ブロック単位の地方組織の機能について、産業組織別に見ていく。表1-26によると、タイプⅠでは、運輸労連と私鉄総連の地方組織がほぼ全ての活動を行っているのに対し、自治労と自動車総連の地方組織の活動は限られている。タイプⅡでは、紙パ連合とサービス連合の地方組織は多くの活動を行っているのに対し、ゴム連合の地方組織の活動は限られている。タイプⅢでは、JR連合、交通労連、全国ガスの地方組織は全ての活動を行っており、全水道、メディア労連、森林労連、自治労連の地方組織では4～5の活動が行われている。これに対し、国公連合とJR総連の地方組織は、活動内容が限られている。タイプⅣは、地方組織の機能について回答していないため不明である。

さらに、ブロック単位に設置される地方組織についても、闘争指導、組織拡大活動、世話活動について見ていく。タイプⅠでは、運輸労連と私鉄総連の地方組織では、闘争指導、組織拡大活動、世話活動が行われ、自治労の地方組織では組織拡大活動が行われている。タイプⅡでは、サービス連合と紙パ連合の地方組織が3つの活動を行っているが、ゴム連合の地方組織では3つの活動を行っていない。タイプⅢでは、JR連合、交通労連、全国ガス、メディア労連の地方組織が3つの活動を行い、全水道と森林労連の地方組織は闘争指導と組織拡大活動を、JR総連の地方組織は闘争指導を、自治労連は組織拡大活動を行っている。この3つの活動について見ると、タイプⅡを除く、ブロック単位の地方組織は、特定の活動のみを行うよりは、3つの活動を行う組織が多いと言える。

表1-26 ブロック単位の地方組織の活動内容（産業別組織 MA）

| | n | 情報収集伝達 | 統一行動組織化 | 闘争指導 | 組織拡大活動 | 世話活動 | 社会貢献活動 |
|---|--------|--------|---------|------|--------|------|--------|
| 計 | 17 | 15 | 11 | 11 | 12 | 8 | 12 |
| Ⅰ | 自治労 | ○ | | | ○ | | ○ |
| | 自動車総連 | ○ | | | | | |
| | 運輸労連 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 私鉄総連 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 小計 | 4 | 2 | 2 | 3 | 2 | 3 |
| Ⅱ | サービス連合 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ゴム連合 | ○ | | | | | ○ |
| | 紙パ連合 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 小計 | 3 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 |

| | | | | | | | | |
|---|----------|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅲ | 国公連合 | 9 | ○ | ○ | | | | |
| | J R 連合 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | J R 総連 | | | ○ | ○ | | | |
| | 交通労連 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 全国ガス | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 全水道 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | メディア労連 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 森林労連 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| | 自治労連 | | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| | 小計 | | | 8 | 8 | 7 | 7 | 4 |
| Ⅳ | U A ゼンセン | 1 | | | | | | |
| | 小計 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

注1. ブロック単位の地方組織を持たない組織を除く。

注2. 計と小計は不明を含まない。

ブロック単位の地方組織の機関構成を見る(表1-27)。決議機関と執行機関の両方を持つ地方組織のある産業別組織は17組織中8組織にある。その8組織とは、タイプⅠの私鉄総連、タイプⅡのサービス連合、ゴム連合、紙パ連合、タイプⅢのJ R 連合、交通労連、全国ガス、全水道が該当する。残りの9組織は、決議機関のみがある地方組織を持つ産業別組織は2組織、執行機関のみがある地方組織を持つ産業別組織は1組織、決議機関と執行機関を持たない地方組織のある産業別組織は3組織、不明の3組織となる。

類型別に見ると、タイプⅠでは、4組織中1組織に決議機関と執行機関のある地方組織があり、2組織に決議機関と執行機関のない地方組織がある。残りの1組織は不明である。タイプⅡでは、3組織の全てに決議機関と執行機関を持つ地方組織が存在する。タイプⅢでは、決議機関と執行機関のある地方組織が9組織中4組織にある。残りの5組織のうち、2組織に決議機関のみがある地方組織が、1組織に執行機関のみがある地方組織が、1組織に決議機関と執行機関のない地方組織がそれぞれ存在する。残りの1組織は不明である。タイプⅣでは、ブロック単位の地方組織が1組織にあるものの、機関構成は不明である。

表 1-27 ブロック単位の地方組織の機関構成

| | n | 決議執行機関あり | 決議機関のみ | 執行機関のみ | 設置されず | 不明 |
|-----|----|----------|--------|--------|-------|----|
| 計 | 17 | 8 | 2 | 1 | 3 | 3 |
| I | 4 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| II | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| III | 9 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| IV | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

注. 表 1-25に同じ。

ブロック単位の地方組織の財政を見ていく（表 1-28）。全体を見ると、地方組織が独自の活動を行いやすいと考えられる独自会計のみが3組織ある。それに該当するのは、タイプ I の私鉄総連、タイプ III の交通労連と全水道である。これ以外は、独自会計と本部からの交付金が2組織、本部からの影響を受けやすいと考えられる本部交付金のみが5組織、その他が4組織、不明が3組織となっている。

類型別に見ると、タイプ I では、独自会計のみが4組織中1組織にある。その他が2組織、不明が1組織である。タイプ II では、全ての地方組織が本部交付金のみで運営されている。タイプ III では、独自会計のみ、独自会計と交付金、本部交付金のみ、その他が2組織ずつとなっており、残りの1組織が不明である。タイプ IV では、財政について回答していないため不明である。

表 1-28 ブロック単位の地方組織の財政

| | n | 独自会計のみ | 独自会計と交付金 | 本部交付金とその他 | 本部交付金のみ | その他 | 不明 |
|-----|----|--------|----------|-----------|---------|-----|----|
| 計 | 17 | 3 | 2 | 0 | 5 | 4 | 3 |
| I | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| II | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| III | 9 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 1 |
| IV | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

注. 表 1-25に同じ。

ブロック単位の地方組織の体制を取り上げる（表 1-29）。専従者ありは17組織中 6 組織、専従者無しは11組織となっている。ブロック単位の地方組織の約1/3に専従者が配置されている。

類型別に見ると、タイプ I では、専従者ありは 4 組織中 2 組織、専従者なしは 2 組織、タイプ II では、全ての地方組織に専従者が配置されていない。タイプ III では、専従者ありは 9 組織中 4 組織、専従者なしは 5 組織、タイプ IV は専従者なしが 1 組織である。

表 1-29 ブロック単位の地方組織の体制

| | n | 専従者あり | 専従者なし |
|-----|----|-------|-------|
| 計 | 17 | 6 | 11 |
| I | 4 | 2 | 2 |
| II | 3 | 0 | 3 |
| III | 9 | 4 | 5 |
| IV | 1 | 0 | 1 |

注. 表 1-25に同じ。

表 1-30のブロック単位で設置される地方組織の専従者数について見てみよう。タイプ I を見ると、専従者は運輸労連と私鉄総連に配置されており、私鉄総連には専従者が38人配置されている。タイプ II では、専従者が配置されていない。タイプ III では、交通労連、全国ガス、全水道、メディア労連では専従者が配置されており、全水道を除く、3つの産業別組織には10人以上が配置されている。タイプ IV には専従者数が配置されていない。

表 1-30 ブロック単位の地方組織の専従者数（産業別組織別）

| | | n | 専従者数（人） |
|---|-------|----|---------|
| 計 | | 17 | 82 |
| I | 自治労 | 4 | |
| | 自動車総連 | | |
| | 運輸労連 | | 各機関による |
| | 私鉄総連 | | 38 |
| | 小計 | 38 | |

| | | | |
|-----|---------|---|---------|
| II | サービス連合 | 3 | |
| | ゴム連合 | | 0 |
| | 紙パ連合 | | |
| | 小計 | 0 | |
| III | 国公連合 | 9 | |
| | J R連合 | | |
| | J R総連 | | |
| | 交通労連 | | 12 |
| | 全国ガス | | 13 |
| | 全水道 | | 地本毎に異なる |
| | メディア労連 | | 19 |
| | 森林労連 | | |
| | 自治労連 | | 0 |
| | 小計 | | 44 |
| IV | U Aゼンセン | 1 | |
| | 小計 | 0 | |

注. 表 1-26に同じ。

(2) 業種別組織

①業種別組織の有無

表 1-31の業種別組織の有無を見ると、業種別組織をもつ産業別組織は13組織ある。業種別組織に関するデータのサンプルサイズは13となる。業種別組織の数を見ると、97組織となっている。類型別に見ると、タイプ I では、業種別組織が 4 組織にあり、その数は34組織ある。タイプ II では、業種別組織は 2 組織にあり、その数は18組織である。タイプ III では 4 組織に業種別組織があり、このタイプには21組織がある。タイプ IV には、業種別組織は 3 組織にあり、その数は24組織である。

表 1-31 業種別組織の有無と組織数

| | 業種別組織あり | 業種別組織数 |
|-----|---------|--------|
| 計 | 13 | 97 |
| I | 4 | 34 |
| II | 2 | 18 |
| III | 4 | 21 |
| IV | 3 | 24 |

注. 業種別組織のない組織を除く。

②業種別組織の活動内容と体制

業種別組織の活動内容を見る(表 1-32)。全体を見ると、最も多いのは、情報収集伝達の11組織であり、統一行動組織化、組織拡大活動、闘争指導、世話活動の9組織が続く。

類型別に見ると、タイプ I では、4組織あるうち、全ての組織が情報収集伝達、闘争指導、世話活動を行っており、3組織が統一行動組織化、組織拡大活動を行っている。タイプ II は、1組織が情報収集伝達を行っているのみである。タイプ III には全ての組織が、情報収集伝達、統一行動組織化、闘争指導、組織拡大活動を、3組織中2組織が世話活動を行っている。タイプ IV は3組織であり、闘争指導を除く活動では、全ての組織が活動を行っている。

表 1-32の平均を基に、1産業別組織あたり活動数を見ると、タイプ I は4.5、タイプ II 1.0、タイプ III は4.7、タイプ IV は4.7になる。タイプ I、タイプ III、タイプ IV の業種別組織の活動内容が広く、タイプ II の業種別組織の活動は限定されている。

表 1-32 業種別組織の活動内容 (MA)

| | n | 情報収集伝達 | 統一行動組織化 | 闘争指導 | 組織拡大活動 | 世話活動 | 平均 |
|-----|----|--------|---------|------|--------|------|-----|
| 計 | 11 | 11 | 9 | 9 | 9 | 9 | 4.3 |
| I | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 | 4.5 |
| II | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1.0 |
| III | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 4.7 |
| IV | 3 | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 | 4.7 |

注. 全電線と交通労連は、業種別組織の活動内容について回答していないため、この2組織を除いている。

業種別組織の活動内容を産業別組織ごとに見ていく（表 1-33）。タイプ I を見ると、自治労、私鉄総連、フード連合では、全ての活動が行われているのに対し、電機連合では、情報収集伝達、闘争指導、世話活動に活動が限定されている。タイプ II では、ゴム連合で情報収集伝達が行われているのみである。タイプ III では、J P 労組、日教組では全ての活動が行われ、J R 総連では、世話活動以外の活動が行われている。タイプ IV では、U A ゼンセンと J E C 連合で全ての活動が行われ、J A M では闘争指導以外の活動が行われている。

業種別組織についても、闘争指導、組織拡大活動、世話活動の 3 つを取り上げる。タイプ I について見ると、自治労、私鉄総連、フード連合の業種別組織では 3 つの活動が行われ、電機連合の業種別組織では、闘争指導と世話活動が行われている。タイプ II では、これらの活動は行われていない。タイプ III では、3 つの活動が J P 労組、日教組の業種別組織で行われ、J R 総連の業種別組織では闘争指導と組織拡大活動が行われている。タイプ IV では、U A ゼンセンと J E C 連合の業種別組織で 3 つの活動が行われ、J A M では組織拡大活動と世話活動が行われている。業種別組織の活動についても、タイプ II を除く、業種別組織では、特定の活動を行うよりも、3 つの活動を行う組織が多い。

表 1-33 業種別組織の活動内容（産業別組織別 MA）

| | | n | 情報収集伝達 | 統一行動組織化 | 闘争指導 | 組織拡大活動 | 世話活動 |
|-----|--------|----|--------|---------|------|--------|------|
| 計 | | 13 | 11 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| I | 自治労 | 4 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 電機連合 | | ○ | | ○ | | ○ |
| | 私鉄総連 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | フード連合 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 小計 | | 4 | 3 | 4 | 3 | 4 |
| II | ゴム連合 | 2 | ○ | | | | |
| | 全電線 | | | | | | |
| | 小計 | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| III | J P 労組 | 4 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 日教組 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | J R 総連 | | ○ | ○ | ○ | ○ | |

| | | | | | | | |
|----|---------|---|---|---|---|---|---|
| | 交通労連 | | | | | | |
| | 小計 | | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 |
| IV | U Aゼンセン | 3 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | J A M | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| | J E C連合 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 小計 | | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 |

注1. 業種別組織のない組織を除く。

注2. 計と小計は不明を含まない。

表1-34の業種別組織の機関構成を見る。全体から見ていくと、決議機関と執行機関のある業種別組織がある産業別組織は9組織、決議機関だけがある業種別組織のある産業別組織が1組織、執行機関のだけがある業種別組織のある産業別組織は1組織、不明が2組織である。

類型別に見ると、タイプIは、全ての業種別組織に決議機関と執行機関がある。その組織は、自治労、電機連合、私鉄総連、フード連合の4組織である。タイプIIでは、2組織のうち、1組織に決議機関と執行機関があり、残り1つは不明である。タイプIIIでは、4組織のうち、決議機関と執行機関のある組織が2組織、執行機関のみが1組織、不明が1組織となっている。タイプIVでは、3組織のうち、決議機関と執行機関のある組織が2組織、決議機関のみが1組織である。

表1-34 業種別組織の機関構成

| | n | 決議 執行 機関 あり | 決議 機関 のみ | 執行 機関 のみ | 不明 |
|-----|----|----------------------|----------------|----------------|----|
| 計 | 13 | 9 | 1 | 1 | 2 |
| I | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| II | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| III | 4 | 2 | 0 | 1 | 1 |
| IV | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 |

注. 表1-31に同じ。

表1-35の専従者の有無と所属を見る。これによると、専従者が配置されているのは、タイプIIIの2組織（日教組とJR総連）タイプIVの1組織（U Aゼンセン）のみである。タイプIIIを見ると、日教組には4人の専従者が配置されており、全員書記である。専従者の所属については記入がないため

不明である。JR総連に14人の専従者が配置されており、そのうち4人が書記となっている。専従者の所属を見ると、企業籍を持つ専従者が6人、企業籍を持たない専従者は8人である。タイプIVでは、UAゼンセンに専従者が配置されている。その人数は45人であり、その内、書記は2人である。専従者の所属を見ると、21人が企業籍を持ち、24人が企業籍を持たない。また企業籍を持たない24人の専従者は本部雇用となっている。

表 1-35 業種別組織の事務局体制

| | n | 専従者 | 企業籍有 | | 企業籍無 | |
|-----|----------|-----|------|----|--------|----|
| | | | うち書記 | | うち本部雇用 | |
| 計 | 13 | 63 | 10 | 27 | 32 | 24 |
| I | 自治労 | 4 | | | | |
| | 電機連合 | | 0 | | | |
| | 私鉄総連 | | | | | |
| | フード連合 | | 0 | 0 | | 0 |
| | 小計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| II | ゴム連合 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 全電線 | | | | | |
| | 小計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| III | J P 労組 | 4 | | | | |
| | 日教組 | | 4 | 4 | | |
| | J R 総連 | | 14 | 4 | 6 | 8 |
| | 交通労連 | | | | | |
| | 小計 | 18 | 8 | 6 | 8 | 0 |
| IV | UAゼンセン | 3 | 45 | 2 | 21 | 24 |
| | J AM | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | J E C 連合 | | | | | |
| | 小計 | 45 | 2 | 21 | 24 | 24 |

注. 表 1-33に同じ。

最後に、表 1-36の決議機関と執行機関のない業種別組織の有無とその数を取り上げる。決議機関と執行機関のない業種別組織のある産業別組織は8組織であり、そのような業種別組織の数は53組織になる。

類型別に見ると、タイプⅠで4組織（基幹労連、電力総連、情報労連、私鉄総連）にあり、業種別組織の数は31組織になる。タイプⅡでは、2組織（損保労連、ゴム連合）に業種別組織があり、業種別組織は5組織になる。タイプⅢでは、1組織（JR連合）にあり、業種別組織数は2組織である。タイプⅣには、JAMに決議機関と執行機関のない業種別組織があり、その組織の数は15組織である。

表 1-36 業種別組織数

| | 業種別組織あり | 業種別組織数 |
|---|---------|--------|
| 計 | 8 | 53 |
| Ⅰ | 4 | 31 |
| Ⅱ | 2 | 5 |
| Ⅲ | 1 | 2 |
| Ⅳ | 1 | 15 |

注. 決議機関と執行機関のある業種別組織のある組織を除く。

産業別組織の枠を超えて業種別組織に参加している組織数を見る。表 1-37によると、産業別組織を超えた業種別組織がある組織は12組織あり、その業種別組織に参加している組織数は19組織になる。産別の枠を超えた業種別組織がある産業別組織は、タイプⅠでは電機連合、基幹労連、電力総連、私鉄総連の4組織にあり、タイプⅡは航空連合に、タイプⅢには交通労連、印刷労連、労供労連、日高教の4組織に、タイプⅣには、UAゼンセン、JAM、JEC連合の3組織である。その業種別組織には、タイプⅠの9組織、タイプⅡの1組織、タイプⅢの4組織、タイプⅣの5組織が参加している。

表 1-37 産別の枠を超えた業種別組織に参加している組織数

| | 産業別の枠を超えた業種別組織あり | 業種別組織を超えた産業別組織に参加している組織数 |
|---|------------------|--------------------------|
| 計 | 12 | 19 |
| Ⅰ | 4 | 9 |
| Ⅱ | 1 | 1 |
| Ⅲ | 4 | 4 |
| Ⅳ | 3 | 5 |

注. 産別の枠を越えた業種別組織に参加していない組織を除く。

3. 本部体制と財政

(1) 本部三役

①会長

まず会長がどの組織に所属しているのかを取り上げる(表1-38)。全体を見ると、会長が非専従である産業別組織は8組織、在籍専従は22組織、企業籍を持たない専従の会長がいる産業別組織は10組織になる。約半数の産業別組織では、会長は在籍専従であり、これに企業籍を持たない専従と非専従が続く。専従の会長が配置されている産業別組織(在籍専従と企業籍無専従の合計)は32組織であり、全体の8割を占める。

類型別に見ると、タイプIの全ての会長は専従者である。その内訳をみると、10組織中9組織に在籍専従の会長が、残りの1組織には企業籍無専従者の会長がいる。タイプIIも、タイプIと同様、全ての産業別組織の会長は専従である。タイプIIの会長は全て在籍専従である。タイプIIIでは、非専従の会長がいる組織は6組織、在籍専従の会長がいる組織が6組織、企業籍無専従の会長がいる組織は8組織という構成になる。タイプIVでは、4組織中1組織に非専従の会長が、2組織に在籍専従の会長が、1組織に企業籍無専従の会長がいる。

表1-38 会長の所属

| | n | 非専従 | 在籍専従 | 企業籍無専従 |
|-----|----|-----|------|--------|
| 計 | 40 | 8 | 22 | 10 |
| I | 10 | 0 | 9 | 1 |
| II | 6 | 0 | 6 | 0 |
| III | 20 | 6 | 6 | 8 |
| IV | 4 | 1 | 2 | 1 |

次に、会長の人件費をどの組織が主に負担しているのかを見る。表1-39によると、全体で最も多いのは産業別組織本部である。その組織数は23組織である。しかし、産業別組織本部が会長の人件費を負担しなくてはならないのは、会長が企業籍を持たない専従者の場合であると考えられる。企業籍無専従の会長がいる産業別組織は11組織であることからすると、場合によっては、産業別組織本部が在籍専従の会長の人件費を負担していると考えられる。産業別組織本部の次に多いのは、加盟組織の9組織である。

類型別に見ると、タイプIでは、産業別組織本部が会長の人件費を負担する組織が多い。その組織

は10組織中7組織になる。これに、その他や加盟組織が続く。タイプⅡでは、産業別組織本部が最も多い。6組織中5組織がこれに該当する。残りの1組織は加盟組織である。タイプⅢでは、会長の人件費を産業別組織本部が負担する組織は、20組織中9組織である。これに加盟組織の6組織、不明の4組織、その他の1組織が続く。タイプⅣは、産業別組織本部の2組織と不明の2組織に分かれる。

表 1-39 会長の人件費を主に人件費を負担する組織（会長）

| | n | 本部 | 地方組織 | 業種別組織 | 加盟組織 | その他 | 不明 |
|---|----|----|------|-------|------|-----|----|
| 計 | 40 | 23 | 0 | 0 | 9 | 4 | 6 |
| I | 10 | 7 | 0 | 0 | 2 | 3 | 0 |
| Ⅱ | 6 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| Ⅲ | 20 | 9 | 0 | 0 | 6 | 1 | 4 |
| Ⅳ | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |

注. 通常、会長は1人であるため、主に人件費を負担する組織は1つであるが、産業別組織によっては複数の組織が分担することがあるため、全てを足し合わせると40を超える。

会長の所属と人件費を負担する組織との関係を取り上げる（表 1-40）。類型別に見ていくと、タイプⅠから見ていくと、自治労では、企業籍無専従の会長がおり、その人件費は産業別組織本部が負担している。これ以外に、電機連合、生保労連、電力総連、情報労連、私鉄総連、フード連合の6組織では、在籍専従の会長の人件費を産業別組織本部が負担している。加盟組織が在籍専従の会長の人件費を負担するのは、生保労連、運輸労連の2組織である。

タイプⅡでは、全ての産業別組織に在籍専従の会長が置かれ、全電線を除く、産業別組織では、会長の人件費は産業別組織本部が負担している。その産業別組織は、損保労連、サービス連合、ゴム連合、航空連合、紙パ連合である。全電線では、加盟組織が会長の人件費を負担している。

タイプⅢを見ると、非専従の会長を配置している6組織のうち、国交連合と交通労連の2組織では、加盟組織が会長の人件費を負担している。ただし、全銀連合、労済労連、自治労連、全造幣の4組織では、会長の人件費を負担する組織は不明である。在籍専従の会長を配置しているJR連合、印刷労連、全労金、日建協、日高教の5組織では、産業別組織本部が会長の人件費を負担している。企業籍無専従の会長を置く産業別組織は9組織あるが、そのうちJP労組、日教組、JR総連、全水道の4組織では、産業別組織本部が会長の人件費を負担し、全国ガス、メディア労連、森林労連、労供労連の4組織では、加盟組織が会長の人件費を負担している。残りの全印刷では、その他が会長の人件費を負担している。

タイプⅣの非専従の会長を配置している全国ユニオンでは、会長の人件費を負担する組織は不明で

ある。在籍専従を置いている J A M と J E C 連合について見ると、J A M では会長の人件費を産業別組織本部が負担しているが、J E C 連合では、会長の人件費を負担する組織は不明である。企業籍無専従を置いている U A ゼンセンでは、会長の人件費を産業別組織本部が負担している。

表 1-40 所属（左段）と主に人件費を負担する組織（右段）（会長、産業別組織別）

| | n | 非専従 | 在籍専従 | 企業籍無専従 | 人件費負担組織 | | | | | |
|-----|--------|-----|------|--------|---------|------|-------|------|-----|----|
| | | | | | 本部 | 地方組織 | 業種別組織 | 加盟組織 | その他 | 不明 |
| 計 | 40 | 7 | 22 | 11 | 23 | 0 | 0 | 9 | 4 | 6 |
| I | 自治労 | | | ○ | ○ | | | | | |
| | 自動車総連 | | ○ | | | | | | ○ | |
| | 電機連合 | | ○ | | ○ | | | | | |
| | 基幹労連 | | ○ | | | | | | ○ | |
| | 生保労連 | | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | |
| | 電力総連 | 10 | | ○ | | ○ | | | | |
| | 情報労連 | | | ○ | | ○ | | | | |
| | 運輸労連 | | | ○ | | | | ○ | | |
| | 私鉄総連 | | | ○ | | ○ | | | | |
| | フード連合 | | | ○ | | ○ | | | | |
| | 小計 | | 0 | 9 | 1 | 7 | 0 | 0 | 2 | 3 |
| II | 損保労連 | | ○ | | ○ | | | | | |
| | サービス連合 | | ○ | | ○ | | | | | |
| | ゴム連合 | | ○ | | ○ | | | | | |
| | 航空連合 | 6 | | ○ | | ○ | | | | |
| | 紙パ連合 | | | ○ | | ○ | | | | |
| | 全電線 | | | ○ | | | | ○ | | |
| 小計 | | 0 | 6 | 0 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| III | J P 労組 | 20 | | | ○ | ○ | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|----|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 日教組 | | | ○ | ○ | | | | | |
| | 国公連合 | ○ | | | | | | ○ | | |
| | J R連合 | | ○ | | ○ | | | | | |
| | J R総連 | | | ○ | ○ | | | | | |
| | 交通労連 | ○ | | | | | | ○ | | |
| | 全国ガス | | | ○ | | | | ○ | | |
| | 印刷労連 | | ○ | | ○ | | | | | |
| | 全銀連合 | ○ | | | | | | | | ○ |
| | 全水道 | | | ○ | ○ | | | | | |
| | メディア労連 | | | ○ | | | | ○ | | |
| | 全労金 | | ○ | | ○ | | | | | |
| | 森林労連 | | | ○ | | | | ○ | | |
| | 労供労連 | | | ○ | | | | ○ | | |
| | 全印刷 | | | ○ | | | | | ○ | |
| | 労済労連 | ○ | | | | | | | | ○ |
| | 自治労連 | ○ | | | | | | | | ○ |
| | 全造幣 | ○ | | | | | | | | ○ |
| | 日建協 | | ○ | | ○ | | | | | |
| | 日高教 | | ○ | | ○ | | | | | |
| 小計 | 6 | 5 | 9 | 9 | 0 | 0 | 6 | 1 | 4 | |
| IV | UAゼンセン | | | ○ | ○ | | | | | |
| | JAM | | ○ | | ○ | | | | | |
| | JEC連合 | | ○ | | | | | | | ○ |
| | 全国ユニオン | ○ | | | | | | | | ○ |
| | 小計 | 1 | 2 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |

注1. 表1-39に同じ。

②副会長

会長と同じように、副会長の所属を取り上げる。副会長は複数人配置されることもあるため、副会

長のデータは、基本的に複数回答の設問を基にしたものになる。

表 1-41によると、最も多いのは、非専従の22組織であり、これに在籍専従の16組織、企業籍無専従の9組織、不明の2組織が続く。専従（在籍専従と企業籍無専従の合計）の副会長を配置している産業別組織は25組織である。

類型別に見ると、タイプ I では、在籍専従の副会長を置く組織が7組織と最も多く、これに非専従の3組織と企業籍無専従の1組織が続く。タイプ I では、在籍の副会長がいるのは8組織、非専従の副会長は3組織で配置されている。

タイプ II では、非専従の会長が配置されているのは5組織であり、これに在籍専従の会長を置く組織が2組織、不明の1組織が続く。タイプ II では、専従の副会長のいる産業別組織よりも、非専従の副会長を置く産業別組織が多い。

タイプ III では、非専従の副会長がいるのは20組織中11と最も多く、これに企業籍無専従の副会長を置く6組織、在籍専従の副会長のいる5組織、不明の1組織が続く。タイプ III では、11組織に専従の副会長が配置されている。タイプ III の特徴は、専従の副会長と非専従の副会長を配置する産業別組織の数がほぼ同じことにある。

タイプ IV では、4組織中3組織に非専従の会長と企業籍を持たない副会長がおり、1組織に在籍専従の副会長が配置されている。

表 1-41 副会長の所属 (MA)

| | n | 非専従 | 在籍専従 | 企業籍無専従 | 不明 |
|-----|----|-----|------|--------|----|
| 計 | 40 | 22 | 16 | 9 | 2 |
| I | 10 | 3 | 7 | 1 | 0 |
| II | 6 | 5 | 2 | 0 | 1 |
| III | 20 | 11 | 6 | 5 | 1 |
| IV | 4 | 3 | 1 | 3 | 0 |

副会長の人数についても見ておく (表 1-42)。全体を見ると、最も多いのは非専従の82人であり、これに在籍専従の33人、企業籍無専従の19人が続く。それぞれの平均人数を見ると、非専従は3.9人、在籍専従は2.4人、企業籍無専従は1.9人となる。全体を見ると、副会長の所属は非専従が多い。

類型別に見ると、タイプ I の非専従の副会長は15人、在籍専従は17人、企業籍無専従は3人である。平均人数は、非専従が5.0人、在籍専従が2.8人、企業籍無専従が3.0人になる。タイプ I は、副会長の人数を見ると、在籍専従の副会長が最も多いが、平均人数で見ると、非専従の副会長が最も多くなる。

タイプⅡでは、非専従が18人、在籍専従が6人、企業籍無専従が0人である。平均人数は、非専従が3.6人、在籍専従が3.0人、企業籍無専従が0人である。タイプⅡでは、非専従の副会長が多い。

タイプⅢは、非専従が39人、在籍専従が11人、企業籍無専従が6人で、平均人数は非専従が3.5人、在籍専従が1.8人、企業籍無専従が1.0人である。タイプⅢは、タイプⅡと同様、非専従の会長が多い。

タイプⅣでは、非専従は10人、在籍専従は1人、企業籍無専従は7人で、平均人数はそれぞれ3.3人、1.0人、2.3人である。タイプⅣでは、非専従の会長が多いが、このタイプの特徴は企業籍無専従の副会長が多いことにある。

表1-42 副会長の所属別の人数（人）

| | n | 非専従 | 在籍専従 | 企業籍無専従 |
|---|----|-----|------|--------|
| 計 | 40 | 82 | 33 | 19 |
| | | 3.9 | 2.4 | 1.9 |
| Ⅰ | 10 | 15 | 17 | 3 |
| | | 5.0 | 2.8 | 3.0 |
| Ⅱ | 6 | 18 | 6 | 0 |
| | | 3.6 | 3.0 | 0.0 |
| Ⅲ | 20 | 39 | 11 | 6 |
| | | 3.5 | 1.8 | 1.0 |
| Ⅳ | 4 | 10 | 1 | 7 |
| | | 3.3 | 1.0 | 2.3 |

注1. 各類型別の下段の数値は、平均人数を示している。

注2. 平均人数を算出する際の母数は副会長の所属によって異なる。また、平均人数の算出の仕方が序章と異なるため、序章の数値と一致しないことがある。

表1-43の主に副会長の人件費を負担する組織を見ると、最も多いのは加盟組織の22組織であり、それに産業別組織本部の15組織、不明の6組織、その他の5組織が続く。会長の人件費を負担する組織と比較をすると（表1-39）、副会長の人件費は加盟組織が負担するケースが多い。これは、副会長に非専従が多いからだと考えられる。

類型別に見ると、タイプⅠでは、10組織のうち、6組織が産業別組織本部、5組織が加盟組織となっている。これに、その他の2組織が続く。タイプⅡでは、6組織のうち、加盟組織の5組織が最も多く、これに産業別組織本部とその他の1組織が続く。タイプⅢでは、20組織あるうち、加盟組織9組織が最も多く、これに産業別組織本部の6組織、不明の4組織、その他の3組織が続く。タイプⅣ

では、4組織のうち3組織が加盟組織、2組織が産業別組織本部、不明が1組織となっている。副会長の人件費は、類型に関係なく、産業別組織本部と加盟組織が負担する組織が多い。

表 1-43 主に人件費を負担する組織（副会長、MA）

| | n | 本部 | 地方組織 | 業種別組織 | 加盟組織 | その他 | 不明 |
|-----|----|----|------|-------|------|-----|----|
| 計 | 40 | 15 | 0 | 0 | 22 | 5 | 6 |
| I | 10 | 6 | 0 | 0 | 5 | 2 | 0 |
| II | 6 | 1 | 0 | 0 | 5 | 0 | 1 |
| III | 20 | 6 | 0 | 0 | 9 | 3 | 4 |
| IV | 4 | 2 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 |

表 1-44の副会長の人件費を主に負担している組織を見ていく。全体を見ると、加盟組織が85人、産業別組織本部が30人、その他が3人である。副会長の人件費は、加盟組織が負担するケースが多い。平均人数を見ると、加盟組織が3.9人、産業別組織本部は2.0人、その他は1.0人になる。

類型別に見ると、産業別組織本部と加盟組織が副会長の人件費を負担するケースが多いことがわかる。タイプIでは、産業別組織本部は14人（平均人数は2.3人、以下同じ）、加盟組織は21人（4.2人）、タイプIIでは、産業別組織本部は2人（2.0人）、加盟組織は22人（4.4人）、タイプIIIでは、産業別組織本部は11人（1.8人）、加盟組織は30人（3.3人）、その他3人（1.0人）、タイプIVでは、産業別組織本部は3人（1.5人）、加盟組織は12人（4.0人）である。

表 1-44 人件費を主に負担する組織別の人数（副会長、産業別組織別、人、MA）

| | n | 本部 | 地方組織 | 業種別組織 | 加盟組織 | その他 |
|----|----|-----|------|-------|------|-----|
| 計 | 33 | 30 | 0 | 0 | 85 | 3 |
| | | 2.0 | 0.0 | 0.0 | 3.9 | 1.0 |
| I | 9 | 14 | 0 | 0 | 21 | 0 |
| | | 2.3 | 0.0 | 0.0 | 4.2 | 0.0 |
| II | 5 | 2 | 0 | 0 | 22 | 0 |
| | | 2.0 | 0.0 | 0.0 | 4.4 | 0.0 |

| | | | | | | |
|---|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| Ⅲ | 16 | 11 | 0 | 0 | 30 | 3 |
| | | 1.8 | 0.0 | 0.0 | 3.3 | 1.0 |
| Ⅳ | 3 | 3 | 0 | 0 | 12 | 0 |
| | | 1.5 | 0.0 | 0.0 | 4.0 | 0.0 |

注1. 各類型別の下段の数値は、平均人数を示している。

注2. 平均人数を算出する際の母数は副会長の所属によって異なる。また、平均人数の算出の仕方が序章と異なるため、序章の数値と一致しないことがある。

注3. 不明の組織を除く。

副会長の人件費を主に負担する組織を産業別組織別に見ていく。表1-45によると、タイプⅠでは、自治労だけに企業籍無専従の副会長が存在する。その会長の人件費は産業別組織本部が負担している。残りの産業別組織を見ると、7組織では在籍専従の副会長が配置されている。そのうち電機連合、基幹労連、電力総連、私鉄総連の副会長の人件費は、産業別組織本部が負担している。他方で、情報労連と運輸労連の2組織では、加盟組織が副会長の人件費を負担している。また、非専従の副会長は、自動車総連、生保労連、フード連合の3組織に配置されているが、いずれも加盟組織が人件費を負担している。なお、生保労連には、非専従と在籍専従の副会長が配置されているが、産業別組織本部と加盟組織とその他が人件費を負担している。

タイプⅡについて見ると、非専従の副会長を置く損保労連、サービス連合、ゴム連合、航空連合、紙パ連合の5組織の内、サービス連合、ゴム連合、航空連合の4組織では、加盟組織が副会長の人件費を負担している。また、在籍専従の副会長を置く損保労連と航空連合について見ると、航空連合では加盟組織が在籍専従の副会長の人件費を負担している。損保労連には、非専従と在籍専従の副会長が配置されているが、産業別組織本部と加盟組織が人件費を負担している。全電線の副会長については、全て不明である。

タイプⅢでは、日教組、国公連合、JR連合、交通労連、印刷労連、全銀連合、森林労連、労済労連、自治労連、全造幣の10組織に非専従の副会長が置かれている。この内、日教組では産業別組織本部が人件費を負担している一方で、森林労連以外は、加盟組織やその他が人件費を負担するか、不明のいずれかになる。在籍専従の副会長のいる産業別組織は、メディア労連、全労金、労済労連、日建協、日高教の5組織であり、この内、メディア労連と労経労連ではその他が、全労金と日建協では産業別組織本部が、日高教では加盟組織が副会長の人件費を負担している。企業籍無専従の副会長は、JP労組、日教組、JR総連、全国ガス、全水道、森林労連、労供労連の7組織に配置されているが、その内、JP労組、日教組、JR総連、全水道の4組織では産業別組織本部が、全国ガスと労供労連の2組織では加盟組織が副会長の人件費を負担している。森林労連には、非専従と企業籍無専従の副会長が配置されており、加盟組織とその他が人件費を負担している。

タイプⅣでは、UAゼンセンとJAMに非専従と企業籍無専従の副会長が配置されており、産業別組織本部と加盟組織が人件費を負担している。JEC連合には、非専従と在籍専従の副会長が配置されているものの、人件費の負担先は不明である。全国ユニオンには、企業籍無専従の副会長が配置さ

れており、加盟組織が人件費を負担している。

表 1-45 所属（左段）と主に人件費を負担する組織（右段）（副会長、産業別組織別、MA）

| | n | 非専従 | 在籍専従 | 企業籍無専従 | 不明 | 人件費負担組織 | | | | | |
|-----|----|--------|------|--------|----|---------|------|-------|------|-----|----|
| | | | | | | 本部 | 地方組織 | 業種別組織 | 加盟組織 | その他 | 不明 |
| 計 | 40 | 21 | 15 | 11 | 2 | 15 | 0 | 0 | 22 | 4 | 6 |
| I | 10 | 自治労 | | ○ | | ○ | | | | | |
| | | 自動車総連 | ○ | | | | | | ○ | | |
| | | 電機連合 | | ○ | | | ○ | | | | |
| | | 基幹労連 | | ○ | | | ○ | | | | ○ |
| | | 生保労連 | ○ | ○ | | | ○ | | | ○ | ○ |
| | | 電力総連 | | ○ | | | ○ | | | | |
| | | 情報労連 | | ○ | | | | | | ○ | |
| | | 運輸労連 | | ○ | | | | | | ○ | |
| | | 私鉄総連 | | ○ | | | ○ | | | | |
| | | フード連合 | ○ | | | | | | | ○ | |
| 小計 | | 3 | 7 | 1 | 0 | 6 | 0 | 0 | 5 | 2 | 0 |
| II | 6 | 損保労連 | ○ | ○ | | | ○ | | | ○ | |
| | | サービス連合 | ○ | | | | | | | ○ | |
| | | ゴム連合 | ○ | | | | | | | ○ | |
| | | 航空連合 | ○ | ○ | | | | | | ○ | |
| | | 紙パ連合 | ○ | | | | | | | ○ | |
| | | 全電線 | | | | | ○ | | | | |
| 小計 | | 5 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 5 | 0 | 1 |
| III | 20 | J P 労組 | | ○ | | ○ | | | | | |
| | | 日教組 | ○ | | ○ | | ○ | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|----------|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 国公連合 | | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| | J R 連合 | | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| | J R 総連 | | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| | 交通労連 | | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| | 全国ガス | | | ○ | | | | | ○ | | | | |
| | 印刷労連 | | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| | 全銀連合 | | ○ | | | | | | | | ○ | | |
| | 全水道 | | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| | メディア労連 | | | ○ | | | | | ○ | | | | |
| | 全労金 | | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| | 森林労連 | | ○ | | ○ | | | | ○ | ○ | | | |
| | 労供労連 | | | | ○ | | | | ○ | | | | |
| | 全印刷 | | | | | ○ | | | | | ○ | | |
| | 労済労連 | | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | |
| | 自治労連 | | ○ | | | | | | | | ○ | | |
| | 全造幣 | | ○ | | | | | | | | ○ | | |
| | 日建協 | | | ○ | | | ○ | | | | | | |
| | 日高教 | | | ○ | | | | | ○ | | | | |
| | 小計 | | 10 | 5 | 7 | 1 | 6 | 0 | 0 | 9 | 2 | 4 | |
| IV | U A ゼンセン | 4 | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ | | | |
| | J A M | | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ | | | |
| | J E C 連合 | | ○ | ○ | | | | | | | | | ○ |
| | 全国ユニオン | | | | | ○ | | | | | ○ | | |
| | 小計 | | 3 | 1 | 3 | 0 | 2 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | |

③事務局長

表 1-46 の事務局長の所属を見る。全体を見ると、在籍専従は21組織、企業籍無専従が13組織、非専従が6組織である。専従（在籍専従と企業籍無専従の合計）の事務局長が配置されている組織は34組織になる。

類型別に見ると、タイプⅠでは、在籍専従は9組織、企業籍無専従は1組織である。タイプⅠの事務局長は全て専従者になる。タイプⅡも、タイプⅠと同様、事務職長は全て専従である。その内訳は全て在籍専従である。タイプⅢでは、非専従が5組織、在籍専従が6組織、企業籍無専従が9組織である。非専従の事務局長がいるのは、タイプⅢの特徴と言える。ただし、タイプⅢの専従者の事務局長を置く組織は15組織であり、非専従の事務局長を置く組織よりも多い。タイプⅣは、企業籍無専従が2組織、在籍専従が1組織、非専従が1組織である。タイプⅣでは、専従の事務局長を置く産業別組織は3組織であり、非専従の事務局長を置く組織1組織よりも多い。

表 1-46 事務局長の所属

| | n | 非専従 | 在籍専従 | 企業籍無専従 |
|---|----|-----|------|--------|
| 計 | 40 | 6 | 21 | 13 |
| Ⅰ | 10 | 0 | 9 | 1 |
| Ⅱ | 6 | 0 | 6 | 0 |
| Ⅲ | 20 | 5 | 6 | 9 |
| Ⅳ | 4 | 1 | 1 | 2 |

事務局長の人件費をどの組織が負担しているのかを見る。このデータは複数回答になる。表 1-47によると、全体は産業別組織本部が25組織、不明が6組織、加盟組織とその他が5組織になる。事務局長の人件費については、主に産業別組織本部が負担している傾向が見られる。

類型別に見ると、タイプⅠでは、産業別組織本部が7組織、その他が3組織、加盟組織が1組織である。タイプⅠの事務局長の人件費は、主に産業別組織本部が負担している。タイプⅡを見ると、産業別組織本部は5組織、加盟組織は1組織である。タイプⅡの事務局長の人件費は、産業別組織本部か加盟組織が負担している。タイプⅢでは、20組織中11組織が産業別組織本部、4組織が不明、3組織が加盟組織であり、2組織がその他となっている。タイプⅢの事務局長の人件費は、産業別組織本部か加盟組織が主に負担している。タイプⅣについて見ると、産業別組織本部と不明が2組織ずつとなっている。他のタイプに比べると、タイプⅣには加盟組織が人件費を負担していない点に特徴がある。

表 1-47 主に人件費を負担している組織（事務局長）

| | n | 本部 | 地方組織 | 業種別組織 | 加盟組織 | その他 | 不明 |
|-----|----|----|------|-------|------|-----|----|
| 計 | 40 | 25 | 0 | 0 | 5 | 5 | 6 |
| I | 10 | 7 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 |
| II | 6 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| III | 20 | 11 | 0 | 0 | 3 | 2 | 4 |
| IV | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |

注. 通常、事務局長は1人であるため、主に人件費を負担する組織は1つであるが、産業別組織によっては複数の組織が分担することがあるため、全てを足し合わせると、サンプルサイズを超えることがある。

次に、表 1-48の産業別組織別に事務局長の人件費の主な負担先を見たい。タイプ I を見ると、事務局長は、自治労以外、在籍専従である。自治労の事務局長は企業籍無専従であり、その人件費は産業別組織本部が担っている。在籍専従に限って見ると、電機連合、生保労連、電力総連、情報労連、私鉄総連、フード連合の 6 組織では、産業別組織本部が事務局長の人件費を負担している。自動車総連と基幹労連ではその他が、生保労連では、産業別組織本部とその他が、運輸労連では、加盟組織が事務局長の人件費を負担している。

タイプ II を見ると、事務局長の所属は全て在籍専従である。事務局長の人件費の負担先を見ると、全電線以外は産業別組織本部である。全電線の事務局長の人件費は、加盟組織が負担している。

タイプ III の事務局長の所属先は、非専従が 5 組織、在籍専従が 5 組織、企業籍無専従が 10 組織である。事務局長の所属別に人件費の負担先を見ると、非専従の事務局長を置く全銀連合、メディア連合、労済労連、自治労連、全造幣の 5 組織の内、メディア労連では、事務局長の人件費を負担するのはその他であるが、それ以外は不明である。在籍専従の事務局長について見ると、JR 連合、JR 総連、印刷労連、全労金、日建協の 5 組織では、産業別組織本部が人件費を負担している。企業籍無専従では、産業別組織本部が人件費を負担するのは、JP 労組、日教組、国公連合、交通労連、全水道、日高教の 6 組織であるが、その一方で、全国ガス、森林労連、労供労連の 3 組織では加盟組織が、全印刷ではその他が事務局長の人件費を負担している。

タイプ IV では、UAゼンセンとJAMには企業無専従の事務局長が置かれ、人件費は産業別組織本部が負担している。JEC連合には在籍専従の事務局長が置かれ、全国ユニオンには非専従の事務局長が配置されているが、どちらも人件費の負担先は不明である。

表 1-48 所属（左段）と主に人件費を負担している組織（右段）（事務局長、産業別組織別）

| | n | 非専従 | 在籍専従 | 企業籍無専従 | 不明 | 人件費負担組織 | | | | | |
|-----|--------|-----|------|--------|----|---------|------|-------|------|-----|----|
| | | | | | | 本部 | 地方組織 | 業種別組織 | 加盟組織 | その他 | 不明 |
| 計 | 40 | 6 | 21 | 13 | 0 | 25 | 0 | 0 | 6 | 4 | 6 |
| I | 自治労 | 10 | | | ○ | ○ | | | | | |
| | 自動車総連 | | | ○ | | | | | | ○ | |
| | 電機連合 | | | ○ | | | ○ | | | | |
| | 基幹労連 | | | ○ | | | | | | | ○ |
| | 生保労連 | | | ○ | | | ○ | | | | ○ |
| | 電力総連 | | | ○ | | | ○ | | | | |
| | 情報労連 | | | ○ | | | ○ | | | | |
| | 運輸労連 | | | ○ | | | | | | ○ | |
| | 私鉄総連 | | | ○ | | | ○ | | | | |
| | フード連合 | | | ○ | | | ○ | | | | |
| | 小計 | | | 0 | 9 | 1 | 0 | 7 | 0 | 0 | 1 |
| II | 損保労連 | 6 | | ○ | | ○ | | | | | |
| | サービス連合 | | | ○ | | ○ | | | | | |
| | ゴム連合 | | | ○ | | ○ | | | | | |
| | 航空連合 | | | ○ | | ○ | | | | | |
| | 紙パ連合 | | | ○ | | ○ | | | | | |
| | 全電線 | | | ○ | | | | | | ○ | |
| | 小計 | | | 0 | 6 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 1 |
| III | J P 労組 | 20 | | | ○ | ○ | | | | | |
| | 日教組 | | | | ○ | ○ | | | | | |
| | 国公連合 | | | | ○ | ○ | | | | | |
| | J R 連合 | | | ○ | | ○ | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|----|--------|---|---|----|---|----|---|---|---|---|---|
| | J R総連 | | ○ | | | ○ | | | | | |
| | 交通労連 | | | ○ | | ○ | | | | | |
| | 全国ガス | | | ○ | | | | | ○ | | |
| | 印刷労連 | | ○ | | | ○ | | | | | |
| | 全銀連合 | ○ | | | | | | | | | ○ |
| | 全水道 | | | ○ | | ○ | | | | | |
| | メディア労連 | ○ | | | | | | | ○ | | |
| | 全労金 | | ○ | | | ○ | | | | | |
| | 森林労連 | | | ○ | | | | | ○ | | |
| | 労供労連 | | | ○ | | | | | ○ | | |
| | 全印刷 | | | ○ | | | | | | ○ | |
| | 労済労連 | ○ | | | | | | | | | ○ |
| | 自治労連 | ○ | | | | | | | | | ○ |
| | 全造幣 | ○ | | | | | | | | | ○ |
| | 日建協 | | ○ | | | ○ | | | | | |
| | 日高教 | | | ○ | | ○ | | | | | |
| | 小計 | 5 | 5 | 10 | 0 | 11 | 0 | 0 | 4 | 1 | 4 |
| IV | UAゼンセン | | | ○ | | ○ | | | | | |
| | JAM | | | ○ | | ○ | | | | | |
| | JEC連合 | | ○ | | | | | | | | ○ |
| | 全国ユニオン | ○ | | | | | | | | | ○ |
| | 小計 | 1 | 1 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |

④本部三役以外の中央執行委員の人数

次に、本部三役（事務局長・副会長・事務局長）以外の中央執行委員（以下、中執）の人数を見る（表1-49）。全体を見ると、最も多いのは、非専従の372人（平均は15.5人、以下同じ）、在籍専従の258人（8.9人）、企業籍無専従の54人（3.2人）が続く。

類型別に見ると、タイプⅠでは在籍専従が127人（14.1人）と最も多く、非専従の94人（18.8人）、企業籍無専従の8人（2.7人）が続く。タイプⅡでは、非専従が70人（14.0人）、在籍専従が18人（3.6

人)、企業籍無専従が1人(1.0人)である。タイプⅢは、非専従が96人(8.7人)、在籍専従が80人(6.2人)、企業籍無専従が27人(2.5人)である。タイプⅣでは、非専従が112人(37.3人)、在籍専従が33人(16.5人)、企業籍無専従が18人(9.0人)である。

表1-49 本部三役以外の中央執行委員の人数

| | n | 非 専 従 | 在 籍 専 従 | 企 業 籍 無 専 従 |
|---|----|-------------|------------------|----------------------------|
| 計 | 38 | 372 | 258 | 54 |
| | | 15.5 | 8.9 | 3.2 |
| Ⅰ | 10 | 94 | 127 | 8 |
| | | 18.8 | 14.1 | 2.7 |
| Ⅱ | 6 | 70 | 18 | 1 |
| | | 14.0 | 3.6 | 1.0 |
| Ⅲ | 19 | 96 | 80 | 27 |
| | | 8.7 | 6.2 | 2.5 |
| Ⅳ | 3 | 112 | 33 | 18 |
| | | 37.3 | 16.5 | 9.0 |

注1. 「0人」と回答している産業別組織と不明の産業別組織は除いて集計している。

注2. 各類型別の下段の数値は平均人数である。平均人数は、それぞれの選択肢を選んだ産業別組織数で計算している。そのため、序章の数値と異なることがある。

次に、本部三役以外の企業籍を持たない専従の中執の person 費を、主にどの組織が負担しているかを見ていく(表1-50)。全体を見ると、最も多いのは不明の24組織である。これに産業別組織本部の14組織、地方組織1組織、業種別組織1組織が続く。不明を除けば、中執の person 費は産業別組織本部が主な負担先となっている。

類型別に見ると、タイプⅠでは、10組織中8組織が不明であり、これが最も多い。残りの2組織では、産業別組織本部が主な person 費の負担先となっている。タイプⅡは、タイプⅠと同じく不明が最も多く、残りは産業別組織本部である。タイプⅢでは、20組織中9組織が産業別組織本部と不明となっている。残りの産業別組織では、地方組織か業種別組織が person 費の主な負担先となっている。タイプⅣでは、中執の person 費を主に負担する組織は、産業別組織本部と不明に分かれている。

表 1-50 本部三役以外の企業籍無専従のPerson費を主に負担する組織（人）

| | n | 本部 | 地方組織 | 業種別組織 | 不明 |
|-----|----|----|------|-------|----|
| 計 | 40 | 14 | 1 | 1 | 24 |
| I | 10 | 2 | 0 | 0 | 8 |
| II | 6 | 1 | 0 | 0 | 5 |
| III | 20 | 9 | 1 | 1 | 9 |
| IV | 4 | 2 | 0 | 0 | 2 |

表 1-51の中央執行委員の所属別の構成について見ていく。全体を見ると、非専従が372人であり、在籍専従が258人、企業籍無専従は54人である。専従（在籍専従と企業籍無専従の合計）は312人であるから、中執の所属先は非専従の方が多い。

類型別に見ると、タイプ I では、非専従の中執が多い組織と在籍専従の中執が多い組織に区別できる。非専従の中執が多い組織は、自動車総連、生保労連、運輸労連、フード連合であり、在籍専従の多い組織は、自治労、電機連合、基幹労連、電力労連、情報労連、私鉄総連である。

タイプ II を見ると、非専従の中執が多い産業別組織が多い。これに該当しないのは、全電線のみである。全電線の中央執行委員は全て在籍専従である。

タイプ III では、非専従の中執が多い組織は、交通労連、印刷労連、全労金、森林労連、労済労連、自治労連、全造幣の 7 組織であり、在籍専従の中執が多い組織は、J P 労組、日教組、国公連合、J R 連合、J R 総連、メディア労連、全印刷、日建協、日高教の 9 組織である。この 2 つのグループに含まれないのは、全国ガス、全水道、全銀連合、労供労連の 4 組織である。

タイプ IV では、U A ゼンセンと J A M では非専従の中執が最も多く、J E C 連合では在籍専従の中執が最も多い。

表 1-51 中央執行委員の所属別の人数（産業別組織別）

| | n | 中執総数 | 所属 | | | |
|---|-------|------|-----|------|-------|---|
| | | | 非専従 | 在籍専従 | 企業籍無し | |
| 計 | 40 | 684 | 372 | 258 | 54 | |
| I | 自治労 | 10 | 24 | 0 | 24 | 0 |
| | 自動車総連 | 10 | 38 | 25 | 13 | 0 |

| | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|----|-----|---|
| | 電機連合 | | 25 | 0 | 23 | 2 |
| | 基幹労連 | | 19 | 0 | 15 | 4 |
| | 生保労連 | | 19 | 19 | 0 | 0 |
| | 電力総連 | | 17 | 0 | 17 | 0 |
| | 情報労連 | | 15 | 1 | 14 | 0 |
| | 運輸労連 | | 28 | 20 | 8 | 0 |
| | 私鉄総連 | | 5 | 0 | 5 | 0 |
| | フード連合 | | 39 | 29 | 8 | 2 |
| | 小計 | | 229 | 94 | 127 | 8 |
| II | 損保労連 | 6 | 32 | 24 | 8 | 0 |
| | サービス連合 | | 14 | 12 | 2 | 0 |
| | ゴム連合 | | 9 | 6 | 2 | 1 |
| | 航空連合 | | 23 | 23 | 0 | 0 |
| | 紙パ連合 | | 6 | 5 | 1 | 0 |
| | 全電線 | | 5 | 0 | 5 | 0 |
| | 小計 | | 89 | 70 | 18 | 1 |
| III | J P 労組 | 20 | 26 | 0 | 24 | 2 |
| | 日教組 | | 17 | 0 | 13 | 4 |
| | 国公連合 | | 14 | 3 | 8 | 3 |
| | J R 連合 | | 6 | 2 | 4 | 0 |
| | J R 総連 | | 7 | 0 | 5 | 2 |
| | 交通労連 | | 16 | 16 | 0 | 0 |
| | 全国ガス | | 15 | 8 | 7 | 0 |
| | 印刷労連 | | 14 | 14 | 0 | 0 |
| | 全銀連合 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 全水道 | | 2 | 0 | 1 | 1 |
| | メディア労連 | | 3 | 0 | 2 | 1 |
| | 全労金 | | 16 | 14 | 0 | 2 |
| | 森林労連 | | 13 | 10 | 2 | 1 |

| | | | | | | |
|----|---------|---|-----|-----|----|----|
| | 労供労連 | | 10 | 1 | 0 | 9 |
| | 全印刷 | | 5 | 0 | 4 | 1 |
| | 労済労連 | | 9 | 8 | 1 | 0 |
| | 自治労連 | | 15 | 15 | 0 | 0 |
| | 全造幣 | | 6 | 5 | 0 | 1 |
| | 日建協 | | 5 | 0 | 5 | 0 |
| | 日高教 | | 4 | 0 | 4 | 0 |
| | 小計 | | 203 | 96 | 80 | 27 |
| IV | U Aゼンセン | 4 | 110 | 73 | 22 | 15 |
| | J AM | | 38 | 35 | 0 | 3 |
| | J E C連合 | | 15 | 4 | 11 | 0 |
| | 全国ユニオン | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | | 163 | 112 | 33 | 18 |

⑤専門部局

産業別組織本部の専門部局について見ていく。表 1-52には、各専門部局の数、部局長の人数（中執の人数を含む）、部局長の所属、部局員の所属等のデータを示している。

全体を見ると、部局数は169（平均は5.5部局、以下同じ）が設置されており、部局長は178人（5.2人）が配置されている。部局長の内、中執は133人（5.1人）が配置されている。部局長の所属を見ると、非専従が19人（3.2人）、在籍専従は107人（5.4人）、企業籍無専従は48人（3.0人）であり、在籍専従が最も多い。専従の部局長は155人になる。部局員について見ると、在籍専従は118人（9.1人）、プロパーは346人（17.3人）であり、プロパーの人数は在籍専従の2倍以上である。産業別組織の本部の専門部局は、①部局数より部局長の人数は多いこと、②部局長の多くは中央執行委員であること、③部局長は専従者（在籍専従と企業籍無専従であるの合計）が多いこと、④部局員はプロパーが多いことがわかる。

類型別に見ると、タイプ I では、部局数が55（5.5部局）であり、部局長は77人（7.7人）が配置されている。タイプ I では、部局数より部局長が多く配置されている。部局長の77人のうち、中執の人数は53人（5.9人）である。部局長の多くは中央執行委員であると言える。タイプ I の特徴の1つは、部局長全員が専従者だということである。専従の内訳をみると、在籍専従は63人（平均7.9人）、企業籍無専従は12人（2.4人）である。部局長の専従者は75人になる。部局員について見ると、在籍専従は59人（11.8人）、プロパーは164人（18.2人）おり、プロパーの人数は在籍専従の2倍以上になる。部局員の人数は223人になる。

タイプⅡを見ると、部局数は29（4.8部局）であり、部局長の人数は27人（5.4人）が配置されている。タイプⅡでは、部局数よりも部局長の人数が少ない。部局長27人の内、中執は26人である。部局長はほぼ中央執行委員である。部局長の所属を見ると、非専従が7人（3.5人）、在籍専従は19人（3.8人）、企業籍無専従は1人（1.0人）である。部局長の専従者は20人になる。部局員は在籍専従が5人（2.5人）、プロパーは3人（3.0人）である。タイプⅡの部局員は8人である。

タイプⅢでは、部局数が63組織（4.8部局）であり、部局長は53人（4.1人）が配置されている。タイプⅢは、タイプⅡと同様、部局数より部局長の人数が少ない。部局長の53人のうち41人（4.1人）は中央執行委員である。部局長の所属を見ると、非専従が12人（3.0人）、在籍専従が22人（3.7人）、企業籍無専従は20人（2.5人）である。部局長の専従者は42人である。部局員を見ると、在籍専従は34人（11.3人）、プロパーは66人（9.4人）である。タイプⅢの部局員は100人になる。

タイプⅣでは、部局数は22（7.3部局）である。タイプⅣは、他の類型に比べると、部局数が多い。部局長は21人（7.0人）が配置されている。部局長の21人の内、13人が中央執行委員である。部局長の内訳を見ると、全員専従である。その人数は18人である。その内訳をみると、在籍専従は3人（3.0人）、企業籍無専従は15人（7.5人）となる。部局員を見ると、在籍専従が20人（10.0人）、プロパーが113人（37.7人）であり、プロパーの人数は在籍専従の6倍近くになる。タイプⅣの部局員は133人である。

表1-52 本部書記局の構成

| | n | 部局の数 | 部局長の人数 | うち中執数 | 部局長の所属 | | | 部局員 | |
|---|----|------|--------|-------|--------|------|--------|------|------|
| | | | | | 非専従 | 在籍専従 | 企業籍無専従 | 在籍専従 | プロパー |
| 計 | 31 | 169 | 178 | 133 | 19 | 107 | 48 | 118 | 346 |
| | | 5.5 | 5.2 | 5.1 | 3.2 | 5.4 | 3.0 | 9.1 | 17.3 |
| Ⅰ | 10 | 55 | 77 | 53 | 0 | 63 | 12 | 59 | 164 |
| | | 5.5 | 7.7 | 5.9 | 0 | 7.9 | 2.4 | 11.8 | 18.2 |
| Ⅱ | 5 | 29 | 27 | 26 | 7 | 19 | 1 | 5 | 3 |
| | | 4.8 | 5.4 | 5.2 | 3.5 | 3.8 | 1.0 | 2.5 | 3.0 |
| Ⅲ | 13 | 63 | 53 | 41 | 12 | 22 | 20 | 34 | 66 |
| | | 4.8 | 4.1 | 4.1 | 3.0 | 3.7 | 2.5 | 11.3 | 9.4 |
| Ⅳ | 3 | 22 | 21 | 13 | 0 | 3 | 15 | 20 | 113 |
| | | 7.3 | 7.0 | 6.5 | 0.0 | 3.0 | 7.5 | 10.0 | 37.7 |

注1. 各類型別の下段の数値は、平均人数を示している。

注2. 平均人数は、それぞれの選択肢を選んだ産業別組織数で計算している。そのため、序章の数値と異なることがある。

注3. 不明を除く。

表 1-53には、各専門部局の部局長の選出方法を示している。全体を見ると、最も多いのは「中央執行委員会など執行機関で執行委員の中から選出する」の11組織であり、「大会、中央委員会など決議機関で選出する」の10組織、「不明」の8組織、「中央執行委員会など執行機関で選出するが、選出範囲は執行委員に限られない」の7組織、「会長、委員長など組合のトップが任命する」が2組織、「その他」の2組織となっている。

類型別に見ると、タイプⅠでは、「大会、中央委員会など決議機関で選出する」の4組織が最も多く、「中央委員会など執行機関で執行委員の中から選出する」と「中央執行委員会など執行機関で選出するが、選出範囲は執行委員に限られない」、「会長、委員長など組合のトップが任命する」が2組織ずつとなっている。

タイプⅡでは、「中央執行委員会など執行機関で執行委員の中から選出する」が4組織で最も多く、「大会、中央委員会など決議機関で選出する」と「不明」は1組織ずつである。

タイプⅢでは、「大会、中央委員会など決議機関で選出する」が5組織、「中央執行委員会など執行機関で執行委員の中から選出する」と「中央執行委員会など執行機関で選出するが、選出範囲は執行委員に限られない」が4組織ずつとなっている。残りは「その他」の1組織と「不明」の6組織である。

タイプⅣでは、「中央執行委員会など執行機関で執行委員の中から選出する」、「中央執行委員会など執行機関で選出するが、選出範囲は執行委員に限られない」、「その他」と「不明」がそれぞれ1組織ずつとなっている。

表 1-53 専門部局長の選出方法

| | n | 大会、中央委員会など 決議機関で選出する | 中央執行委員会など の執行機関で執行委員 の中から選出する | 中央執行委員会など が、選出範囲は執行委員 に限られない | 会長、委員長など組合 のトップが任命する | その他 | 不明 |
|---|----|-------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|-------------------------|-----|----|
| 計 | 40 | 10 | 11 | 7 | 2 | 2 | 8 |
| Ⅰ | 10 | 4 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| Ⅱ | 6 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| Ⅲ | 20 | 5 | 4 | 4 | 0 | 1 | 6 |
| Ⅳ | 4 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 |

⑥書記局職員の権利

まず書記局に組合があるかどうかを見る。データを示していないが、産業別組織40組織があるうち、書記局に組合があるのは10組織、組合がない組織は28組織、不明が2組織である。書記局に組合がある産業別組織は全体の1/4である。

書記局に組合がある産業別組織は、表1-54に記載されている10組織である。同表には、書記局の職員のどのくらいが組合に関する権利を有するかどうかを示している。全体を見ると、書記局の全員が加入する資格を持つ組織と全員持たない組織に分かれる。前者の組織は、タイプIでは、自治労と私鉄総連の2組織が、タイプIIIでは、日教組、JR連合、全水道の3組織が、タイプIVではJEC連合の計6組織であり、全員持たない組織は、電機連合、基幹労連、生保労連、JP労組の4組織である。

表1-54 書記局職員の組合員資格（産業別組織別）

| | | n | 書記局員の組合員資格の有無 | | | |
|-----|-------|----|---------------|-------|----------|--------|
| | | | 全員が持つ | 一部が持つ | 全員持っていない | プロパー無し |
| 計 | | 10 | 6 | 0 | 4 | 0 |
| I | 自治労 | 5 | ○ | | | |
| | 電機連合 | | | | ○ | |
| | 基幹労連 | | | | ○ | |
| | 生保労連 | | | | ○ | |
| | 私鉄総連 | | ○ | | | |
| 小計 | | | 2 | 0 | 3 | 0 |
| III | JP労組 | 4 | | | ○ | |
| | 日教組 | | ○ | | | |
| | JR総連 | | ○ | | | |
| | 全水道 | | ○ | | | |
| 小計 | | | 3 | 0 | 1 | 0 |
| IV | JEC連合 | 1 | ○ | | | |
| | 小計 | | 1 | 0 | 0 | 0 |

注. 書記局に組合のない組織を除く。

表1-55は、書記局の職員が本部執行委員もしくは本部三役に選ばれる権利を有するかどうかを示している。このデータのサンプルサイズは40であるが、複数回答であるため、全てを足し合わせると40にならないことがある。

不明の23組織を除くと、電機連合、全電線、JAM以外の産業別組織では書記局の職員に、本部執行委員と本部三役になる権利を与えている。電機連合は本部執行委員に選ばれる権利のみ、全電線とJAMは本部三役になる権利を与えている。

表1-55 書記局の権利（産業別組織別 MA）

| | | n | 本部 執行 委員 | 本部 三役 | 不明 |
|-----|--------|----|----------------|----------|----|
| 計 | | 40 | 15 | 16 | 23 |
| I | 自治労 | 10 | ○ | ○ | |
| | 自動車総連 | | | | ○ |
| | 電機連合 | | ○ | | |
| | 基幹労連 | | ○ | ○ | |
| | 生保労連 | | | | ○ |
| | 電力総連 | | | | ○ |
| | 情報労連 | | ○ | ○ | |
| | 運輸労連 | | | | ○ |
| | 私鉄総連 | | ○ | ○ | |
| | フード連合 | | ○ | ○ | |
| | 小計 | | | 6 | 5 |
| II | 損保労連 | 6 | | | ○ |
| | サービス連合 | | | | ○ |
| | ゴム連合 | | ○ | ○ | |
| | 航空連合 | | | | ○ |
| | 紙パ連合 | | ○ | ○ | |
| | 全電線 | | | ○ | |
| | 小計 | | | 2 | 3 |
| III | J P 労組 | 20 | | | ○ |

| | | | | | |
|----|---------|---|---|---|----|
| | 日教組 | | ○ | ○ | |
| | 国公連合 | | | | ○ |
| | J R連合 | | | | ○ |
| | J R総連 | | ○ | ○ | |
| | 交通労連 | | ○ | ○ | |
| | 全国ガス | | | | ○ |
| | 印刷労連 | | | | ○ |
| | 全銀連合 | | | | ○ |
| | 全水道 | | ○ | ○ | |
| | メディア労連 | | | | ○ |
| | 全労金 | | | | ○ |
| | 森林労連 | | | | ○ |
| | 労供労連 | | | | ○ |
| | 全印刷 | | ○ | ○ | |
| | 労済労連 | | | | ○ |
| | 自治労連 | | | | ○ |
| | 全造幣 | | ○ | ○ | |
| | 日建協 | | | | ○ |
| | 日高教 | | | | ○ |
| | 小計 | | 6 | 6 | 14 |
| IV | U Aゼンセン | 4 | ○ | ○ | |
| | J A M | | | ○ | |
| | J E C連合 | | | | ○ |
| | 全国ユニオン | | | | ○ |
| | 小計 | | 1 | 2 | 2 |

(2) 財政

ここでは、産業別組織の財政を見る。表1-56には、産業別組織本部への会費納入方法を示している。全体を見ると、会費の納入方法として最も多いのは、産業別組織本部に直接納入する方法であり、これを採用する組織は32組織になる。これに、グループ労連経由で納入する組織が8組織、地方組織

経由で納入する5組織が続く。上記以外では、個人が直接納入する組織が3組織、その他が2組織、業種別組織経由で納入する組織が1組織ある。

類型別に見ると、タイプⅠでは、本部に直接納入する組織が6組織、グループ労連経由で納入する組織が5組織、地方組織経由で納入する組織の3組織に分かれる。タイプⅡは、本部へ直接納入する組織が最も多く、これにグループ労連経由で納入する2組織、業種別組織経由で納入する1組織が続く。タイプⅢでは、20組織ある内、16組織が本部への直接の納入を採用している。それ以外は、個人が直接納入する3組織、地方組織経由で納入する2組織、グループ労連経由で納入する組織とその他の1組織が続く。タイプⅣでは、全ての組織が本部への直接納入を採用している。それ以外は、その他を採用している組織が1組織存在する。タイプⅡ・Ⅳの産業別組織の多くは、本部に直接納入する形で会費を納入しているが、タイプⅠとⅢは本部への直接納入以外にも色々な方法で会費を納入している。

表 1-56 会費の納入方法 (MA)

| | n | 本部へ直接納入 | 本部へ一部納入 地方組織経由で | 本部へ一部納入 業種別組織経由で | グループ労連 本部へ納入 経由で | 個人が直接納入 | その他 |
|---|----|---------|--------------------|---------------------|------------------------|---------|-----|
| 計 | 40 | 32 | 5 | 1 | 8 | 3 | 3 |
| Ⅰ | 10 | 6 | 3 | 0 | 5 | 0 | 1 |
| Ⅱ | 6 | 6 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| Ⅲ | 20 | 16 | 2 | 0 | 1 | 3 | 1 |
| Ⅳ | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

表 1-57の会費水準の決定方法を見ておく。会費水準の決定方法には、定率方式、定額方式、逓減方式の3つがある。全体を見ると、最も多いのは定額方式であり、40組織中37組織が採用している。その他は逓減方式の4組織、定率方式の2組織になる。

類型別に見ると、タイプⅠでは、10組織中9組織が定額方式を採用し、1組織で逓減方式が採用されている。タイプⅡでは、6組織中5組織が定額方式を採用し、1組織で逓減方式が採用されている。タイプⅢでは、20組織中19組織が定額方式を採用し、2組織が逓減方式と定率方式を採用している。タイプⅣでは4組織全てが定額方式を採用している。このように見ると、類型に関係なく、産業別組合は主に定額方式で会費水準を決定している。

表 1-57 会費水準の決定方法

| | n | 定率方式 | (円／人) 定額方式 | 通減方式 |
|-----|----|------|---------------|------|
| 計 | 40 | 2 | 37 | 4 |
| I | 10 | 0 | 9 | 1 |
| II | 6 | 0 | 5 | 1 |
| III | 20 | 2 | 19 | 2 |
| IV | 4 | 0 | 4 | 0 |

注. このデータの基になっている設問は複数回答ではないが、産業別組織によっては、複数の選択肢を選んでいる組織があるため、全てを足し合わせると、サンプルサイズを超えることがある。

財政の最後として、企業籍を持つ専従役員の人件費を産業別組織本部がどの程度負担しているのか、さらに罷業資金の有無を取り上げる（表 1-58）。全体から見ると、40組織のうち18組織では、産業別組織本部が企業籍を持つ専従役員の人件費の全額を負担し、13組織では産業別組織本部がその人件費の一部を負担していることがわかる。これに対し、4組織では企業籍を持つ専従役員の人件費を負担していない。不明は6組織である。

類型別に見ると、タイプ I では、企業籍を持つ専従役員の人件費の全額を産業別組織本部が負担する組織は3組織、その一部を負担する組織は7組織になる。タイプ I に属する産業別組織は、程度の差こそあるものの、企業籍を持つ専従役員の人件費を負担している。

タイプ II では、企業籍を持つ専従役員の人件費の全額を産業別組織本部が負担する組織は3組織であり、その一部を負担する組織が2組織、残りの1組織は不明である。タイプ II の多くの産業別組織では、タイプ I と同様、産業別組織本部が企業籍のある専従役員の人件費を負担している。

タイプ III では、20組織のうち11組織が企業籍を持つ専従役員の人件費の全額を負担しており、2組織が人件費の一部を負担している。それ以外では、人件費を負担していない産業別組織が4組織、不明が3組織になる。タイプ I と II に比べると、タイプ III の産業別組織は、企業籍を持つ専従役員の人件費を負担する組織が少ないように思われる。また、企業籍を持つ専従役員の人件費を負担していないのは、タイプ III に属する4組織のみである。

タイプ IV では、4組織のうち2組織では、産業別組織本部が企業籍を持つ専従役員の人件費を一部負担し、1組織では人件費の全額を負担している。残りの2組織は不明である。

最後に、罷業資金の有無を取り上げる。全体を見ると、罷業資金を持つ組織は40組織中14組織であり、産業別組織の35%が罷業資金を持つに過ぎない。タイプ別に見ると、タイプ I では、10組織中5組織に、タイプ II では、6組織中1組織に、タイプ III では、20組織中7組織に、タイプ IV では、4組織中1組織が罷業資金を持つ。類型ごとに、罷業資金を持つ産業別組織がどのくらいあるのかを計算すると、タイプ I は50.0%、タイプ II は16.7%、タイプ III は35.0%、タイプ IV は25.0%になる。これら

の割合を見ると、タイプⅠで高く、タイプⅡが低い。

表 1-58 企業籍を持つ専従役員の人件費の本部負担と罷業資金の有無

| | n | 人件費の負担先 | | | | 罷業資金の有り |
|---|----|---------|--------|---------|----|---------|
| | | 全額本部負担 | 一部本部負担 | 負担していない | 不明 | |
| 計 | 40 | 18 | 13 | 4 | 6 | 14 |
| Ⅰ | 10 | 3 | 7 | 0 | 0 | 5 |
| Ⅱ | 6 | 3 | 2 | 0 | 1 | 1 |
| Ⅲ | 20 | 11 | 2 | 4 | 3 | 7 |
| Ⅳ | 4 | 1 | 2 | 0 | 2 | 1 |

注. このデータの基になっている設問は複数回答ではないが、産業別組織によっては、複数の選択肢を選んでいる組織があるため、全てを足し合わせると、サンプルサイズを超えることがある。

4. 組織拡大活動

(1) 組織化方針

まず表 1-59の組織化の方針を見ていく。なお、このデータのサンプルサイズは、無回答の2組織を除く38組織である。最も多いのは、「組織範囲分野の未組織企業の労働者の組織化」の30組織であり、これに「産業別組織未加盟組織の加盟」と「有期契約労働者・短時間労働者の組織化」の28組織、「資本系列企業の労働者の組織化」の21組織が続く。これに対し、「組織範囲分野以外の未組織企業労働者の組織化」、「派遣労働者の組織化」、「非雇用者労働者の組織化」の方針を持つ産業別組織は多くない。

類型別に見ていくと、タイプⅠでは、「組織範囲分野の未組織企業の労働者の組織化」と「有期契約労働者・短時間労働者の組織化」は10組織、「資本系列企業の労働者の組織化」は9組織、「産業別組織未加盟組織の加盟」は8組織が多い。

タイプⅡでは、「産業別組織未加盟組織の加盟」の6組織、「組織範囲分野の未組織企業の労働者の組織化」の5組織、「資本系列企業の労働者の組織化」の4組織、「有期契約労働者・短時間労働者の組織化」と「組織範囲分野以外の未組織企業労働者の組織化」の3組織が多い。タイプⅡの特色は、産業別組織未加盟組織の加盟に力を入れていることと、有期契約労働者と短時間労働者の組織化に比較的力を入れていることである。

タイプⅢでは、他の類型に比べると、組織拡大活動に消極的と言える。タイプⅢの組織化の対象は、「有期契約労働者・短時間労働者の組織化」と「組織範囲分野の未組織企業の労働者の組織化」は12組織、「産業別組織未加盟組織の加盟」は11組織であり、これら以外を対象とする組織は多くない。

タイプⅣは、全体的に組織化に積極的であるという特徴が見られる。「産業別組織未加盟組織の加盟」から「派遣労働者の組織化」にかけて、4組織中3組織が行っている。これに該当しないのは、「非雇用労働者の組織化」のみである。このタイプの産業別組織は、全体的に幅広く組織化活動に取り組んでいることがわかる。

次に、右端の平均を見る。この平均は、類型別に各選択肢の数を合計し、それをサンプルサイズで除したものである。したがって、この表の平均は、各類型別の1産業別組織あたりの組織化対象の範囲を示す。これを見ると、タイプⅣが最も高く、これにタイプⅠ、タイプⅡ、タイプⅢが続く形になっている。

表1-59 組織化方針 (MA)

| | n | 産業別組織未加盟組織の加盟 | 企業範囲分野の組織化 | 資本系列企業の労働者の組織化 | 組織範囲分野以外の組織未 | 有期契約労働者・短時間労働者の組織化 | 派遣労働者の組織化 | 非雇用労働者の組織化 | その他 | 平均 |
|---|----|---------------|------------|----------------|--------------|--------------------|-----------|------------|-----|-----|
| 計 | 38 | 28 | 30 | 21 | 11 | 28 | 11 | 2 | 3 | 3.5 |
| Ⅰ | 10 | 8 | 10 | 9 | 2 | 10 | 3 | 1 | 0 | 4.3 |
| Ⅱ | 6 | 6 | 5 | 4 | 3 | 3 | 1 | 0 | 1 | 3.9 |
| Ⅲ | 18 | 11 | 12 | 5 | 3 | 12 | 4 | 0 | 1 | 2.7 |
| Ⅳ | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1 | 5.3 |

注1. この設問に回答していない全印刷と全造幣の2組織を除いている。

注2. 平均は、各類型の1産業別組織あたりの組織化方針の幅を示している。

組織化の対象について、産業別組織別に見ていく。このデータは、複数回答の設問を基にしているため、全てを足し合わせると、サンプルサイズを超えることがある。

表1-60によると、同じ類型でも、組織化の方針に違いが見られる。タイプⅠでは、電機連合、情報労連、運輸労連の3組織が組織化の対象を広く設定しているが、逆に、自治労、自動車総連、電力総連は対象を狭く設定している。タイプⅡでは、損保労連、サービス連合、航空連合が組織化の対象を広く設定しているのに対し、紙パ連合と全電線は対象を狭く設定している。タイプⅢでは、日教組とJR総連が組織化の対象を広く設定している一方で、JP労組、国公連合、交通労連、全国ガス、全銀連合、メディア労連、全労金、森林労連、労供労連、労済労連、自治労連、日建協、日高教は組織化の対象を限定している。タイプⅣでは、UAゼンセンとJAMが、JEC連合と全国ユニオンに比べて、組織化の対象を広く設定している。

表 1-60 組織化方針（産業別組織別 MA）

| | | n | 産業別組織未加盟組織の加盟 | 組織範囲分野の未組織企業の労働者の組織化 | 資本系列企業の労働者の組織化 | 組織範囲分野以外の未組織企業労働者の組織化 | 労働者の組織化 有期契約労働者・短時間労働者の組織化 | 派遣労働者の組織化 | 非雇用労働者の組織化 | その他 | 計 |
|-----|--------|----|---------------|----------------------|----------------|-----------------------|-------------------------------|-----------|------------|-----|-----|
| 計 | | 38 | 28 | 30 | 21 | 10 | 29 | 11 | 3 | 3 | 135 |
| I | 自治労 | 10 | ○ | ○ | | | ○ | | | | 3 |
| | 自動車総連 | | | ○ | ○ | | ○ | | | | 3 |
| | 電機連合 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 6 |
| | 基幹労連 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 4 |
| | 生保労連 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 4 |
| | 電力総連 | | | ○ | ○ | | ○ | | | | 3 |
| | 情報労連 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 7 |
| | 運輸労連 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | 5 |
| | 私鉄総連 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 4 |
| | フード連合 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 4 |
| | 小計 | | | 8 | 10 | 9 | 2 | 10 | 3 | 1 | 0 |
| II | 損保労連 | 6 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 5 |
| | サービス連合 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 6 |
| | ゴム連合 | | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | 4 |
| | 航空連合 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 5 |
| | 紙パ連合 | | ○ | ○ | | | | | | | 2 |
| | 全電線 | | ○ | | | | | | | | |
| 小計 | | | 6 | 5 | 4 | 3 | 3 | 1 | 0 | 1 | 23 |
| III | J P 労組 | 18 | | | | | ○ | | | | 1 |
| | 日教組 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 6 |
| | 国公連合 | | ○ | ○ | | | ○ | | | | 3 |
| | J R 連合 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 4 |
| | J R 総連 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | 5 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|--------|---|----|----|---|---|----|---|---|----|----|
| | 交通労連 | | ○ | | ○ | | ○ | | | | 3 |
| | 全国ガス | | ○ | ○ | | | | | | | 2 |
| | 印刷労連 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 4 |
| | 全銀連合 | | ○ | | | | | | | | 1 |
| | 全水道 | | ○ | ○ | | | ○ | | | ○ | 4 |
| | メディア労連 | | ○ | ○ | | | | ○ | | | 3 |
| | 全労金 | | | ○ | | | ○ | | | | 2 |
| | 森林労連 | | | ○ | | | | | | | 1 |
| | 労供労連 | | | | | ○ | ○ | ○ | | | 3 |
| | 労済労連 | | | | | | ○ | | | | 1 |
| | 自治労連 | | ○ | ○ | | | | | | | 2 |
| | 日建協 | | ○ | ○ | | | | | | | 2 |
| | 日高教 | | | | | | ○ | | | | 1 |
| | 小計 | | 11 | 12 | 5 | 3 | 12 | 4 | 0 | 1 | 48 |
| IV | UAゼンセン | 4 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | 6 |
| | JAM | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | 7 |
| | JEC連合 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | 4 |
| | 全国ユニオン | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | 4 |
| | 小計 | 3 | 3 | 3 | 2 | 4 | 3 | 2 | 1 | 21 | |

注. 表1-59に同じ。

(2) 組織化の実績

2017年10月から1年間の組織化の実績を見ると(表1-61)、正社員は約6万人、有期契約労働者・短時間労働者は約7.6万人が組織化されていることがわかる。1産業別組織あたりの組織化人数(平均)を見ると、正社員は2,293人、有期契約労働者と短時間労働者は4,480人になる。

類型別に見ていくと、正社員では、タイプⅠとタイプⅢの組織化人数は2万人を超え、タイプⅣでは約14,500人である。これに対し、タイプⅡは1,500人程度である。ただし類型によって、産業別組織数が異なるため、平均を見ると、タイプⅣが最も多く、これにタイプⅠ、タイプⅢ、タイプⅡが続く。

有期契約社員と短時間労働者の組織化人員数を見ると、タイプⅣの組織化人数が5万人を超えており、これが最も多い。これにタイプⅢとタイプⅠが続く。平均人数を見ても、タイプⅣが最も多く、これにタイプⅢとⅠが続く。タイプⅡは、正社員にしても有期契約労働者と短時間労働者にしても組織化の実績は少ない。

表 1-61 2017年10月から1年間の組織化の実績（人）

| | 正社員 | | | 有期契約労働者と短時間労働者 | | |
|-----|-----|--------|-------|----------------|--------|--------|
| | n | 人数 | 平均 | n | 人数 | 平均 |
| 計 | 26 | 59,619 | 2,293 | 16 | 76,163 | 4,480 |
| I | 8 | 21,981 | 2,748 | 5 | 7,423 | 1,485 |
| II | 3 | 1,541 | 514 | 1 | 207 | 207 |
| III | 12 | 21,604 | 1,800 | 7 | 16,158 | 2,308 |
| IV | 3 | 14,493 | 4,831 | 3 | 52,375 | 17,458 |

注1. 平均人数を算出する際の母数はnの数値になる。

注2. 不明を除く

次に、どのような形で組織化が行われたのか、組織化の実績の内訳を見たい（表 1-62）。正社員から見ていくと、全体で最も多いのは、「オープンショップ制のもとでの新規組合員の獲得」であり、組織化した人数は2.5万人を超える。これに、「未組織企業の組織化」8,200人と「既存組合の加盟」7,757人が続く。全体の構成（割合）を見ると、オープンショップ制のもとでの新規組合員の獲得によって全体の約53.0%が、未組織企業の組織と既存組合の加盟によって約33.0%が組織化されている。

類型別に見ていくと、タイプ I では、全体に比べると、「未組織企業の組織化」（25.5%）、「既存組合の加盟」（32.9%）の割合が高く、「オープンショップ制のもとでの新規組合員の獲得」（33.7%）の割合が低い。タイプ I の特徴は、未組織企業の組織化と既存組合の加盟によって、組織化の実績を上げている点にある。

タイプ II は、「組合員範囲の見直しによる新規組合員の獲得」（68.6%）の割合が特に高く、「未組織企業の組織化」（8.8%）と「既存組合の加盟」（15.3%）の割合が低い。タイプ II では、組織化を実現する方法に偏りが見られる。

タイプ III は「オープンショップ制のもとでの新規組合員の獲得」（79.3%）の割合が特に高い反面、「未組織企業の組織化」（0.5%）と「既存組合の加盟」（1.3%）の割合が非常に低い。タイプ III もタイプ II と同様、特定の組織化方法によって実績を上げている。

タイプ IV は、「未組織企業の組織化」（69.6%）の割合が最も高い。これ以外で割合が高いのは、「オープンショップ制のもとでの新規組合員の獲得」（29.0%）であるが、その割合は全体より低い。タイプ IV についても、正社員の組織化の実績を上げる方法に偏りが見られる。

表 1-62 組織化の実績の内訳（正社員、人）

| | n | 未組織企業の組織化 | 既存組合の加盟 | 企業再編等に伴う新規組合員の獲得 | オープンショップ制のもとでの新規組合員の獲得 | 組合員範囲の見直しによる新規組合員の獲得 | その他 | 計 |
|-----|----|----------------|----------------|------------------|------------------------|----------------------|----------------|------------------|
| 計 | 25 | 8,200 16.9% | 7,757 16.0% | 431 0.9% | 25,504 52.6% | 2,038 4.2% | 4,568 9.4% | 48,499 100.0% |
| I | 8 | 5,605 25.5% | 7,236 32.9% | 271 1.2% | 7,402 33.7% | 980 4.5% | 487 2.2% | 21,981 100.0% |
| II | 3 | 136 8.8% | 236 15.3% | 112 7.3% | 0 0.0% | 1,057 68.6% | 0 0.0% | 1,541 100.0% |
| III | 12 | 113 0.5% | 285 1.3% | 0 0.0% | 17,125 79.3% | 0 0.0% | 4,081 18.9% | 21,604 100.0% |
| IV | 2 | 2,346 69.6% | 0 0.0% | 48 1.4% | 976 29.0% | 0 0.0% | 0 0.0% | 3,370 100.0% |

注1. 各類型別の下段の数値は、全体の構成比を示している。

注2. タイプIVに属するUAゼンセンについては、組織化人数の内訳が不明であるため、表1-61のサンプルから除いている。サンプルサイズは25になる。

注3. なお、UAゼンセンは「未組織企業の組織化」と「既存組合の加盟」を合わせて8,858人、「企業再編等に伴う新規組合員の獲得」と「オープンショップ制のもとでの新規組合員の獲得」と「組合員範囲の見直しによる新規組合員の獲得」の合計で2,265人を組織化している。

有期契約労働者と短時間労働者の組織化の実績の内訳を見ると（表1-63）、「オープンショップ制のもとでの新規組合員の獲得」が79.2%と最も割合が高く、これに「組合員範囲の見直しによる新規組合員の獲得」（15.2%）が続く。正社員の組織化実績に比べると、「未組織企業の組織化」と「既存組合の加盟」の割合が低い。

類型別に見ると、全体に比べて、タイプIとIIは、「組合員範囲の見直しによる新規組合員の獲得（タイプI：46.8%、タイプII：89.9%、以下同じ）の割合が高く、「オープンショップ制のもとでの新規組合員の獲得」（39.5%、0.0%）の割合が低い。タイプIIIは「オープンショップ制のもとでの新規組合員の獲得」（100.0%）の割合が最も高く、タイプIVは「その他」（84.2%）の割合が高い。なお、タイプIIIについては、正社員の組織化の内訳および有期契約労働者と短時間労働者の組織化の内訳に共通した傾向（オープンショップ制のもとでの新規組合員の獲得が多い）が見られた。

表 1-63 組織化の実績の内訳（有期契約労働者と短時間労働者、人）

| | n | 未組織企業の組織化 | 既存組合の加盟 | 企業再編等に伴う新規組合員の獲得 | オープンシヨップ制のもとでの新規組合員の獲得 | 組合員範囲の見直しによる新規組合員の獲得 | その他 | 計 |
|-----|----|-----------|---------|------------------|------------------------|----------------------|-------|--------|
| 計 | 15 | 242 | 121 | 0 | 19,085 | 3,660 | 997 | 24,105 |
| | | 1.0% | 0.5% | 0.0% | 79.2% | 15.2% | 4.1% | 100.0% |
| I | 5 | 188 | 100 | 0 | 2,931 | 3,474 | 730 | 7,423 |
| | | 2.5% | 1.3% | 0.0% | 39.5% | 46.8% | 9.8% | 100.0% |
| II | 1 | 0 | 21 | 0 | 0 | 186 | 0 | 207 |
| | | 0.0% | 10.1% | 0.0% | 0.0% | 89.9% | 0.0% | 100.0% |
| III | 7 | 4 | 0 | 0 | 16,154 | 0 | 0 | 16,158 |
| | | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| IV | 2 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 267 | 317 |
| | | 15.8% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 84.2% | 100.0% |

注1. 各類型別の下段の数値は、全体の構成比を示している。

注2. 有期契約労働者と短時間労働者の組織化の実績の内訳を回答していない組織を除く。

注3. UAゼンセンは「未組織企業の組織化」と「既存組合の加盟」を合わせて22,399人、「企業再編等に伴う新規組合員の獲得」と「オープンシヨップ制のもとでの新規組合員の獲得」と「組合員範囲の見直しによる新規組合員の獲得」の合計で29,719人を組織化している。ただし、組織化の内訳が明確でないため、サンプルから除いている。

（3）組織拡大体制

表 1-64を基に、これまで見てきた組織化の実績を生み出す組織拡大活動の体制を取り上げる。このデータは、複数回答の設問を基にしているため、全てを足し合わせると、サンプルサイズを超えることがある。

組織拡大を担当する組織は、本部の担当部局の32組織、加盟組織の29組織、地方組織の20組織が多い。類型別に見ると、タイプ I では、本部の担当部局と加盟組織の10組織が最も多く、これに地方組織の8組織が続く。タイプ II では、本部の担当部局の6組織が多い。これに、加盟組織の3組織と地方組織の2組織が続く。タイプ III では、本部の担当部局の13組織と加盟組織の12組織が多く、これに地方組織の7組織が続く。タイプ IV では、加盟組織の4組織が最も多く、これに本部の担当部局、地方組織、業種別組織の3組織が続く。

右端の平均は、類型別に各選択肢の数値を足し合わせ、それをサンプルサイズで除したものである。この数値が大きければ、より多くの組織が組織拡大活動に関わっていることになる。類型別に見ていくと、タイプ IV の3.3が最も大きく、これに3.0のタイプ I が続く。タイプ II と III は2程度であり、タイプ IV と I に比べると、組織拡大を担当する組織は少ない。

表 1-64 組織拡大担当組織 (MA)

| | n | 本部の 担当部局 | 地方組織 | 業種別組織 | 加盟組織 | その他 | 平均 |
|-----|----|-------------|------|-------|------|-----|-----|
| 計 | 37 | 32 | 20 | 7 | 29 | 0 | 2.4 |
| I | 10 | 10 | 8 | 2 | 10 | 0 | 3.0 |
| II | 6 | 6 | 2 | 0 | 3 | 0 | 1.8 |
| III | 17 | 13 | 7 | 2 | 12 | 0 | 2.0 |
| IV | 4 | 3 | 3 | 3 | 4 | 0 | 3.3 |

注1. 組織拡大を担当する組織について、回答していない全銀連合、全印刷、全造幣の3組織を除いている。
 注2. 平均は、各類型の1産別組織あたりの組織拡大担当組織数を示している。

表 1-65の組織拡大に取り組むオルガナイザーの有無と人数について見ていく。専従の組織拡大オルガナイザーを配置している産業別組織は10組織、配置していない産業別組織は30組織になる。類型別に見ると、組織拡大オルガナイザーを配置しているのは、タイプIは6組織、タイプIIIとタイプIVは2組織ずつになる。タイプIIには、組織拡大に取り組む専従のオルガナイザーは配置されていない。

表 1-65 組織拡大のオルグ (専従) の有無

| | n | 組織拡大専従 オルガナイザー あり | 組織拡大専従 オルガナイザー なし |
|-----|----|-------------------------|-------------------------|
| 計 | 40 | 10 | 30 |
| I | 10 | 6 | 4 |
| II | 6 | 0 | 6 |
| III | 20 | 2 | 18 |
| IV | 4 | 2 | 2 |

専従の組織拡大のオルガナイザーを配置している産業別組織には、それぞれ何人配置されているのかを見る (表 1-66)。このデータのサンプルサイズは、表 1-65において専従の組織拡大オルガナイザーがいると回答した10組織にある。全体では49人の専従の組織拡大オルガナイザーが配置されている。

類型別に見ていくと、タイプIでは、6組織でオルガナイザーが配置されており、なかでも情報労連 (9人) と自治労 (7人) の人数が多い。タイプIIIでは、2組織にオルガナイザーが配置されており、日教組の人数 (18人) が多い。タイプIVでは、UAゼンセンとJAMの2組織でオルガナイザーが配置されているが、UAゼンセンには7人、JAMには3人が配置されている。

表 1-66 組織拡大のオルガナイザー（専従）の人数（産業別組織別）

| | | n | 人数 |
|-----|---------|----|------|
| 計 | | 10 | 49 |
| I | 自治労 | 6 | 7 |
| | 自動車総連 | | 1 |
| | 電機連合 | | 2 |
| | 情報労連 | | 9 |
| | 運輸労連 | | 1 |
| | フード連合 | | 1 |
| | 小計 | | 21 |
| III | 日教組 | 2 | 18 |
| | 森林労連 | | 人数不明 |
| | 小計 | 18 | |
| IV | U Aゼンセン | 2 | 7 |
| | J A M | | 3 |
| | 小計 | 10 | |

注1. オルガナイザーのいない組織を除く。

注2. 計と小計は不明を含まない。

（４）財政措置

最後に、組織拡大のために財政措置を設けているかどうか有無を取り上げる（表 1-67）。財政措置を設けている産業別組織は16組織、設けていない組織は24組織である。

類型別に見ると、タイプ I は、財政措置を設けている組織が多い。その措置を設けているのは、自治労、自動車総連、電機連合、基幹労連、電力総連、運輸労連、私鉄総連、フード連合の 8 組織であり、設けていない組織は生保労連と情報労連の 2 組織である。これに対し、タイプ II では、財政措置を設けている組織はサービス連合と全電線の 2 組織、設けていない組織は損保労連、ゴム連合、航空連合、紙パ連合の 4 組織、タイプ III では、財政措置を設けている組織は J P 労組、日教組、交通労連、森林労連の 4 組織、設けていない組織は国公連合、J R 連合、J R 総連、全国ガス、印刷労連、全銀連合、全水道、メディア労連、全労金、労供労連、全印刷、労済労連、自治労連、全造幣、日建協、日高教の 16 組織である。タイプ II と III では、財政措置を設けていない組織の方が多い。タイプ IV は、財政措置を設けている組織は U A ゼンセンと J A M の 2 組織、設けていない組織は J E C 連合と全国ユニオンの 2 組織に分かれる。

表 1-67 財政措置の有無（産業別組織別）

| | | n | 財政措置あり | 財政措置無し |
|-----|--------|----|--------|--------|
| 計 | | 40 | 16 | 24 |
| I | 自治労 | 10 | ○ | |
| | 自動車総連 | | ○ | |
| | 電機連合 | | ○ | |
| | 基幹労連 | | ○ | |
| | 生保労連 | | | ○ |
| | 電力総連 | | ○ | |
| | 情報労連 | | | ○ |
| | 運輸労連 | | ○ | |
| | 私鉄総連 | | ○ | |
| | フード連合 | | ○ | |
| | 小計 | | | 8 |
| II | 損保労連 | 6 | | ○ |
| | サービス連合 | | ○ | |
| | ゴム連合 | | | ○ |
| | 航空連合 | | | ○ |
| | 紙パ連合 | | | ○ |
| | 全電線 | | ○ | |
| 小計 | | 2 | 4 | |
| III | J P 労組 | 20 | ○ | |
| | 日教組 | | ○ | |
| | 国公連合 | | | ○ |
| | J R 連合 | | | ○ |
| | J R 総連 | | | ○ |
| | 交通労連 | | ○ | |

| | | | | |
|----|--------|---|---|----|
| | 全国ガス | | | ○ |
| | 印刷労連 | | | ○ |
| | 全銀連合 | | | ○ |
| | 全水道 | | | ○ |
| | メディア労連 | | | ○ |
| | 全労金 | | | ○ |
| | 森林労連 | | ○ | |
| | 労供労連 | | | ○ |
| | 全印刷 | | | ○ |
| | 労済労連 | | | ○ |
| | 自治労連 | | | ○ |
| | 全造幣 | | | ○ |
| | 日建協 | | | ○ |
| | 日高教 | | | ○ |
| | 小計 | | 4 | 16 |
| IV | UAゼンセン | 4 | ○ | |
| | JAM | | ○ | |
| | JEC連合 | | | ○ |
| | 全国ユニオン | | | ○ |
| | 小計 | | 2 | 2 |

(5) まとめ

第1章では、組織体制、組織構造、本部体制と財政、組織拡大活動について、産業別組織の類型を中心に分析を行ってきた。ここでは、その結果を項目別にまとめていく。

第1に、組織体制である。組織体制では、組織範囲、規模別構成、市場支配力の有無等を取り上げた。組織範囲を見ると、産業別組織は組織範囲を4業種以内としているところが多い反面、10業種以上を組織の範囲としている産業別組織もある。10業種を組織範囲とする産業別組織はタイプIとIVに限られる。タイプIは中産別主義を方針とする類型であるが、その中には大産別に近づきつつある産業別が含まれている可能性がある。規模別構成では、組合数と組合員数を取り上げた。組合数では、タイプIとIVの組合数がタイプIIとIIIの組合数よりも多く、組合員数では、タイプIとIVの組合員数がタイプIIとIIIよりも多いという傾向が見られた。類型別に平均の実人員数を見ると、タイプIVとタ

タイプⅠが多く、タイプⅡとタイプⅢは少なくなる。組織の人員数が多いということは、それだけ会費を納める人員と組合活動に従事する人員（専従役員など）が多くなると考えられるため、予算と人員体制の両面で活動を行いやすくなると考えられる。これに加えて、業界の大手企業を組織していれば、組合の持つ影響力や発言力はより一層強まり、組合が市場支配力を持ち得ると考えられる。したがって、タイプⅠとタイプⅣの産業別組織は諸活動を行いやすく、タイプⅡとタイプⅢは、先の2つに比べると、産業別組織の諸活動を行う際に制約を抱えやすいと考えられる。

第2に、組織構造である。組織構造では、地方組織と業種別組織を取り上げた。地方組織については、都道府県単位とブロック単位に設置される組織を取り上げたが、ここでは、明確な特徴が見られた都道府県単位の地方組織を取り上げる。都道府県単位の地方組織の活動を見ると、タイプⅠの地方組織が幅広い活動を行っており、これにタイプⅢとタイプⅣが続く。タイプⅡの地方組織の活動内容は限定されている。地方組織の権限について見ると、地方組織に決議機関と執行機関を置いている組織は、タイプⅠ、タイプⅢ、タイプⅣの産業別組織である。したがって、これらの地方組織は、自由に活動しやすいと言える。また、地方組織の活動を支える人員体制を見ると、専従者が配置されている地方組織はタイプⅠとタイプⅣに多い。地方組織の活動を充実させるには、組織や人員体制の整備、権限の委譲が必要だと言える。

業種別組織について見ると、タイプⅠ、タイプⅢ、タイプⅣの業種別組織の活動範囲が広い。他方で、タイプⅡの業種別組織の活動内容は限られている。業種別組織の機関構成を見ると、決議機関と執行機関を置く業種別組織が多いのは、タイプⅠとタイプⅣである。この2つのタイプの業種別組織は、自由に活動しやすいと考えられる。ただし、業種別組織の人員体制を見ると、専従者を配置しているのはタイプⅢとタイプⅣである。業種別組織の活動を充実させるには、権限委譲と人員体制の整備が必要だと言える。ただし、タイプⅠでは、業種別組織に権限を移譲している一方で、専従者を配置する等の人員体制が整備されていない。おそらく、業種別組織は産業別組織本部内に置かれているため、産業別組織本部の専従役員が業種別組織の役員を兼務していることが考えられる。

第3に、産業別組織の本部体制と財政である。産業別組織本部については、本部役員と書記局の2つを中心に分析を行っている。本部役員（会長・副会長・事務局長）には、非専従者と専従者が含まれる。専従者が多いのは会長と事務局長であり、会長や事務局長に比べると、副会長は非専従者が多い。この違いが生み出される背景の1つに、副会長は複数配置されていることが考えられる。専従者の多い会長と事務局長の人件費は、産業別組織本部が負担することが多く、副会長の人件費は加盟組織が負担する傾向が見られる。産業別組織本部の書記局の体制を見ると、タイプⅠとタイプⅣは、タイプⅡとⅢに比べて、部局長が多く配置され、また部局長の多くは専従者である。部局と専従者が多いということは、それだけ産業別組織本部が諸活動に専念しやすいと言える。部局員について見ると、在籍専従であれ、プロパーであれ、タイプⅠとタイプⅣは、タイプⅡとタイプⅢより部局員が多い。

第4に、組織拡大活動である。組織化の方針を見ると、組織化の対象が広いのは、タイプⅣとタイプⅠである。その活動を支える組織に着目すると、タイプⅠとタイプⅣでは、他の類型に比べて、組織拡大活動に関わる組織が多い。さらに、組織拡大活動の専従オルガナイザーの配置状況を見ると、

タイプⅠとタイプⅣは、他の類型に比べて、多く配置される傾向が見られる。組織化活動の財政措置は、タイプⅠとタイプⅣで比較的行われており、人員体制と予算の両面で、タイプⅣとタイプⅠは組織拡大活動を行いやすいと言える。そこで、2017年から1年間の組織化の実績を見ると、U Aゼンセンを含むタイプⅣは、正社員と有期契約労働者および短時間労働者の組織化した人数が最も多い。またタイプⅠは、正社員の組織化人数はタイプⅣに次ぐ成果を上げているものの、有期契約労働者と短時間労働者の組織化人数は、タイプⅡに劣る。そこで、タイプⅠの有期契約労働者と短時間労働者が全組合員に占める割合を産業別組織別に見ると、自動車総連、基幹労連、電機連合、運輸労連¹の割合が特に低いことがわかる。こうした産業別組織が含まれていることが、タイプⅠに有期契約労働者と短時間労働者の組織化人員が多いとは言えない原因の1つであると考えられる²。

参考文献

連合総研 (2001) 『労働組合の未来をさぐる－変革と停滞の90年代をこえて』連合総合生活開発研究所。

¹ なお私鉄総連には有期契約労働者・短時間労働者は加盟していない。表1-11を参照のこと。

² 表1-13を参照のこと。

<第 2 章>

第2章

立教大学社会学部・社会学科 教授 李 旻珍

1. 交渉・協議と闘争指導

ここでは産業別組織が労働条件改善に関わる機能、すなわち交渉・協議と闘争指導について見ていくこととする。具体的には、産業別組織が、1) 産業・業種別経営者団体とどのようなテーマで定期的に話し合い・意見交換をしているのか、2) 傘下の加盟組織に対して春季生活闘争をどのように組織し、指導するのか、3) 春季生活闘争において傘下の加盟組織に対して、労働条件・職場環境の向上に向けてどのような取り組みを要請しているのかを明らかにする。

(1) 経営者団体との話し合い・意見交換

表2-1は、産業別組織が定期的に話し合い、意見交換を行っている産業・業種別経営者団体があるかどうか、またいくつあるか、などについて尋ねたものである。これによると、40組織のうち、21組織において定期的に話し合い・意見交換を行っている産業・業種別経営者団体がある。タイプ別には、タイプIとタイプIIに経営者団体と定期的に話し合い・意見交換をする組織が多い。タイプIの場合10組織中8組織、タイプIIは6組織中5組織となっている。タイプIIIは20組織中6組織、タイプIVは4組織中2組織と、経営者団体と定期的に話し合い・意見交換する組織が少ない。

定期的に話し合い・意見交換をする経営者団体の数を見ると、1つの経営者団体と意見交換するのは9組織、2つの経営者団体と意見交換するは4組織、4つの経営者団体と意見交換するのは2組織、5つの経営者団体と意見交換するは2組織、6つ以上の経営者団体と意見交換するのは3組織となっている。タイプ別には、タイプIIに定期的に話し合い・意見交換する経営者団体の数が少ないが、これはタイプIIは1つあるいは2つの中分類の産業を組織範囲とする組織がほとんどであることと関連すると言える。例えばタイプIIのゴム連合、航空連合、紙パ連合、全電線は対応する経営者団体が1つあるいは2つあると回答している。

表2-1 定期的に話し合い・意見交換を行っている経営者団体の有無・数など

| タイプ | 計 | 有る | 経営者団体の数 | | | | | 対応する経営者団体すべてと会合する組織数 |
|-----|----|----|---------|----|----|----|------|----------------------|
| | | | 1つ | 2つ | 4つ | 5つ | 6つ以上 | |
| 計 | 40 | 21 | 9 | 4 | 2 | 2 | 3 | 14 |
| I | 10 | 8 | 4 | | 1 | 2 | 1 | 5 |
| II | 6 | 5 | 3 | 2 | | | | 4 |
| III | 20 | 6 | 2 | 2 | 1 | | 1 | 5 |
| IV | 4 | 2 | | | | | 1 | 0 |

一方、40組織中、対応する経営者団体すべてと定期的に会合する組織は14組織である。タイプ別には、タイプⅠの10組織中5組織（自動車総連、電機連合、基幹労連、生保労連、運輸労連）、タイプⅡの6組織中4組織（ゴム連合、航空連合、紙パ連合、全電線）、タイプⅢの20組織中5組織（全水道、交通労連、印刷労連、全労金、日建協）が、対応するすべての経営者団体と定期的に会合を行っている。対応する経営者団体すべてと定期的に会合するということは、産業別組織がその産業の労働市場に対する支配力があることを表すと言える。従って、タイプの分類基準通り、タイプⅠとタイプⅡに組織対象産業の労働市場における支配力を有する組織が多いことが確認できる。

表2-2は産業別組織と対応する産業・業種別経営者団体の数と具体的団体名と定期的会合の回数を示したものである。定期的に会合する経営者団体が多い組織を特記すると、タイプⅠのフード連合は9つの経営者団体と、タイプⅢの日建協も9つの経営者団体と、タイプⅣのU Aゼンセンも25の経営者団体と定期的に意見交換している。特にU Aゼンセンは加盟組織の業種が製造業、流通業、サービス業など非常に多岐にわたっていることから、対応する経営者団体が64に達し、定期的に話し合う・意見交換する経営者団体も25に及んでいる。

表2-2 産業別組織と対応する経営者団体数

| タイプ | 組織名 | 対応する経営者団体の総数 | 定期的話し合い・意見交換を行う団体数 | 経営者団体名（回数） |
|-----|--------|-----------------|--------------------|---|
| I | 自動車総連 | 4 | 4 | 自動車工業会（4）、日本自動車部品工業会（2）、日本自動車販売協会連絡会（2）、日本輸送協会（2） |
| I | 電機連合 | 5 | 5 | 日本電機工業会（3）、電子情報技術産業協会（3）、情報通信ネットワーク産業協会（3）情報サービス産業協会（1）、電機・電子情報通信産業経営者連盟（2） |
| I | 基幹労連 | 5 | 5 | 日本鉄鋼連盟（5）、日本鋁業協会（4）、日本造船工業会（10）、日本中小型造船工業会（2）、建設機械工業会（2） |
| I | 自治労 | | | |
| I | 生保労連 | 1 | 1 | 生命保険協会（12） |
| I | 電力総連 | 3 | 1 | 電機事業連絡会（2） |
| I | 情報労連 | 4 | | |
| I | 私鉄総連 | 3 | 1 | 日本民営鉄道協会（4） |
| I | フード連合 | 業種が多いため不明 | 9 | 日本パン工業会（2）、日本乳業協会、日本醤油協会、日本食品添加物協会、日本植物油協会、全日本菓子協会、日本チョコレート・ココア協会、ビール酒造組合（以上は1回）、日本食品産業センター（数回） |
| I | 運輸労連 | 1 | 1 | 全日本トラック協会（年度による） |
| II | 損保労連 | 3 | 1 | 日本損害保険協会（3） |
| II | サービス連合 | | | |
| II | ゴム連合 | 2 | 2 | 日本ゴム工業会（3）、日本ゴム履物協会（1） |
| II | 航空連合 | 1 | 1 | 定期航空協会（2） |
| II | 紙パ連合 | 1 | 1 | 日本製紙連合会（3） |
| II | 全電線 | 2 | 2 | 電線工業経営者連盟、日本電線工業会 |
| III | 全水道 | 2 | 2 | 日本水道協会（1）、給水工事技術振興財団（2） |
| III | J P 労組 | 0 ¹⁾ | | |
| III | 日教組 | NA | NA | |
| III | 国公連合 | 2 | | |
| III | J R 連合 | 2 | | |
| III | J R 総連 | 0 | | |
| III | 交通労連 | 4 | 4 | 全日本トラック協会（1）、日本バス協会（1）、全国ハイヤー・タクシー連合会（1）、全日本指定自動車教習所協会連合会（1） |

| | | | | |
|---|-------------|---------|--------|---|
| Ⅲ | 全国ガス | 5 | | |
| Ⅲ | 印刷労連 | 1 | 1 | 日本印刷産業連合会(2) |
| Ⅲ | 全銀連合 | 3 | 2 | 地方銀行協会(1)、第二地方銀行協会(1) |
| Ⅲ | メディア労連 | NA | NA | |
| Ⅲ | 全労金 | 1 | 1 | 全国労働金庫協会(12) |
| Ⅲ | 森林労連 | 0 | | |
| Ⅲ | 労供労連 | 0 | | |
| Ⅲ | 全印刷 | 0 | | |
| Ⅲ | 労済労連 | 0 | | |
| Ⅲ | 自治労連 | 0 | | |
| Ⅲ | 全造幣 | 0 | | |
| Ⅲ | 日建協 | 9 | 9 | 日本建設業連合会(5)、全国建設業協会(3)、日本建設業経営者協会(3)、不動産協会(2)、日本建築士会連合会(2)、日本コンストラクション・マネジメント協会(2)、日本建築士事務所協会連合会(2)、日本コンサルタンツ協会(2)、日本建築家協会(2) |
| Ⅲ | 日高教 | 0 | | |
| Ⅳ | U Aゼンセン | 6 4(注1) | 2 5 | 製造産業部門10団体、流通部門14団体、総合サービス部門1団体(注2) |
| Ⅳ | J A M | 1 3 | | |
| Ⅳ | J E C連合(注3) | | カウント不可 | |
| Ⅳ | 全国ユニオン | 0 | | |

注1) 製造産業部門39団体、流通部門14団体、総合サービス部門11団体

注2) 製造産業部門：日本繊維産業会議(2)、日本繊維産業連盟(1)、日本ファッション産業協議会(1)、繊維ファッション産学協議会(1)、スポーツ健康産業団体連合会(1)、日本化学工業協会(2)、日本製薬工業協会(1)、日本医薬品卸売業連合会(1)、日本O T C医薬品協会(1)、日本医療機器産業連合会(1)

流通部門：日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本ショッピングセンター協会、日本小売業協会、日本スーパーマーケット協会、新日本スーパーマーケット協会、日本フランチャイズチェーン協会、日本ポランタリーチェーン協会、日本専門店協会、日本通信販売協会、日本D I Y協会、日本チェーンドラッグストア協会、オール日本スーパーマーケット協会、株式会社リテイリングセンター(以上は、すべて2 + α回)

総合サービス部門：日本フードサービス協会(2)

注3) 定期的に話し合う経営者団体数の変動があるので記載しない

では、産業別組織は経営者団体とどのようなテーマで定期的に話し合い・意見交換をするのか。表2-3によれば、最も話し合われるテーマが産業政策(18組織)で、産業動向(17組織)、労働政策(14組織)、労働環境(13組織)、春季生活闘争(11組織)、W L B(11組織)、安全衛生(11組織)、人材育成・能力開発(11組織)、人事制度(6組織)の順である。タイプ別にみると、タイプⅠは意見交換のテーマが広範にわたっているものの、産業政策、産業動向、労働政策について意見交換する組織がやや多いと言える。タイプⅡも同様に意見交換のテーマが広範にわたっているが、産業動向と春季生活闘争について話し合い・意見交換する組織がやや多い。タイプⅢは産業政策、産業動向、労働政策について意見交換する産業別組織がやや多い。産業動向から人材育成・能力開発まで9つのテーマすべてについて経営者団体と意見交換をする組織は、タイプⅠの基幹労連、運輸労連、タイプⅡの損保労連、タイプⅣのU Aゼンセンである。一方、タイプⅡの航空連合は産業政策のみについて経営者団体と意見交換をしている。

表 2-3 話し合い・意見交換のテーマ

| タイプ | 組織名 | 産業動向 | 産業政策 | 労働政策 | 春季生活闘争 | 安全衛生 | 労働環境 | WLB | 人事制度 | 人材育成・能力開発 | その他 |
|-----|--------|------|------|------|--------|------|------|-----|------|-----------|-----|
| 計 | 21 | 17 | 18 | 14 | 11 | 11 | 13 | 11 | 6 | 11 | 1 |
| I | 8 | 7 | 8 | 7 | 5 | 4 | 6 | 5 | 2 | 6 | 1 |
| II | 5 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | |
| III | 6 | 4 | 5 | 3 | 1 | 2 | 2 | 2 | 0 | 2 | |
| IV | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | |
| I | 自動車総連 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | |
| I | 電機連合 | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | |
| I | 基幹労連 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| I | 生保労連 | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| I | 電力総連 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| I | 私鉄総連 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | |
| I | フード連合 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| I | 運輸労連 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| II | 損保労連 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| II | ゴム連合 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| II | 航空連合 | | ○ | | | | | | | | |
| II | 紙パ連合 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| II | 全電線 | ○ | | | ○ | | | | | | |
| III | 全水道 | ○ | ○ | | | | | | | ○ | |
| III | 交通労連 | ○ | ○ | | | | | | | | |
| III | 印刷労連 | ○ | ○ | | | ○ | | | | | |
| III | 全銀連合 | | ○ | ○ | | | | | | | |
| III | 全労金 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| III | 日建協 | | | ○ | | | ○ | ○ | | | |
| IV | UAゼンセン | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| IV | JEC連合 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | | |

その他) 生保労連：営業職員制度関係等、生保産業の社会的使命の達成、生保産業と営業職員の社会的理解の拡大

(2) 春季生活闘争

1) 春季生活闘争方針及び要求をめぐる経営者団体や個別企業とのやり取り

春季生活闘争方針の説明や要求をめぐる経営者団体・特定の企業集団とのやり取り

表 2-4 によれば、春季生活闘争方針について経営者団体もしくは特定の企業集団に説明している産業別組織は17組織である。タイプ別にみると、タイプ I の10組織中6組織(自動車総連、電機連合、基幹労連、生保労連、私鉄総連、運輸労連)が、タイプ II の6組織中5組織(損保労連、サービス連合、ゴム連合、紙パ連合、全電線)が、タイプ III の20組織中4組織(JP労組、国公連合、全労金、労供労連)が、タイプ IV の4組織中2組織(UAゼンセン、JEC連合)が、春季生活闘争方針を経営者団体に説明している。タイプ II において、他のタイプと比べて、説明している組織が相対的に多いといえる。

説明する場合の当事者は産別本部が13組織と最も多く、地方組織が当事者である組織は5組織、業種別組織が当事者である組織は3組織となっている(複数回答)。タイプ I とタイプ II においても産別

本部が多く、タイプⅠに6組織、タイプⅡに4組織となっている。タイプⅠの私鉄総連と運輸労連の場合は、産別本部だけではなく地方組織も当事者となっている。タイプⅠとタイプⅡのうち、業種別組織が当事者となっている組織は損保労連である。タイプⅢのうち、JP労組と全労金は産別本部が当事者であるが、国公連合は産別本部、地方組織が当事者となっている。またタイプⅢの労供労連は地方組織が当事者となっている。一方、タイプⅣにおいては産別本部が当事者である組織はなく、業種別組織と地方組織が当事者となっている。タイプⅣのうち、UAゼンセンは業種別組織が当事者となっているが、JAMは業種別組織と地方組織とが当事者となっている。このように産業別組織によって経営者団体に春季生活闘争の方針を説明する当事者が異なるのは各組織の春季生活闘争への取り組み方の違いに起因するだろう。

17組織中、春季生活闘争要求をめぐって経営者団体や特定の企業集団と交渉、協議、懇談を行っている組織の内訳をみると、「懇談の場」を持つのは13組織、「労使協議」を行うのは4組織、「団体交渉」を行うのは3組織であり、「交渉も協議も行っていない」のは2組織となっている（複数回答）。タイプ別にみると、タイプⅡのみ「交渉も協議も行っていない」組織があるが、他のタイプにおいては「交渉も協議も行っていない」組織はない。タイプⅠのうち、自動車総連、基幹労連、生保労連、運輸労連は「懇談の場」を持つが、電機連合は「労使協議」を行い、私鉄総連は「労使協議」と「団体交渉」両方を行う²⁾。タイプⅡのうち、「交渉も協議も行っていない」組織はサービス連合とゴム連合であり、損保労連、紙パ連合、全電線は「懇談の場」を持つ。タイプⅢのうち、JP労組は「懇談」と「労使協議」と「団体交渉」とを行うが、国公連合は「懇談の場」を持ち、全労金は「団体交渉」と「懇談の場」を³⁾、労供労連は「懇談の場」と「労使協議」を行う。タイプⅣのUAゼンセンとJAMは「懇談の場」を持つ。

交渉、協議、懇談を行う当事者を見ると、産別本部が11組織と最も多く、地方組織が当事者である組織は5組織、業種別組織が当事者である組織は3組織となっている（複数回答）。タイプ別に交渉、協議、懇談の当事者を見ると、上述した春季生活闘争方針の説明の当事者と同様の状況である。タイプⅠの私鉄総連と運輸労連の場合は、産別本部のみならず地方組織も当事者となっている。タイプⅠとタイプⅡのうち、業種別組織が当事者となっている組織は損保労連のみである。タイプⅢのうち、JP労組と全労金は産別本部が当事者であるが、国公連合は産別本部、地方組織が当事者となっている。またタイプⅢの労供労連は地方組織が当事者となっている。一方、タイプⅣにおいては産別本部が当事者である組織はなく、業種別組織と地方組織が当事者となっている。タイプⅣのうち、UAゼンセンは業種別組織が当事者となっているが、JAMは業種別組織と地方組織とが当事者となっている。

表 2 - 4 春季生活闘争方針・要求について経営者団体・特定の企業集団とのやり取り

| タイプ | 組織名 | 方針 説明して いる | 当事者 | | | 春闘要求をめぐって経営者団体と | | | | 当事者 | | |
|-----|--------|------------------|------|-----------|------|-----------------|-------------|-------------|-------------|------|-----------|------|
| | | | 産別本部 | 業種別 組織 | 地方組織 | 交渉も協 議もない | 団体交渉 を行う | 労使協議 を行う | 懇談の場 を持つ | 産別本部 | 業種別 組織 | 地方組織 |
| 計 | 40 | 17 | 13 | 3 | 5 | 2 | 3 | 4 | 13 | 11 | 3 | 5 |
| I | 10 | 6 | 6 | | 2 | | 1 | 2 | 4 | 6 | | 2 |
| II | 6 | 5 | 4 | 1 | | 2 | | | 3 | 2 | 1 | |
| III | 20 | 4 | 3 | | 2 | | 2 | 2 | 4 | 3 | | 2 |
| IV | 4 | 2 | | 2 | 1 | | | | 2 | | 2 | 1 |
| I | 自動車総連 | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | | |
| I | 電機連合 | ○ | ○ | | | | | ○ | | ○ | | |
| I | 基幹労連 | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | | |
| I | 自治労 | | | | | | | | | | | |
| I | 生保労連 | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | | |
| I | 電力総連 | | | | | | | | | | | |
| I | 情報労連 | | | | | | | | | | | |
| I | 私鉄総連 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ |
| I | フード連合 | | | | | | | | | | | |
| I | 運輸労連 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| II | 損保労連 | ○ | | ○ | | | | | ○ | | ○ | |
| II | サービス連合 | ○ | ○ | | | ○ | | | | | | |
| II | ゴム連合 | ○ | ○ | | | ○ | | | | | | |
| II | 航空連合 | | | | | | | | | | | |
| II | 紙パ連合 | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | | |
| II | 全電線 | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | | |
| III | 全水道 | | | | | | | | | | | |
| III | J P 労組 | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| III | 日教組 | | | | | | | | | | | |
| III | 国公連合 | ○ | ○ | | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ |
| III | J R 連合 | | | | | | | | | | | |
| III | J R 総連 | | | | | | | | | | | |
| III | 交通労連 | | | | | | | | | | | |
| III | 全国ガス | | | | | | | | | | | |
| III | 印刷労連 | | | | | | | | | | | |
| III | 全銀連合 | | | | | | | | | | | |
| III | メディア労連 | | | | | | | | | | | |
| III | 全労金 | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ | ○ | | |
| III | 森林労連 | | | | | | | | | | | |
| III | 労供労連 | ○ | | | ○ | | | ○ | ○ | | | ○ |
| III | 全印刷 | | | | | | | | | | | |
| III | 労済労連 | | | | | | | | | | | |
| III | 自治労連 | | | | | | | | | | | |
| III | 全造幣 | | | | | | | | | | | |
| III | 日建協 | | | | | | | | | | | |
| III | 日高教 | | | | | | | | | | | |
| IV | UAゼンセン | ○ | | ○ | | | | | ○ | | ○ | |
| IV | JAM | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ | ○ |
| IV | JEC連合 | | | | | | | | | | | |
| IV | 全国ユニオン | | | | | | | | | | | |

春季生活闘争要求をめぐって経営者団体と交渉、協議、懇談する事項

春季生活闘争要求をめぐって経営者団体と交渉、協議、懇談する事項の内訳を示したのが、表2-5である。賃金（13組織）、一時金（11組織）、労働時間（11組織）が交渉、協議、懇談事項となることが多く、人材育成・能力開発（8組織）、退職金（7組織）、産業別最低賃金（7組織）、定年制（6組織）、初任給（5組織）の順となっている（複数回答）。賃金から人材育成・能力開発までの8つの事項すべてについて交渉、協議、懇談事項とする組織は、タイプⅠの電機連合と運輸労連、タイプⅢのJ P 労組である。またタイプⅡの3組織とタイプⅢの4組織において労働時間が賃金と同程度に経営者団体との交渉、協議、懇談事項となっていることは、これらの2つのタイプの産業別組織では春季生活闘争において労働時間が賃金に劣らず重要な要求事項となっていることをうかがわせる。

表2-5 春季生活闘争要求をめぐる経営者団体・特定の企業集団との交渉、協議、懇談事項

| タイプ | 組織名 | 賃金 | 初任給 | 産業別最低賃金 | 一時金 | 退職金 | 定年制 | 労働時間 | 人材育成・能力開発 | その他 |
|-----|--------|----|-----|---------|-----|-----|-----|------|-----------|-----|
| 計 | 15 | 13 | 5 | 7 | 11 | 7 | 6 | 11 | 8 | 6 |
| Ⅰ | 6 | 4 | 2 | 3 | 4 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| Ⅱ | 3 | 3 | 1 | 1 | 2 | 1 | | 3 | 1 | 2 |
| Ⅲ | 4 | 4 | 1 | 2 | 3 | 3 | 3 | 4 | 3 | 1 |
| Ⅳ | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| Ⅰ | 自動車総連 | | | | | | | | | ○ |
| Ⅰ | 電機連合 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| Ⅰ | 基幹労連 | | | | | | | | | ○ |
| Ⅰ | 生保労連 | ○ | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ |
| Ⅰ | 私鉄総連 | ○ | | ○ | ○ | | | | | |
| Ⅰ | 運輸労連 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| Ⅱ | 損保労連 | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ |
| Ⅱ | 紙パ連合 | ○ | | | ○ | | | ○ | | ○ |
| Ⅱ | 全電線 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| Ⅲ | J P 労組 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| Ⅲ | 国公連合 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| Ⅲ | 全労金 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| Ⅲ | 労供労連 | ○ | | | | | | ○ | ○ | |
| Ⅳ | UAゼンセン | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| Ⅳ | J AM | ○ | | ○ | ○ | | | | | |

その他) 自動車総連：取り巻く環境認識、取り組み方針全般、基幹労連：産別方針、生保労連：営業職員制度関係、損保労連：職場環境全般、紙パ連合：安全衛生、国公連合：定員

個別企業訪問と春季生活闘争方針についての説明、折衝、協議、交渉

産業別組織の役員が加盟組織の個別企業を訪問し、春季生活闘争方針について説明、折衝、協議、交渉などを行うかどうかについて見たのが表2-6である。「訪問すること」がない産業別組織は27組織である。タイプ別に「訪問すること」がないと回答した組織は、タイプⅠに4組織、タイプⅡに5組織、タイプⅢに16組織、タイプⅣに2組織となっている。一方、訪問する組織はタイプⅠに5組織、タイプⅡに1組織、タイプⅢに3組織、タイプⅣに2組織である⁴⁾。

個別企業を訪問する組織において、説明、折衝、協議、交渉の内訳をみると、春季生活闘争方針について「説明」するのは8組織で、「説明し、折衝」を行うのは5組織、「説明し、協議」を行うのは5組織、「説明し、交渉」を行うのは6組織となっている（複数回答）。タイプ別にみると、タイプⅠの場合、自動車総連は12社に「説明」、基幹労連は162社に「説明」、情報労連は「説明し、交渉」と「説明し、協議」、フード連合は3社に「説明し、交渉」、運輸労連は「説明」、「説明し、折衝」、「説明し、協議」、「説明し、交渉」をすべて行っている。タイプⅡの場合、航空連合は40社に「説明」している。タイプⅢの場合、JP労組は郵政グループ4社に「説明」、「説明し、折衝」、「説明し、協議」、「説明し、交渉」をすべて行っており、JR連合は20社に「説明」、全国ガスは5社に「説明」、「説明し、折衝」の両方を行っている。タイプⅣの場合、UAゼンセンは「説明」、「説明し、折衝」、「説明し、協議」、「説明し、交渉」をすべて行っており、JAMは「説明し、折衝」、「説明し、協議」、「説明し、交渉」を行っている。

個別企業を訪問する産業別組織の当事者は、産別本部役員（9組織）が地方組織の役員（7組織）よりやや多い（複数回答）。タイプⅠ、タイプⅢにおいても産別本部役員が地方組織の役員よりやや多い。タイプⅡは航空連合1組織のみ該当するが、産別本部役員が当事者である。タイプⅣにおいては産別本部役員が当事者となることはなく、業種別組織の役員と地方組織の役員が当事者となっている。特記すべきことは、タイプⅠの基幹労連と（162社）とタイプⅡの航空連合（40社）の訪問する企業がかなり多く、その当事者が産別本部役員となっていることである。それだけ、産業別組織の本部役員の業務が春季生活闘争時期に多忙になることが推察される。

表2-6 個別企業を訪問し、春季生活闘争方針についての説明、折衝、協議、交渉
（数字は訪問企業の数）

| タイプ | 組織名 | 個別企業の訪問、春闘方針についての説明、折衝、協議、交渉 | | | | | 左記の場合の役員 | | |
|-----|--------|------------------------------|--------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|
| | | 訪問 ない | 説明する | 説明、折 衝する | 説明、協 議する | 説明、交 渉する | 産別本部 役員 | 業種別 組織役員 | 地方組織 役員 |
| 計 | 40 | 27 | 8 | 5 | 5 | 6 | 9 | 1 | 7 |
| Ⅰ | 10 | 4 | 3 | 1 | 2 | 3 | 5 | | 4 |
| Ⅱ | 6 | 5 | 1 | | | | 1 | | |
| Ⅲ | 20 | 16 | 3 | 2 | 1 | 1 | 3 | | 1 |
| Ⅳ | 4 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | | 1 | 2 |
| Ⅰ | 自動車総連 | | ○(12) | | | | ○ | | |
| Ⅰ | 電機連合 | ○ | | | | | | | |
| Ⅰ | 基幹労連 | | ○(162) | | | | ○ | | ○ |
| Ⅰ | 自治労 | | | | | | | | |
| Ⅰ | 生保労連 | ○ | | | | | | | |
| Ⅰ | 電力総連 | ○ | | | | | | | |
| Ⅰ | 情報労連 | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| Ⅰ | 私鉄総連 | ○ | | | | | | | |
| Ⅰ | フード連合 | | | | | ○(3) | ○ | | ○ |
| Ⅰ | 運輸労連* | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| Ⅱ | 損保労連 | ○ | | | | | | | |
| Ⅱ | サービス連合 | ○ | | | | | | | |
| Ⅱ | ゴム連合 | ○ | | | | | | | |
| Ⅱ | 航空連合 | | ○(40) | | | | ○ | | |
| Ⅱ | 紙パ連合 | ○ | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----|----------|---|--------|-------|-------|-------|---|---|---|
| II | 全電線 | ○ | | | | | | | |
| III | 全水道 | ○ | | | | | | | |
| III | J P 労組 | | ○ (4) | ○ (4) | ○ (4) | ○ (4) | ○ | | |
| III | 日教組 | | | | | | | | |
| III | 国公連合 | ○ | | | | | | | |
| III | J R 連合 | | ○ (20) | | | | ○ | | ○ |
| III | J R 総連 | ○ | | | | | | | |
| III | 交通労連 | ○ | | | | | | | |
| III | 全国ガス | | ○ (5) | ○ (5) | | | ○ | | |
| III | 印刷労連 | ○ | | | | | | | |
| III | 全銀連合 | ○ | | | | | | | |
| III | メディア労連 | ○ | | | | | | | |
| III | 全労金 | ○ | | | | | | | |
| III | 森林労連 | ○ | | | | | | | |
| III | 労供労連 | ○ | | | | | | | |
| III | 全印刷 | ○ | | | | | | | |
| III | 労済労連 | ○ | | | | | | | |
| III | 自治労連 | ○ | | | | | | | |
| III | 全造幣 | ○ | | | | | | | |
| III | 日建協 | ○ | | | | | | | |
| III | 日高教 | ○ | | | | | | | |
| IV | U A ゼンセン | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| IV | J A M | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| IV | J E C 連合 | ○ | | | | | | | |
| IV | 全国ユニオン | ○ | | | | | | | |

*：訪問企業数は各地方による

個別企業訪問時、春季生活闘争方針についての説明、折衝、協議、交渉事項

産業別組織が加盟組織の個別企業を訪問し、春季生活闘争方針について説明、折衝、協議、交渉する事項についてまとめたのが表 2-7 である。これによれば、賃金と一時金が 9 組織と最も多く、次いで労働時間と人材育成・能力開発が 7 組織、産業別最低賃金が 6 組織、初任給、退職金、定年制が共に 4 組織となっている（複数回答）。賃金から人材育成・能力開発までの 8 つの事項を説明、折衝、協議、交渉事項としている組織は、タイプ I の基幹労連、運輸労連、タイプ III の J P 労組、タイプ IV の U A ゼンセンである。タイプごとに各組織の説明、折衝、協議、交渉事項を見ると、タイプ I の場合、自動車総連は取り巻く環境認識、取り組み方針全般を「説明」事項とし、情報労連は産業別最低賃金と加盟組合の要求を「説明し、協議・交渉」事項とし、フード連合は賃金と一時金を「説明し、交渉」事項とする。タイプ II の場合、航空連合は賃金、一時金、労働時間、人材育成・能力開発を「説明」事項としている。タイプ III の場合、J R 連合は賃金、一時金、労働時間、人材育成・能力開発、その他（ワーク・ライフ・バランス向上、男女平等、ワークルール推進等）を「説明」事項とし、全国ガスは賃金、産業別最低賃金、一時金、労働時間、人材育成・能力開発を「説明し、折衝」事項としている。タイプ IV の場合、J A M は賃金、一時金、その他を「説明し、折衝、協議、交渉」事項としている。

表 2-7 個別企業を訪問し、春季生活闘争方針について説明、折衝、協議、交渉事項

| タイプ | 組織名 | 賃金 | 初任給 | 産業別最低賃金 | 一時金 | 退職金 | 定年制 | 労働時間 | 人材育成・能力開発 | その他 |
|-----|----------|----|-----|---------|-----|-----|-----|------|-----------|-----|
| 計 | 11 | 9 | 4 | 6 | 9 | 4 | 4 | 7 | 7 | 5 |
| I | 自動車総連 | | | | | | | | | ○ |
| I | 基幹労連 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| I | 情報労連 | | | ○ | | | | | | ○ |
| I | フード連合 | ○ | | | ○ | | | | | |
| I | 運輸労連 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| II | 航空連合 | ○ | | | ○ | | | ○ | ○ | |
| III | J P 労組 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| III | J R 連合 | ○ | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ |
| III | 全国ガス | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | |
| IV | U A ゼンセン | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| IV | J A M | ○ | | | ○ | | | | | ○ |

その他) 自動車総連：取り巻く環境認識、取り組み方針全般、情報労連：加盟組合の要求、J R 連合：ワーク・ライフ・バランス向上、男女平等、ワークルール推進等、U A ゼンセン：均等・均衡処遇、労災付加給付等

2) 産業別統一闘争とその指導体制

「産業別統一闘争」についての規定

いわゆる「産業別統一闘争」について、規約などによって、その性格や組織的な位置づけなどを明確に規定しているかどうかについて見たのが表 2-8 である。規定しているのは12組織で、規定していないのは26組織である。いわゆる「産業別統一闘争」について規定していない産業別組織が規定している産業別組織より2倍以上多い。タイプ別にみると、タイプ I は10組織中3組織（電機連合、基幹労連、私鉄総連）が、タイプ II は6組織中3組織（損保労連、紙パ連合、全電線）が、タイプ III は20組織中5組織（全水道、J P 労組、J R 連合、全国ガス、森林労連）が、タイプ IV は4組織中1組織（U A ゼンセン）が、いわゆる「産業別統一闘争」について規定している。

一方、規定していない産業別組織の場合、現状の取り組みを表 2-8 より見ると、「慣行として、産業別組織の本部が指導上の権限や拘束力を持つ産業別統一闘争を組織している」のは9組織、「産業別組織の本部が強い権限や拘束力を持つような闘争形態は組織していない」のは14組織となっている。タイプ別にみると、タイプ I には前者の取り組みをする組織がやや多く、生保労連、電力総連、情報労連、運輸労連が前者の取り組みをするのに対し、フード連合は後者の取り組みをしている。タイプ I の自動車総連と自治労はその他の取り組みをしている。タイプ II のゴム連合、航空連合は後者の取り組みをしている。タイプ III においては後者の取り組みをする組織（10組織）が前者の取り組みをする組織（3組織）より圧倒的に多い。タイプ III のうち、国公連合、J R 総連、交通労連は前者の取り組みをする組織であるが、印刷労連、全銀連合、メディア労連、全労金、労供労連、全印刷、労済労連、自治労連、日建協、日高教は後者の取り組みをする組織である。タイプ IV のうち、前者の取り組みをする組織は J E C 連合、全国ユニオンであるが、後者の取り組みをする組織は J A M である。

表 2-8 いわゆる「産業別統一闘争」について、規約などによる規定、現状の取り組み

| タイプ | 組織名 | 規約などによって | | 規定していない場合、現状の取り組み | | |
|-----|----------|----------|---------|--|-------------------------------------|-----|
| | | 規定している | 規定していない | 慣行として、産業別組織の本部が指導上の権限や拘束力を持つ産業別統一闘争を組織している | 産業別組織の本部が強い権限や拘束力を持つような闘争形態は組織していない | その他 |
| 計 | 40 | 12 | 26 | 9 | 14 | 3 |
| I | 10 | 3 | 7 | 4 | 1 | 2 |
| II | 6 | 3 | 3 | | 2 | 1 |
| III | 20 | 5 | 13 | 3 | 10 | |
| IV | 4 | 1 | 3 | 2 | 1 | |
| I | 自動車総連 | | ○ | | | ○ |
| I | 電機連合 | ○ | | | | |
| I | 基幹労連 | ○ | | | | |
| I | 自治労 | | ○ | | | ○ |
| I | 生保労連 | | ○ | ○ | | |
| I | 電力総連 | | ○ | ○ | | |
| I | 情報労連 | | ○ | ○ | | |
| I | 私鉄総連 | ○ | | | | |
| I | フード連合 | | ○ | | ○ | |
| I | 運輸労連 | | ○ | ○ | | |
| II | 損保労連 | ○ | | | | |
| II | サービス連合 | | ○ | | | ○ |
| II | ゴム連合 | | ○ | | ○ | |
| II | 航空連合 | | ○ | | ○ | |
| II | 紙パ連合 | ○ | | | | |
| II | 全電線 | ○ | | | | |
| III | 全水道 | ○ | | | | |
| III | J P 労組 | ○ | | | | |
| III | 日教組 | | | | | |
| III | 国公連合 | | ○ | ○ | | |
| III | J R 連合 | ○ | | | | |
| III | J R 総連 | | ○ | ○ | | |
| III | 交通労連 | | ○ | ○ | | |
| III | 全国ガス | ○ | | | | |
| III | 印刷労連 | | ○ | | ○ | |
| III | 全銀連合 | | ○ | | ○ | |
| III | メディア労連 | | ○ | | ○ | |
| III | 全労金 | | ○ | | ○ | |
| III | 森林労連 | ○ | | | | |
| III | 労供労連 | | ○ | | ○ | |
| III | 全印刷 | | ○ | | ○ | |
| III | 労済労連 | | ○ | | ○ | |
| III | 自治労連 | | ○ | | ○ | |
| III | 全造幣 | | | | | |
| III | 日建協 | | ○ | | ○ | |
| III | 日高教 | | ○ | | ○ | |
| IV | U A ゼンセン | ○ | | | | |
| IV | J A M | | ○ | | ○ | |
| IV | J E C 連合 | | ○ | ○ | | |
| IV | 全国ユニオン | | ○ | ○ | | |

その他) 自動車総連：産別本部は強い権限や拘束力を持たず、産別全体方針・戦術の策定、情報の収集・分析・共有、上部団体・マスコミとの調節等の機能を持つ。自治労：決議機関において、統一闘争方針を決定。サービス連合：春季生活闘争・秋闘方針策定

産業別統一闘争の要求水準、闘争の範囲、妥結条件

産業別統一闘争として取り組んでいる闘争の要求水準、闘争の範囲、妥結条件について、①月例賃金、②初任給、③産業別最低賃金、④一時金（臨時給）、⑤退職金、⑥労働時間の順に見ていく。

①月例賃金

表2-9は、月例賃金についての産業別統一闘争の要求水準、闘争の範囲、妥結条件を示したものである。月例賃金の要求水準を見ると、「統一要求基準」が最も多く12組織、「要求基準」は7組織、「要求目標」は6組織、「統一要求」は5組織、「統一要求目標」は2組織となっている。取り組んでいないのも2組織あり、タイプⅡとタイプⅢに1組織ずつある（タイプⅡのゴム連合、タイプⅢの全印刷）。タイプ別には、タイプⅠは10組織中9組織が「統一要求」と「統一要求基準」としており、具体的には私鉄総連が「統一要求」、電機連合、基幹労連、自治労、生保労連、電力総連、情報労連、フード連合、運輸労連が「統一要求基準」としている。自動車総連は「要求基準」としている。タイプⅡの場合、「統一要求基準」の組織が2組織（損保労連、紙パ連合）で、「要求目標」の組織は1組織（航空連合）である。タイプⅢの場合、要求水準が分散しており、「統一要求」が4組織（JP労組、JR連合、JR総連、全労金）、「統一要求基準」が1組織（森林労連）、「統一要求目標」が2組織（国公連合、メディア労連）、「要求基準」が4組織（交通労連、全国ガス、全銀連合、日建協）、「要求目標」が4組織（全水道、労済労連、自治労連、日高教）である。タイプⅣの場合、「統一要求基準」が1組織（UAゼンセン）、「要求基準」が2組織（JAM、JEC連合、）、「要求目標」が1組織（全国ユニオン）である。

闘争の範囲を見ると、「全加盟組織」が19組織、「加盟組織に一任」が13組織となっている。タイプⅠは10組織すべてが「全加盟組織」であるのに対し、タイプⅡは2組織が「全加盟組織」、タイプⅢでは6組織が「全加盟組織」、タイプⅣでは1組織が「全加盟組織」となっている。具体的に言うと、タイプⅡの損保労連、紙パ連合が、タイプⅢのJP労組、JR連合、JR総連、交通労連、全国ガス、全労金が、タイプⅣのUAゼンセンが闘争範囲を「全加盟組織」としている。

妥結条件については、「産業別組織の承認が必要」とする組織は4組織で、「産業別組織の承認は不要」とする組織（24組織）が圧倒的に多い。「産業別組織の承認が必要」とする組織をタイプ別にみると、タイプⅠでは私鉄総連、タイプⅡでは損保労連、タイプⅢではJP労組、タイプⅣではUAゼンセンである。

表 2 - 9 産業別統一闘争の要求水準、闘争の範囲、妥結条件：月例賃金

| タイプ | 組織名 | 要求水準 | | | | | | 闘争の範囲 | | | 妥結条件： 産業別組織の | | |
|-----|----------|------|--------|--------|------|------|----------|-------|---------|---------|-----------------|-------|-----|
| | | 統一要求 | 準統一要求基 | 標統一要求目 | 要求基準 | 要求目標 | 取り組んでいない | 全加盟組織 | 組織特定の加盟 | 一任加盟組織に | 承認が必要 | 承認は不要 | その他 |
| 計 | 40 | 5 | 12 | 2 | 7 | 6 | 2 | 19 | | 13 | 4 | 24 | 3 |
| I | 10 | 1 | 8 | | 1 | | | 10 | | | 1 | 6 | 3 |
| II | 6 | | 2 | | | 1 | 1 | 2 | | 1 | 1 | 2 | |
| III | 20 | 4 | 1 | 2 | 4 | 4 | 1 | 6 | | 9 | 1 | 13 | |
| IV | 4 | | 1 | | 2 | 1 | | 1 | | 3 | 1 | 3 | |
| I | 自動車総連 | | | | ○ | | | ○ | | | | | ○ |
| I | 電機連合 | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ |
| I | 基幹労連 | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | |
| I | 自治労 | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ |
| I | 生保労連 | ○ | | | | | | ○ | | | | ○ | |
| I | 電力総連 | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | |
| I | 情報労連 | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | |
| I | 私鉄総連 | ○ | | | | | | ○ | | | ○ | | |
| I | フード連合 | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | |
| I | 運輸労連 | ○ | | | | | | ○ | | | ○ | | |
| II | 損保労連 | | ○ | | | | | ○ | | | ○ | | |
| II | サービス連合 | | | | | | | | | | | | |
| II | ゴム連合 | | | | | | ○ | | | | | | |
| II | 航空連合 | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| II | 紙パ連合 | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | |
| II | 全電線 | | | | | | | | | | | | |
| III | 全水道 | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| III | J P 労組 | ○ | | | | | | ○ | | | ○ | | |
| III | 日教組 | | | | | | | | | | | | |
| III | 国公連合 | | | ○ | | | | | | ○ | | ○ | |
| III | J R 連合 | ○ | | | | | | ○ | | | | ○ | |
| III | J R 総連 | ○ | | | | | | ○ | | | | ○ | |
| III | 交通労連 | | | | ○ | | | ○ | | | | ○ | |
| III | 全国ガス | | | | ○ | | | ○ | | | | ○ | |
| III | 印刷労連 | | | | | | | | | | | | |
| III | 全銀連合 | | | | ○ | | | | | ○ | | ○ | |
| III | メディア労連 | | | ○ | | | | | | ○ | | ○ | |
| III | 全労金 | ○ | | | | | | ○ | | | | ○ | |
| III | 森林労連 | | ○ | | | | | | | ○ | | | |
| III | 労供労連 | | | | | | | | | | | | |
| III | 全印刷 | | | | | | ○ | | | | | | |
| III | 労済労連 | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| III | 自治労連 | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| III | 全造幣 | | | | | | | | | | | | |
| III | 日建協 | | | | ○ | | | | | ○ | | ○ | |
| III | 日高教 | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| IV | U A ゼンセン | | ○ | | | | | ○ | | | ○ | | |
| IV | J A M | | | | ○ | | | | | ○ | | ○ | |
| IV | J E C 連合 | | | | ○ | | | | | ○ | | ○ | |
| IV | 全国ユニオン | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |

その他) 自動車総連：基本不要だが一部労連では労連承認が必要、自治労：地方組織による

②初任給

表 2 - 10は、初任給について産業別統一闘争の要求水準、闘争の範囲、妥結条件を示したものである。初任給について取り組んでいない組織が40組織中19組織であり、かなり多い。初任給に取り組ん

でいる組織をタイプ別に見ると、タイプⅠの場合、電機連合、基幹労連、自治労、電力総連、私鉄総連、運輸労連であり、タイプⅡの場合、紙パ連合、全電線であり、タイプⅢの場合、全水道、J P 労組、交通労連、全銀連合、自治労連、日建協であり、タイプⅣの場合はU AゼンセンとJ E C連合である。

取り組んでいる組織の要求水準を見ると、「統一要求基準」と「要求基準」が同じく5組織、「要求目標」が4組織、「統一要求」と「統一要求目標」が同じく1組織となっている。タイプ別にみると、タイプⅠの場合、「統一要求基準」とする組織は自治労と私鉄総連と運輸労連、「統一要求目標」とする組織は電機連合、「要求基準」とする組織は電力総連、「要求目標」とする組織は基幹労連となっている。タイプⅡの場合、「統一要求基準」とする組織は紙パ連合、全電線となっている。タイプⅢの場合、「統一要求」とする組織はJ P 労組、「要求基準」とする組織は全銀連合と日建協、「要求目標」とする組織は全水道、交通労連、自治労連となっている。タイプⅣの場合、「要求基準」とする組織はU AゼンセンとJ E C連合となっている。

闘争の範囲を見ると、「全加盟組織」と「加盟組織に一任」が拮抗している。タイプⅠにおいては闘争範囲を「全加盟組織」とする組織が「加盟組織に一任」とする組織より多いが、タイプⅡにおいては、「全加盟組織」と「加盟組織に一任」とする組織が同様に1組織ずつである。タイプⅢにおいては「全加盟組織」とする組織（2組織）より「加盟組織に一任」の組織（4組織）のほうが多い。タイプⅣにおいては「全加盟組織」と「加盟組織に一任」の組織が同数である。「全加盟組織」とする組織は、タイプⅠの電機連合、自治労、電力総連、私鉄総連、運輸労連、タイプⅡの全電線、タイプⅢのJ P 労組、交通労連、タイプⅣのU Aゼンセンである。

妥結条件が「産業別組織の承認が必要」とする組織は1組織のみであり、「産業別組織の承認は不要」とする組織が14組織と圧倒的に多い。タイプ別に「産業別組織の承認が必要」とする組織を見ると、タイプⅠとタイプⅡ、タイプⅣにはなく、タイプⅢに1組織あり、J P 労組である。

表2-10 産業別統一闘争の要求水準、闘争の範囲、妥結条件：初任給

| タイプ | 組織名 | 要求水準 | | | | | | 闘争の範囲 | | | | 妥結条件： 産業別組織の | | |
|-----|-------|------|--------|--------|------|------|----------|-------|---------|---------|-------|-----------------|-----|--|
| | | 統一要求 | 統一要求基準 | 統一要求目標 | 要求基準 | 要求目標 | 取り組んでいない | 全加盟組織 | 特定の加盟組織 | 加盟組織に一任 | 承認が必要 | 承認は不要 | その他 | |
| 計 | 40 | 1 | 5 | 1 | 5 | 4 | 19 | 9 | | 8 | 1 | 14 | 1 | |
| Ⅰ | 10 | | 3 | 1 | 1 | 1 | 4 | 5 | | 2 | | 5 | 1 | |
| Ⅱ | 6 | | 2 | | | | 3 | 1 | | 1 | | 2 | | |
| Ⅲ | 20 | 1 | | | 2 | 3 | 10 | 2 | | 4 | 1 | 5 | | |
| Ⅳ | 4 | | | | 2 | | 2 | 1 | | 1 | | 2 | | |
| Ⅰ | 自動車総連 | | | | | | ○ | | | ○ | | | | |
| Ⅰ | 電機連合 | | | ○ | | | | ○ | | | | ○ | | |
| Ⅰ | 基幹労連 | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | | |
| Ⅰ | 自治労 | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| Ⅰ | 生保労連 | | | | | | ○ | | | | | | | |
| Ⅰ | 電力総連 | | | | ○ | | | ○ | | | | ○ | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|----------|---|---|--|---|---|---|--|---|---|---|--|
| I | 情報労連 | | | | | ○ | | | | | | |
| I | 私鉄総連 | | ○ | | | | ○ | | | | ○ | |
| I | フード連合 | | | | | ○ | | | | | | |
| I | 運輸労連 | | ○ | | | | ○ | | | | ○ | |
| II | 損保労連 | | | | | ○ | | | | | | |
| II | サービス連合 | | | | | | | | | | | |
| II | ゴム連合 | | | | | ○ | | | | | | |
| II | 航空連合 | | | | | ○ | | | | | | |
| II | 紙パ連合 | | ○ | | | | | | ○ | | ○ | |
| II | 全電線 | | ○ | | | | ○ | | | | ○ | |
| III | 全水道 | | | | | ○ | | | ○ | | ○ | |
| III | J P 労組 | ○ | | | | | ○ | | | ○ | | |
| III | 日教組 | | | | | | | | | | | |
| III | 国公連合 | | | | | ○ | | | | | | |
| III | J R 連合 | | | | | ○ | | | | | | |
| III | J R 総連 | | | | | ○ | | | | | | |
| III | 交通労連 | | | | ○ | | ○ | | | | ○ | |
| III | 全国ガス | | | | | ○ | | | | | | |
| III | 印刷労連 | | | | | | | | | | | |
| III | 全銀連合 | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| III | メディア労連 | | | | | ○ | | | | | | |
| III | 全労金 | | | | | ○ | | | | | | |
| III | 森林労連 | | | | | ○ | | | | | | |
| III | 労供労連 | | | | | | | | | | | |
| III | 全印刷 | | | | | ○ | | | | | | |
| III | 労済労連 | | | | | ○ | | | | | | |
| III | 自治労連 | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| III | 全造幣 | | | | | | | | | | | |
| III | 日建協 | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| III | 日高教 | | | | | ○ | | | | | | |
| IV | U A ゼンセン | | | | ○ | | ○ | | | | ○ | |
| IV | J A M | | | | | ○ | | | | | | |
| IV | J E C 連合 | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| IV | 全国ユニオン | | | | | ○ | | | | | | |

その他) 自動車総連：基本不要だが一部労連では労連承認が必要

③産業別最低賃金

表2-11は、産業別最低賃金について産業別統一闘争の要求水準、闘争の範囲、妥結条件を示したものである。産業別最低賃金の要求水準を見ると、「要求基準」が6組織、「要求目標」が5組織、「統一要求」と「統一要求基準」が同じく4組織、「統一要求目標」が1組織となっている。タイプ別に要求水準をみると、タイプIは「統一要求」「統一要求基準」「統一要求目標」とする組織が10組織中6組織であり、他のタイプより多い。タイプごとに「統一要求」とする組織は、タイプIの情報労連と私鉄総連、タイプIIIのJ P 労組と全労金である。産業別最低賃金に取り組んでいない組織は14組織となっている。タイプIで取り組んでいない組織は1組織（生保労連）であるが、タイプIIは4組織が取り

組んでおらず、タイプⅢには9組織が取り組んでいない。タイプⅣには取り組んでいない組織はない。

闘争の範囲を見ると、「全加盟組織」（12組織）が「加盟組織に一任」（7組織）より多い。タイプ別にみると、タイプⅠは産業別最低賃金に取り組んでいる9組織中8組織が闘争の範囲を「全加盟組織」としている。「加盟組織に一任」とする組織は基幹労連のみである。タイプⅢは「全加盟組織」が3組織、「加盟組織に一任」が3組織、「特定の加盟組織」が1組織となっているが、J P 労組、全国ガス、全労金が闘争の範囲を「全加盟組織」としている。タイプⅣは「全加盟組織」が1組織、「加盟組織に一任」が3組織となっているが、「全加盟組織」を闘争の範囲としている組織はU A ゼンセンである。

妥結条件については、「産業別組織の承認は不要」は15組織で、「産業別組織の承認が必要」は2組織となっている。タイプごとに「産業別組織の承認が必要」とする組織を見ると、タイプⅠの私鉄総連、タイプⅢのJ P 労組で、タイプⅡとタイプⅣには該当する組織がない。

表 2-11 産業別統一闘争の要求水準、闘争の範囲、妥結条件：産業別最低賃金

| タイプ | 組織名 | 要求水準 | | | | | | 闘争の範囲 | | | 妥結条件：産業別組織の | | |
|-----|--------|------|--------|--------|------|------|----------|-------|---------|---------|-------------|-------|-----|
| | | 統一要求 | 準統一要求基 | 標統一要求目 | 要求基準 | 要求目標 | 取り組んでいない | 全加盟組織 | 組織特定の加盟 | 一任加盟組織に | 承認が必要 | 承認は不要 | その他 |
| 計 | 40 | 4 | 4 | 1 | 6 | 5 | 14 | 12 | 1 | 7 | 2 | 15 | 3 |
| Ⅰ | 10 | 2 | 3 | 1 | 3 | | 1 | 8 | | 1 | 1 | 5 | 3 |
| Ⅱ | 6 | | | | | | 4 | | | | | | |
| Ⅲ | 20 | 2 | | | 1 | 4 | 9 | 3 | 1 | 3 | 1 | 6 | |
| Ⅳ | 4 | | 1 | | 2 | 1 | | 1 | | 3 | | 4 | |
| Ⅰ | 自動車総連 | | | | ○ | | | ○ | | | | | ○ |
| Ⅰ | 電機連合 | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ |
| Ⅰ | 基幹労連 | | | | ○ | | | | | ○ | | ○ | |
| Ⅰ | 自治労 | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ |
| Ⅰ | 生保労連 | | | | | | ○ | | | | | | |
| Ⅰ | 電力総連 | | | | ○ | | | ○ | | | | ○ | |
| Ⅰ | 情報労連 | ○ | | | | | | ○ | | | | ○ | |
| Ⅰ | 私鉄総連 | ○ | | | | | | ○ | | | ○ | | |
| Ⅰ | フード連合 | | | ○ | | | | ○ | | | | ○ | |
| Ⅰ | 運輸労連 | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | |
| Ⅱ | 損保労連 | | | | | | ○ | | | | | | |
| Ⅱ | サービス連合 | | | | | | | | | | | | |
| Ⅱ | ゴム連合 | | | | | | ○ | | | | | | |
| Ⅱ | 航空連合 | | | | | | ○ | | | | | | |
| Ⅱ | 紙パ連合 | | | | | | ○ | | | | | | |
| Ⅱ | 全電線 | | | | | | | | | | | | |
| Ⅲ | 全水道 | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| Ⅲ | J P 労組 | ○ | | | | | | ○ | | | ○ | | |
| Ⅲ | 日教組 | | | | | | | | | | | | |
| Ⅲ | 国公連合 | | | | | | ○ | | | | | | |
| Ⅲ | J R 連合 | | | | | ○ | | | ○ | | | ○ | |
| Ⅲ | J R 総連 | | | | | | ○ | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------|---|---|--|---|---|---|---|--|---|--|---|--|
| Ⅲ | 交通労連 | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| Ⅲ | 全国ガス | | | | ○ | | | ○ | | | | ○ | |
| Ⅲ | 印刷労連 | | | | | | | | | | | | |
| Ⅲ | 全銀連合 | | | | | | ○ | | | | | | |
| Ⅲ | メディア労連 | | | | | | ○ | | | | | | |
| Ⅲ | 全労金 | ○ | | | | | | ○ | | | | ○ | |
| Ⅲ | 森林労連 | | | | | | ○ | | | | | | |
| Ⅲ | 労供労連 | | | | | | | | | | | | |
| Ⅲ | 全印刷 | | | | | | ○ | | | | | | |
| Ⅲ | 労済労連 | | | | | | ○ | | | | | | |
| Ⅲ | 自治労連 | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| Ⅲ | 全造幣 | | | | | | | | | | | | |
| Ⅲ | 日建協 | | | | | | ○ | | | | | | |
| Ⅲ | 日高教 | | | | | | ○ | | | | | | |
| Ⅳ | U Aゼンセン | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | |
| Ⅳ | J AM | | | | ○ | | | | | ○ | | ○ | |
| Ⅳ | J E C連合 | | | | ○ | | | | | ○ | | ○ | |
| Ⅳ | 全国ユニオン | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |

その他) 自動車総連：基本不要だが一部労連では労連承認が必要

④一時金

表2-12は、一時金についての産業別統一闘争の要求水準、闘争の範囲、妥結条件を示したものである。一時金の要求水準は分散しており、「統一要求」3組織、「統一要求基準」9組織、「統一要求目標」1組織、「要求基準」7組織、「要求目標」9組織となっている。タイプ別に要求水準を見ると、タイプⅠには「統一要求」あるいは「統一要求基準」とする組織が多いのに対し、タイプⅢとタイプⅣには「要求基準」あるいは「要求目標」とする組織が多い。タイプⅡにおいては、「統一要求基準」が2組織で、「要求目標」とする組織が1組織である。タイプⅠのうち自動車総連と基幹労連は一時金の要求水準を「要求基準」としている。タイプごとに「統一要求」とする組織を見ると、タイプⅠの電機連合と私鉄総連、タイプⅢのJ P労組となっている。一方、取り組んでいない組織は5組織と少ないが、タイプⅡの1組織(ゴム連合)、タイプⅢの4組織(J R総連、メディア労連、森林労連、全印刷)がある。

闘争の範囲を見ると、「全加盟組織」が18組織で、「加盟組織に一任」(11組織)より多い。タイプ別にみると、タイプⅠは10組織中9組織が一時金の闘争の範囲を「全加盟組織」としているが、基幹労連は「加盟組織に一任」としている。タイプⅡは「全加盟組織」が2組織(損保労連、紙パ連合)、「加盟組織に一任」が1組織(航空連合)となっている。タイプⅢには「全加盟組織」と「加盟組織に一任」が6組織ずつ同数である。タイプⅣは4組織中U Aゼンセンを除き3組織が「加盟組織に一任」としている。

妥結条件については、「産業別組織の承認は不要」が22組織と圧倒的に多く、「産業別組織の承認が必要」は4組織である。「産業別組織の承認が必要」とする組織をタイプ別にみると、タイプⅠの私鉄総連、タイプⅡの損保労連、タイプⅢのJ P労組、タイプⅣのU Aゼンセンとなっている。

表 2-12 産業別統一闘争の要求水準、闘争の範囲、妥結条件：一時金

| タイプ | 組織名 | 要求水準 | | | | | | 闘争の範囲 | | | 妥結条件：産業別組織の | | |
|-----|--------|------|--------|--------|------|------|----------|-------|---------|---------|-------------|-------|-----|
| | | 統一要求 | 統一要求基準 | 統一要求目標 | 要求基準 | 要求目標 | 取り組んでいない | 全加盟組織 | 特定の加盟組織 | 加盟組織に一任 | 承認が必要 | 承認は不要 | その他 |
| 計 | 40 | 3 | 9 | 1 | 7 | 9 | 5 | 18 | | 11 | 4 | 22 | 3 |
| I | 10 | 2 | 5 | 1 | 2 | | | 9 | | 1 | 1 | 6 | 3 |
| II | 6 | | 2 | | | 1 | 1 | 2 | | 1 | 1 | 2 | |
| III | 20 | 1 | 1 | | 4 | 6 | 4 | 6 | | 6 | 1 | 11 | |
| IV | 4 | | 1 | | 1 | 2 | | 1 | | 3 | 1 | 3 | |
| I | 自動車総連 | | | | ○ | | | ○ | | | | | ○ |
| I | 電機連合 | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ |
| I | 基幹労連 | | | | ○ | | | | | ○ | | ○ | |
| I | 自治労 | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ |
| I | 生保労連 | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | |
| I | 電力総連 | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | |
| I | 情報労連 | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | |
| I | 私鉄総連 | ○ | | | | | | ○ | | | ○ | | |
| I | フード連合 | | | ○ | | | | ○ | | | | ○ | |
| I | 運輸労連 | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | |
| II | 損保労連 | | ○ | | | | | ○ | | | ○ | | |
| II | サービス連合 | | | | | | | | | | | | |
| II | ゴム連合 | | | | | | ○ | | | | | | |
| II | 航空連合 | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| II | 紙バ連合 | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | |
| II | 全電線 | | | | | | | | | | | | |
| III | 全水道 | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| III | J P 労組 | ○ | | | | | | ○ | | | ○ | | |
| III | 日教組 | | | | | | | | | | | | |
| III | 国公連合 | | | | | ○ | | ○ | | | | ○ | |
| III | J R 連合 | | | | | ○ | | ○ | | | | ○ | |
| III | J R 総連 | | | | | | ○ | | | | | | |
| III | 交通労連 | | | | ○ | | | ○ | | | | ○ | |
| III | 全国ガス | | | | ○ | | | ○ | | | | ○ | |
| III | 印刷労連 | | | | | | | | | | | | |
| III | 全銀連合 | | | | ○ | | | | | ○ | | ○ | |
| III | メディア労連 | | | | | | ○ | | | | | | |
| III | 全労金 | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | |
| III | 森林労連 | | | | | | ○ | | | | | | |
| III | 労供労連 | | | | | | | | | | | | |
| III | 全印刷 | | | | | | ○ | | | | | | |
| III | 労済労連 | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| III | 自治労連 | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| III | 全造幣 | | | | | | | | | | | | |
| III | 日建協 | | | | ○ | | | | | ○ | | ○ | |
| III | 日高教 | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| IV | UAゼンセン | | ○ | | | | | ○ | | | ○ | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|--------|--|--|--|---|---|--|--|--|---|--|---|--|
| IV | JAM | | | | ○ | | | | | ○ | | ○ | |
| IV | JEC連合 | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| IV | 全国ユニオン | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |

その他) 自動車総連：基本不要だが一部労連では労連承認が必要

⑤退職金

表2-13は、退職金についての産業別統一闘争の要求水準、闘争の範囲、妥結条件を示したものである。退職金についての要求水準を見ると、「要求基準」が6組織、「要求目標」が4組織、「統一要求」、「統一要求目標」、「統一要求基準」が同じく2組織となっている。退職金の要求水準を「要求基準」あるいは「要求目標」とする組織が多い。タイプ別にみると、タイプIには「要求基準」とする組織が4組織と多いが、タイプIIIには「要求目標」とする組織が多い。タイプごとに「統一要求」とする組織を見ると、タイプIに私鉄総連、タイプIIIにJP労組となっている。一方、取り組んでいない組織が18組織と、かなり多い。すべてのタイプに取り組んでいない組織があるが、タイプIに自動車総連、生保労連、情報労連の3組織、タイプIIに損保労連、ゴム連合、航空連合、紙パ連合の4組織、タイプIIIに全水道、JR総連、全国ガス、全銀連合、メディア労連、森林労連、全印刷、労済労連、日建協、日高教の10組織、タイプIVに全国ユニオンの1組織となっている。

闘争の範囲は、「全加盟組織」とする組織と「加盟組織に一任」とする組織が同じく8組織となっている。タイプ別にみると、タイプIは「全加盟組織」が4組織、「加盟組織に一任」が3組織、「特定の加盟組織」が1組織（自治労）となっている。タイプIIIは「全加盟組織」と「加盟組織に一任」が同じく3組織となっている。タイプIVは「全加盟組織」が1組織（UAゼンセン）、「加盟組織に一任」が2組織（JAM、JEC連合）となっている。

妥結条件については、「産業別組織の承認は不要」が多く、12組織、「産業別組織の承認が必要」は少なく、2組織である。タイプ別にみても、「産業別組織の承認は不要」の組織が多く、タイプIに4組織、タイプIIIに5組織、タイプIVに3組織となっている。タイプごとに「産業別組織の承認が必要」とする組織は、タイプIの私鉄総連、タイプIIIのJP労組である。

表2-13 産業別統一闘争の要求水準、闘争の範囲、妥結条件：退職金

| タイプ | 組織名 | 要求水準 | | | | | | 闘争の範囲 | | | 妥結条件：産業別組織の | | |
|-----|-------|------|--------|--------|------|------|----------|-------|---------|---------|-------------|-------|-----|
| | | 統一要求 | 統一要求基準 | 統一要求目標 | 要求基準 | 要求目標 | 取り組んでいない | 全加盟組織 | 特定の加盟組織 | 加盟組織に一任 | 承認が必要 | 承認は不要 | その他 |
| 計 | 40 | 2 | 2 | 2 | 6 | 4 | 18 | 8 | 1 | 8 | 2 | 12 | 2 |
| I | 10 | 1 | 1 | 1 | 4 | | 3 | 4 | 1 | 3 | 1 | 4 | 2 |
| II | 6 | | | | | | 4 | | | | | | |
| III | 20 | 1 | | 1 | 1 | 3 | 10 | 3 | | 3 | 1 | 5 | |
| IV | 4 | | 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | | 2 | | 3 | |
| I | 自動車総連 | | | | | | ○ | | | ○ | | | |
| I | 電機連合 | | | | ○ | | | | | ○ | | | ○ |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| I | 基幹労連 | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| I | 自治労 | | | | ○ | | | ○ | | | | ○ |
| I | 生保労連 | | | | | ○ | | | | | | |
| I | 電力総連 | | | | ○ | | ○ | | | | ○ | |
| I | 情報労連 | | | | | ○ | | | | | | |
| I | 私鉄総連 | ○ | | | | | ○ | | | ○ | | |
| I | フード連合 | | | ○ | | | ○ | | | | ○ | |
| I | 運輸労連 | | ○ | | | | ○ | | | | ○ | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | |
| II | 損保労連 | | | | | ○ | | | | | | |
| II | サービス連合 | | | | | | | | | | | |
| II | ゴム連合 | | | | | ○ | | | | | | |
| II | 航空連合 | | | | | ○ | | | | | | |
| II | 紙パ連合 | | | | | ○ | | | | | | |
| II | 全電線 | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | |
| III | 全水道 | | | | | ○ | | | | | | |
| III | J P 労組 | ○ | | | | | ○ | | | ○ | | |
| III | 日教組 | | | | | | | | | | | |
| III | 国公連合 | | | | ○ | | ○ | | | | ○ | |
| III | J R 連合 | | | | ○ | | ○ | | | | ○ | |
| III | J R 総連 | | | | | ○ | | | | | | |
| III | 交通労連 | | | ○ | | | | | ○ | | ○ | |
| III | 全国ガス | | | | | ○ | | | | | | |
| III | 印刷労連 | | | | | | | | | | | |
| III | 全銀連合 | | | | | ○ | | | | | | |
| III | メディア労連 | | | | | ○ | | | | | | |
| III | 全労金 | | | ○ | | | | | ○ | | ○ | |
| III | 森林労連 | | | | | ○ | | | | | | |
| III | 労供労連 | | | | | | | | | | | |
| III | 全印刷 | | | | | ○ | | | | | | |
| III | 労済労連 | | | | | ○ | | | | | | |
| III | 自治労連 | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| III | 全造幣 | | | | | | | | | | | |
| III | 日建協 | | | | | ○ | | | | | | |
| III | 日高教 | | | | | ○ | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | |
| IV | UAゼンセン | | ○ | | | | | ○ | | | ○ | |
| IV | J AM | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| IV | J E C 連合 | | | | | ○ | | | ○ | | ○ | |
| IV | 全国ユニオン | | | | | | ○ | | | | | |

その他) 自動車総連：基本不要だが一部労連では労連承認が必要

表2-14は、労働時間についての産業別統一闘争の要求水準、闘争の範囲、妥結条件を示したものである。労働時間の要求水準を見ると、「要求目標」が10組織と最も多く、「要求基準」が5組織、「統一要求基準」が4組織、「統一要求目標」が3組織、「統一要求」が1組織となっている。タイプ別に要求水準を見ると、タイプIは「要求基準」の組織が他の要求水準の組織よりやや多い。タイプIIIは「要求目標」の組織が大半を占める。「統一要求」とする組織をタイプごとに見ると、タイプI、タイ

ブⅡ、タイプⅣにはなく、タイプⅢのJ P 労組のみである。一方、取り組んでいない組織が10組織あるが、タイプⅠには取り組んでいない組織はない。タイプⅡに1組織（ゴム連合）、タイプⅢに8組織（JR総連、全国ガス、メディア労連、全労金、森林労連、全印刷、日建協、日高教）、タイプⅣに1組織（全国ユニオン）となっている。

闘争の範囲は、「全加盟組織」が14組織となっており、「加盟組織に一任」（9組織）より多い。特にタイプⅠは10組織中8組織が「全加盟組織」を闘争の範囲としている。タイプⅠのうち、基幹労連は「加盟組織に一任」、自治労は「特定の加盟組織」を闘争の範囲としている。タイプⅡは「全加盟組織」が2組織、「加盟組織に一任」が1組織である。タイプⅢとタイプⅣは「加盟組織に一任」が「全加盟組織」よりやや多い。

妥結条件については、「産業別組織の承認は不要」が17組織と、かなり多い。タイプ別にみると、タイプⅠ、タイプⅢ、タイプⅣにおいて、「産業別組織の承認は不要」が多い。「産業別組織の承認が必要」とする組織は、タイプⅠとタイプⅣにはなく、タイプⅡの損保労連、航空連合の2組織、タイプⅢのJ P 労組の1組織となっている。

表2-14 産業別統一闘争の要求水準、闘争の範囲、妥結条件：労働時間

| タイプ | 組織名 | 要求水準 | | | | | | 闘争の範囲 | | | 妥結条件：産業別組織の | | |
|-----|--------|------|---------|--------|------|------|----------|-------|---------|---------|-------------|-------|-----|
| | | 統一要求 | 準統一要求基準 | 標統一要求目 | 要求基準 | 要求目標 | 取り組んでいない | 全加盟組織 | 組織特定の加盟 | 一任加盟組織に | 承認が必要 | 承認は不要 | その他 |
| 計 | 40 | 1 | 4 | 3 | 5 | 10 | 10 | 14 | 1 | 9 | 3 | 17 | 2 |
| I | 10 | | 2 | 2 | 3 | 2 | | 8 | 1 | 1 | | 7 | 2 |
| II | 6 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | 2 | | 1 | 2 | 1 | |
| III | 20 | 1 | | | 1 | 6 | 8 | 3 | | 5 | 1 | 6 | |
| IV | 4 | | 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | | 2 | | 3 | |
| I | 自動車総連 | | | | | ○ | | ○ | | | | | ○ |
| I | 電機連合 | | | ○ | | | | ○ | | | | ○ | |
| I | 基幹労連 | | | | ○ | | | | | ○ | | ○ | |
| I | 自治労 | | | | ○ | | | | ○ | | | | ○ |
| I | 生保労連* | | | | | | | ○ | | | | ○ | |
| I | 電力総連 | | | | ○ | | | ○ | | | | ○ | |
| I | 情報労連 | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | |
| I | 私鉄総連 | | | | | ○ | | ○ | | | | | |
| I | フード連合 | | | ○ | | | | ○ | | | | ○ | |
| I | 運輸労連 | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | |
| II | 損保労連 | | | ○ | | | | ○ | | | ○ | | |
| II | サービス連合 | | | | | | | | | | | | |
| II | ゴム連合 | | | | | | ○ | | | | | | |
| II | 航空連合 | | | | | ○ | | ○ | | | ○ | | |
| II | 紙パ連合 | | ○ | | | | | | | ○ | | ○ | |
| II | 全電線 | | | | | | | | | | | | |
| III | 全水道 | | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| III | J P 労組 | ○ | | | | | | ○ | | | ○ | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---------|--|---|---|---|---|---|--|---|--|---|--|
| Ⅲ | 日教組 | | | | | | | | | | | |
| Ⅲ | 国公連合 | | | | ○ | | ○ | | | | ○ | |
| Ⅲ | J R連合 | | | | ○ | | ○ | | | | ○ | |
| Ⅲ | J R総連 | | | | | ○ | | | | | | |
| Ⅲ | 交通労連 | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| Ⅲ | 全国ガス | | | | | ○ | | | | | | |
| Ⅲ | 印刷労連 | | | | | | | | | | | |
| Ⅲ | 全銀連合 | | | ○ | | | | | ○ | | ○ | |
| Ⅲ | メディア労連 | | | | | ○ | | | | | | |
| Ⅲ | 全労金 | | | | | ○ | | | | | | |
| Ⅲ | 森林労連 | | | | | ○ | | | | | | |
| Ⅲ | 労供労連 | | | | | | | | | | | |
| Ⅲ | 全印刷 | | | | | ○ | | | | | | |
| Ⅲ | 労済労連 | | | | ○ | | | | ○ | | | |
| Ⅲ | 自治労連 | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| Ⅲ | 全造幣 | | | | | | | | | | | |
| Ⅲ | 日建協 | | | | | ○ | | | | | | |
| Ⅲ | 日高教 | | | | | ○ | | | | | | |
| Ⅳ | U Aゼンセン | | ○ | | | | ○ | | | | ○ | |
| Ⅳ | J A M | | | ○ | | | | | ○ | | ○ | |
| Ⅳ | J E C連合 | | | | ○ | | | | ○ | | ○ | |
| Ⅳ | 全国ユニオン | | | | | ○ | | | | | | |

その他) 自動車総連：基本不要だが一部労連では労連承認が必要

*：生保労連：労働時間は「統一共闘課題」として設定

ストライキ権の確立

産業別組織は、賃金・その他の労働条件の改善要求を産業別統一闘争で取り組む場合、ストライキ権の確立をどのような方法で行っているのか。表2-15によれば、「加盟組織の自主的な判断と責任でスト権を確立する」組織が18組織であり、最も多い。「本部の指令に基づいて加盟組織が個々にスト権を確立する」組織は4組織、「本部の指令に基づいて加盟組織が個々にストを確立した後、そのスト権を本部に委譲する」組織は3組織、「大会・中央委員会等で出席代議員の直接無記名投票を行う」組織は2組織、「本部の責任で統一的に全組合員の直接無記名投票を行う」組織は1組織となっている。すべてのタイプにおいて、「加盟組織の自主的な判断と責任でスト権を確立する」組織が多いが、タイプⅠは5組織、タイプⅡは3組織、タイプⅢは7組織、タイプⅣは3組織となっている。タイプⅠの場合、自動車総連、生保労連、電力総連、情報労連、フード連合が「加盟組織の自主的な判断と責任でスト権を確立する」組織である。

「本部責任で統一的に全組合員の直接無記名投票を行う」組織は、タイプⅠの自治労のみである。「大会・中央委員会等で出席代議員の直接無記名投票を行う」組織は、タイプⅡの損保労連、タイプⅢのJ P労組である。「加盟組織がスト権を個々に確立した後、そのスト権を本部に委譲する」組織は、タイプⅠの電機連合と基幹労連、タイプⅣのU Aゼンセンである。「本部の指令に基づき加盟組織が個々にスト権を確立する」組織は、タイプⅠの私鉄総連と運輸労連、タイプⅢの全水道、全労金であ

る。

一方、産業別統一闘争時に加盟組織がストを行った場合、産業別組織の本部として賃金カット分の補償制度があるかどうかについて、表2-15によれば、14組織があると回答した。タイプ別にみると、タイプⅠは6組織に、すなわち自動車総連、電機連合、基幹労連、自治労、私鉄総連、運輸労連に賃金カット分の補償制度がある。タイプⅡは2組織、すなわち損保労連、航空連合に賃金カット分の補償制度があり、タイプⅢは5組織、すなわち全水道、JP労組、JR連合、全国ガス、全印刷に賃金カット分の補償制度がある。タイプⅣは1組織、すなわちUAゼンセンに賃金カット分の補償制度がある。

産業別統一闘争時に、直近10年で、加盟組織がストライキを起こしたことがあると回答した組織は11組織である(表2-15)。タイプ別には、タイプⅠとタイプⅣに加盟組織がストライキを起こしたことがあると回答した組織が多い。タイプⅠのうち、5組織、すなわち自動車総連、電機連合、自治労、私鉄総連、フード連合が直近10年で加盟組織のストライキを経験した組織である。タイプⅡにはストライキを経験した組織がなく、タイプⅢには2組織、全水道と日建協がストライキを経験した組織である。タイプⅣは4組織すべてが加盟組織のストライキを経験している。

表2-15 産業別統一闘争で取り組む場合、ストライキ権の確立方法

| タイプ | 組織名 | 本部責任で統一的に全組合員の直接無記名投票を行う | 大会・中央委員会等で出席代表議員の直接無記名投票を行う | 大会・中央委員会等で確立したスト権を加盟組織が批准投票を行う | 加盟組織がスト権を個々に確立した後、そのスト権を本部に委譲する | 本部の指令に基づき加盟組織が個々にスト権を確立する | 加盟組織の自主的判断と責任でスト権を確立する | その他 | 加盟組織のストの場合、本部として賃金カット分の補償制度がある | 産業別統一闘争時に、直近10年で加盟組織のストライキがあった |
|-----|--------|--------------------------|-----------------------------|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------|------------------------|-----|--------------------------------|--------------------------------|
| 計 | 40 | 1 | 2 | | 3 | 4 | 18 | 4 | 14 | 11 |
| Ⅰ | 10 | 1 | | | 2 | 2 | 5 | | 6 | 5 |
| Ⅱ | 6 | | 1 | | | | 3 | | 2 | |
| Ⅲ | 20 | | 1 | | | 2 | 7 | 4 | 5 | 2 |
| Ⅳ | 4 | | | | 1 | | 3 | | 1 | 4 |
| Ⅰ | 自動車総連 | | | | | | ○ | | ○ | ○ |
| Ⅰ | 電機連合 | | | | ○ | | | | ○ | ○ |
| Ⅰ | 基幹労連 | | | | ○ | | | | ○ | |
| Ⅰ | 自治労 | ○ | | | | | | | ○ | ○ |
| Ⅰ | 生保労連 | | | | | | ○ | | | |
| Ⅰ | 電力総連 | | | | | | ○ | | | |
| Ⅰ | 情報労連 | | | | | | ○ | | | |
| Ⅰ | 私鉄総連 | | | | | ○ | | | ○ | ○ |
| Ⅰ | フード連合 | | | | | | ○ | | | ○ |
| Ⅰ | 運輸労連 | | | | | ○ | | | ○ | |
| Ⅱ | 損保労連 | | ○ | | | | | | ○ | |
| Ⅱ | サービス連合 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-----|----------|--|---|--|---|---|---|--|---|---|
| II | ゴム連合 | | | | | | | | | |
| II | 航空連合 | | | | | ○ | | | ○ | |
| II | 紙パ連合 | | | | | ○ | | | | |
| II | 全電線 | | | | | ○ | | | | |
| III | 全水道 | | | | | ○ | | | ○ | ○ |
| III | J P 労組 | | ○ | | | | | | ○ | |
| III | 日教組 | | | | | | | | | |
| III | 国公連合 | | | | | ○ | | | | |
| III | J R 連合 | | | | | | ○ | | ○ | |
| III | J R 総連 | | | | | ○ | | | | |
| III | 交通労連 | | | | | ○ | | | | |
| III | 全国ガス | | | | | ○ | | | ○ | |
| III | 印刷労連 | | | | | | | | | |
| III | 全銀連合 | | | | | ○ | | | | |
| III | メディア労連 | | | | | | ○ | | | |
| III | 全労金 | | | | ○ | | | | | |
| III | 森林労連 | | | | | | | | | |
| III | 労供労連 | | | | | | | | | |
| III | 全印刷 | | | | | | | | ○ | |
| III | 労済労連 | | | | | ○ | | | | |
| III | 自治労連 | | | | | | ○ | | | |
| III | 全造幣 | | | | | | | | | |
| III | 日建協 | | | | | ○ | | | | ○ |
| III | 日高教 | | | | | | ○ | | | |
| IV | U Aゼンセン | | | | ○ | | | | ○ | ○ |
| IV | J A M | | | | | ○ | | | | ○ |
| IV | J E C 連合 | | | | | ○ | | | | ○ |
| IV | 全国ユニオン | | | | | ○ | | | | ○ |

その他) J R 連合：スト権の確立は行っていない、メディア労連：実力行使を規定していない、日高教：スト権は確立していない

産業別統一闘争を進める場合、決定する権限のある機関

産業別統一闘争を進める場合、決定する権限がどの機関にあるかについて、①具体的な争議日程、争議戦術などの決定、②妥結基準、妥結目標、ハドメなどの設定、③ストライキなどの争議行為の指令、④加盟組織の妥結承認の順に見ていく。

①具体的な争議日程、争議戦術などの決定

表 2-16 によれば、具体的な争議日程、争議戦術などの決定に権限のある機関として、「中央委員会」が最も多く（16組織）、次に「特設機関」が多い（7組織）。タイプ別にみると、タイプⅠは「特設機関」と「中央委員会」がそれぞれ4組織、5組織となっているが、「特設機関」を決定機関とする組織は自動車総連、基幹労連、電力総連、情報労連で、「中央委員会」を決定機関とする組織は電機連合、生保労連、私鉄総連、フード連合、運輸労連である。タイプⅡとタイプⅢには「中央委員会」が多いが、タイプⅡの3組織、タイプⅢの8組織が「中央委員会」を決定機関としている。タイプⅣの場合

UAゼンセンとJAMは「特設機関」が、全国ユニオンは「加盟組織」が決定機関となっている。

②妥結基準、妥結目標、ハドメなどの設定

同じく表2-16によれば、妥結基準、妥結目標、ハドメなどの設定に権限のある機関として、「特設機関」が10組織、「加盟組織」が8組織、「中央委員会」と「中央執行委員会」が共に4組織となっている。妥結基準、妥結目標、ハドメなどの設定に権限のある機関として、「加盟組織」が2番目に多いことが目に付く。タイプ別にみると、タイプIには「特設機関」とする組織が圧倒的に多く（6組織）、「加盟組織」と回答した組織はない。タイプIのうち、「特設機関」ではない機関を回答した組織は自治労（その他）、フード連合（中央執行委員会）、運輸労連（中央委員会）である。タイプIIとタイプIIIの場合、権限のある機関が分散しているが、タイプIIIのほうに「加盟組織」の回答が多い。タイプIVにおいてはUAゼンセンとJAMが「特設機関」、全国ユニオンが「加盟組織」と回答している。

表2-16 産業別統一闘争を進める場合、決定する権限のある機関

| タイプ | 組織名 | 具体的な争議日程、争議戦術などの決定 | | | | | | 妥結基準、妥結目標、ハドメなどの設定 | | | | | |
|-----|--------|--------------------|-------|-------|---------|------|-----|--------------------|-------|-------|---------|------|-----|
| | | 特設機関 | 中央委員会 | 代表者会議 | 中央執行委員会 | 加盟組織 | その他 | 特設機関 | 中央委員会 | 代表者会議 | 中央執行委員会 | 加盟組織 | その他 |
| 計 | 40 | 7 | 16 | 2 | 3 | 3 | 1 | 10 | 4 | 1 | 4 | 8 | 3 |
| I | 10 | 4 | 5 | | | | 1 | 6 | 1 | | 1 | 1 | 1 |
| II | 6 | 1 | 3 | | | | | 2 | 1 | | | 1 | |
| III | 20 | | 8 | 2 | 2 | 2 | | | 2 | 1 | 3 | 6 | 2 |
| IV | 4 | 2 | | | | 1 | | 2 | | | | 1 | |
| I | 自動車総連 | ○ | | | | | | ○ | | | | | |
| I | 電機連合 | | ○ | | | | | ○ | | | | | |
| I | 基幹労連 | ○ | | | | | | ○ | | | | | |
| I | 自治労 | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| I | 生保労連 | | ○ | | | | | | | | | | |
| I | 電力総連 | ○ | | | | | | ○ | | | | | |
| I | 情報労連 | ○ | | | | | | ○ | | | | | |
| I | 私鉄総連 | | ○ | | | | | ○ | | | | | |
| I | フード連合 | | ○ | | | | | | | | ○ | | |
| I | 運輸労連 | | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| II | 損保労連 | ○ | | | | | | ○ | | | | | |
| II | サービス連合 | | | | | | | | | | | | |
| II | ゴム連合 | | | | | | | | | | | | |
| II | 航空連合 | | ○ | | | | | | | | | ○ | |
| II | 紙パ連合 | | ○ | | | | | ○ | | | | | |
| II | 全電線 | | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| III | 全水道 | | ○ | | | | | | | | | ○ | |
| III | J P 労組 | | ○ | | | | | | | | ○ | | |
| III | 日教組 | | | | | | | | | | | | |
| III | 国公連合 | | ○ | | | | | | | | | ○ | |
| III | J R 連合 | | ○ | | | | | | | | | ○ | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---------|---|---|---|--|---|--|---|---|---|---|---|
| Ⅲ | J R総連 | | ○ | | | | | ○ | | | | |
| Ⅲ | 交通労連 | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| Ⅲ | 全国ガス | | ○ | | | | | | | ○ | | |
| Ⅲ | 印刷労連 | | | | | | | | | | | |
| Ⅲ | 全銀連合 | | | | | | | | | | | |
| Ⅲ | メディア労連 | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| Ⅲ | 全労金 | | | | | ○ | | | | ○ | | |
| Ⅲ | 森林労連 | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| Ⅲ | 労供労連 | | | | | | | | | | | |
| Ⅲ | 全印刷 | | | | | | | | | | | |
| Ⅲ | 労済労連 | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| Ⅲ | 自治労連 | | ○ | | | | | | | | ○ | |
| Ⅲ | 全造幣 | | | | | | | | | | | |
| Ⅲ | 日建協 | | | ○ | | | | | | | | ○ |
| Ⅲ | 日高教 | | ○ | | | | | | ○ | | | |
| Ⅳ | U Aゼンセン | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| Ⅳ | J A M | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| Ⅳ | J E C連合 | | | | | | | | | | | |
| Ⅳ | 全国ユニオン | | | | | ○ | | | | | ○ | |

特設機関) 自動車総連：中央生活闘争委員会、基幹労連：中央闘争委員会、電力総連：中央交渉推進委員会、情報労連：中央闘争委員会、私鉄総連：中央闘争委員会、大手組合交渉団会議、損保労連：中央闘争委員会、紙パ連合：Hグループ会議兼中央闘争委員会、Sグループ会議、U Aゼンセン：中央闘争委員会、J A M：中央闘争委員会

その他) メディア労連：基準などはない、日建協：なし

③ストライキなどの争議行為の指令

表2-17によれば、ストライキなどの争議行為の指令に権限のある機関として、「加盟組織」が最も多く13組織、「その他」が5組織、「中央執行委員会」が4組織、「特設機関」が3組織、「中央委員会」が1組織となっている。タイプ別にみると、タイプⅠは「特設機関」、「中央執行委員会」、「加盟組織」に三分されている。電機連合と基幹労連は「特設機関」、自治労と私鉄総連は「中央執行委員会」、自動車総連と情報労連は「加盟組織」となっている。タイプⅡ、タイプⅢには「加盟組織」が他の機関より多い。特にタイプⅢにおいて「加盟組織」が多い。タイプⅣにおいてU Aゼンセンは「特設機関」、J A Mと全国ユニオンは「加盟組織」となっている。

④加盟組織の妥結承認

同じく表2-17によれば、加盟組織の妥結承認に権限のある機関として、「加盟組織」が圧倒的に多く17組織、「中央執行委員会」が4組織、「特設機関」が3組織、「その他」が3組織、「中央委員会」が1組織となっている。すべてのタイプにおいて「加盟組織」が多いが、タイプⅠに3組織、タイプⅡに2組織、タイプⅢに10組織、タイプⅣに2組織となっている。タイプごとに「加盟組織」ではない機関を挙げている組織を見ると、タイプⅠの場合、情報労連が「特設機関」、私鉄総連と運輸労連が「中央執行委員会」、フード連合が「その他」となっている。タイプⅡの場合、損保労連が「特設機関」、全電線が「中央執行委員会」となっている。タイプⅢの場合、J P労組が「中央執行委員会」、日建協

が「その他」、日高教が「中央委員会」となっている。タイプⅣの場合、U Aゼンセンが「特設機関」を決定機関としている。

表 2-17 産業別統一闘争を進める場合、決定する権限のある機関

| タイプ | 組織名 | ストライキなどの争議行為の指令 | | | | | | 加盟組織の妥結承認 | | | | | |
|-----|--------|-----------------|-------|-------|-------------|------|-----|-----------|-------|-------|-------------|------|-----|
| | | 特設機関 | 中央委員会 | 代表者会議 | 員会 中央執行委 | 加盟組織 | その他 | 特設機関 | 中央委員会 | 代表者会議 | 員会 中央執行委 | 加盟組織 | その他 |
| 計 | 40 | 3 | 1 | | 4 | 13 | 5 | 3 | 1 | | 4 | 17 | 3 |
| I | 10 | 2 | | | 2 | 2 | 1 | 1 | | | 2 | 3 | 2 |
| II | 6 | | | | 1 | 2 | 1 | 1 | | | 1 | 2 | |
| III | 20 | | 1 | | 1 | 7 | 3 | | 1 | | 1 | 10 | 1 |
| IV | 4 | 1 | | | | 2 | | 1 | | | | 2 | |
| I | 自動車総連 | | | | | ○ | | | | | | ○ | ○ |
| I | 電機連合 | ○ | | | | | | | | | | ○ | |
| I | 基幹労連 | ○ | | | | | | | | | | ○ | |
| I | 自治労 | | | | ○ | | | | | | | | |
| I | 生保労連 | | | | | | | | | | | | |
| I | 電力総連 | | | | | | | | | | | | |
| I | 情報労連 | | | | | ○ | | ○ | | | | | |
| I | 私鉄総連 | | | | ○ | | | | | | ○ | | |
| I | フード連合 | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| I | 運輸労連 | | | | | | | | | | ○ | | |
| II | 損保労連 | | | | | | ○ | ○ | | | | | |
| II | サービス連合 | | | | | | | | | | | | |
| II | ゴム連合 | | | | | | | | | | | | |
| II | 航空連合 | | | | | ○ | | | | | | ○ | |
| II | 紙パ連合 | | | | | ○ | | | | | | ○ | |
| II | 全電線 | | | | ○ | | | | | | ○ | | |
| III | 全水道 | | | | | ○ | | | | | | ○ | |
| III | J P 労組 | | | | ○ | | | | | | ○ | | |
| III | 日教組 | | | | | | | | | | | | |
| III | 国公連合 | | | | | ○ | | | | | | ○ | |
| III | J R 連合 | | | | | | | | | | | ○ | |
| III | J R 総連 | | | | | ○ | | | | | | ○ | |
| III | 交通労連 | | | | | ○ | | | | | | ○ | |
| III | 全国ガス | | | | | ○ | | | | | | ○ | |
| III | 印刷労連 | | | | | | | | | | | | |
| III | 全銀連合 | | | | | | | | | | | | |
| III | メディア労連 | | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| III | 全労金 | | | | | ○ | | | | | | ○ | |
| III | 森林労連 | | | | | | | | | | | | |
| III | 労供労連 | | | | | | | | | | | | |
| III | 全印刷 | | | | | | | | | | | | |
| III | 労済労連 | | | | | ○ | | | | | | ○ | |
| III | 自治労連 | | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| III | 全造幣 | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--------|---|---|--|--|---|---|--|---|--|--|---|---|
| III | 日建協 | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| III | 日高教 | | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| IV | UAゼンセン | ○ | | | | | | | ○ | | | | |
| IV | JAM | | | | | ○ | | | | | | ○ | |
| IV | JEC連合 | | | | | | | | | | | | |
| IV | 全国ユニオン | | | | | ○ | | | | | | ○ | |

特設機関) 基幹労連：中央闘争委員会、情報労連：中央闘争委員会、損保労連：中央闘争委員会、JR連合：闘争委員会、UAゼンセン：中央闘争委員会
 その他) 自動車総連：一部労連では労連承認が必要、フード連合：なし、損保労連：全国大会、メディア労連：実力行使しない、日建協：なし

(3) 春季生活闘争を通じた労働条件・職場環境の向上に向けた取り組み

春季生活闘争において、加盟組織に対して要請する取り組み

産業別組織が、春季生活闘争において、加盟組織に対して要請する取り組みについて見てみよう。

表2-18によれば、「年齢別月例賃金額の到達水準の設定と達成」、「有期契約労働者の処遇改善に向けた取り組みの実施」が20組織、「育児中社員の継続勤務を可能にする取り組みの実施」、「介護中社員の継続勤務を可能にする取り組みの実施」が19組織、「総労働時間の到達水準の設定と達成」、「高齢者社員の継続勤務を可能にする取り組みの実施」が18組織、「女性社員が今以上に活躍できるようにする取り組みの実施」が17組織、「障がいのある社員の継続勤務を可能にする取り組みの実施」が11組織、「派遣労働者の受け入れルールを決め、それに沿う対応」が8組織、「請負労働者の受け入れルールを決め、それに沿う対応」が2組織となっている。

加盟組織に要請する取り組みはタイプ別に特徴があり、要請する取り組みの内容から各産業別組織の労働条件・職場環境向上の重点施策についてうかがうことができる。タイプIにおいては全体的に「年齢別月例賃金額の到達水準の設定」、「総労働時間の到達水準の設定」、「育児中社員の継続勤務」、「高齢者社員の継続勤務」の取り組みを要請する組織が多く、「派遣労働者の受け入れルール」や「請負労働者の受け入れルール」の取り組みを要請する組織は少ない。タイプIの10組織が加盟組織に要請する取り組みは組織によってかなり違う。自動車総連は「年齢別月例賃金額の到達水準の設定」と「総労働時間の到達水準の設定」の2つの取り組みのみを加盟組織に対して要請するが、基幹労連は上の2つの取り組み以外に「高齢者の継続勤務」を要請、情報労連は上の2つの取り組み以外に「有期契約労働者の処遇改善」を要請、自治労とフード連合は「年齢別月例賃金額の到達水準」から「有期契約労働者の処遇改善」までの8つの取り組みを要請、電力総連と運輸労連は「派遣労働者の受け入れルール」を加え9つの取り組みを要請、電機連合はさらに「請負労働者の受け入れルール」を加え10の取り組みを要請している。タイプIのうち、「年齢別月例賃金額の到達水準の設定」と「総労働時間の到達水準の設定」の取り組みを加盟組織に要請しない組織は、生保労連である。生保労連は「育児中社員の継続勤務」「介護中社員の継続勤務」「女性社員の活躍」「高齢者社員の継続勤務」「障がいのある社員の継続勤務」「有期契約労働者の処遇改善」の取り組みを要請している。私鉄総連は「年齢別月例賃金額の到達水準の設定」と「有期契約労働者の処遇改善」の取り組みを要請している。

タイプⅡにおいては、「障がいのある社員の継続勤務」「派遣労働者の受け入れルール」「請負労働者の受け入れルール」の取り組みを要請する組織はない。タイプⅡのうち、損保労連は「年齢別月例賃金額の到達水準の設定」と「総労働時間の到達水準の設定」の取り組みを加盟組織に要請せず、「育児中社員の継続勤務」「介護中社員の継続勤務」「女性社員の活躍」を要請する。全電線は「年齢別月例賃金額の到達水準の設定」と「総労働時間の到達水準の設定」の2つの取り組みのみを要請するが、ゴム連合は「年齢別月例賃金額の到達水準の設定」と「有期契約労働者の処遇改善」の2つの取り組みのみを要請する。

タイプⅢにおいては、「年齢別月例賃金額の到達水準の設定」、「総労働時間の到達水準の設定」、「障がいのある社員の継続勤務」、「派遣労働者の受け入れルール」の取り組みを要請する組織が少ない。「育児中社員の継続勤務」、「介護中社員の継続勤務」、「女性社員の活躍」、「有期契約労働者の処遇改善」の取り組みを要請する組織が多い。タイプⅢのうち、全労金、森林労連、労済労連、日高教は「年齢別月例賃金額の到達水準の設定」と「総労働時間の到達水準の設定」の取り組みを加盟組織に要請していない。「有期契約労働者の処遇改善」の取り組みを要請する組織は、J P 労組、J R 連合、全国ガス、全労金、森林労連、労済労連、日高教であり、特に全労金は「派遣労働者の受け入れルール」の取り組みをも要請している。

タイプⅣにおいては、加盟組織に対して要請する取り組みの内容がU A ゼンセンとJ A M、J E C 連合、全国ユニオンと、大きく3つに分かれる。J E C 連合は「年齢別月例賃金額の到達水準の設定」と「総労働時間の到達水準の設定」の2つの取り組みのみを要請しているが、全国ユニオンは上の2つの取り組みを要請せず、「請負労働者の受け入れルール」を含むそれ以外の取り組みを要請している。U A ゼンセンは「年齢別月例賃金額の到達水準の設定」から「派遣労働者の受け入れルール」までの9つの取り組みを、J A Mは「障がいのある社員の継続勤務」を除き8つの取り組みを、加盟組織に対して要請している。

一方、加盟組織に対して取り組みを要請していない組織は10組織であり、10組織全てがタイプⅢの組織であり、全水道、国公連合、J R 総連、交通労連、全銀連合、メディア労連、労供労連、全印刷、自治労連、日建協がそのような組織である。

表2-18 春季生活闘争において、加盟組織に対して要請する取り組み

| タイプ | 組織名 | 年齢別月例賃金額の到達水準の設定と達成 | 総労働時間の到達水準の設定と達成 | 育児中社員の継続勤務を可能にする取り組みの実施 | 介護中社員の継続勤務を可能にする取り組みの実施 | 女性社員が今以上に活躍できるようにする取り組みの実施 | 高齢者社員の継続勤務を可能にする取り組みの実施 | 障がいのある社員の継続勤務を可能にする取り組みの実施 | 有期契約労働者の処遇改善に向けた取り組みの実施 | 派遣労働者の受け入れルールを決め、それに沿う対応 | 請負労働者の受け入れルールを決め、それに沿う対応 | 左記以外の取り組み | 左記の取り組みは実施していない |
|-----|--------|---------------------|------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|-------------------------|----------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------|-----------------|
| 計 | 40 | 20 | 18 | 19 | 19 | 17 | 18 | 11 | 20 | 8 | 2 | 2 | 10 |
| I | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 6 | 7 | 6 | 6 | 4 | | | |
| II | 6 | 4 | 4 | 3 | 3 | 2 | 2 | | 4 | | | 2 | |
| III | 20 | 4 | 3 | 6 | 7 | 6 | 6 | 3 | 7 | 1 | | | 10 |
| IV | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 | 1 | | |
| I | 自動車総連 | ○ | ○ | | | | | | | | | | |
| I | 電機連合 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| I | 基幹労連 | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | | |
| I | 自治労 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| I | 生保労連 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| I | 電力総連 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| I | 情報労連 | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | |
| I | 私鉄総連 | ○ | | | | | | | ○ | | | | |
| I | フード連合 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| I | 運輸労連 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| II | 損保労連 | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | |
| II | サービス連合 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | | |
| II | ゴム連合 | ○ | | | | | | | ○ | | | | |
| II | 航空連合 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | |
| II | 紙パ連合 | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ | | | ○ | |
| II | 全電線 | ○ | ○ | | | | | | | | | | |
| III | 全水道 | | | | | | | | | | | | ○ |
| III | J P 労組 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| III | 日教組 | | | | | | | | | | | | |
| III | 国公連合 | | | | | | | | | | | | ○ |
| III | J R 連合 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| III | J R 総連 | | | | | | | | | | | | ○ |
| III | 交通労連 | | | | | | | | | | | | ○ |
| III | 全国ガス | ○ | ○ | | | ○ | | | ○ | | | | |
| III | 印刷労連 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| III | 全銀連合 | | | | | | | | | | | | ○ |
| III | メディア労連 | | | | | | | | | | | | ○ |
| III | 全労金 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| III | 森林労連 | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | | | |
| III | 労供労連 | | | | | | | | | | | | ○ |
| III | 全印刷 | | | | | | | | | | | | ○ |
| III | 労済労連 | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | |
| III | 自治労連 | | | | | | | | | | | | ○ |
| III | 全造幣 | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|---|
| Ⅲ | 日建協 | | | | | | | | | | | | ○ |
| Ⅲ | 日高教 | | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | |
| Ⅳ | UAゼンセン | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| Ⅳ | JAM | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | | |
| Ⅳ | JEC連合 | ○ | ○ | | | | | | | | | | |
| Ⅳ | 全国ユニオン | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

左記以外の取り組み) 紙パ連合：定年延長の取り組み

バリューチェーンにおける付加価値の適正評価や社会的な公正分配への取り組み

産業別組織が、春季生活闘争において、バリューチェーンにおける付加価値の適正評価や社会的な公正分配を念頭においた取り組みを行っているかどうかを見てみよう。表2-19によれば、取り組みを行っている組織は14組織、行っていない組織は11組織、取り組みの対象組織がないという組織は3組織である。タイプ別にみると、タイプⅠは10組織中7組織が取り組んでいる。自動車総連、電機連合、基幹労連、自治労、電力総連、情報労連、フード連合が取り組んでいる。タイプⅡは3組織が取り組んでおり、損保労連、航空連合、全電線が取り組みを行っている。タイプⅢは取り組んでいる組織は2組織であり、JR連合、全国ガスが取り組みを行っている。タイプⅣの場合、UAゼンセンとJAMが取り組みを行っている。

取り組みを行っている組織を見ると、加盟組織の業種に製造業や建設業を含んでいる組織が多いことがわかる。多くの企業がサプライチェーンで結ばれている製造業や建設業を組織範囲とする組織が取り組みを行っていると言える。一方、製造業や建設業を組織範囲としないものの取り組んでいる組織は、自治労、損保労連、航空連合、JR連合、全国ガスである。

表2-19 付加価値の適正評価や社会的な公正分配を念頭においた取り組み

| タイプ | 組織名 | 行っている | 行っていない | 取り組みの対象組織がない |
|-----|--------|-------|--------|--------------|
| 計 | | 14 | 11 | 3 |
| Ⅰ | | 7 | 2 | 1 |
| Ⅱ | | 3 | 2 | |
| Ⅲ | | 2 | 6 | 1 |
| Ⅳ | | 2 | 1 | 1 |
| Ⅰ | 自動車総連 | ○ | | |
| Ⅰ | 電機連合 | ○ | | |
| Ⅰ | 基幹労連 | ○ | | |
| Ⅰ | 自治労 | ○ | | |
| Ⅰ | 生保労連 | | ○ | |
| Ⅰ | 電力総連 | ○ | | |
| Ⅰ | 情報労連 | ○ | | |
| Ⅰ | 私鉄総連 | | ○ | |
| Ⅰ | フード連合 | ○ | | |
| Ⅰ | 運輸労連 | | | ○ |
| Ⅱ | 損保労連 | ○ | | |
| Ⅱ | サービス連合 | | | |
| Ⅱ | ゴム連合 | | ○ | |
| Ⅱ | 航空連合 | ○ | | |

| | | | | |
|-----|----------|---|---|---|
| II | 紙パ連合 | | ○ | |
| II | 全電線 | ○ | | |
| III | 全水道 | | | |
| III | J P 労組 | | | |
| III | 日教組 | | | |
| III | 国公連合 | | | |
| III | J R 連合 | ○ | | |
| III | J R 総連 | | | |
| III | 交通労連 | | | |
| III | 全国ガス | ○ | | |
| III | 印刷労連 | | ○ | |
| III | 全銀連合 | | | |
| III | メディア労連 | | | |
| III | 全労金 | | ○ | |
| III | 森林労連 | | ○ | |
| III | 労供労連 | | | |
| III | 全印刷 | | ○ | |
| III | 労済労連 | | ○ | |
| III | 自治労連 | | | |
| III | 全造幣 | | | |
| III | 日建協 | | ○ | |
| III | 日高教 | | | ○ |
| IV | U A ゼンセン | ○ | | |
| IV | J A M | ○ | | |
| IV | J E C 連合 | | ○ | |
| IV | 全国ユニオン | | | ○ |

統一闘争についての考え

産業別組織の統一闘争について、「産業別組織のイニシアチブの下、統一闘争を展開していくべきである」という考え（A）と「各加盟組織の自主性に任せるべきである」という考え（B）のうちどちらに近いかについて、①月例賃金の水準、②総労働時間、③女性の働き方に対する環境整備、④高齢者の働き方に対する環境整備、⑤障がい者の働き方に対する環境整備、⑥直接雇用の非正規労働者対策、⑦派遣労働者対策、⑧請負労働者対策の順に見ていく。

①月例賃金の水準

表2-20を見ると、月例賃金について「Aに近い」考えの組織は11組織、「ややAに近い」考えの組織は7組織、「Bに近い」考えの組織は11組織、「ややBに近い」考えの組織は6組織となっている。Aに近い考え（「Aに近い」と「ややAに近い」を合わせて、Aに近い）とBに近い考え（「Bに近い」と「ややBに近い」を合わせて、Bに近い）にほぼ二分されている。

タイプ別に見ると、タイプIはAに近い考えの組織がかなり多く、自動車総連とフード連合を除き8組織がAに近い考えを示している。タイプIIは、Aに近い考えの組織よりBに近い考えの組織がやや多い。損保労連、全電線はAに近い考えを示しているが、ゴム連合、航空連合、紙パ連合はBに近

い考えを示している。タイプⅢは、Aに近い考えの組織（6組織）よりBに近い考えの組織（11組織）が多い。J P労組、J R連合、J R総連、全国ガス、印刷労連、全労金がAに近い考えを示しているが、国公連合、交通労連、全銀連合、メディア労連、森林労連、労供労連、労済労連、自治労連、日建協、日高教はBに近い考えを示している。タイプⅣは、U AゼンセンとJ AMはAに近い考えを示しているが、全国ユニオンはBに近い考えを示している。

②総労働時間

同じく表2-20より、総労働時間についての考えを見ると、「Aに近い」考えの組織は6組織、「ややAに近い」考えの組織は10組織、「Bに近い」考えの組織は11組織、「ややBに近い」考えの組織は7組織となっている。Aに近い考えの組織（16組織）よりBに近い考えの組織（18組織）がやや多い。ただ、月例賃金水準についての考えの分布と比べ、「ややAに近い」考えの組織が「Aに近い」考えの組織より多くなっている。

タイプ別にみると、タイプⅠはAに近い考えの組織（8組織）がBに近い考えの組織（2組織）より多い。自動車総連とフード連合は、月例賃金の水準についての考えと同様に、総労働時間についても「ややBに近い」考えを示している。タイプⅡは、Bに近い考えの組織（4組織）がAに近い考えの組織（1組織）より多い。全電線がAに近い考えを示しているが、損保労連、ゴム連合、航空連合、紙パ連合はBに近い考えを示している。タイプⅢは、Bに近い考えの組織（11組織）がAに近い考えの組織（5組織）より多い。J P労組、J R連合、交通労連、全国ガス、全労金がAに近い考えを示しているが、国公連合、J R総連、印刷労連、全銀連合、メディア労連、森林労連、労供労連、労済労連、自治労連、日建協、日高教はBに近い考えを示している。タイプⅣは、U AゼンセンとJ AMはAに近い考えを示しているが、全国ユニオンはBに近い考えを示している。

表2-20 統一闘争についての考え：月例賃金の水準、総労働時間

| タイプ | 組織名 | A：産業別組織のイニシアチブの下、統一闘争を展開していくべきである B：各加盟組織の自主性に任せるべきである | | | | | 月例賃金の水準 | | | | | 総労働時間 | | | | |
|-----|-------|---|--------|--------|------|--------|---------|--------|--------|------|--------|-------|--------|--------|------|--------|
| | | Aに近い | ややAに近い | ややBに近い | Bに近い | 考えていない | Aに近い | ややAに近い | ややBに近い | Bに近い | 考えていない | Aに近い | ややAに近い | ややBに近い | Bに近い | 考えていない |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 40 | 11 | 7 | 6 | 11 | | 6 | 10 | 7 | 11 | | | | | | |
| Ⅰ | 10 | 4 | 4 | 2 | | | 2 | 6 | 2 | | | | | | | |
| Ⅱ | 6 | 1 | 1 | 2 | 1 | | 1 | | 3 | 1 | | | | | | |
| Ⅲ | 20 | 5 | 1 | 2 | 9 | | 2 | 3 | 2 | 9 | | | | | | |
| Ⅳ | 4 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 1 | | | | | | |
| Ⅰ | 自動車総連 | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | |
| Ⅰ | 電機連合 | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | |
| Ⅰ | 基幹労連 | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | | |
| Ⅰ | 自治労 | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | |
| Ⅰ | 生保労連 | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | |
| Ⅰ | 電力総連 | ○ | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| Ⅰ | 情報労連 | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | | |
| Ⅰ | 私鉄総連 | ○ | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| Ⅰ | フード連合 | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|-----|----------|---|---|---|---|--|--|---|---|---|--|
| I | 運輸労連 | | ○ | | | | | ○ | | | |
| II | 損保労連 | | ○ | | | | | | ○ | | |
| II | サービス連合 | | | | | | | | | | |
| II | ゴム連合 | | | | ○ | | | | | ○ | |
| II | 航空連合 | | | ○ | | | | | ○ | | |
| II | 紙パ連合 | | | ○ | | | | | ○ | | |
| II | 全電線 | ○ | | | | | | ○ | | | |
| III | 全水道 | | | | | | | | | | |
| III | J P 労組 | ○ | | | | | | ○ | | | |
| III | 日教組 | | | | | | | | | | |
| III | 国公連合 | | | | ○ | | | | | ○ | |
| III | J R 連合 | ○ | | | | | | ○ | | | |
| III | J R 総連 | ○ | | | | | | | | ○ | |
| III | 交通労連 | | | | ○ | | | ○ | | | |
| III | 全国ガス | | ○ | | | | | ○ | | | |
| III | 印刷労連 | ○ | | | | | | | | ○ | |
| III | 全銀連合 | | | | ○ | | | | | ○ | |
| III | メディア労連 | | | | ○ | | | | | ○ | |
| III | 全労金 | ○ | | | | | | ○ | | | |
| III | 森林労連 | | | ○ | | | | | ○ | | |
| III | 労供労連 | | | | ○ | | | | | ○ | |
| III | 全印刷 | | | | | | | | | | |
| III | 労済労連 | | | | ○ | | | | | ○ | |
| III | 自治労連 | | | | ○ | | | | | ○ | |
| III | 全造幣 | | | | | | | | | | |
| III | 日建協 | | | | ○ | | | | | ○ | |
| III | 日高教 | | | ○ | | | | | ○ | | |
| IV | U A ゼンセン | ○ | | | | | | ○ | | | |
| IV | J A M | | ○ | | | | | | ○ | | |
| IV | J E C 連合 | | | | | | | | | | |
| IV | 全国ユニオン | | | | ○ | | | | | ○ | |

③女性の働き方に対する環境整備

表2-21より、女性の働き方に対する環境整備についての考えを見ると、「Aに近い」考えの組織は4組織、「ややAに近い」考えの組織は11組織、「Bに近い」考えの組織は12組織、「ややBに近い」考えの組織は6組織、「考えていない」組織は1組織となっている。Aに近い考えの組織（15組織）よりBに近い考えの組織（18組織）がやや多い。

タイプ別にみると、タイプIはAに近い考えの組織（7組織）がBに近い考えの組織（3組織）より多い。自動車総連、生保労連、フード連合が「ややBに近い」考えを示している。タイプIIは、Bに近い考えの組織（4組織）がAに近い考えの組織（1組織）より多い。全電線がAに近い考えを示しているが、損保労連、ゴム連合、航空連合、紙パ連合はBに近い考えを示している。タイプIIIは、Bに近い考えの組織（9組織）がAに近い考えの組織（6組織）より多い。J P 労組、J R 連合、交通労連、全国ガス、全労金、日高教がAに近い考えを示しているが、国公連合、J R 総連、印刷労連、

全銀連合、メディア労連、森林労連、労供労連、労済労連、自治労連はBに近い考えを示している。注目すべきことは、日高教が女性の働き方に対する環境整備についてAに近い考えを示していることである。日建協は女性の働き方に対する環境整備について考えていない。タイプIVは、U Aゼンセンと全国ユニオンはBに近い考えを示しているが、J AMはAに近い考えを示している。

④高齢者の働き方に対する環境整備

同じく表2-21より、高齢者の働き方に対する環境整備についての考えを見ると、「Aに近い」考えの組織は6組織、「ややAに近い」考えの組織は8組織、「Bに近い」考えの組織は11組織、「ややBに近い」考えの組織は7組織、「考えていない」組織は2組織となっている。Aに近い考えの組織（14組織）よりBに近い考えの組織（18組織）がやや多い。

タイプ別にみると、タイプIはAに近い考えの組織（7組織）がBに近い考えの組織（3組織）より多い。自動車総連、生保労連、フード連合が「ややBに近い」考えを示している。タイプIIは、Bに近い考えの組織（4組織）がAに近い考えの組織（1組織）より多い。全電線がAに近い考えを示しているが、損保労連、ゴム連合、航空連合、紙パ連合はBに近い考えを示している。タイプIIIは、Bに近い考えの組織（10組織）がAに近い考えの組織（4組織）より多い。J P労組、J R連合、全労金、日高教がAに近い考えを示しているが、国公連合、J R総連、交通労連、全国ガス、印刷労連、全銀連合、森林労連、労供労連、労済労連、自治労連はBに近い考えを示している。日高教は女性の働き方に対する環境整備と同様に高齢者の働き方に対する環境整備についてもAに近い考えを示している。メディア労連、日建協の2組織は高齢者の働き方に対する環境整備について考えていない。タイプIVは、U AゼンセンとJ AMはAに近い考えを示しているが、全国ユニオンはBに近い考えを示している。

⑤障がい者の働き方に対する環境整備

同じく表2-21より、障がい者の働き方に対する環境整備についての考えを見ると、「Aに近い」考えの組織は5組織、「ややAに近い」考えの組織は6組織、「Bに近い」考えの組織は13組織、「ややBに近い」考えの組織は9組織、「考えていない」組織は1組織となっている。Aに近い考えの組織（11組織）よりBに近い考えの組織（22組織）が2倍ほど多い。

タイプ別にみると、タイプIはAに近い考えの組織（6組織）がBに近い考えの組織（4組織）よりやや多い。自動車総連、生保労連、私鉄総連、フード連合がBに近い考えを示している。タイプIIは、Bに近い考えの組織（4組織）がAに近い考えの組織（1組織）より多い。全電線がAに近い考えを示しているが、損保労連、ゴム連合、航空連合、紙パ連合はBに近い考えを示している。タイプIIIは、Bに近い考えの組織（11組織）がAに近い考えの組織（4組織）より多い。J P労組、J R連合、全労金、日高教がAに近い考えを示しているが、国公連合、J R総連、交通労連、全国ガス、印刷労連、全銀連合、メディア労連、森林労連、労供労連、労済労連、自治労連はBに近い考えを示している。日高教は障がい者の働き方に対する環境整備についてもAに近い考えを示している。日建協

は障がい者の働き方に対する環境整備について考えていない。タイプIVは、U Aゼンセン、J AM、全国ユニオンの3組織がBに近い考えを示している。

表2-21 統一闘争についての考え：女性、高齢者、障がい者の働き方に対する環境整備

| タイプ | 組織名 | A：産業別組織のイニシアチブの下、統一闘争を展開していくべきである B：各加盟組織の自主性に任せるべきである | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--------|---|--------|--------|------|--------|--------------|--------|--------|------|--------|---------------|--------|--------|------|--------|
| | | 女性の働き方の環境整備 | | | | | 高齢者の働き方の環境整備 | | | | | 障がい者の働き方の環境整備 | | | | |
| | | Aに近い | ややAに近い | ややBに近い | Bに近い | 考えていない | Aに近い | ややAに近い | ややBに近い | Bに近い | 考えていない | Aに近い | ややAに近い | ややBに近い | Bに近い | 考えていない |
| 計 | 40 | 4 | 11 | 6 | 12 | 1 | 6 | 8 | 7 | 11 | 2 | 5 | 6 | 9 | 13 | 1 |
| I | 10 | 1 | 6 | 3 | | | 1 | 6 | 3 | | | 1 | 5 | 3 | 1 | |
| II | 6 | 1 | | 1 | 3 | | 1 | | 1 | 3 | | 1 | | 1 | 3 | |
| III | 20 | 2 | 4 | 1 | 8 | 1 | 3 | 1 | 3 | 7 | 2 | 3 | 1 | 3 | 8 | 1 |
| IV | 4 | | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | | | | 2 | 1 | |
| I | 自動車総連 | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | | |
| I | 電機連合 | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| I | 基幹労連 | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | |
| I | 自治労 | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| I | 生保労連 | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | | |
| I | 電力総連 | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| I | 情報労連 | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| I | 私鉄総連 | | ○ | | | | | ○ | | | | | | | ○ | |
| I | フード連合 | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | | |
| I | 運輸労連 | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| II | 損保労連 | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| II | サービス連合 | | | | | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| II | ゴム連合 | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| II | 航空連合 | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| II | 紙パ連合 | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | | |
| II | 全電線 | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | |
| III | 全水道 | | | | | | | | | | | | | | | |
| III | J P 労組 | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | |
| III | 日教組 | | | | | | | | | | | | | | | |
| III | 国公連合 | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| III | J R 連合 | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| III | J R 総連 | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| III | 交通労連 | | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | |
| III | 全国ガス | | ○ | | | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| III | 印刷労連 | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| III | 全銀連合 | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| III | メディア労連 | | | | ○ | | | | | | ○ | | | | ○ | |
| III | 全労金 | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | |
| III | 森林労連 | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | | |
| III | 労供労連 | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| III | 全印刷 | | | | | | | | | | | | | | | |
| III | 労済労連 | | | | ○ | | | | ○ | | | | | ○ | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|--|---|---|---|---|--|---|---|---|---|---|--|---|---|
| Ⅲ | 自治労連 | | | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | |
| Ⅲ | 日建協 | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ |
| Ⅲ | 日高教 | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | | | |
| Ⅳ | UAゼンセン | | | ○ | | | | ○ | | | | | | ○ | |
| Ⅳ | JAM | | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| Ⅳ | JEC連合 | | | | | | | | | | | | | | |
| Ⅳ | 全国ユニオン | | | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | |

⑥直接雇用の非正規労働者対策

表2-22より、直接雇用の非正規労働者対策についての考えを見ると、「Aに近い」考えの組織は5組織、「ややAに近い」考えの組織は8組織、「Bに近い」考えの組織は8組織、「ややBに近い」考えの組織は9組織、「考えていない」組織は3組織となっている。Aに近い考えの組織（13組織）よりBに近い考えの組織（17組織）のほうが多い。

タイプ別にみると、タイプⅠはAに近い考えの組織（6組織）がBに近い考えの組織（4組織）よりやや多い。自動車総連、電機連合、生保労連、フード連合がBに近い考えを示している。タイプⅡは、Bに近い考えの組織（4組織）がAに近い考えの組織（1組織）より多い。全電線がAに近い考えを示しているが、損保労連、ゴム連合、航空連合、紙パ連合はBに近い考えを示している。タイプⅢは、Bに近い考えの組織（8組織）がAに近い考えの組織（4組織）より多い。JP労組、JR連合、全労金、日高教がAに近い考えを示しているが、国公連合、JR総連、交通労連、全国ガス、全銀連合、メディア労連、森林労連、労済労連はBに近い考えを示している。印刷労連、自治労連、日建協の3組織は直接雇用の非正規労働者対策について考えていない。タイプⅣは、UAゼンセンとJAMがAに近い考えを示しているが、全国ユニオンはBに近い考えを示している。

⑦派遣労働者対策

同じく表2-22より、派遣労働者対策についての考えを見ると、「Aに近い」考えの組織は3組織、「ややAに近い」考えの組織は4組織、「Bに近い」考えの組織は10組織、「ややBに近い」考えの組織は5組織、「考えていない」組織は10組織となっている。Aに近い考えの組織（7組織）よりBに近い考えの組織（15組織）のほうがはるかに多く、派遣労働者対策を考えていない組織も多いことがわかる。

タイプ別にみると、タイプⅠはAに近い考えの組織（4組織）がBに近い考えの組織（3組織）よりやや多い。考えていない組織も2組織ある。自動車総連、電機連合、私鉄総連がBに近い考えを示しており、生保労連、フード連合は派遣労働者対策について考えていない。タイプⅡは、Bに近い考えの組織（4組織）がAに近い考えの組織（1組織）より多い。全電線がAに近い考えを示しているが、損保労連、ゴム連合、航空連合、紙パ連合はBに近い考えを示している。タイプⅢは、Bに近い考えの組織（6組織）がAに近い考えの組織（1組織）より多い。全労金がAに近い考えを示しているが、JR総連、全国ガス、全銀連合、森林労連、労供労連、労済労連はBに近い考えを示している。JP労組、国公連合、交通労連、印刷労連、メディア労連、自治労連、日建協、日高教の8組織は派

遣労働者対策について考えていない。タイプIVは、U Aゼンセンと全国ユニオンがBに近い考えを示しているが、J AMはAに近い考えを示している。

⑧請負労働者対策

同じく表2-22より、請負労働者対策についての考えを見ると、「Aに近い」考えの組織は2組織、「ややAに近い」考えの組織は4組織、「Bに近い」考えの組織は9組織、「ややBに近い」考えの組織は4組織、「考えていない」組織は13組織となっている。Aに近い考えの組織（6組織）よりBに近い考えの組織（13組織）が2倍以上多い。請負労働者対策を考えていない組織も多いと言える。

タイプ別にみると、タイプIはAに近い考えの組織（4組織）がBに近い考えの組織（2組織）よりやや多い。考えていない組織は3組織ある。自動車総連、電機連合がBに近い考えを示しており、生保労連、私鉄総連、フード連合は請負労働者対策について考えていない。タイプIIは、Bに近い考えの組織（3組織）がAに近い考えの組織（1組織）よりやや多い。全電線がAに近い考えを示しているが、ゴム連合、航空連合、紙パ連合はBに近い考えを示している。損保労連は請負労働者対策について考えていない。タイプIIIは、Aに近い考えの組織はなく、Bに近い考えの組織が7組織となっている。JR総連、全国ガス、全銀連合、メディア労連、森林労連、労供労連、日建協はBに近い考えを示している。JP労組、国公連合、交通労連、印刷労連、全労金、労済労連、自治労連、日高教の8組織は請負労働者対策について考えていない。タイプIVは、U AゼンセンはBに近い考えを示しているが、J AMはAに近い考えを示している。全国ユニオンは請負労働者対策について考えていない。

表2-22 統一闘争についての考え：直接雇用の非正規労働者対策、派遣労働者対策、請負労働者対策

| タイプ | 組織名 | A：産業別組織のイニシアチブの下、統一闘争を展開していくべきである B：各加盟組織の自主性にかませるべきである | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-------|--|--------|--------|------|--------|---------|--------|--------|------|--------|---------|--------|--------|------|--------|
| | | 直接雇用の非正規労働者対策 | | | | | 派遣労働者対策 | | | | | 請負労働者対策 | | | | |
| | | Aに近い | ややAに近い | ややBに近い | Bに近い | 考えていない | Aに近い | ややAに近い | ややBに近い | Bに近い | 考えていない | Aに近い | ややAに近い | ややBに近い | Bに近い | 考えていない |
| 計 | 40 | 5 | 8 | 9 | 8 | 3 | 3 | 4 | 5 | 10 | 10 | 2 | 4 | 4 | 9 | 13 |
| I | 10 | 1 | 5 | 4 | | | 1 | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | 3 | 2 | | 3 |
| II | 6 | 1 | | 2 | 2 | | 1 | | 1 | 3 | | 1 | | 1 | 2 | 1 |
| III | 20 | 2 | 2 | 3 | 5 | 3 | 1 | | 1 | 5 | 8 | | | 1 | 6 | 8 |
| IV | 4 | 1 | 1 | | 1 | | | 1 | 1 | 1 | | | 1 | | 1 | 1 |
| I | 自動車総連 | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | | |
| I | 電機連合 | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | | |
| I | 基幹労連 | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | |
| I | 自治労 | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| I | 生保労連 | | | ○ | | | | | | | ○ | | | | | ○ |
| I | 電力総連 | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| I | 情報労連 | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| I | 私鉄総連 | | ○ | | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| I | フード連合 | | | ○ | | | | | | | ○ | | | | | ○ |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----------|---|---|---|---|---|--|---|---|---|--|--|---|---|---|---|
| I | 運輸労連 | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| II | 損保労連 | | | ○ | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| II | サービス連合 | | | | | | | | | | | | | | | |
| II | ゴム連合 | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| II | 航空連合 | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| II | 紙パ連合 | | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | | | |
| II | 全電線 | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| III | 全水道 | | | | | | | | | | | | | | | |
| III | J P 労組 | ○ | | | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| III | 日教組 | | | | | | | | | | | | | | | |
| III | 国公連合 | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| III | J R 連合 | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| III | J R 総連 | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| III | 交通労連 | | | ○ | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| III | 全国ガス | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| III | 印刷労連 | | | | | ○ | | | | ○ | | | | | | ○ |
| III | 全銀連合 | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| III | メディア労連 | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| III | 全労金 | ○ | | | | | | ○ | | | | | | | | ○ |
| III | 森林労連 | | | ○ | | | | | | ○ | | | | ○ | | |
| III | 労供労連* | | | | | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| III | 全印刷 | | | | | | | | | | | | | | | |
| III | 労済労連 | | | ○ | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| III | 自治労連 | | | | | ○ | | | | ○ | | | | | | ○ |
| III | 全造幣 | | | | | | | | | | | | | | | |
| III | 日建協 | | | | | ○ | | | | ○ | | | | | ○ | |
| III | 日高教 | | ○ | | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| IV | U A ゼンセン | ○ | | | | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| IV | J A M | | ○ | | | | | | ○ | | | | ○ | | | |
| IV | J E C 連合 | | | | | | | | | | | | | | | |
| IV | 全国ユニオン | | | | ○ | | | | | ○ | | | | | | ○ |

*：労供労連は「直接雇用の非正規労働者対策」について「該当しない」という回答をした。

以上で見てきた、①～⑧に対する産業別組織の統一闘争についての考えをまとめたものが表 2-23 である。タイプ I について見ると、自動車総連は①～⑧すべてに対し B に近い考えを示すが、基幹労連、電力総連、情報労連、運輸労連は①～⑧すべてに対し A に近い考えを示す。電機連合は①～⑤に対し A に近い考えであるが、⑥～⑧の非正規労働者対策については B に近い考えである。生保労連は①と②に対し A に近い考えを、③～⑥に対し B に近い考えである。私鉄総連は⑤の障がい者の働き方に対する環境整備と⑦の派遣労働者対策に対し B に近い考えであるが、それ以外に対しては A に近い考えである。フード連合は①～⑥に対し B に近い考えであるが、⑦の派遣労働者対策と⑧の請負労働者対策に対しては考えていない。

タイプ II について見ると、全電線は①～⑧すべてに対し A に近い考えであるが、ゴム連合、航空連合、紙パ連合は①～⑧すべてに対し B に近い考えである。損保労連は、①の月例賃金の水準に対し A

に近い考えであるが、②～⑦に対してはBに近い考えである。

タイプⅢについて見ると、J P 労組と J R 連合が①～⑥に対しAに近い考えである。ただ、J P 労組は⑦派遣労働者対策と⑧請負労働者対策に対しては考えていない。全労金は①～⑦に対しAに近い考えであるが、⑧請負労働者対策に対しては考えていない。全銀連合、森林労連は①～⑧すべてに対しBに近い考えである。国公連合は①～⑥に対しBに近い考えであるが、⑦派遣労働者対策と⑧請負労働者対策に対しては考えていない。J R 総連は①に対しAに近い考えであるが、②～⑧に対してはBに近い考えである。交通労連は②と③に対しAに近い考えであるが、①、④～⑥に対してBに近い考えであり、⑦と⑧に対しては考えていない。全国ガスは①～③に対しAに近い考えであるが、④～⑧に対してはBに近い考えである。印刷労連は①に対しAに近い考えであるが、②～⑤に対してはBに近い考えである。メディア労連は④の高齢者の働き方に対する環境整備と⑦の派遣労働者対策に対しては考えていないが、それ以外に対してはBに近い考えである。労供労連は⑥の非該当を除き①～⑤、⑦～⑧に対しBに近い考えである。労済労連は⑧の請負労働者対策に対しては考えていないが、①～⑦に対しBに近い考えである。自治労連は①～⑤に対しBに近い考えであるが、⑥～⑧に対しては考えていない。日建協は①と②、⑧の請負労働者対策に対しBに近い考えであるが、③女性・④高齢者・⑤障がい者の働き方に対する環境整備、⑥直接雇用の非正規労働者対策、⑦派遣労働者対策に対しては考えていない。日高教は①と②に対しBに近い考えであるが、③～⑥に対してはAに近い考えである。しかし、⑦と⑧に対しては考えていない。

タイプⅣについて見ると、U A ゼンセンは①、②、④、⑥に対しAに近い考えであるが、③女性・⑤障がい者の働き方に対する環境整備、⑦派遣労働者対策、⑧請負労働者対策に対してはBに近い考えである。J A M は⑤の障がい者の働き方に対する環境整備に対しBに近い考えであるが、それ以外に対してはAに近い考えである。全国ユニオンは①～⑦に対しBに近い考えであるが、⑧の請負労働者対策に対しては考えていない。

以上で、産業別組織ごとに統一闘争についての考えを見てきたが、いくつか興味深い点や注目すべき点がある。①派遣労働者対策あるいは請負労働者対策について考えていない組織がかなりあり、タイプⅠにもそういう組織が3組織あるということである。②タイプⅠの電機連合が月例賃金の水準や総労働時間、女性・高齢者・障がい者の働き方に対する環境整備については産業別組織のイニシアチブの下、統一闘争を展開していくべきであると考えのに対し、非正規労働者対策については各加盟組織の自主性に任せるべきであると考えることである。③タイプⅢの組織の場合、統一闘争についての考えから産業別組織の重点事項がうかがえるということである。たとえば、交通労連は総労働時間と女性の働き方に対する環境整備について産業別組織のイニシアチブの下、統一闘争を展開していくべきであると考え。また全国ガスは月例賃金の水準や総労働時間や女性の働き方に対する環境整備について、日高教は女性・高齢者・障がい者の働き方に対する環境整備や直接雇用の非正規労働者対策について、産業別組織のイニシアチブの下、統一闘争を展開していくべきであると考え。④タイプⅣのU A ゼンセンが女性と高齢者の働き方に対する環境整備について違う考えを示しているということである。女性の働き方に対する環境整備については各加盟組織の自主性に任せるべきであると考

えるが、高齢者の働き方に対する環境整備については産業別組織のイニシアチブの下、統一闘争を展開していくべきであると考え。こうしたことより、UAゼンセンの場合、女性の働き方より高齢者の働き方のほうにより重点が置かれていると推論できる。

表 2-23 産業別組織の統一闘争についての考え：①～⑧

| タイプ | 組織名 | ①月例賃金の水準 | ②総労働時間 | ③女性の働き方に対する環境整備 | ④高齢者の働き方に対する環境整備 | ⑤障がい者の働き方に対する環境整備 | ⑥直接雇用の非正規労働者対策 | ⑦派遣労働者対策 | ⑧請負労働者対策 |
|-----|--------|----------|--------|-----------------|------------------|-------------------|----------------|----------|----------|
| I | 自動車総連 | B | B | B | B | B | B | B | B |
| I | 電機連合 | A | A | A | A | A | B | B | B |
| I | 基幹労連 | A | A | A | A | A | A | A | A |
| I | 自治労 | A | A | A | A | A | A | NA | NA |
| I | 生保労連 | A | A | B | B | B | B | ✖ | ✖ |
| I | 電力総連 | A | A | A | A | A | A | A | A |
| I | 情報労連 | A | A | A | A | A | A | A | A |
| I | 私鉄総連 | A | A | A | A | B | A | B | ✖ |
| I | フード連合 | B | B | B | B | B | B | ✖ | ✖ |
| I | 運輸労連 | A | A | A | A | A | A | A | A |
| II | 損保労連 | A | B | B | B | B | B | B | ✖ |
| II | ゴム連合 | B | B | B | B | B | B | B | B |
| II | 航空連合 | B | B | B | B | B | B | B | B |
| II | 紙パ連合 | B | B | B | B | B | B | B | B |
| II | 全電線 | A | A | A | A | A | A | A | A |
| III | J P 労組 | A | A | A | A | A | A | ✖ | ✖ |
| III | 国公連合 | B | B | B | B | B | B | ✖ | ✖ |
| III | J R 連合 | A | A | A | A | A | A | NA | NA |
| III | J R 総連 | A | B | B | B | B | B | B | B |
| III | 交通労連 | B | A | A | B | B | B | ✖ | ✖ |
| III | 全国ガス | A | A | A | B | B | B | B | B |
| III | 印刷労連 | A | B | B | B | B | ✖ | ✖ | ✖ |
| III | 全銀連合 | B | B | B | B | B | B | B | B |
| III | メディア労連 | B | B | B | ✖ | B | B | ✖ | B |
| III | 全労金 | A | A | A | A | A | A | A | ✖ |
| III | 森林労連 | B | B | B | B | B | B | B | B |
| III | 労供労連 | B | B | B | B | B | 非該当 | B | B |
| III | 労済労連 | B | B | B | B | B | B | B | ✖ |
| III | 自治労連 | B | B | B | B | B | ✖ | ✖ | ✖ |
| III | 日建協 | B | B | ✖ | ✖ | ✖ | ✖ | ✖ | B |
| III | 日高教 | B | B | A | A | A | A | ✖ | ✖ |
| IV | UAゼンセン | A | A | B | A | B | A | B | B |
| IV | J AM | A | A | A | A | B | A | A | A |
| IV | 全国ユニオン | B | B | B | B | B | B | B | ✖ |

A：「Aに近い」・「ややAに近い」、B：「Bに近い」・「ややBに近い」、✖：考えていない

2. 労働条件の産業別最低規制

ここでは産業別組織の労働条件についての産業別最低規制の機能を見ていくこととする。具体的には、1) 賃金やその他の労働条件についての産業別最低規制について経営者団体等と協定を結んでいるのか、2) 産業別最低規制についての方針を持っているのか、3) 加盟組織に対して、賃金・その他の労働条件の産業別規制に取り組むよう指導・要請しているのかについて見ていく。

(1) 最低規制協定

表2-24は、産業別組織の本部や地方組織が経営者団体あるいは企業グループ(もしくは個別企業)との間に賃金もしくはその他の労働条件についての最低規制について協定しているか、また協定している場合その協定内容、協定の拘束を受ける企業の範囲を示したものである。これによれば、最低規制について協定している組織はタイプⅠの情報労連と私鉄総連、タイプⅢのJ P 労組と全労金と、わずか4組織である。

4組織の最低規制協定の内容を見ると、最低賃金については4組織のいずれも協定を結んでいるが、労働時間についてはJ P 労組のみが、その他の労働条件についてはJ P 労組と全労金が結んでいる(複数回答)。

協定の拘束を受ける企業の範囲について見ると、「産業内の関係企業に一律に適用」する組織はJ P 労組と全労金であり、「特定の個別企業が対象」となる組織は情報労連と私鉄総連である(複数回答)。タイプによって協定の拘束を受ける企業の範囲が異なる結果である。

表2-24 産業別組織の本部・地方組織と経営者団体・企業グループ間の最低規制協定

| タイプ | | 最低規制について 協定している | 最低規制協定の内容 | | | 協定の拘束を受ける企業の範囲 | |
|-----|--------|--------------------|-----------|------|----------|----------------|------------|
| | | | 最低賃金 | 労働時間 | その他の労働条件 | 産業内の関係企業に一律に適用 | 特定の個別企業が対象 |
| 計 | | 4 | 4 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| Ⅰ | 情報労連 | ○ | ○ | | | | ○ |
| Ⅰ | 私鉄総連 | ○ | ○ | | | | ○ |
| Ⅲ | J P 労組 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| Ⅲ | 全労金 | ○ | ○ | | ○ | ○ | |

その他) 全労金：諸休暇、退職金、勤務時間、時間外・休日労働協定割増率、育児・介護休暇制度、私傷病欠勤・休職制度

(2) 産業別最低規制についての方針

表2-25は、労働条件の産業別最低規制に関連する中・長期的政策・方針の有無、特定最低賃金についての方針、2018年度特定最低賃金改定地域の有無を示したものである。これによれば、産業別最低規制に関連して、産業別組織の機能を強化するための中・長期的な政策・方針があるとする組織は15組織である。タイプ別にみると、タイプⅠでは電機連合、基幹労連、自治労、私鉄総連、フード連合、運輸労連の6組織が、タイプⅡでは全電線の1組織が、タイプⅢではJ P 労組、J R 連合、全国ガス、全銀連合、労供労連の5組織が、タイプⅣではU A ゼンセン、J A M、J E C 連合の3組織が、中・長期的な政策・方針があるという。

また最低賃金法に基づく特定最低賃金(産業別最賃)に対する方針を持っている組織は14組織であり、タイプ別にみると、タイプⅠでは自動車総連、電機連合、基幹労連、自治労、フード連合、運輸労連の6組織であり、タイプⅡではサービス連合、全電線の2組織である。タイプⅢではJ P 労組、J R 連合、全国ガスの3組織であり、タイプⅣではU A ゼンセン、J A M、J E C 連合の3組織である。

2018年度に特定最低賃金を改定した地域があったとする組織は15組織であり、タイプ別には、タイプⅠの自動車総連、電機連合、基幹労連、フード連合の4組織が、タイプⅡではゴム連合、紙パ連合、全電線の3組織が、タイプⅢではJ P 労組、J R 連合、全国ガス、印刷労連、自治労連の5組織が、タイプⅣではU A ゼンセン、J A M、J E C 連合の3組織が、2018年度に特定最低賃金を改定した地域があった組織である。

表2-25 労働条件の産業別最低規制と関連する政策・方針など

| タイプ | 組織名 | 産業別最低規制に関連して、中・長期的な政策・方針がある | 特定最低賃金（産業別最賃）に対する方針がある | 2018年度に特定最低賃金を改定した地域があった |
|-----|--------|-----------------------------|------------------------|--------------------------|
| | 40 | 15 | 14 | 15 |
| Ⅰ | 10 | 6 | 6 | 4 |
| Ⅱ | 6 | 1 | 2 | 3 |
| Ⅲ | 20 | 5 | 3 | 5 |
| Ⅳ | 4 | 3 | 3 | 3 |
| Ⅰ | 自動車総連 | | ○ | ○ |
| Ⅰ | 電機連合 | ○ | ○ | ○ |
| Ⅰ | 基幹労連 | ○ | ○ | ○ |
| Ⅰ | 自治労 | ○ | ○ | |
| Ⅰ | 生保労連 | | | |
| Ⅰ | 電力総連 | | | |
| Ⅰ | 情報労連 | | | |
| Ⅰ | 私鉄総連 | ○ | | |
| Ⅰ | フード連合 | ○ | ○ | ○ |
| Ⅰ | 運輸労連 | ○ | ○ | |
| Ⅱ | 損保労連 | | | |
| Ⅱ | サービス連合 | | ○ | |
| Ⅱ | ゴム連合 | | | ○ |
| Ⅱ | 航空連合 | | | |
| Ⅱ | 紙パ連合 | | | ○ |
| Ⅱ | 全電線 | ○ | ○ | ○ |
| Ⅲ | 全水道 | | | |
| Ⅲ | J P 労組 | ○ | ○ | ○ |
| Ⅲ | 日教組 | | | |
| Ⅲ | 国公連合 | | | |
| Ⅲ | J R 連合 | ○ | ○ | ○ |
| Ⅲ | J R 総連 | | | |
| Ⅲ | 交通労連 | | | |
| Ⅲ | 全国ガス | ○ | ○ | ○ |
| Ⅲ | 印刷労連 | | | ○ |
| Ⅲ | 全銀連合 | ○ | | |
| Ⅲ | メディア労連 | | | |
| Ⅲ | 全労金 | | | |
| Ⅲ | 森林労連 | | | |
| Ⅲ | 労供労連 | ○ | | |
| Ⅲ | 全印刷 | | | |
| Ⅲ | 労済労連 | | | |

| | | | | |
|---|---------|---|---|---|
| Ⅲ | 自治労連 | | | ○ |
| Ⅲ | 全造幣 | | | |
| Ⅲ | 日建協 | | | |
| Ⅲ | 日高教 | | | |
| Ⅳ | U Aゼンセン | ○ | ○ | ○ |
| Ⅳ | J A M | ○ | ○ | ○ |
| Ⅳ | J E C連合 | ○ | ○ | ○ |
| Ⅳ | 全国ユニオン | | | |

(3) 加盟組織に対する産業別最低規制の取り組みの指導・要請

表2-26は、加盟組織に対する産業別最低規制の取り組みの指導・要請有無と、指導・要請している最低規制の内容を示したものである。これによれば、加盟組織に対して、賃金・その他の労働条件の産業別最低規制に取り組むよう指導・要請している組織は16組織である。タイプ別にみると、タイプⅠの8組織が、タイプⅡの1組織が、タイプⅢの4組織が、タイプⅣの3組織が、加盟組織に対して指導・要請している。具体的には、タイプⅠでは自動車総連、電機連合、基幹労連、電力総連、私鉄総連、フード連合、運輸労連であり、タイプⅡでは全電線、タイプⅢではJ R連合、交通労連、全国ガス、全労金である。タイプⅣではU Aゼンセン、J A M、J E C連合である。

指導・要請している最低規制の内容を見ると、「最低賃金」が15組織、「労働時間」が9組織、「その他の労働条件」が1組織となっている（複数回答）。具体的にみると、タイプⅠでは、「最低賃金」と「労働時間」両方を指導・要請する組織は電機連合、電力総連、フード連合、運輸労連であり、「最低賃金」について指導・要請する組織は自動車総連、基幹労連、自治労、私鉄総連である。タイプⅡでは、全電線が「最低賃金」について指導・要請する。タイプⅢでは、「最低賃金」と「労働時間」両方を指導・要請する組織は交通労連で、「最低賃金」について指導・要請する組織は全国ガス、「労働時間」について指導・要請する組織は全労金⁵⁾である。J R連合は「最低賃金」と「労働時間」以外に「その他の労働条件」（ワーク・ライフ・バランスに資するもの）を指導・要請している。タイプⅣでは、「最低賃金」と「労働時間」両方を指導・要請する組織はU Aゼンセン、J A Mで、「最低賃金」のみを指導・要請する組織はJ E C連合である。

表2-26 加盟組織に対して産業別最低規制の取り組み指導・要請とその内容

| タイプ | 組織名 | 加盟組織に産業別最低規制に取り組むよう指導・要請している | 指導・要請している最低規制の内容 | | |
|-----|-------|------------------------------|------------------|------|----------|
| | | | 最低賃金 | 労働時間 | その他の労働条件 |
| 計 | 40 | 16 | 15 | 9 | 1 |
| Ⅰ | 10 | 8 | 8 | 4 | |
| Ⅱ | 6 | 1 | 1 | | |
| Ⅲ | 20 | 4 | 3 | 3 | 1 |
| Ⅳ | 4 | 3 | 3 | 2 | |
| Ⅰ | 自動車総連 | ○ | ○ | | |
| Ⅰ | 電機連合 | ○ | ○ | ○ | |
| Ⅰ | 基幹労連 | ○ | ○ | | |
| Ⅰ | 自治労 | ○ | ○ | | |

| | | | | | |
|-------|----------------------|---|---|---|---|
| I | 生保労連 | | | | |
| I | 電力総連 | ○ | ○ | ○ | |
| I | 情報労連 | | | | |
| I | 私鉄総連 | ○ | ○ | | |
| I | フード連合 | ○ | ○ | ○ | |
| I | 運輸労連 | ○ | ○ | ○ | |
| <hr/> | | | | | |
| II | 損保労連 | | | | |
| II | サービス連合 | | | | |
| II | ゴム連合 | | | | |
| II | 航空連合 | | | | |
| II | 紙パ連合 | | | | |
| II | 全電線 | ○ | ○ | | |
| <hr/> | | | | | |
| III | 全水道 | | | | |
| III | J P 労組 ⁶⁾ | | | | |
| III | 日教組 | | | | |
| III | 国公連合 | | | | |
| III | J R 連合 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| III | J R 総連 | | | | |
| III | 交通労連 | ○ | ○ | ○ | |
| III | 全国ガス | ○ | ○ | | |
| III | 印刷労連 | | | | |
| III | 全銀連合 | | | | |
| III | メディア労連 | | | | |
| III | 全労金 | ○ | | ○ | |
| III | 森林労連 | | | | |
| III | 労供労連 | | | | |
| III | 全印刷 | | | | |
| III | 労済労連 | | | | |
| III | 自治労連 | | | | |
| III | 全造幣 | | | | |
| III | 日建協 | | | | |
| III | 日高教 | | | | |
| <hr/> | | | | | |
| IV | U A ゼンセン | ○ | ○ | ○ | |
| IV | J A M | ○ | ○ | ○ | |
| IV | J E C 連合 | ○ | ○ | | |
| IV | 全国ユニオン | | | | |

その他) J R 連合 : ワーク・ライフ・バランスに資するもの

まとめ

以上で、産業別組織の賃金等の労働条件や職場環境の改善に関わる諸機能、すなわち経営者団体（もしくは企業）と交渉・協議する機能、傘下の加盟組織に対して産業別統一闘争（春季生活闘争）を指導する機能、労働条件について産業別最低規制を行う機能等について明らかにしてきた。以下に、産業別組織の諸機能に関してタイプ別に見られる特徴や組織別に注目すべき特徴についてまとめてみよ

う。

第1、交渉・協議機能について。経営者団体と話し合い、意見交換する産業別組織は回答した産業別組織の半数を若干超えているが(21組織)、春闘方針について経営者団体・特定の企業集団に説明する産業別組織はさらに減り(17組織)、春闘要求をめぐって経営者団体・特定の企業集団と協議・交渉をする産業別組織は一桁台の数(5組織)となる(なお、春闘要求をめぐって経営者団体・特定の企業集団と懇談の場を持つ組織は13組織である)。要するに、産業動向や産業政策から人材育成・能力開発まで幅広いテーマについて経営者団体と話し合い・意見交換をする機能を果たしている産業別組織は半数ほどあるが、春闘要求について労使協議あるいは団体交渉の機能を果たしている産業別組織は少ない。タイプ別に見ても同じことが言える。タイプⅠとタイプⅡではほとんどの組織(タイプⅠの10組織中8組織、タイプⅡの6組織中5組織)が経営者団体と話し合い・意見交換をしているが、春闘要求について協議・交渉をしているのは一部の組織に限られている。タイプⅠの電機連合が春闘要求について労使協議機能を果たしており、同じくタイプⅠの私鉄総連が労使協議・団体交渉の機能を果たしている。タイプⅢは、経営者団体と話し合い・意見交換をする組織が少ない(6組織)が、うち、J P 労組は春闘要求について労使協議・団体交渉の機能を果たしており、全労金は団体交渉機能を、労供労連は労使協議機能を果たしている。タイプⅣのうち経営者団体と話し合い・意見交換する組織は2組織あるが、春闘要求について労使協議あるいは団体交渉の機能を果たしている組織はない。

第2、産業別統一闘争の指導機能について。規定によってであれ、慣行としてであれ、産業別組織の本部が強い権限や拘束力を持つような産業別統一闘争を組織している組織は半数(21組織)であり、タイプⅠ、タイプⅡ、タイプⅣにおいて多いほうである。ただ、産業別組織の本部が強い権限や拘束力を持つような産業別統一闘争を組織していない産業別組織が3分の1は存在し、タイプⅢにおいてそのような組織は半数を超えている。タイプⅢのこのような組織は組織人員が少ない(2万人台~数千台)組織であるが、10万人以上の組織人員を持つ組織のうち、タイプⅠの自動車総連とフード連合、タイプⅣのJ AMは産業別組織の本部が強い権限や拘束力を持つ産業別統一闘争を組織しないということは特記すべきことであろう。

一方、月例賃金など産業別統一闘争として取り組んでいる闘争の要求水準や闘争の範囲を見ると⁷⁾、タイプⅠにおいて、要求水準を統一要求や統一要求基準にする組織が多く、また闘争の範囲を全加盟組織にしている組織が多い。タイプⅡ、タイプⅢ、タイプⅣにおいては、闘争項目により差はあるものの、全体的に要求基準や要求目標とする組織が多く、加盟組織に一任する組織が多い。要求を統一し、全加盟組織が闘争に参加するという意味において闘争指導機能を果たしていると言えるタイプはタイプⅠの組織であろう。もちろん、タイプⅠの中に、要求項目により要求水準を要求基準あるいは要求目標とする組織もあり(例えば、自動車総連は月例賃金と一時金を要求基準、基幹労連は一時金を要求基準にするなど)、闘争範囲を加盟組織に一任する組織(例えば、基幹労連が一時金の闘争範囲を加盟組織に一任するなど)もある。特に興味深いのは、賃金や一時金について産業別組織が強い拘束力を持つ闘争を指導する(要求水準が統一要求あるいは統一要求基準であり、全加盟組織が闘争の範囲となり、産業別組織の承認を必要とする)組織がタイプごとに1組織はあることである。タイプ

Iの私鉄総連、タイプIIの損保労連、タイプIIIのJP労組、タイプIVのUAゼンセンがそのような組織である。

第3、産業別最低規制の機能について。経営者団体もしくは個別企業と賃金もしくはその他の労働条件についての最低規制に協定している組織が4組織しかなく、タイプIの情報労連と私鉄総連の2組織、タイプIIIのJP労組と全労金の2組織が最低規制について協定を結んでいる。一方、加盟組織に対して産業別最低規制の取り組みを指導・要請する組織は半数弱（16組織）であり、タイプIとタイプIVでは大多数の組織が加盟組織に対して産業別最低規制について指導・要請をしている。これらのことから、産業別最低規制協定を結ぶ当事者として産業別最低規制の機能を果たす産業別組織はごくわずかであるが、産業別最低規制の取り組みを加盟組織に対して指導する役割を果たしている産業別組織は約半数あることがわかる。

第4、第1と第2より、交渉・協議機能と闘争指導機能の両機能を果たしていると言える産業別組織は半数くらいであると言える。タイプ別には、交渉・協議機能であれ、闘争指導機能であれ、タイプIにそのような機能を果たしている組織が多い。タイプIIとタイプIVのうちそのような機能を果たしている組織はタイプIIIと比べやや多いと言える。

第5、同じタイプであっても、産業別組織により、交渉・協議機能や闘争指導機能において違いが見られる。タイプIのうち、自動車総連は産業別組織の役割を限定し、緩やかな産業別組織の機能を堅持していると言える。例えば、自動車総連は、経営者団体との話し合いは懇談の場を持ち意見交換をするのみにとどめ、産業別統一闘争の要求水準を要求基準あるいは要求目標とし、統一闘争についての考えは各加盟組織の自主性に任せるべきであるという考えを示す。さらに、加盟組織に対して年齢別月賃金額と総労働時間の到達水準の設定の取り組みのみを要請する。

また、タイプIVのうち、UAゼンセンは賃金・一時金の闘争において産業別組織が強い拘束力を持つ統一闘争を組織するのに対し、JAMは産業別組織の本部が強い権限や拘束力を持つような闘争を組織しておらず、闘争の要求水準を要求基準にするのみならず闘争の参加をも加盟組織に一任するなど緩やかな闘争指導を行っている。

¹⁾ JP労組は、調査票に対応する経営者団体の総数と定期的話し合い・意見交換を行う団体の数を4と回答したが、経営者団体名は記入しなかった。しかし、その経営者団体が郵政グループ4社であるという確認が取れたので、この集計表には対応する経営者団体は「なし」とした。

²⁾ 私鉄総連によれば、団体交渉は私鉄北海道地方労働組合と加盟組合のうち私鉄北海道地方労働組合に団体交渉を委任した会社との間で行われる。労使協議は、私鉄総連と日本民営鉄道協会、日本バス協会（バス事業最賃問題研究会）との間で産業別最低賃金について行っている。

³⁾ 全労金は調査票には労使協議と回答しているが、エディティング段階でメールにより確認したところ、以下のよう
に労使協議が交渉の場と意見交換の場の両方を兼ねていることが確認された。「全労金は、全国にある労働金庫の全国
共通の労働条件について業界団体である労金協会とで労使協定を締結している。全労金の春季生活闘争方針で中央協
定の改定や新設を方針化した場合は、「労使協議」がいわゆる交渉の場になる。一方で、単組は、産別方針に基づき賃
金・一時金等の要求水準を確立して、個別の労働金庫と交渉することから、全労金は業界団体である労金協会に対し
て、全労金方針に対する理解度を深め、全国労金に円滑な交渉となるよう指導することを要請する、いわゆる意見交
換の場としても「労使協議」を実施している」（全労金からのメールより抜粋）。

⁴⁾ 各タイプの訪問しない組織と訪問する組織の合計が各タイプの組織数と一致しないのは、無回答の組織があるからである。

-
- 5) 表 2-24 で見たように、全労金は最低賃金とその他の労働条件について業界団体の労金協会と最低規制協定を結んでいることから、労働時間について加盟組織に対して産業別最低規制の取り組みを要請・指導すると推察される。
- 6) J P 労組は調査票に加盟組織に産業別最低規制を取り組むよう指導・要請すると回答しているが、J P 労組は単一組織であり、企業グループと最低賃金、労働時間、その他の労働条件について最低規制協定を締結していることから、この質問には該当しないと判断した。
- 7) 妥結条件は、タイプ別を問わず、産業別組織の承認は不要とする組織がほとんどであるので、要求水準と闘争の範囲から闘争指導機能を判断することにした。

〈第 3 章〉

第3章

JILPT副主任研究員 西村 純

本章では雇用対策、産業政策、共済活動を中心に活動の現状を紹介する。既にここまでの章においてタイプ別の類型が示されてきたと思うが、本章の冒頭で今一度各類型の定義と各タイプに属する産別組織を示しておく（表3-1）。

表3-1 各タイプの定義と該当組織

| タイプ | 定義 | 該当組織名 |
|-----|--|--|
| I | 組織範囲を産業別中分類とし、市場支配力を有し、組織人員10万人以上の組織 | 自治労、自動車総連、電機連合、基幹労連、生保労連、電力総連、情報労連、運輸労連、私鉄総連、フード連合 |
| II | 組織範囲を産業別中分類とし、市場支配力も有しているが、組織人員が10万人に満たない組織 | 損保労連、サービス連合、ゴム連合、航空連合、紙パ連合、全電線 |
| III | 中産別を組織範囲とする企業別組合の連合体であるが、市場支配力を持たない産業別組織であるか、または公共企業体が民営化、独立法人化された単独事業体の労働組合 | J P 労組、日教組、国公連合、J R 連合、J R 総連、交通労連、全国ガス、印刷労連、全水道、全銀連合、メディア労連、全労金、森林労連、労供労連、全印刷、労済労連、自治労連、全造幣、日建協、日高協 |
| IV | 大産別主義を組織方針とする組織、もしくは、(事実上を含む)一般組合主義の組織 | UAゼンセン、J AM、J E C 連合、全国ユニオン |

1. 雇用・合理化対策

(1) 対策指針(方針)

①対策方針の有無

加盟組織の組合員の雇用や労働条件に大きな影響を及ぼす合理化問題に対して、産業別組織が行っている対策について確認する。合理化対策について、具体的な対策指針(方針)を設けている産別組織は、回答のあった40組織中、16組織である。また、対策を検討している組織は3組織となっている(運輸労連、国公連合、J R 連合)。4類型ごとに対策方針の有無をまとめると表3-2の通りとなる。表3-2より4類型の中で積極的に取り組んでいるのは、タイプIIとタイプIVに属する産別組織であることが窺える。タイプIIに属する6組織のうち、4組織が指針(方針)を策定している。タイプIVに属する4組織のうち、3組織が指針(方針)を策定している。一方、タイプIIIの組織は、上記の2つのタイプに比べると、取組に積極的とは言えないようである。タイプIIIに属する20組織のうち、4組織が指針(方針)を策定している。検討中を含めても6組織に留まる。タイプIIIの中で指針(方針)を策定しているのは、J P 労組、全水道、全銀連合、日建協となっている。

表 3 - 2 合理化対策指針（方針）の有無

| タイプ | 組織名 | 2018年時点の状況 | 計 |
|-----|----------|------------|----------------|
| I | 自治労 | ○ | 6 組織（1 組織は検討中） |
| | 自動車総連 | ○ | |
| | 電機連合 | ○ | |
| | 基幹労連 | ○ | |
| | 生保労連 | | |
| | 電力総連 | | |
| | 情報労連 | | |
| | 運輸労連 | △ | |
| | 私鉄総連 | | |
| | フード連合 | ○ | |
| II | 損保労連 | | 4 組織 |
| | サービス連合 | ○ | |
| | ゴム連合 | ○ | |
| | 航空連合 | | |
| | 紙パ連合 | ○ | |
| | 全電線 | ○ | |
| III | J P 労組 | ○ | 6 組織（2 組織は検討中） |
| | 日教組 | | |
| | 国公連合 | △ | |
| | J R 連合 | △ | |
| | J R 総連 | | |
| | 交通労連 | | |
| | 全国ガス | | |
| | 印刷労連 | | |
| | 全水道 | ○ | |
| | 全銀連合 | ○ | |
| | メディア労連 | | |
| | 全労金 | | |
| | 森林労連 | | |
| | 労供労連 | | |
| | 全印刷 | | |
| | 労済労連 | | |
| | 自治労連 | | |
| | 全造幣 | | |
| | 日建協 | ○ | |
| 日高協 | | | |
| IV | U A ゼンセン | ○ | 3 組織 |
| | J A M | ○ | |
| | J E C 連合 | | |
| | 全国ユニオン | ○ | |

注) 私鉄総連、全電線、J E C 連合の取り扱いについては序章を参照のこと。

この点について、連合総研（2001）を用いて、経年的な変化を確認してみよう。積極的に取り組んでいると思われるタイプⅡの産別組織について、2000年時点と現在を比較したものが表3-3である。ここから、ゴム連合や紙パ連合は、2000年時点では取り組んでいなかったが、その後に取り組むようになった産別組織であることが分かる。

表3-3 合理化方針の有無（2000年と2018年）

| タイプ | 組織名 | 2000年 | 2018年 |
|-----|--------|-------|-------|
| Ⅱ | 損保労連 | × | × |
| | サービス連合 | ○ | ○ |
| | ゴム連合 | × | ○ |
| | 航空連合 | × | × |
| | 紙パ連合 | × | ○ |

注) 2000年の状況については連合総研（2001）を参照。

一方、産別組織の中には、2000年時点では合理化対策指針（方針）を策定していたが、2018年に入り策定しなくなっている組織もある。比較できる組織を取り出して見てみると、タイプⅠでは生保労連、情報労連、および私鉄総連がこのケースに該当する。タイプⅡは該当する組織はなかった。タイプⅢは交通労連がこのケースに該当する。また、JR連合は、策定しているから策定を検討中に変わっている。このことから、経年的な変化で見ると、タイプⅠの10組織のうちの3組織が合理化対策に消極的になっている。以上より、2000年以降タイプⅡは合理化対策に積極的になった一方で、タイプⅠは消極的になったことが窺える。

②対象とする合理化問題

策定している組織を対象に、指針・方針が対象とする合理化問題の内容について項目別にまとめたものが表3-4である。「倒産」を対象としている産別組織は11組織、「企業・事業所閉鎖」を対象としている産別組織は13組織、「企業合併」を対象としている産別組織は14組織、「組織再編・分社化」を対象としている産別組織は14組織、「希望退職募集」を対象としている産別組織は12組織、「一時帰休・一時休業」を対象としている産別組織は11組織、「出向」を対象としている産別組織は10組織、「配置転換・転勤」を対象としている産別組織は12組織となっている。このように、「企業・事業所閉鎖」、「企業合併」、「組織再編・分社化」といった組織再編にかかわる事柄は、多くの産別組織で対象となっている。その他に掲げられている具体的な項目は、「労働条件の不利益変更（UAゼンセン）」、「業務委託の拡大や民営化による雇用の不安定化（全水道）」となっている¹。

また、調査票にあるすべての項目を対象としている組織は9組織となっている。タイプⅠの組織3つ（自動車総連、電機連合、フード連合）、タイプⅡの組織4つ（サービス連合、ゴム連合、紙パ連合、全電線）、タイプⅣの組織3つ（UAゼンセン、JAM、全国ユニオン）がそれぞれ該当する。逆に一

¹ サービス連合は、「雇用に关わるあらゆる問題への対応」と回答。

つの項目のみを対象としているのは、全銀連合と日建協となっている。どちらもタイプⅢの組織である。全銀連合は「企業合併」を、日建協は「倒産」を対象としている。以上より、タイプⅢは特定のテーマを対象とし、その他のタイプは幅広いテーマについて対象とする傾向が窺える。

表 3-4 対象とする合理化問題 (MA)

| | n | 倒産 | 企業・ 事業所閉鎖 | 企業合併 | 組織再編・ 分社化 | 希望退職 募集 | 一時帰休・ 一時休業 | 出向 | 配置転換・ 転勤 | その他 |
|-----|----|----|--------------|------|--------------|------------|---------------|----|-------------|-----|
| 計 | 16 | 11 | 13 | 14 | 14 | 12 | 11 | 10 | 12 | 3 |
| I | 5 | 4 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 | 3 | 3 | 0 |
| II | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 1 |
| III | 4 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| IV | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 1 |

③加盟組織の報告義務

表 3-5 より、加盟組織において会社から合理化の提案があった場合に、産別組織への報告義務を課している産別組織は16組織中8組織ある。タイプ I は、自動車総連、電機連合、および基幹労連が義務を課している。タイプ II は、紙パ連合と全電線が義務を課している。タイプ III は、JP 労組が、そして、タイプ IV は、UA ゼンセンと JAM が義務を課している。

表 3-5 産別組織への報告義務

| | n | あり | なし |
|-----|----|----|----|
| 計 | 16 | 8 | 8 |
| I | 5 | 3 | 2 |
| II | 4 | 2 | 2 |
| III | 4 | 1 | 3 |
| IV | 3 | 2 | 1 |

④産別組織における具体的な対策の実施主体

合理化対策において産別組織自体は具体的な対策を講じているのであろうか。16組織全てにおいて、何らかの具体的な合理化対策が講じられている。実際に対策を行う組織の内訳をタイプ別に示したものが表 3-6 である。「恒常的な対策委員会」は2組織、「発生ごとに設ける対策委員会」は8組織、「担当部局で対処」は9組織、その他は2組織となっている。多くの組織は発生ごとに対策委員会を設ける、もしくは、対応するための担当部局を設けているようである。タイプ別に見てみると、「恒常的な対策委員会」を設けているのはタイプ I の基幹労連とタイプ II のサービス連合のみとなっている。このうち、サービス連合は「恒常的な対策委員会」のみで対応している。タイプ II の紙パ連合は、委員会や部局以外の方法で対応している。「中央執行委員会」が合理化対策を講じている。タイプ II には特徴的な方法で合理化対策を講じている組織があるようである。

表 3-6 具体的な合理化対策を講じる組織 (MA)

| | n | 恒常的な 対策委員会 | 発生ごとに設け る対策委員会 | 担当部局 | その他 |
|-----|----|---------------|-------------------|------|-----|
| 計 | 16 | 2 | 8 | 9 | 2 |
| I | 5 | 1 | 3 | 4 | 0 |
| II | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| III | 4 | 0 | 1 | 2 | 1 |
| IV | 3 | 0 | 3 | 1 | 0 |

⑤合理化対策資金

表 3-7 より、合理化問題に対処していくための財政基盤について確認すると、5 組織が合理化対策資金を持っている。タイプ別に見ると、タイプ I では電機連合、基幹労連、および、情報労連がそうした資金を持っている。タイプ II とタイプ III ではそうした資金を持っている組織は無いようである。タイプ IV では、UAゼンセンと JAM がそのような資金を持っている。

表 3-7 合理化対策資金の有無

| | n | 産別組織名 |
|-----|---|----------------|
| 計 | 5 | |
| I | 3 | 電機連合、基幹労連、情報労連 |
| II | 0 | 0 |
| III | 0 | 0 |
| IV | 2 | UAゼンセン、JAM |

表 3-8 合理化問題への指針 (方針) の有無と合理化対策資金の有無

| 合理化問題に対する具 体的な指針 (方針) | 合理化対策資金 | |
|--------------------------|---|--|
| | あり | なし |
| あり | 電機連合 (I) 基幹労連 (I) UAゼンセン (IV) JAM (IV) | 自動車総連 (I)、フード連合 (I) サービス連合 (II)、ゴム連合 (II) 紙パ連合 (II)、全電線 (II)、 JP 労組 (III)、全銀連合 (III)、 全水道 (III)、日建協 (III) 全国ユニオン (IV) |
| なし | 情報労連 (I) | |

注) 括弧の中の英数字は産別組織が属するタイプ。

注) 自治労は合理化対策資金について無回答だったため、表からは除いている。

合理化問題の具体的な指針 (方針) の有無と合理化対策資金の有無の関係をみてみよう。表 3-8 より、タイプ II やタイプ III は、指針 (方針) を有する一方で、財政的基盤は確保しない傾向がある。タイプ I とタイプ IV は、指針 (方針) と財政的基盤の双方を有している組織と指針 (方針) のみを有している組織がある。タイプ I の 6 組織のうち 2 組織が、指針 (方針) と財政基盤の双方を有している。タイプ IV の 3 組織のうち 2 組織が、指針 (方針) と財政基盤の双方を有している。また、タイプ I の情報労連のみ財政基盤のみを有している。

(2) 離職者対策

①離職者の就職あっせん

離職者の就職あっせんを行う仕組みを設けている産別組織は7組織ある。タイプⅠで3組織（自動車総連、基幹労連、フード連合）が、タイプⅢで2組織（J P 労組、J R 総連）が、タイプⅣで2組織（U A ゼンセン、J A M）が、それぞれそのような仕組みを設けている。回答がなかったJ P 労組を除くと、産業別組織（地方組織を含む）で仕組みを持っているのは5組織（自動車総連（Ⅰ）、基幹労連（Ⅰ）、フード連合（Ⅰ）、U A ゼンセン（Ⅳ）、J A M（Ⅳ））で、加盟単組に仕組みがある組織は2組織（J R 総連（Ⅲ）、J A M（Ⅳ））となっている。J A Mは、産別組織と加盟組織双方において、そのような仕組みを設けている。

表3-9 就職あっせんの実施状況

| | n | 設けている | 設けていない | NA |
|---|----|-------|--------|----|
| 計 | 40 | 7 | 32 | 1 |
| Ⅰ | 10 | 3 | 7 | 0 |
| Ⅱ | 6 | 0 | 6 | 0 |
| Ⅲ | 20 | 2 | 17 | 1 |
| Ⅳ | 4 | 2 | 2 | 0 |

②離職者数の把握

離職者数の把握について確認してみると、そのような仕組みを設けている組織は7組織ある。タイプⅠでは自動車総連、電機連合、および基幹労連が、タイプⅡでは損保労連が、タイプⅢではJ P 労組が、タイプⅣではU A ゼンセンとJ A Mがそのような仕組みを設けている。

離職者の就職あっせんと離職者数の把握について、その関係を示したものが表3-10である。取り組みの実施状況について各類型別に確認すると、タイプⅠでは自動車総連と基幹労連は双方の取り組みを実施している。フード連合は就職あっせんのみ実施している。電機連合は離職者数の把握のみ実施している。その他の6組織はいずれの取り組みも実施していない。

表3-10 離職者の就職あっせんと離職者数の把握の実施状況

| 就職あっせん | タイプ | 離職者数の把握 | |
|--------|-----|----------------|--|
| | | あり | なし |
| あり | Ⅰ | 自動車総連、基幹労連 | フード連合 |
| | Ⅱ | 該当なし | 該当なし |
| | Ⅲ | J P 労組 | J R 総連 |
| | Ⅳ | U A ゼンセン、J A M | 該当なし |
| なし | Ⅰ | 電機連合 | 自治労、生保労連、電力総連、情報労連、運輸労連、私鉄総連 |
| | Ⅱ | 損保労連 | サービス連合、ゴム連合、航空連合、紙バ連合、全電線 |
| | Ⅲ | 該当なし | 日教組、国公連合、J R 連合、交通労連、全国ガス、印刷労連、全水道、全銀連合、メディア労連、全労金、森林労連、労供労連、全印刷、労済労連、自治労連、日建協、日高教 |
| | Ⅳ | 該当なし | J E C 連合、全国ユニオン |

注) 無回答であった全造幣は表からは除いている。

タイプⅡでは損保労連が就職のあっせんのみ実施している。その他の5組織はいずれの取り組みも実施していない。タイプⅢではJ P 労組が双方の取り組みを実施している。J R 総連は就職者のあっせんのみ実施している。これら二つを除く残りの17組織はいずれの取り組みも実施していない。タイプⅣではU A ゼンセンとJ A M が双方の取り組みを実施している。その他の2つの組織はいずれの取り組みも実施していない。

(3) 職業紹介・労働者供給事業

無料職業紹介事業、または労働供給事業を行っている産別組織はタイプⅢの労協労連、およびタイプⅣのU A ゼンセンの2つが実施している。他の38組織はそのような取り組みは実施していない。

2. 産業政策活動

(1) 産業政策活動の現状

①産業政策活動の策定

産業政策を策定している産別組織は30組織である。タイプ別に実施状況をまとめると表3-11のようになる。最も積極的に策定しているのは、タイプⅠである。このタイプは、全ての組織が産業政策を策定している。タイプⅡとタイプⅣの組織においても、産業政策は概ね策定されている。やや取り組みにバラツキが見られるのはタイプⅢである。20組織のうち策定しているのは12組織となる。このタイプでは、J P 労組、日教組、J R 連合、交通労連、全国ガス、印刷労連、全水道、全銀連合、労供労連、労済労連、日建協、日高教において産業政策が策定されている。

図表3-11 産業政策策定の有無

| | n | 有り | 無し | NA |
|-----|----|----|----|----|
| 計 | 40 | 30 | 9 | 1 |
| I | 10 | 10 | 0 | 0 |
| II | 6 | 5 | 1 | 0 |
| III | 20 | 12 | 7 | 1 |
| IV | 4 | 3 | 1 | 0 |

②産別・業種別の労使協議・懇談会の有無

表3-12 労使協議制・懇談会の有無

| | n | 有り | 無し | NA |
|-----|----|----|----|----|
| 計 | 40 | 21 | 16 | 3 |
| I | 10 | 8 | 1 | 1 |
| II | 6 | 3 | 3 | 0 |
| III | 20 | 8 | 11 | 1 |
| IV | 4 | 2 | 1 | 1 |

産業政策に関して労使協議・懇談会が実施されている状況を確認すると、21組織において実施されている。この点についてタイプ別にまとめたものが表3-12である。タイプⅠやタイプⅣは、労使協議・懇談会を積極的に実施していることが窺える。一方、タイプⅡとタイプⅢは、取組状況にバラツキがあることが窺える。それぞれのタイプに属する組織の半数程度は実施していない。

労使協議・懇談会の個数について具体的な数を示している産業別組織について見てみると、最も多いのはUAゼンセンの9つとなっている。ただし、製造業部門のみに設置されている。最も少ないのは1つであり、9つの産別組織が該当する（生保労連、電力総連、フード連合、国公連合、紙パ連合、全国ガス、印刷労連、森林労連、日建協）。具体的な数値を記している17組織の平均は2.53となっている。

表3-13より、産業政策の策定と労使協議・懇談会の実施状況の関係について見てみると、産業政策を策定している組織のうち、労使協議制を実施していない組織が9組織ある。タイプⅠとタイプⅣは産業政策を策定している産別組織は、労使協議制・懇談会も実施している傾向が窺える。一方、タイプⅡとタイプⅢには産業政策は策定しているが、労使協議制・懇談会を実施していない組織が半数近くに上っている。

表3-13 産業政策を策定している企業における労使協議制・懇談会の実施状況

| タイプ | 労使協議制・懇談会の有無 | | | 計 |
|-----|--|---------------------------------|------|------|
| | あり | なし | NA | |
| Ⅰ | 8組織（自動車総連、電機連合、基幹労連、生保労連、電力総連、運輸労連、私鉄総連、フード連合） | 1組織（情報労連） | 1組織 | 10組織 |
| Ⅱ | 3組織（損保労連、紙パ連合、全電線） | 2組織（サービス連合、航空連合） | 該当なし | 5組織 |
| Ⅲ | 6組織（JP労組、JR連合、交通労連、全国ガス、印刷労連、日建協） | 6組織（日教組、全水道、全銀連合、労供労連、労済労連、日高教） | 該当なし | 12組織 |
| Ⅳ | 2組織（UAゼンセン、JAM） | 該当なし | 1組織 | 3組織 |

では、産業政策を策定していない組織と労使協議制・懇談会の実施状況について確認してみるとどのような状況になっているのか。この点についてまとめたものが表3-14である。タイプⅢは産業政策を策定していないが、産業政策についての労使協議制・懇談会を実施している組織が2つある。先の産業政策を策定している組織における状況も併せて考えると、他の3つのタイプに比べると、タイプⅢはこの種の活動についてはやや消極的な傾向が窺える。

表3-14 産業政策を策定していない企業における労使協議制・懇談会の実施状況

| タイプ | 労使協議制・懇談会の有無 | | 計 |
|-----|----------------|-------------------------------|-----|
| | あり | なし | |
| Ⅰ | 該当なし | 該当なし | 0組織 |
| Ⅱ | 該当なし | 1組織（ゴム連合） | 1組織 |
| Ⅲ | 2組織（国公連合、森林労連） | 5組織（JR総連、メディア労連、全労金、全印刷、自治労連） | 7組織 |
| Ⅳ | 該当なし | 1組織（全国ユニオン） | 1組織 |

③具体的な産業政策活動

表 3-15 具体的な産業政策活動 (MA)

| | n | 政府関係審議会への参加 | 関係省庁への申し入れ、折衝 | 政党との折衝 | 経営者団体へ申し入れ、協議 | 他の産業別組織との共同行動 | 経営者団体と共同行動 | その他 | 実施せず | NA |
|-----|----|-------------|---------------|--------|---------------|---------------|------------|-----|------|----|
| 計 | 40 | 14 | 28 | 29 | 17 | 19 | 13 | 1 | 2 | 2 |
| I | 10 | 7 | 9 | 9 | 6 | 8 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| II | 6 | 1 | 3 | 4 | 2 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| III | 20 | 4 | 13 | 13 | 6 | 6 | 4 | 1 | 1 | 2 |
| IV | 4 | 2 | 3 | 3 | 3 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 |

産業政策活動の具体的な内容について確認したものが表 3-15である。「関係省庁への申し入れ、折衝」(28組織)と「政党との折衝」(29組織)が、具体的な活動の中では実施している活動の上位二つとなっている。「政党との折衝」に回答している産別組織29組織のうち、折衝を行っている政党について回答のあった組織が25組織ある。それらの組織の折衝相手について確認すると、野党のみと折衝を行っているのが20組織となっている。野党に加えて与党とも折衝を行っている組織は6組織ある(自治労、電機連合、日教組、国公連合、サービス連合、日高教)。

タイプ別に産業政策活動の実施状況について見てみると、タイプ I は全ての組織が3つ以上の活動を行っている。なかでも、自動車総連、電機連合、基幹労連は6つ全ての活動を行っている。タイプ II は6つの組織のうち、3つの組織が3つ以上の活動を行っている。具体的には、損保労連、サービス連合、航空連合が該当する。タイプ III は、20組織のうち、7組織が3つ以上の活動を行っている。具体的には、J P 労組、日教組、J R 連合、交通労連、全水道、森林労連、自治労連が該当する。特に J P 労組は6つ全ての活動を実施している。一方でいずれの活動も行っていない組織もある(メディア労連)。タイプ IV は、4つの組織のうち、3つの組織が3つ以上の活動を行っている。全国ユニオンはいずれの活動も行っていない。以上より、タイプ I は産業政策活動に積極的に取り組んでおり、かつ、活動の積極性についてもバラツキが小さい。一方、タイプ III は、他のタイプに比べると、活動の積極性において、バラツキが大きいことが窺える。

(2) 技術革新や人手不足への対応

まず、技術革新問題(IoT、AI等)に対する指針・方針の有無について確認すると、すでに指針・方針を策定している産別組織は6組織ある。内訳は、タイプ I の電機連合、情報労連、運輸労連、タイプ II の全電線、タイプ III の J R 連合、タイプ IV の J AM である。策定予定の産別組織は7組織ある。内訳は、タイプ I の自治労、基幹労連、フード連合、タイプ II の損保労連、サービス連合、航空連合、タイプ III の J P 労組である。

次に、人材確保や人材不足に対する指針・方針の有無について確認すると、指針・方針を策定している産別組織が9組織ある。内訳は、タイプ I の自治労、電機連合、運輸労連、私鉄総連、タイプ II の航空連合、タイプ III の J P 労組、J R 連合、全水道、森林労連である。策定を検討中の組織は8組織ある。内訳は、タイプ I の基幹労連、フード連合、タイプ II のサービス連合、全電線、タイプ III のメディア労連、全労金、労供労連、日高教である。

3. 連帯・共済活動

(1) 共済制度の有無

表 3-16 共済制度の有無 (MA)

| | n | 強制加入の 共済制度有り | 任意加入の 共済制度有り | なし | NA |
|-----|----|-----------------|-----------------|----|----|
| 計 | 40 | 12 | 23 | 10 | 2 |
| I | 10 | 6 | 7 | 1 | 0 |
| II | 6 | 1 | 4 | 1 | 0 |
| III | 20 | 2 | 9 | 7 | 2 |
| IV | 4 | 3 | 3 | 1 | 0 |

まず、産別組織として強制加入の組織共済を持っている組織が12組織ある。内訳は、タイプIが6組織（電機連合、基幹労連、電力総連、情報労連、運輸労連、フード連合）、タイプIIが1組織（サービス連合）、タイプIIIが2組織（全水道、全印刷）、タイプIVが3組織（UAゼンセン、JAM、JEC連合）となっている。次に、任意加入の共済制度を持っている組織が23組織ある。内訳は、タイプIが7組織（自治労、自動車総連、電機連合、基幹労連、情報労連、私鉄総連、フード連合）、タイプIIが4組織（ゴム連合、航空連合、紙パ連合、全電線）、タイプIIIが9組織（JP労組、日教組、JR連合、JR総連、交通労連、全国ガス、森林労連、労済労連、日建協）、タイプIVが3組織（UAゼンセン、JAM、JEC連合）となっている。これら2つの共済制度を持っている組織も7組織ある。タイプI（電機連合、基幹労連、情報労連、フード連合）とタイプIV（UAゼンセン、JAM、JEC連合）に属する組織において、両方の共済制度を持っている組織がある。

一方、いずれの共済制度も持っていない組織は10組織ある。内訳は、タイプIが1組織（生保労連）、タイプIIが1組織（損保労連）、タイプIIIが7組織（国公連合、印刷労連、全銀連合、メディア労連、全労金、自治労連、日高教）、タイプIVが1組織（全国ユニオン）となっている。

強制加入の共済制度持っている12組織を対象に、制度の対象者についてまとめたものが表3-17である。組合員のみを対象としている共済制度を有している組織が8組織ある。内訳は、タイプIが3組織（電機連合、基幹労連（OB含む）、運輸労連）、タイプIIが1組織（サービス連合）、タイプIIIが2組織（全印刷、全水道）、タイプIVが2組織（JAM、JEC連合）となっている。また、組合員に加えて組合員の家族も対象としている共済制度を有している組織は4組織ある。内訳は、タイプIが3組織（電機連合、電力総連、フード連合）、タイプIVが1組織（UAゼンセン）となっている。組合員、その家族、OB全てを対象とした制度を有している組織も2組織ある。内訳は、タイプIが1組織（情報労連）、タイプIVが1組織（UAゼンセン）となっている。

表 3-17 強制加入の共済制度の対象者 (MA)

| | n | 組合員のみ | 組合員とその家族 | 組合員とその家族、OB会員 |
|-----|----|-------|----------|---------------|
| 計 | 12 | 8 | 4 | 2 |
| I | 6 | 3 (注) | 3 | 1 |
| II | 1 | 2 | 0 | 0 |
| III | 2 | 1 | 0 | 0 |
| IV | 3 | 2 | 1 | 1 |

注) 基幹労連はOBを含む。

(2) 共済事業内容

共済制度を持っていると回答した組織を対象に、その事業内容についてまとめたものが表3-18である。上位3つの「生命共済」、「年金共済」、「医療共済」の全てを持っている組織は11組織ある。その内訳は、タイプⅠが4組織（電機連合、基幹労連、情報労連、運輸労連）、タイプⅡが1組織（ゴム連合）、タイプⅢが4組織（JP労組、全水道、日教組、労済労連）、タイプⅣが2組織となっている（UAゼンセン、JAM）。このうち、その他を除く5つ全ての共済事業を行っている組織は6組織ある。内訳は、タイプⅠが2組織（情報労連、運輸労連）、タイプⅢが3組織（JP労組、全水道、日教組）、タイプⅣが1組織（JAM）となっている。

無回答を除く28組織の平均値は、3.24となっている。平均以上の共済制度を有している組織とそうではない組織について、タイプ別にその状況をまとめたものが表3-19である。タイプⅢの組織は4つ以上の共済制度を有しているところが6組織（11組織中）に上る。タイプⅣも3つの組織のうち2つの組織は、4つ以上の共済制度を持っている。これら二つのタイプは、幅広い範囲で共済制度を設けていることが窺える。一方、タイプⅠやタイプⅡは対象を限定して共済制度を設けていることが窺える。

表3-18 共済制度の事業内容（MA）

| | n | 生命 | 年金 | 火災 | 医療 | 交通 | その他 | NA |
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|----|
| 計 | 28 | 20 | 19 | 11 | 17 | 9 | 5 | 3 |
| I | 9 | 6 | 7 | 3 | 5 | 2 | 2 | 1 |
| II | 5 | 3 | 4 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 |
| III | 11 | 8 | 5 | 6 | 8 | 6 | 3 | 1 |
| IV | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 |

表3-19 有している共済制度の数

| | n | 4つ以上 | 3つ以下 | NA |
|-----|----|------|------|----|
| 計 | 28 | 10 | 15 | 3 |
| I | 9 | 2 | 6 | 1 |
| II | 5 | 0 | 4 | 1 |
| III | 11 | 6 | 4 | 1 |
| IV | 3 | 2 | 1 | 0 |

なお、その他について記載のあった5組織（情報労連、フード連合、JR連合、全国ガス、UAゼンセン）の具体的な制度は、次の通りである。情報労連は、自然災害共済を設けている。フード連合は、組合活動災害補償共済を設けている。JR連合は、JR私傷病共済を設けている²。全国ガスは、長期収入サポート³を実施している。UAゼンセンは、長期休業保障共済、傷害・賠償共済、積立共済⁴を設けている。

² 私傷病での欠勤や産休の際の見舞金や死亡時の弔慰金が支払われる制度。

³ 病気やケガで働けなくなった際に、最長60歳までの所得を補填する団体長期障害所得補償保険。

⁴ 保険に加入しつつ積立金から一定額の引き出しが可能など、利用者のニーズに応じてその用途を変えることができる制度。

4. 教育活動

産別組織としての教育体系を持っている組織は23組織ある(表3-20)。タイプ別の内訳を見るとタイプⅠは10組織全てが教育体系を持っている。タイプⅡは6組織中4組織(損保労連、サービス連合、ゴム連合、航空連合)が、タイプⅢは20組織中8組織(JP労組、国公連合、JR連合、交通労連、全国ガス、森林労連、全印刷、労済労連)が、タイプⅣは4組織中1組織(UAゼンセン)が、教育体系を持っている。タイプⅢやタイプⅣは、教育体系の構築にはやや消極的な面が窺える。

表3-20 教育体系の有無

| | n | 有り | 無し | NA |
|---|----|----|----|----|
| 計 | 40 | 23 | 16 | 1 |
| Ⅰ | 10 | 10 | 0 | 0 |
| Ⅱ | 6 | 4 | 2 | 0 |
| Ⅲ | 20 | 8 | 11 | 1 |
| Ⅳ | 4 | 1 | 3 | 0 |

教育体系を持っていると回答した23組織について、その具体的な内容についてまとめたものが表3-21である。最も多く実施されているのは、「加盟組織中堅幹部基礎教育」である。この教育・研修活動は、23組織のうち13組織で実施されている。その内訳はタイプⅠが7組織(電機連合、基幹労連、生保労連、電力総連、情報労連、私鉄総連、フード連合)、タイプⅡが2組織(損保労連、ゴム連合)、タイプⅢが3組織(交通労連、全国ガス、全印刷)、タイプⅣが1組織(UAゼンセン)となっている。この研修の実施状況についてタイプ別の特徴を見てみると、タイプⅢに属する組織では、他のタイプに属する組織に比べるとこの研修の実施については消極的なことが窺える。実施している組織が8組織中3組織に留まっている。10組織中7組織が実施しているタイプⅠと比べると、違いがより鮮明になるとと思われる。

表3-21 実施している教育・研修内容(MA)

| | n | 新人組合員 | 中堅組合員 | 中高年組合員 | 新加盟組織 幹部 | 加盟組織中堅 幹部基礎 | 加盟組織中堅 幹部専門 | 産別組織 役員幹部 | その他 |
|---|----|-------|-------|--------|-------------|----------------|----------------|--------------|-----|
| 計 | 23 | 5 | 8 | 0 | 4 | 13 | 9 | 9 | 5 |
| Ⅰ | 10 | 0 | 4 | 0 | 3 | 7 | 5 | 4 | 2 |
| Ⅱ | 4 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| Ⅲ | 8 | 4 | 3 | 0 | 0 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| Ⅳ | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |

教育・研修体系を有している23組織の教育・研修活動の実施状況の平均値は、2.30となっている。平均を上回る研修を実施している組織と平均を下回る研修を実施している組織をタイプ別にまとめたものが表3-22である。3つ以上を実施している組織は10組織ある。その内訳は、タイプⅠが5組織(電機連合、基幹労連、生保労連、情報労連、フード連合)、タイプⅡが2組織(損保労連、ゴム連合)、

タイプⅢが2組織（全国ガス、全印刷）、タイプⅣ（U Aゼンセン）が1組織となっている。タイプ別の特徴としては、タイプⅢは、他のタイプと比べると限定した範囲で教育・研修活動を実施していることが窺える。8組織のうち6組織が2つ以下となっている。半数が3つ以上となっているタイプⅠと比べると違いがより鮮明になると思われる。タイプⅢの中で平均値を上回っているのは、全国ガスと印刷労連である。これらの組織は、4つの教育・研修を実施している。

表3-22 実施している教育・研修内容の数

| | n | 3つ以上 | 2つ以下 |
|-----|----|------|------|
| 計 | 23 | 10 | 13 |
| I | 10 | 5 | 5 |
| II | 4 | 2 | 2 |
| III | 8 | 2 | 6 |
| IV | 1 | 1 | 0 |

実施している教育・研修活動内容が最も多岐に渡っているのはタイプⅠの基幹労連である。8項目のうち、5項目を実施している（中堅組合員教育、加盟組織中堅幹部基礎教育、加盟組織中堅幹部専門教育、産業別組織役員幹部研修、その他）。

5. 調査活動、広報・宣伝活動

（1）調査活動

産別組織が実施している定例調査の内容についてまとめたものが表3-23である。回答のあった産別組織の中で最も多く実施されているのは「賃金実態調査（31組織）」である。それに「労働時間・休日調査（29組織）」が続く。このように、労働条件にかかわる調査は、多くの組織で実施されているようである。

表3-23 実施している定例調査の内容（MA）

| | n | 組織実勢調査 | 財政状況調査 | 賃金制度調査 | 賃金実態調査 | 労働時間・休日調査 | 生活実態調査 | 組合員意識調査 | 投票行動調査 | その他 | NA |
|-----|----|--------|--------|--------|--------|-----------|--------|---------|--------|-----|----|
| 計 | 40 | 23 | 8 | 15 | 31 | 29 | 16 | 14 | 9 | 2 | 4 |
| I | 10 | 9 | 4 | 7 | 10 | 9 | 7 | 4 | 5 | 1 | 0 |
| II | 6 | 4 | 0 | 1 | 5 | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| III | 20 | 9 | 4 | 5 | 13 | 11 | 7 | 8 | 2 | 0 | 3 |
| IV | 4 | 1 | 0 | 2 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 |

表3-24 実施している定例調査の数

| | n | 5つ以上 | 4つ以下 |
|-----|----|------|------|
| 計 | 36 | 14 | 22 |
| I | 10 | 8 | 2 |
| II | 6 | 0 | 6 |
| III | 17 | 5 | 12 |
| IV | 3 | 1 | 2 |

無回答を除く36組織の調査の実施状況の平均値は4.03となっている。平均値を上回る組織と平均値を下回る組織をタイプ別にまとめると表3-24のようになる。5つ以上の調査を実施している組織は14組織ある。その内訳はタイプⅠが8組織（自治労、自動車総連、電機連合、基幹労連、生保労連、情報労連、運輸労連、私鉄総連）、タイプⅢが5組織（日教組、全労金、自治労連、日建協、日高教）、タイプⅣが1組織（U Aゼンセン）となっている。タイプⅡは5つ以上の調査を実施している組織がない。

以上の点からタイプⅡの組織は、他のタイプと比べると実施している調査の数が少ないと言える。一方、タイプⅠの組織は、他のタイプと比べると多くの調査を実施している組織が多いと言える。最も多くの調査を実施しているのは、タイプⅠの自動車総連、電機連合、基幹労連、および、タイプⅢの日教組である。これらの組織は、7つの調査を実施している。

（2）広報・宣伝活動

①機関紙・誌の発行状況

産別組織の広報・宣伝活動について何らかの媒体（機関紙、機関誌、その他の雑誌）の発行を尋ねたところ、36組織において何らかの媒体を通じて情報が発信されている⁵。タイプ別に見ると、タイプⅠは10組織が、タイプⅡは6組織が、タイプⅢは16組織が、タイプⅣは4組織が何らかの媒体を通じて情報を発信している。

このうち、2つ以上の媒体で情報を発信している組織が10組織ある。その内訳は、タイプⅠが4組織（自治労、電機連合、運輸労連、私鉄総連）、タイプⅡが1組織（航空連合）、タイプⅢが3組織（日教組、J R連合、全水道）、タイプⅣが2組織（U Aゼンセン、J A M）となっている。1つの媒体のみで情報を発信しているタイプⅡやタイプⅢの組織のうち、その他の雑誌を選択している組織はゼロなので、タイプⅡやタイプⅢの組織は1つの媒体で情報を発信する傾向が窺える。タイプⅢには、機関紙、機関誌、その他の雑誌の全てで情報発信している日教組がいるものの、このタイプ全体の傾向としては、単独の媒体を用いて情報を発信しているようである。一方、タイプⅠやタイプⅣは複数の媒体を通じて情報を発信する傾向が窺える。

②ホームページの開設状況

次に、ホームページの開設状況をまとめたものが表3-25である。タイプⅢの3組織（メディア労連、森林労連、労供労連）とタイプⅣの1組織（全国ユニオン）を除く35組織でホームページが開設されている。開設している35組織に対して、閲覧する人物によって公開する内容に違いがあるのかについて尋ねた結果が表3-26である。閲覧者⁶によって公開内容に違いを設けている組織は20組織ある。内訳は、タイプⅠが6組織（自動車総連、電機連合、基幹労連、運輸労連、私鉄総連、フード連合）、タイプⅡが4組織（サービス連合、ゴム連合、航空連合、紙パ連合）、タイプⅢが8組織（J P労組、

⁵ 4組織は無回答との判別がつかないためその実態は不明である。

⁶ 閲覧者とは、産業別組織役員、加盟組織役員、組合員、その他を指している。

国公連合、交通労連、全国ガス、印刷労連、全銀連合、全労金、全印刷)、タイプⅣが2組織(JAM、JEC連合)となっている。いずれのタイプであっても半数かそれ以上の組織が、閲覧者によって公開する内容に違いを設けている。

表3-25 ホームページの開設状況

| | n | 有り | 無し | NA |
|-----|----|----|----|----|
| 計 | 40 | 35 | 4 | 1 |
| I | 10 | 10 | 0 | 0 |
| II | 6 | 6 | 0 | 0 |
| III | 20 | 16 | 3 | 1 |
| IV | 4 | 3 | 1 | 0 |

表3-26 閲覧者による公開内容の違い

| | n | 有り | 無し |
|-----|----|----|----|
| 計 | 35 | 20 | 15 |
| I | 10 | 6 | 4 |
| II | 6 | 4 | 2 |
| III | 16 | 8 | 8 |
| IV | 3 | 2 | 1 |

6. 政治活動

(1) 恒常的な委員会の有無

政治活動のための恒常的な委員会を設置している組織は12組織ある。その内訳は、タイプⅠが5組織(自動車総連、基幹労連、電力総連、情報労連、私鉄総連)、タイプⅡが1組織(航空連合)、タイプⅢが4組織(JP労組、日教組、JR連合、全国ガス)、タイプⅣが2組織(UAゼンセン、JAM)となっている。設置に積極的なのはタイプⅠとタイプⅣの組織、消極的なのはタイプⅡとタイプⅢの組織であることが窺える。

表3-27 恒常的な委員会の有無

| | n | 有り | 無し | NA |
|-----|----|----|----|----|
| 計 | 40 | 12 | 26 | 2 |
| I | 10 | 5 | 4 | 1 |
| II | 7 | 1 | 6 | 0 |
| III | 19 | 4 | 14 | 1 |
| IV | 4 | 2 | 2 | 0 |

(2) 組織内議員の状況⁷

①国政

まず、衆議院議員について確認する。回答のあった21組織のうち、組織内議員がいるのは8組織で

⁷ 調査時点の状況である。

ある。21組織の議員数の平均は、0.86人となっている。そこで1人以上の組織内議員がいる組織と
いない組織についてタイプ別にまとめてみると、表3-28のようになる。タイプⅠのみ半数以上の組織
が1人以上の組織内議員を確保している。自治労と情報労連に3人、自動車総連、電機連合、運輸労
連に1人の組織内議員がいる。全てのタイプを含めて最大値は4人であり、タイプⅢの日教組がこれ
に該当する。もう一つのタイプⅢの労組であるJ P 労組には3人の、全水道には2人の組織内議員が
いる。このように、タイプⅢの傾向としては組織内議員がいない組織が多いが、いる組織については、
他の産別組織と比べて多くの議員を確保している。このことから、他のタイプと比べると、タイプⅢ
は活動の状況が極端に分かれていることが窺える。

表3-28 組織内議員数（衆議院）

| | n | 1人以上 | いない |
|---|----|------|-----|
| 計 | 21 | 8 | 13 |
| Ⅰ | 8 | 5 | 3 |
| Ⅱ | 3 | 0 | 3 |
| Ⅲ | 9 | 3 | 6 |
| Ⅳ | 1 | 0 | 1 |

次に、参議院議員について確認する。回答のあった21組織⁸のうち、組織内議員がいるのは8組織で
ある。21組織の議員数の平均値は、0.86人となっている。そこで1人以上の組織内議員がいる組織と
いない組織についてタイプ別にまとめてみると、表3-29のようになる。衆議院における組織内議員
の状況と同様にタイプⅠのみ半数以上の組織が1人以上の組織内議員を確保している。さらに、衆議
院よりも多くの数を確保している。自治労に4人、情報労連に3人、自動車総連、電機連合、電力総
連に2人の組織内議員がいる。自治労は全てのタイプを含めて最も多くの組織内議員を有している。

表3-29 組織内議員数（参議院）

| | n | 1人以上 | いない |
|---|----|------|-----|
| 計 | 21 | 8 | 13 |
| Ⅰ | 8 | 5 | 3 |
| Ⅱ | 3 | 0 | 3 |
| Ⅲ | 9 | 2 | 7 |
| Ⅳ | 1 | 1 | 0 |

衆議院と参議院の双方において組織内議員を有している組織が6組織ある。その内訳は、タイプⅠが
4組織（自治労、自動車総連、電機連合、情報労連）、タイプⅢが2組織（J P 労組、日教組）となっ
ている。議員数については自治労と日教組が最も多く、衆参合わせて7名の組織内議員を有している。

②都道府県・市町村

まず、都道府県の状況について確認する。回答のあった24組織のうち、組織内議員がいるのは15組

⁸ この21組織は衆議院議員を回答している組織と同じである。

織である。自治労を除く23組織⁹の議員数の平均値は、4.49人となっている。そこで5人以上の組織内議員がいる組織といない組織についてタイプ別にまとめてみると、表3-30のようになる。

タイプIのみ半数の4組織が5人以上の組織内議員を確保している。自治労、自動車総連、基幹労連、電力総連が該当する。自治労についてはその正確な人数は分からないが、他の3組織は10人以上の組織内議員がいる。数が分かる組織の中で最も組織内議員数が多いのはタイプIIIの日教組である。39人の組織内議員がいる。

タイプ別の特徴としては、タイプIは他のタイプと比べて多くの組織内議員を確保することに成功している。逆にタイプIIは組織内議員を確保が進んでいない。同様に、タイプIIIについても、日教組を除くと、組織内議員の確保が進んでいないと言える。

表3-30 組織内議員数（都道府県）

| 計 | n | いる | | いない |
|-----|----|------|---------|-----|
| | | 15 | | |
| | | 5人以上 | 1人～4人以下 | |
| I | 8 | 4 | 3 | 1 |
| II | 3 | 0 | 0 | 3 |
| III | 11 | 1 | 5 | 5 |
| IV | 2 | 0 | 2 | 0 |

次に、市町村における組織内議員の状況について確認する。回答のあった25組織のうち、組織内議員がいるのは16組織である¹⁰。自治労を除く24組織の議員数の平均値は、38.53人となっている。そこで39人以上の組織内議員がいる組織といない組織についてタイプ別にまとめてみると、表3-31のようになる。タイプIのみ半数以上の5組織が39人以上の組織内議員を確保している。自治労、自動車総連、基幹労連、電力総連が該当する。自治労についてはその正確な人数は分からないが、他の3組織は、自動車総連が82人、基幹労連が55人、電力総連が87人の組織内議員を確保している。数が分かる組織の中で最も組織内議員数が多いのはタイプIIIの日教組である。122人の組織内議員がいる。

タイプ別の特徴としては、タイプIは、都道府県の状況と同様に、他のタイプと比べて多くの組織内議員を確保することに成功している。タイプIIIとタイプIVは、確保数において比較的多くの議員数を確保している組織とそうではない組織に分かれているようである。39人以上の議員を確保しているタイプIIIの組織はJ P労組と日教組であり、タイプIVの組織はU Aゼンセンである。タイプIIは、他のタイプと比べると、議員の確保が進んでいない組織が多い。

国政の状況も踏まえてタイプ別の特徴として窺えることを指摘すると、タイプIIの組織は、国政から地方も含めて、議員の確保に苦しんでいる。一方、タイプIの組織はいずれのレベルの議会においても、議員の確保が進んでいる組織が多い。タイプIIIは議員の確保が進んでいる特定の組織とそうで

⁹ 自治労は都道府県、市町村、首長合計450名と記入されており、内訳は分からない。数も極端に多いことから、外れ値として処理するのが適当だと考え、平均の計算からは除外した。ただし、全てのケースにおいて平均値以上の組織内議員数を確保していると思われ、以下の表3-30と31においては平均以上の組織としてカウントしている。

¹⁰ 都道府県の回答組織に紙パ連合を加えた25組織が対象。

はない組織に分かれている。タイプⅣもやや苦戦している。ただし、タイプⅣは国政から地方行政まで議員を確保している組織が1つ（U Aゼンセン）ある。国政と地方行政について回答している24組織のうち、双方のレベルにおいて組織内議員を確保しているのは9組織である。議員を確保している議会の範囲で見ると、タイプⅣの中にも議員の確保が進んでいる組織があると言える。

表 3 - 31 組織内議員数（市町村）

| 計 | n | いる | | いない |
|-----|----|-------|----------|-----|
| | | 39人以上 | 1人～38人以下 | |
| | 25 | 16 | | 9 |
| I | 8 | 5 | 2 | 1 |
| II | 4 | 0 | 1 | 3 |
| III | 11 | 2 | 4 | 5 |
| IV | 2 | 1 | 1 | 0 |

最後に、首長についても簡単に確認しておく。首長を輩出している産別組織は3組織ある。内訳は、タイプⅠの自治労、タイプⅢのJ R連合と日教組である。J R連合は国レベルでの組織内議員数は0人、地方レベルでも平均を下回る数の議員数に留まるが、首長を輩出している数少ない組織である。

7. 国際活動

（1）団体への加盟状況

国際産業別組織（I T S）の加盟状況をまとめたものが表 3 - 32である。30の組織が何らかのI T Sに加盟している。他のタイプと比べるとタイプⅢの組織はI T Sに加盟していない傾向が窺える。

表 3 - 32 国際産業別組織への加盟

| | n | 加盟している | 加盟していない |
|-----|----|--------|---------|
| 計 | 40 | 31 | 9 |
| I | 10 | 10 | 0 |
| II | 6 | 5 | 1 |
| III | 20 | 13 | 7 |
| IV | 4 | 3 | 1 |

（2）国際交流の状況

①国際交流協定

回答のあった23組織のうち、国際交流協定があると回答している産別組織は11組織ある。回答のあった23組織の平均値は1.17となっている。最も多くの国と国際交流協定を結んでいるのはタイプⅠの電機連合とタイプⅣのU Aゼンセンで、6ヶ国と協定を結んでいる。平均以上の2ヶ国以上の国と協定を結んでいる国、平均未満の1ヶ国と協定を結んでいる組織、および、協定を結んでいない組織についてタイプ別にまとめてみると表 3 - 33のようになる。

協定を締結している組織をタイプ別に分けると、タイプⅠは5組織（自治労、電機連合、電力総連、私鉄総連、フード連合）が、タイプⅡは2組織（ゴム連合、紙パ連合）が、タイプⅢは3組織（JR連合、JR総連、全国ガス）が、タイプⅣは1組織（UAゼンセン）が締結している。そのうち、2ヶ国以上の国と協定を締結している組織は、タイプⅠで3組織（自治労、電機連合、電力総連）、タイプⅢで1組織（JR総連）、タイプⅣで1組織（UAゼンセン）となっている。

回答の無かった組織を加味してもタイプⅠは半数の組織が国際協定を締結している。このことから、タイプⅠは他の組織と比べて協定締結に積極的であることが窺える。一方、締結していないと回答した組織の数より、タイプⅢの組織は、他の組織と比べると協定締結に積極的ではないことが窺える。

表3-33 国際産業別組織への加盟

| 計 | n | 締結している | | 締結していない |
|---|----|--------|-----|---------|
| | 23 | 11 | | 12 |
| | | 2ヶ国以上 | 1ヶ国 | |
| Ⅰ | 6 | 3 | 2 | 1 |
| Ⅱ | 5 | 0 | 2 | 3 |
| Ⅲ | 11 | 1 | 2 | 8 |
| Ⅳ | 1 | 1 | 0 | 0 |

②国際連帯資金

国際連帯資金を持っている組織は13組織ある。国際連帯資金の有無についてタイプ別にまとめたものが表3-34である。13組織の内訳を見てみると、タイプⅠは3組織（自治労、自動車総連、基幹労連）、タイプⅡは3組織（損保労連、ゴム連合、全電線）、タイプⅢは5組織（日教組、JR総連、全国ガス、全水道、労済労連）、タイプⅣは2組織（UAゼンセン、JAM）となっている。タイプ別に見ると、タイプⅡは、半数の組織が国際連帯資金を持っていると答えている。ここから、他のタイプと比べると、タイプⅡの組織は、国際連帯資金を持っている場合が多いことが窺える。

表3-34 国際連帯資金の有無

| | N | 有り | 無し | NA |
|---|----|----|----|----|
| 計 | 40 | 13 | 24 | 3 |
| Ⅰ | 10 | 3 | 7 | 0 |
| Ⅱ | 6 | 3 | 2 | 1 |
| Ⅲ | 20 | 5 | 14 | 1 |
| Ⅳ | 4 | 2 | 1 | 1 |

8. 組織強化活動

組織強化活動の状況についてまとめたものが表3-35である。「加盟組織への訪問」や「産業別組織の本部・地域組織による加盟組織の役員を対象とした学習会・研修会」については、多くの産別組織で取り組まれていることがうかがえる。「未加盟組織への訪問」は他の取り組みに比べると、取り組ん

でいる組織は少ないものの、15組織が取り組んでいる。

表 3-35 実施している組織強化活動 (MA)

| | n | 加盟組織への 訪問 | 未加盟組織へ の訪問 | 産業別組織の 本部と加盟組 織との地域レ ベルでの交流 | 産業別組織の 本部と加盟組 織との業種単 位での交流 | 産業別組織の 本部・地域組 織による加盟 組織の役員を 対象とした学 習会・研修会 | その他 | NA |
|-----|----|--------------|---------------|--------------------------------------|-------------------------------------|--|-----|----|
| 計 | 40 | 30 | 15 | 20 | 17 | 27 | 1 | 3 |
| I | 10 | 9 | 5 | 5 | 7 | 8 | 0 | 1 |
| II | 6 | 5 | 1 | 2 | 3 | 4 | 0 | 0 |
| III | 20 | 12 | 6 | 10 | 4 | 10 | 1 | 2 |
| IV | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 |

回答のあった37組織の取り組み個数の平均は、2.97となっている。3つ以上の取り組みを実施している組織と2つ以下の取り組みを実施している組織、および、取り組みを実施していない組織について、タイプ別にまとめてみたものが表 3-36である。

タイプ別にみると、3つ以上の取り組みを実施している組織は、タイプ I で7組織（自治労、基幹労連、電力総連、情報労連、運輸労連、私鉄総連、フード連合）、タイプ II で3組織（サービス連合、航空連合、紙パ連合）、タイプ III で11組織（日教組、JR連合、交通労連、全国ガス、印刷労連、全水道、メディア労連、全労金、自治労連、日建協、日高教）、タイプ IV で3組織（UAゼンセン、JAM、全国ユニオン）となっている。いずれのタイプであっても、半数以上の組織が3つ以上の活動を行っている。タイプ毎に取り組み数の平均値を計算すると、タイプ I は3.78、タイプ II は2.50、タイプ III は2.50、タイプ IV は4.00となっている。以上の点より、4つのタイプの中では、タイプ I とタイプ IV の組織が組織強化活動により積極的に取り組んでいることが窺える。

表 3-36 実施している組織強化活動数

| 計 | n | 取り組んでいる | | 取り組んでいない |
|-----|----|---------|--------|----------|
| | | 3つ以上 | 1~2つ以下 | |
| | 37 | 36 | | 1 |
| I | 9 | 7 | 2 | 0 |
| II | 6 | 3 | 3 | 0 |
| III | 18 | 11 | 6 | 1 |
| IV | 4 | 3 | 1 | 0 |

最も実施されていない項目である未加盟組織への訪問を実施している組織は、どのような組織なのであろうか。タイプ I では5つの組織が取り組んでいる。具体的な組織名を挙げると、自治労、電力総連、情報労連、運輸労連、フード連合がこの活動に取り組んでいる。タイプ II では損保労連がこの活動に取り組んでいる、タイプ III では6組織が取り組んでいる。具体的な名称を挙げると、国公連合、交通労連、全国ガス、メディア労連、自治労連、日建協がこの活動に取り組んでいる。タイプ IV では

3つの組織が取り組んでいる。具体的な名称を挙げると、JAM、JEC連合、全国ユニオンがこの活動に取り組んでいる。

各産別組織の取り組み状況について確認すると、最も多くの取り組みを実施しているのは、タイプⅠの自治労、電力総連、フード連合、タイプⅢの自治労連、タイプⅣのJAM、全国ユニオンで、その他を除く全ての活動に取り組んでいる。

9. 今後の活動課題

産別組織は今後どのような活動を強化すべきであると考えているのか。調査票では今後強化すべき課題として3つを選択してもらう方法でこの点について尋ねている。回答結果をまとめたものが表3-37である。無回答を除く32組織を対象に回答傾向について見てみると、課題として上位に挙げられているのは、「組織拡大」、「産業政策」、「労働条件向上」である。タイプにかかわらず、これら3つは課題の上位として挙げられている傾向が窺える。

タイプ別に課題として挙げられている数を確認すると、タイプⅠは、7つの項目が課題として挙げられている。具体的な内容は、「組織拡大」、「労働条件向上」、「産業政策」、「政治活動」、「安全衛生・メンタルヘルス」、「加盟組織役員の教育活動」、「その他」である。タイプⅡは、7つの項目が課題として挙げられている。具体的には、「組織拡大」、「労働条件向上」、「人材確保」、「産業政策」、「安全衛生・メンタルヘルス」、「男女共同参画・ダイバーシティ」、「加盟組織役員の教育活動」である。

タイプⅢは、12の項目が課題として挙げられている。具体的には、「組織拡大」、「労働条件向上」、「人材確保」、「産業政策」、「政治活動」、「安全衛生・メンタルヘルス」、「男女共同参画・ダイバーシティ」、「企業組織再編等の企業の合理化への対応」、「加盟組織役員の教育活動」、「共済活動」、「産別組織独自の地域活動（ボランティア活動・まちづくり等）」、「国際労働運動での活動」である。タイプⅣは、4つの項目が挙げられている。具体的には、「組織拡大」、「人材確保」、「産業政策」、「政治活動」である。

以上の結果から、タイプⅣに属する組織は今後課題と考えている問題がある程度共通していることが窺える。このことから、運動の方向性について、他のタイプと比べると同じ方向を向いていると考えられる。タイプⅣほど統一はされていないが、タイプⅠも同様の傾向を見てとることができる。逆にタイプⅢは課題として挙げられている項目が多岐に渡っている。このことから、運動の方向性について、他のタイプと比べるとそれぞれの組織が独自の方向を向いて運動しようとしていると考えられる。

表 3-37 今後の活動課題（MA：3つを選択）

| | n | 組織拡大 | 労働条件向上 | 人材確保 | 産業政策 | 政治活動 | 安全衛生・メンタルヘルス | 男女共同参画・ダイバーシティ | 企業組織再編等の企業の合理化への対応 | 加盟組織役員教育活動 | 職業紹介活動・職業訓練活動 | 共済活動 | 産別組織独自の地域活動 | 国際労働運動での活動 | その他 | NA |
|-----|----|------|--------|------|------|------|--------------|----------------|--------------------|------------|---------------|------|-------------|------------|-----|----|
| 計 | 40 | 27 | 19 | 9 | 20 | 12 | 5 | 7 | 1 | 5 | 0 | 2 | 1 | 1 | 1 | 8 |
| I | 10 | 7 | 6 | 0 | 9 | 5 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| II | 6 | 3 | 2 | 2 | 1 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| III | 20 | 14 | 11 | 6 | 9 | 6 | 2 | 5 | 1 | 2 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 5 |
| IV | 4 | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

注) 無記入、および、4つ以上の選択を行っている組織は無回答として処理した。

10. まとめ

以上本章では雇用対策、産業政策、共済、日常活動に関する事柄について、アンケート調査結果を紹介してきた。アンケート結果とそこから窺えることをまとめると、以下の通りとなる。

- 合理化問題について、具体的な対策指針（方針）を設けている産別組織は、40組織中、16組織である。4類型の中で積極的に取り組んでいるのは、タイプIIとタイプIVに属する産別組織であることが窺える。比較できる範囲で経年的な変化を見てみると、2000年以降、タイプIIは合理化対策に積極的になった一方で、タイプIは消極的になったことが窺える。
- 具体的に実施している合理化対策について確認すると、タイプIIIは特定のテーマを対象とし、その他のタイプは幅広いテーマについて対象とする傾向が窺える。
- 合理化問題に対して具体的な対策指針（方針）を設けている16組織は、産別組織自身で、何らかの具体的な合理化対策を講じている。
- 合理化問題に対処していくための財政基盤について確認すると、5組織が合理化対策資金を持っている。タイプ別に見ると、タイプIでは電機連合、基幹労連、および、情報労連がそうした資金を持っている。タイプIIとタイプIIIではそうした資金を持っている組織は無いようである。タイプIVでは、UAゼンセンとJAMがそのような資金を持っている。

- 合理化問題の具体的な指針（方針）の有無と合理化対策資金の有無の関係をしてみると、タイプⅡやタイプⅢは、指針（方針）を有する一方で、財政的基盤は確保しない傾向がある。タイプⅠとタイプⅣは、指針（方針）と財政的基盤の双方を有している組織と指針（方針）のみ有している組織がある。タイプⅠの6組織のうち2組織が、指針（方針）と財政基盤の双方を有している。タイプⅣの3組織のうち2組織が、指針（方針）と財政基盤の双方を有している。
- 離職者の就職あっせんや離職者数の把握について、取り組みの実施状況を各類型別に確認すると、タイプⅠでは自動車総連と基幹労連は双方の取り組みを実施している。フード連合は就職あっせんのみ実施している。電機連合は離職者数の把握のみ実施している。他の組織はいずれの取り組みも実施していない。タイプⅡでは損保労連が就職のあっせんのみ実施している。その他の5組織はいずれの取り組みも実施していない。タイプⅢではJ P労組が双方の取り組みを実施している。J R総連は就職者のあっせんのみ実施している。これら二つを除く残りの17組織はいずれの取り組みも実施していない。タイプⅣではU AゼンセンとJ AMが双方の取り組みを実施している。その他の2つの組織はいずれの取り組みも実施していない。
- 産業政策を策定している産業別組織は30組織である。タイプ別に実施状況を見てみると、最も積極的に策定しているのは、タイプⅠである。このタイプは、全ての組織が産業政策を策定している。タイプⅡとタイプⅣの組織においても、産業政策は概ね策定されている。やや取り組みにバラツキが見られるのはタイプⅢである。20組織のうち、12組織が策定している。
- 産業政策に関して労使協議・懇談会が実施されている状況を確認すると、21組織において実施されている。タイプⅠやタイプⅣは、労使協議・懇談会を積極的に実施していることが窺える。一方、タイプⅡとタイプⅢは、取組状況にバラツキがあることが窺える。それぞれのタイプに属する組織の半数程度は実施していない。
- 産業政策の策定と労使協議・懇談会の実施状況の関係について見てみると、産業政策を策定している組織のうち、労使協議制を実施していない組織が9組織ある。タイプⅠとタイプⅣは産業政策を策定している産別組織は、労使協議制・懇談会も実施している傾向が窺える。一方、タイプⅡとタイプⅢには産業政策は策定しているが、労使協議制・懇談会を実施していない組織が半数近くに上っている。
- 産業政策活動の具体的な内容について確認すると、「関係省庁への申し入れ、折衝」（28組織）と「政党との折衝」（29組織）が、具体的な活動の中では実施している活動の上位二つとなっている。タイプ別の特徴を見てみると、タイプⅠは産業政策活動に積極的に取り組んでおり、かつ、活動の積極性についてもバラツキが小さい。一方、タイプⅢは、他のタイプに比べると、活動の積極性において、バラツキが大きいことが窺える。
- 共済制度の有無について確認すると、まず、産別組織として強制加入の組織共済を持っている組織は12組織ある。内訳は、タイプⅠが6組織、タイプⅡが1組織、タイプⅢが2組織、タイプⅣが3組織となっている。次に、任意加入の共済制度を持っている組織が23組織ある。内訳は、タイプⅠが7組織、タイプⅡが4組織、タイプⅢが9組織、タイプⅣが3組織となっている。これ

ら2つの共済制度を持っている組織も7組織ある。タイプⅠとタイプⅣに属する組織において、両方の共済制度を持っている組織がある。

- 有している共済制度の数をタイプ別にまとめてみると、タイプⅢの組織は4つ以上の共済制度を有しているところが6組織（11組織中）に上る。タイプⅣも3つの組織のうち2つの組織は、4つ以上の共済制度を持っている。これら二つのタイプは、幅広い範囲で共済制度を設けていることが窺える。一方、タイプⅠやタイプⅡは対象を限定して共済制度を設けていることが窺える。
- 産別組織としての教育体系を持っている組織は23組織ある。タイプ別の内訳を見るとタイプⅠは10組織全てが教育体系を持っている。タイプⅡは7組織中4組織が、タイプⅢは20組織中8組織が、タイプⅣは4組織中1組織が、教育体系を持っている。タイプⅢやタイプⅣは教育体系の構築にはやや消極的な面が窺える。
- 教育・研修体系を有している23組織の教育・研修活動の実施状況の平均値は、2.30となっている。平均を上回る組織と平均を下回る組織をタイプ別に見てみると、3つ以上を実施している組織は10組織ある。その内訳は、タイプⅠが5組織、タイプⅡが2組織、タイプⅢが2組織、タイプⅣが1組織となっている。タイプ別の特徴としては、タイプⅢは、他のタイプと比べると限定した範囲で教育・研修活動を実施していることが窺える。8組織のうち6組織が2つ以下となっている。タイプⅢの中で平均値を上回っているのは、全国ガスと印刷労連である。これらの組織は、4つの教育・研修を実施している。
- 産別組織が実施している定例調査の内容について確認すると、回答のあった産別組織の中で最も多く実施されているのは「賃金実態調査（31組織）」である。それに「労働時間・休日調査（29組織）」が続く。このように、労働条件にかかわる調査は、多くの組織で実施されているようである。
- 無回答を除く36組織の調査実施状況の平均値は4.03となっている。タイプ別の特徴を見てみると、タイプⅡの組織は、他のタイプと比べると実施している調査の数が少ないと言える。一方、タイプⅠの組織は、他のタイプと比べると多くの調査を実施している組織が多いと言える。最も多くの調査を実施しているのは、タイプⅠの自動車総連、電機連合、基幹労連、および、タイプⅢの日教組である。これらの組織は、7つの調査を実施している。
- 産別組織の広報・宣伝活動について何らかの媒体（機関紙、機関誌、その他の雑誌）の発行を尋ねたところ、36組織において何らかの媒体を通じて情報が発信されている。タイプⅡやタイプⅢの組織は1つの媒体で情報を発信する傾向が窺える。タイプⅢには、機関紙、機関誌、その他の雑誌の全てで情報発信している日教組がいるものの、このタイプ全体の傾向としては、単独の媒体を用いて情報を発信しているようである。一方、タイプⅠやタイプⅣは複数の媒体を通じて情報を発信する傾向が窺える。
- 政治活動について確認すると、政治活動のための恒常的な委員会を設置している組織は12組織ある。その内訳は、タイプⅠが5組織、タイプⅡが1組織、タイプⅢが4組織、タイプⅣが2組織となっている。設置に積極的なのはタイプⅠとタイプⅣの組織、消極的なのはタイプⅡとタイプ

Ⅲの組織であることが窺える。

- 国政及び地方も含めて、組織内議員の確保状況に関するタイプ別の特徴として窺えることを指摘すると、タイプⅡの組織は、国政から地方も含めて、議員の確保に苦しんでいる。一方、タイプⅠの組織は、いずれのレベルの議会においても、議員の確保が進んでいる組織が多い。タイプⅢは、議員の確保が進んでいる特定の組織とそうではない組織に分かれている。タイプⅣは、議員の確保が進んでいない。ただし、国政から地方行政まで議員を確保している組織が1つ（UAゼンセン）ある。国政と地方行政について回答している24組織のうち、双方のレベルにおいて組織内議員を確保しているのは9組織である。議員を確保している議会の範囲で見ると、タイプⅣの中にも議員の確保が進んでいる組織があると言える。
- 国際産業別組織（I T S）の加盟状況を確認すると、30の組織が何らかのI T Sに加盟している。他のタイプと比べるとタイプⅢの組織はI T Sに加盟していない傾向が窺える。
- 回答のあった23組織のうち、国際交流協定があると回答している産別組織は11組織ある。回答のあった23組織の平均値は1.17となっている。タイプ別の特徴を見てみると、タイプⅠは他の組織と比べて協定締結に積極的であることが窺える。一方、締結していないと回答した組織の数より、タイプⅢの組織は、他の組織と比べると協定締結に積極的ではないことが窺える。
- 国際連帯資金を持っている組織は13組織ある。13組織の内訳を見てみると、タイプⅠは3組織、タイプⅡは3組織、タイプⅢは5組織、タイプⅣは2組織となっている。タイプ別に見ると、タイプⅡは、半数の組織が国際連帯資金を持っていると答えている。タイプ別にみた場合の特徴として、他のタイプと比べると、タイプⅡの組織は、国際連帯資金を持っている場合が多いことが窺える。
- 組織強化活動の状況について確認すると、「加盟組織への訪問」や「産業別組織の本部・地域組織による加盟組織の役員を対象とした学習会・研修会」については、多くの産別組織で取り組まれていることが窺える。「未加盟組織への訪問」は他の取り組みに比べると、取り組んでいる組織は少ないものの、15組織が取り組んでいる。
- 組織強化活動について回答のあった37組織の取り組みの実施状況について、取り組んでいる活動の数で見ると、その平均は、2.97となっている。実施状況についてタイプ別に見てみると、いずれのタイプであっても半数を超える組織が平均値以上の活動を行っている。どのタイプにおいても組織拡大に積極的に取り組んでいる組織が一定数以上いる。
- 取り組みの実施状況について、タイプ毎に取り組み数の平均値を計算すると、タイプⅠは3.78、タイプⅡは2.50、タイプⅢは2.50、タイプⅣは4.00となっている。以上の点より、4つのタイプの中では、タイプⅠとタイプⅣの組織が組織拡大活動により積極的に取り組んでいることが窺える。
- 最も実施されていない項目である未加盟組織への訪問の実施状況について見てみると、タイプⅠでは5つの組織が取り組んでいる。具体的な産別組織名を挙げると、自治労、電力総連、情報労連、運輸労連、フード連合がこの活動に取り組んでいる。タイプⅡでは損保労連がこの活動に取

り組んでいる、タイプⅢでは6組織が取り組んでいる。具体的な名称を挙げると、国公連合、交通労連、全国ガス、メディア労連、自治労連、日建協がこの活動に取り組んでいる。タイプⅣでは3つの組織が取り組んでいる。具体的な名称を挙げると、JAM、JEC連合、全国ユニオンがこの活動に取り組んでいる。

- 今後の活動課題について確認すると、課題として上位に挙げられているのは、「組織拡大」、「産業政策」、「労働条件向上」である。タイプにかかわらず、これら3つは課題の上位として挙げられている傾向が窺える。
- タイプ別に課題として挙げられている数を確認すると、タイプⅠでは7つの項目が課題として挙げられている。タイプⅡでは7つの項目が課題として挙げられている。タイプⅢでは12の項目が課題として挙げられている。タイプⅣでは4つの項目が挙げられている。以上の結果から、タイプⅣに属する組織は今後課題と考えている問題がある程度共通していることが窺える。このことから、運動の方向性について、他のタイプと比べると同じ方向を向いていると考えられる。タイプⅣほど統一はされていないが、タイプⅠも同様の傾向を見てとることができると思われる。逆にタイプⅢは課題として挙げられている項目が多岐に渡っている。このことから、運動の方向性について、他のタイプと比べるとそれぞれの組織が独自の方向を向いて運動しようとしていると考えられる。

参考文献

連合総研 (2001) 『労働組合の未来をさぐる－変革と停滞の90年代をこえて』連合総合生活開発研究所。

「産業別労働組合の機能・役割の現状と課題に関する
調査研究」報告書

2020年3月 発行

編集 公益財団法人 連合総合生活開発研究所
所長 藤本 一郎
〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-14
靖国九段南ビル5階
TEL 03(5210)0851
FAX 03(5210)0852

制作 株式会社 コンポーズ・ユニ
〒108-0073 東京都港区三田1-10-3
TEL 03(3456)1541(代)
FAX 03(3798)3303

